

14.5
465

14. 5-465
1200501217330

アジア年鑑

日本國際問題調査會編

昭和十年版



始



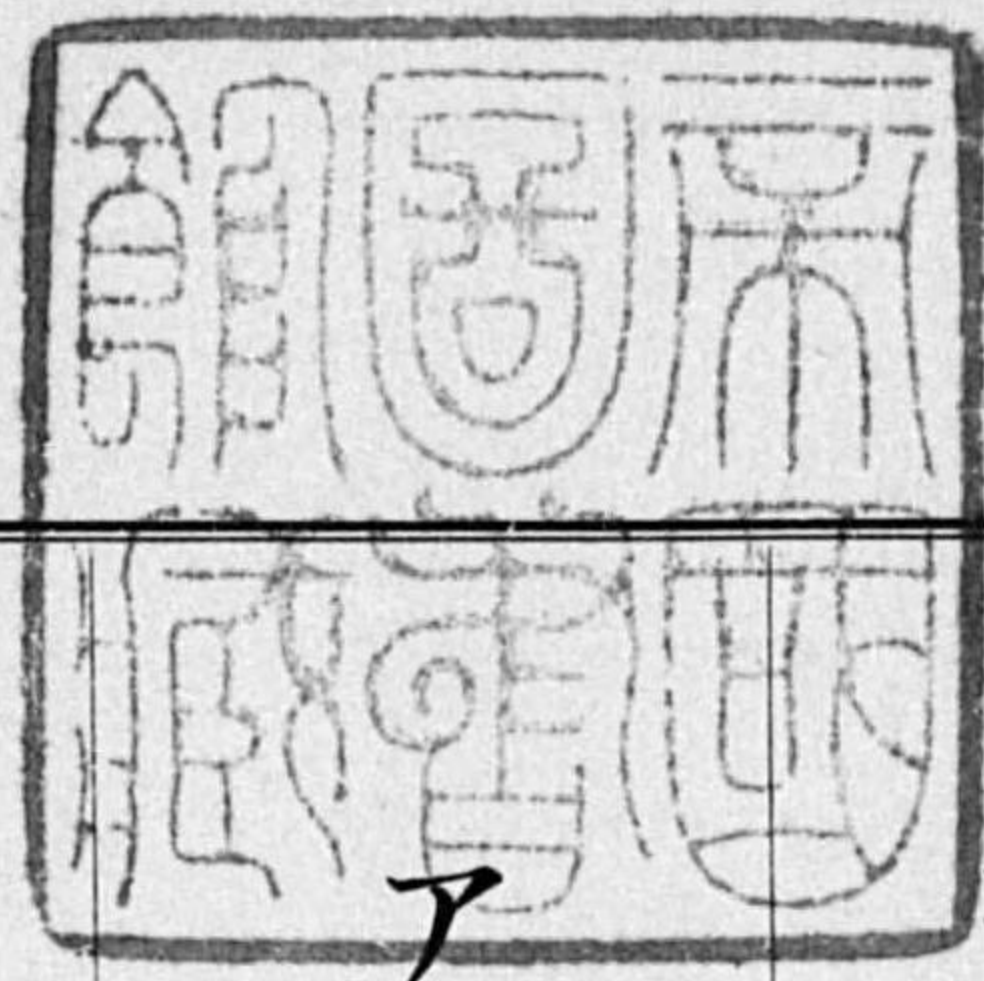
303

日本國際問題調査會編

ア ジ ア 年 鑑

1 9 3 5

河 出 書 房



日本國際問題調査會編

(日本國際年鑑
分冊普及版)

ア
ジ
ア
年
鑑

(昭和十年版)

東京 河出書房



14.5-465

序

最近における日本の民族的飛躍と世界的位置の向上は我國の國民生活をして國際的諸關係と直接なる聯關を有せしめ、一般國民の全世界に對する正確なる知識と適確なる認識を更に一段と必要ならしめるに至つた。斯かる時に當りこの大方の需要に應ずべく生れた「日本國際年鑑」が各公共機關、研究諸家等に好評を以つて迎へられ、豫期以上の成績を挙げ得たのは同人一同の感謝に耐へざるところである。

而して一般讀者層の要求のもだし難きものあるがため、「日本國際年鑑」の普及大衆版として、こゝに、「日本年鑑」、「アジア年鑑」、「アフリカ年鑑」、「オセアニア年鑑」、「北アメリカ年鑑」、「南アメリカ年鑑」、「ヨーロッパ年鑑」を分冊刊行することになつたのである。多岐多難の國際情勢と變轉極まりなき諸國の實情につき、常識涵養のため或は實務處理のため、好參考資料たるを得ば、望外の幸ひである。

昭和十年九月十日

日本國際問題調査會

『アジア年鑑』目次

I 歴史 II 政治現民政長官、首府 III 經濟(財政、産業、貿易、交通、金融) IV 社會・文化 V 自然	2 アフガニスタン (立憲君主國)	I 歴史概観	二
		II 政治	二
		A 政治機構(現國王、首府)	二
		B 行政(現内閣)	二
		C 立法	三

3 アラビア諸國(專制君主國)	アラビア諸國大觀	D 司法	三
		E 地方行政	三
		F 外交	三
		G 國防	三
		III 經濟	三
		A 財政	三
		B 金融	三
		C 度量衡	三
		D 生産	四
		E 外國貿易	四
		F 交通・通信	四
IV 社會	五		
V 文化	五		
VI 自然	五		

4 イラク(立憲君主國)	アラビア諸國大觀	I 歴史概観	六
		II 政治	六
		A 政治機構(現國王、首府)	六
		B 行政(現内閣)	六
		C 立法(現議會)	六
		D 司法	六
		E 地方行政	六
		F 外交	六
		G 國防	六
		III 經濟	六
		A 財政	六

II サウディ・アラビア王國	六
I 歴史(現國王、首府)	六
II 政治	六
III 經濟	六
IV 自然	六
三 オーマン王國	六
四 イエーメン王國	六
五 ハドラマウト	六
六 クウエイト	六

凡例

一、「アジア年鑑」は「日本國際年鑑」の第二編アジア篇の分冊普及版にして、「日本年鑑」、「アフリカ年鑑」、「オセアニア年鑑」、「北アメリカ年鑑」、「南アメリカ年鑑」、「ヨーロッパ年鑑」の姉妹篇である。

一、その蒐録するところは滿洲國、中華民國、インド、蘭領インド、フィリッピン等を主とし、日本を除く全アジアの獨立國十ヶ國、植民地二十二ヶ國、委任統治地三ヶ國、租借地一ヶ國その内容は一様に各國を歴史、皇室政治、經濟、社會、文化、自然の七章に分け、各章を別掲目次に示す通りの各項目に分つて詳述した。

一、また滿洲國及び中華民國等の主要國においては特に「年誌」の章を設け、一九三三年一月一日より三四年九月末日に至るまでの重要日誌を附し以つて讀者の参照に供した。

一、その他特に中華民國においては「中國ソヴェート」の章を設けて、最近の中國共產黨運動の動勢を明かにし、バレスタインにおいては「ユダヤ王國」の章を設けて、現在世界各國において重大問題となつてゐるユダヤ民族の歴史的解説を與へ、その現狀を詳述した。更にベルシアにおいては「古代サラセン帝國」の章を設けて、古代ベルシアの燦然たる繁榮の跡を明かにし、以つて現代ベルシアの國情の理解に便ならしめた。

一、なほ編輯方法、記述方法、項目内容、用語法等に就いて詳しくは卷末に附せる「日本國際年鑑」の凡例を参照せられたし。

D 労働	1 階級運動	2 農民運動	C 階級運動	1 階級運動	2 現勢	1 沿革	B 民族運動	1 民族運動	2 階級關係	3 民族關係	2 職業關係	1 身分關係(種姓制度)	A 社會構造	1 身分關係(種姓制度)	2 職業關係	3 民族關係	4 階級關係	III 社會	4 主要國別貿易	5 主要貿易港	H 物價	1 運輸・交通	2 船舶	J 通信	1 郵便	2 電信	3 無線電信	4 電話		
三	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

2 印度學	1 哲學	D 學術	4 高等教育	3 中等教育	2 初等教育	1 教育行政	B 教育	8 キリスト教	7 拜火教	6 ジャーナ教	5 シーク教	4 佛教	3 マホメット教	2 ヒンズー教	1 概説	A 宗教	4 勞働爭議	E 社會運動	3 賃銀	2 勞働狀態	1 勞働組合	III 經濟	4 新憲法草案の發表	三 新インド統治法案の發表	二 英印圓卓會議	一 反英運動激化の意義	I 政治の動勢	3 國防費	2 海軍	1 陸軍	H 國防	7 官選議員團	G 外交	6 ヨーロッパ人會	5 中央回教徒黨	4 獨立派	3 國民黨	2 スワラジ黨	1 概説	F 政黨	3 藩部		
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

3 醫學	1 音樂	2 彫刻	3 建築	4 文學	F 新聞	G 言語	H 風俗	VI 自然	2 地勢	1 位置	A 自然的條件	2 面積・人口	1 面積	2 人口	E 住民	F 都市
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

V 自然	III 社會・文化	F 通信	E 交通	D 外國貿易	C 產業	B 貨幣	I 歴史概観	II 政治	A 政治機構	1 概説	2 英本國における政務機關	B 行政	1 總督(現總督、首府)	2 内閣(現内閣)	C 立法(現議會)	D 司法	E 地方行政	1 概説	2 直轄部	5 インド (英領)
二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

6 ヨーロッパ人會	5 中央回教徒黨	4 獨立派	3 國民黨	2 スワラジ黨	1 概説	F 政黨	3 藩部	I 政治の動勢	一 反英運動激化の意義	二 英印圓卓會議	三 新インド統治法案の發表	四 新憲法草案の發表	III 經濟	A 財政	1 概説	2 中央財政	3 地方財政	G 外交	7 官選議員團	H 國防	1 陸軍	2 海軍	3 國防費	I 政治の動勢	一 反英運動激化の意義	二 英印圓卓會議	三 新インド統治法案の發表	四 新憲法草案の發表	E 貨幣	1 貨幣制度	2 通貨の種類	3 度量衡	F 生産	1 産業大觀	2 農業	3 畜産業	4 林業	5 水産業	6 鑛業	7 工業	G 外國貿易	1 概説	2 主要輸入品	3 主要輸出品							
六	六	六	六	六	六	五	五	七	七	七	七	七	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

2 主要輸出品	1 概説	G 外國貿易	7 工業	6 鑛業	5 水産業	4 林業	3 畜産業	2 農業	1 産業大觀	F 生産	3 度量衡	2 通貨の種類	1 貨幣制度	E 貨幣	4 郵便貯金	3 土着金融機關	2 爲替銀行	1 中央銀行	D 金融	C 國際貸借	B 資本	4 公債
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	元

6 英領ボルネオ

- 一 總観
- 二 英領北ボルネオ
 - I 歴史
 - II 政治(現總督、首府)
 - III 經濟
 - IV 社會・文化
 - V 自然
- 三 フルネイ王国
 - I 歴史(現國王)
 - II 政治(現英國駐劄官、首府)
 - III 經濟
 - IV 社會・文化
 - V 自然
- 四 サラワク王国
 - I 歴史(現國王、首府)
 - II 政治
 - III 經濟
 - IV 社會・文化
 - V 自然

㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟

7 英領マレー

- 一 總観
- 二 海峡植民地
 - I 歴史概観
 - II 政治
 - A 政治機構(現總督、首府)
 - B 行政
 - C 立法
 - D 司法
 - E 地方行政
 - F 防備
 - III 經濟
 - A 財政
 - B 金融
 - C 貨幣
 - D 度量衡
 - E 産業
 - F 外國貿易
 - G 交通
 - H 通信
- III 社會・文化

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

- V 自然
- A 位置・地勢
- B 氣候
- C 面積・人口
- D 住民
- E 主要都市
- VI 附屬島嶼
 - A ラブアン島
 - B ココス諸島
 - C クリスマス島
- 三 マレー聯邦
 - I 歴史概観
 - II 政治
 - A 行政(現植民地長官、各聯邦の領主、駐劄官、首府)
 - B 立法
 - C 司法
 - D 地方行政
 - III 經濟
 - A 財政
 - B 貨幣
 - C 産業
 - D 外國貿易
 - E 交通

㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒ ㋓ ㋔ ㋕ ㋖ ㋗ ㋘ ㋙ ㋚ ㋛ ㋜ ㋝

8 廣州灣 (佛租借地)

- F 通信
- III 社會・文化
- V 自然
- A 位置・地勢
- B 氣候
- C 面積・人口
- D 住民
- 四 マレー非聯邦
 - I 總観
 - II ジョホール王国
 - III ケダール王国
 - IV ペルリス王国
 - V ケランタン王国
 - VI トレンガヌー王国

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

9 サイプラス島 (英領)

- I 歴史
- II 政治(現總督、首府)
- III 經濟(財政、金融、度量衡、産業、外國貿易、交通、通信)
- IV 社會・文化
- V 自然

㊾ ㊿ ㋀ ㋁

10 サガレン (ソ領)

- I 歴史
- II 政治(行政府所在地)
- III 經濟(サガレンにおける日本の利権)
- IV 社會・文化
- V 自然

㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆

11 シアム (立憲君主國)

- I 歴史概観

㋇

- II 皇室(首府)
 - III 政治
 - A 政治機構(現内閣)
 - B 地方行政
 - C 外交
 - D 國防
 - III 經濟
 - A 財政(公債)
 - B 金融
 - C 貨幣
 - D 度量衡
 - E 生産(産業大觀、農業、畜産業、林業、漁業、鑛業、工業)
- VI 社會
 - A 宗教
 - B 教育
 - C 新聞
 - D 風俗
 - E 言語

㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒ ㋓ ㋔ ㋕ ㋖ ㋗ ㋘ ㋙ ㋚ ㋛ ㋜ ㋝ ㋞ ㋟ ㋠ ㋡ ㋢ ㋣ ㋤ ㋥ ㋦ ㋧ ㋨ ㋩ ㋪ ㋫ ㋬ ㋭ ㋮ ㋯ ㋰ ㋱ ㋲ ㋳ ㋴ ㋵ ㋶ ㋷ ㋸ ㋹ ㋺ ㋻ ㋼ ㋽ ㋾ ㋿ ㌀ ㌁ ㌂ ㌃ ㌄ ㌅ ㌆ ㌇ ㌈ ㌉ ㌊ ㌋ ㌌ ㌍ ㌎ ㌏ ㌐ ㌑ ㌒ ㌓ ㌔ ㌕ ㌖ ㌗ ㌘ ㌙ ㌚ ㌛ ㌜ ㌝ ㌞ ㌟ ㌠ ㌡ ㌢ ㌣ ㌤ ㌥ ㌦ ㌧ ㌨ ㌩ ㌪ ㌫ ㌬ ㌭ ㌮ ㌯ ㌰ ㌱ ㌲ ㌳ ㌴ ㌵ ㌶ ㌷ ㌸ ㌹ ㌺ ㌻ ㌼ ㌽ ㌾ ㌿

1	資本輸入	九
2	資本輸出	九
C	國際貸借	九
D	金融	九
1	概説	九
2	外國銀行	九
3	支那銀行	九
4	錢莊	九
5	質屋	九
6	信用組合	九
E	貨幣	九
1	貨幣制度	九
2	紙幣	九
3	貨幣	九
F	度量衡	九
G	生産	九
1	産業大觀	九
2	農業	九
3	畜産業	九
4	林業	九
5	鑛業	九
6	工業	九
H	商業	九
1	國內商業	九

2	外國貿易	一〇
3	物價	一〇
I	運輸・交通	一〇
1	概説	一〇
2	道路	一〇
3	鐵道	一〇
4	船舶	一〇
5	航空(中國航空公司、歐亞航空)	一〇
J	通信	一〇
K	經濟・産業團體	一〇
L	經濟政策	一〇
III	社會	一〇
A	社會構造	一〇
B	民族運動	一〇
C	階級運動	一〇
D	勞働	一〇
1	勞働組合	一〇
2	勞働爭議	一〇
3	勞働法規	一〇
E	失業	一〇
F	社會運動	一〇
V	文化	一〇
A	宗教	一〇

1	概説	一一
2	儒教	一一
3	道教	一一
4	佛敎	一一
5	喇嘛敎	一一
6	キリスト敎	一一
7	モハメット敎	一一
B	教育	一一
1	概説	一一
2	初等教育	一一
3	中等教育	一一
4	高等教育	一一
5	社會教育	一一
C	科學	一一
1	精神科學	一一
2	醫學	一一
D	藝術	一一
1	音樂	一一
2	美術工藝	一一
3	建築	一一
4	文學	一一
5	演劇	一一
E	新聞	一一
F	風俗	一一

VI	自然	二六
A	自然的條件	二六
B	地勢	二六
1	山岳	二六
2	高原・平野	二六
3	水系	二六
4	湖沼	二六
5	沿岸線	二六
C	地質	二六
D	氣候	二六
E	面積	二六
F	人口(人種、在外支那人)	二六
G	都市	二六
VII	中國ソヴェート	二六
A	中央ソヴェート政府の組織	二六
B	ソヴェート區	二六
1	江西・福建・廣東省境區	二六
2	江西・湖南省境區	二六
3	江西・東北區	二六
4	湖北・河南・安徽省境區	二六
5	湖北中部區	二六
6	湖北東南區	二六
7	湖北西部區	二六
C	各ソヴェート政府の組織	二六

1	概説	二七
2	福建西部ソヴェート	二七
3	江西西部ソヴェート	二七
D	黨組織	二七
E	中國紅軍	二七
F	財政	二七
G	金融・貨幣	二七
H	産業	二七
I	貿易	二七
J	交通・通信	二七
1	交通	二七
2	通信	二七
K	社會施設	二七
1	概説	二七
2	土地政策	二七
3	勞働政策	二七
4	社會政策	二七
L	文化政策	二七
1	宗教問題	二七
2	教育政策	二七
VIII	年誌	二七
(自一九三三年一月一日)		
(至一九三四年九月三〇日)		

18	西藏(中華外領)	二七
I	歴史	二七
II	政治(首府、對外關係)	二七
III	經濟(産業、商業、交通)	二七
IV	社會・文化	二七
V	自然	二七
19	トランス・コーカシア聯邦共和國(ソ領)	二七
I	歴史	二七
II	政治(現中央執行委員會議長、行政中心地)	二七
III	經濟	二七
IV	社會・文化	二七
V	自然	二七
ニアルメニア共和國		二七
I	歴史	二七
II	政治(行政中心地)	二七
III	經濟	二七

III 社會・文化
V 自然
三 アゼルバイジャン共和國

- I 歴史
- II 政治(行政中心地)
- III 經濟
- III 社會・文化
- V 自然

四 ジョルジア共和國

- I 歴史
- II 政治(行政中心地)
- III 經濟
- III 社會・文化
- V 自然

20 トランスジョルダン (英委任)

- I 歴史
- II 政治(現國王、首府)
- III 經濟
- III 社會・文化
- V 自然

21 トルコ (立憲共和國)

- I 歴史概観
- II 政治
- A 政治機構(現大統領、首府)
- B 行政(現内閣)
- C 立法(現議會)
- D 司法
- E 地方行政
- F 政黨
- G 外交
- H 國防

III 經濟

- A 財政(外債)
- B 銀行
- C 貨幣
- D 度量衡(曆)
- E 生産(農業、畜産業、林業、水産業、鑛業、工業)
- F 外國貿易
- G 交通

III 社會

- A 社會構造
- B 民族運動
- C 社會運動
- D 社會事業
- E 衛生

V 文化

- A 宗教
- B 教育
- C 藝術
- D 新聞
- E 風俗
- F 言語
- VI 自然
- A 地理
- B 氣候
- C 面積
- D 人口
- E 住民
- F 都市
- VII 古代サラセン帝國
- A 概説
- B 歴史
- C 政治制度
- D サラセン文化

22 ネパール (專制君主國)

- I 歴史
- II 政治(現國王、宰相、首府)
- III 經濟
- III 社會・文化
- V 自然

23 パレスタイン (英委任)

- I 歴史概観
- II 政治
- A 政治機構(現民政長官、首府)
- B ユダヤ人自治機關
- C 司法
- D 國防
- III 經濟
- A 財政
- B 金融
- C 貨幣(度量衡)
- D 産業

24 バイレン諸島 (英領)

- E 外國貿易
- F 交通
- G 通信
- III 社會・文化
- V 自然
- VI ユダヤ王國
- A 概説
- B ユダヤ教
- C ユダヤ人問題
- D ユダヤ人解放運動
- E ユダヤ人の社會的發展

25 フィリッピン (米領)

- I 歴史・政治(現政務官、首府)
- II 經濟
- III 社會・文化
- V 自然
- I 歴史概観

II 政治

- A 政治機構
- B 總督(現總督、首府)
- C 立法
- D 司法
- E 地方行政
- F 國防
- G 政治の動勢(獨立問題)
- III 經濟
- A 財政(國債)
- B 金融
- C 貨幣
- D 生産(産業大觀、農業、畜産業、林業、水産業、鑛業、工業)
- E 外國貿易
- F 交通
- G 通信
- III 社會(民族運動)
- V 文化
- A 宗教
- B 教育
- C 風俗
- VI 自然
- A 位置

<ul style="list-style-type: none"> III 經濟 <ul style="list-style-type: none"> A 財政(外債) B 資本 C 金融 H 國防 G 外交 F 政黨 E 地方行政 D 司法 C 立法(現議會) B 行政(現內閣) A 政治機構(首府) 	29 ペルシア (立憲君主國)	<ul style="list-style-type: none"> II ボンヂシエリ III カリカル III シャンデルナゴル V マエ VI ヤナオン
<ul style="list-style-type: none"> III 經濟 <ul style="list-style-type: none"> D 通貨 E 度量衡 F 産業 G 國內商業 H 外國貿易 I 交通 J 通信 V 社會 <ul style="list-style-type: none"> A 社會構造 B 民族運動 C 階級運動 VI 文化 <ul style="list-style-type: none"> A 宗教 B 教育 C 藝術(美術、建築、文學、演劇) VII 自然 <ul style="list-style-type: none"> A 位置 B 地理 C 地質 D 氣候 E 面積・人口 	30 葡領インド諸領	<ul style="list-style-type: none"> I 概説(現總督、總督府所在地) II ゴア III ダマン III デイウ島
<ul style="list-style-type: none"> I 歴史概観 II 政治 <ul style="list-style-type: none"> A 政治機構(現總督、首府) B 立法 C 司法 D 防備 	32 香港 (英領)	<ul style="list-style-type: none"> I 歴史概観 II 政治
<ul style="list-style-type: none"> I 歴史概観 II 皇室 III 政治 <ul style="list-style-type: none"> A 政治機構(首府) 	31 葡領チモール	<ul style="list-style-type: none"> F 都市

<ul style="list-style-type: none"> I 歴史 II 政治(現國王、首府) III 經濟 III 社會・文化 V 自然 	26 ブータン (專制君主國)	<ul style="list-style-type: none"> B 地勢 C 地質 D 氣候 E 面積 F 人口 G 住民(在留日本人) H 移民政策
<ul style="list-style-type: none"> I 歴史概観 II 政治 <ul style="list-style-type: none"> A 政治機構(現總督、首府) B 司法 	27 佛領インド支那	<ul style="list-style-type: none"> III 經濟 <ul style="list-style-type: none"> D 通貨 E 度量衡 F 産業 G 國內商業 H 外國貿易 I 交通 J 通信 V 自然 <ul style="list-style-type: none"> A 位置 B 地勢 C 氣候 D 面積・人口 E 住民 VI 交趾支那 <ul style="list-style-type: none"> A 歴史・政治(首府)
<ul style="list-style-type: none"> III 社會・文化 <ul style="list-style-type: none"> A 民族運動 B 衛生 C 宗教 D 教育 E 風俗 G 通信 F 交通 E 外國貿易 D 生産 C 貨幣 B 金融 A 財政 	28 佛領インド諸領	<ul style="list-style-type: none"> III 經濟 <ul style="list-style-type: none"> D 統治政策 C 國防
<ul style="list-style-type: none"> VII トンキン <ul style="list-style-type: none"> A 歴史・政治(首府) B 經濟 C 自然 VIII 安南 <ul style="list-style-type: none"> A 歴史・政治(現國王、首府) B 經濟 C 自然 K カムボジア <ul style="list-style-type: none"> A 歴史・政治(現國王、首府) B 經濟 C 自然 D 遺跡 E 自然 X ラオス <ul style="list-style-type: none"> A 歴史・政治(首府) B 經濟 C 自然 	29 佛領インド支那	<ul style="list-style-type: none"> I 概説

III 經濟		1 概説	三三
A 財政(公債)	二四	2 滿洲國銀行	三三
B 金融	二四	3 外國銀行	三四
C 貨幣	二四	4 滿洲舊來の金融機關	三四
D 度量衡	二四	D 貨幣	三四
E 産業	二四	1 舊紙幣の回收	三四
F 外國貿易	二四	2 新貨幣制度	三五
G 交通	二四	3 外國通貨	三五
H 通信	二五	E 度量衡	三五
III 社會・文化	二五	1 新度量衡の制度	三五
V 自然	二六	2 新單位	三五
II 皇室		F 生産	二六
宮内府	一九	1 産業大觀	二六
帝室審議會官制	一九	2 農業	二六
參議府	一九	3 畜産業	二八
國都	一九	4 林業	二九
III 政治		5 水産業	二九
A 政治機構	一九	6 鑛業	三〇
1 滿洲國の國家體制	一九	7 工業	三三
2 帝制の實施	一九	G 商業	三三
3 臨時憲法の全文	一九	1 國內商業	三三
4 新帝國の國家體制	二〇	2 外國貿易	三三
5 日滿議定書	二〇	3 物價	三三
B 行政		H 運輸・交通	三四
1 國務院	二〇	1 概説	三四
2 國務院會議	二〇		
3 各部組織	二〇		
4 現國務院の構成	二〇		
5 監察院(現監察院長)	二〇		
C 立法(現立法院長)			
D 司法	二〇		
1 法院(現最高法院長)	二〇		
1 檢察廳	二〇		
E 地方行政	二〇		
1 地方行政機構の一大改革	二〇		
IV 社會			
A 社會構造(職業關係、民族關係)	二六		
B 民族運動	二六		
1 民族統合運動(協和會、大滿洲國正義團)	二六		
2 反日運動(反日運動の激化、掃匪工作の進捗、反日滿軍の現勢)	二六		
C 階級運動	二六		
1 中國共產黨の侵入	二六		
2 中國共產黨滿洲委員會の結成	二六		
3 最近の共產主義運動	二六		
D 勞働	二六		
1 勞働組合	二六		
V 社會			
A 社會構造(職業關係、民族關係)	二六		
B 民族運動	二六		
1 民族統合運動(協和會、大滿洲國正義團)	二六		
2 反日運動(反日運動の激化、掃匪工作の進捗、反日滿軍の現勢)	二六		
C 階級運動	二六		
1 中國共產黨の侵入	二六		
2 中國共產黨滿洲委員會の結成	二六		
3 最近の共產主義運動	二六		
D 勞働	二六		
1 勞働組合	二六		
VI 文化			
A 國祭	二七		
B 宗教	二七		
1 概説	二七		
2 佛教	二七		
3 道教	二七		
4 喇嘛教	二七		
5 回教	二七		
6 基督教	二七		
C 教育	二七		
1 古建築	二七		
2 壇廟	二七		
3 宗教建築	二七		
4 宮殿墳墓	二七		
E 新聞(漢字新聞、日本新聞、外字新聞)	二七		
F 風俗	二七		
G 言語	二七		

III 經濟		2 新省の區劃	二五
A 財政(公債)	二四	3 新各省首腦部の決定	二五
B 金融	二四	F 外交	二五
C 貨幣	二四	G 國防	二五
D 度量衡	二四	H 政治の動勢	二五
E 産業	二四	一 日本の在滿機構改革	二六
F 外國貿易	二四	二 北鐵讓渡交渉の成立	二六
G 交通	二四	III 經濟	
H 通信	二五	A 財政	二六
III 社會・文化	二五	1 概説	二六
V 自然	二六	2 月次豫算	二六
II 皇室		3 大同元年度豫算	二六
宮内府	一九	4 税制(徵稅機關、租稅體系、國民負擔の輕減)	二六
帝室審議會官制	一九	5 大同二年度豫算	二六
參議府	一九	6 公債(朝鮮銀行借款、建國公債、內國債、地方債、彩票)	二六
國都	一九	B 資本	二六
III 政治		1 日本資本(最近の日本資本の進出)	二六
A 政治機構	一九	2 列國の對滿投資	二六
1 滿洲國の國家體制	一九	C 金融	二六
2 帝制の實施	一九	1 概説	二六
3 臨時憲法の全文	一九		
4 新帝國の國家體制	二〇		
5 日滿議定書	二〇		
B 行政			
1 國務院	二〇		
2 國務院會議	二〇		
3 各部組織	二〇		
4 現國務院の構成	二〇		
5 監察院(現監察院長)	二〇		
C 立法(現立法院長)			
D 司法	二〇		
1 法院(現最高法院長)	二〇		
1 檢察廳	二〇		
E 地方行政	二〇		
1 地方行政機構の一大改革	二〇		
IV 社會			
A 社會構造(職業關係、民族關係)	二六		
B 民族運動	二六		
1 民族統合運動(協和會、大滿洲國正義團)	二六		
2 反日運動(反日運動の激化、掃匪工作の進捗、反日滿軍の現勢)	二六		
C 階級運動	二六		
1 中國共產黨の侵入	二六		
2 中國共產黨滿洲委員會の結成	二六		
3 最近の共產主義運動	二六		
D 勞働	二六		
1 勞働組合	二六		
V 社會			
A 社會構造(職業關係、民族關係)	二六		
B 民族運動	二六		
1 民族統合運動(協和會、大滿洲國正義團)	二六		
2 反日運動(反日運動の激化、掃匪工作の進捗、反日滿軍の現勢)	二六		
C 階級運動	二六		
1 中國共產黨の侵入	二六		
2 中國共產黨滿洲委員會の結成	二六		
3 最近の共產主義運動	二六		
D 勞働	二六		
1 勞働組合	二六		
VI 文化			
A 國祭	二七		
B 宗教	二七		
1 概説	二七		
2 佛教	二七		
3 道教	二七		
4 喇嘛教	二七		
5 回教	二七		
6 基督教	二七		
C 教育	二七		
1 古建築	二七		
2 壇廟	二七		
3 宗教建築	二七		
4 宮殿墳墓	二七		
E 新聞(漢字新聞、日本新聞、外字新聞)	二七		
F 風俗	二七		
G 言語	二七		

VII 自然		三九
A 自然的條件		三九
B 地理		三九
C 地質		三九
D 氣候		三九
E 面積・人口		三九
1 面積		三九
2 人口		三九
F 住民(人口政策)		三九
G 都市		三九
VIII 年誌		三九
(自一九三三年一月一日 至一九三四年九月三〇日)		三九
35 蒙古 (中華外領)		三九
I 蒙古大觀		三九
I 總説		三九
II 歴史		三九
III 政治(内蒙古の獨立)		三九
III 經濟		三九
V 社會・文化		三九
VI 自然		三九
II 蒙古國民共和國		三九
36 蘭領インド諸島		三九
I 歴史概観		三九
II 政治		三九
A 政治機構(現總督、首府)		三九
B 司法		三九
C 地方行政		三九
D 國防(陸軍、海軍)		三九
E 統治政策		三九
III 經濟		三九
A 財政(公債)		三九
B 資本		三九
I 歴史		三九
II 政治(現大統領、首府)		三九
III 經濟		三九
III 社會・文化		三九
V 自然		三九
III 唐努トウヴァ共和国		三九
I 歴史		三九
II 政治(現大統領、首府)		三九
III 經濟		三九
III 社會・文化		三九
V 自然		三九
C 金融		三九
D 貨幣		三九
E 度量衡		三九
F 生産(産業大觀、農業、畜産業、漁業、鑛業)		三九
G 商業(國內商業、外國貿易、日蘭會商)		三九
H 交通(道路、鐵道、海運、航空)		三九
I 通信(電信、郵便、電話)		三九
III 社會		三九
A 社會構造		三九
B 民族運動		三九
C 階級運動		三九
V 文化		三九
A 宗教		三九
B 教育		三九
C 風俗		三九
VI 自然		三九
A 位置		三九
B 地理		三九
C 氣候(雨量)		三九
D 面積・人口		三九
E 住民(人種的差別)		三九
F 土地制度		三九
G 主要都市		三九

I アデン 英領
英・獨・佛 Aden

I 歴史 アデンは紅海の入口にあたる東亞交通の衝路にあたり、軍事的にも經濟的にも極めて重要な地を占めてゐる爲め、附近一帯の地を含めて早くよりイギリスの支配圏内に屬してゐる。現在の領土は一九〇五年の英土會議(Anglo-Ottoman Commission)によつて規定されたものである。その後世界大戰の結果、その北隣にイギリス王國(United Kingdom)がトルコ支配下より獨立したが、アデン保護領とイエメン王國との國境は一九〇五年の協定がそのまゝ有效とされてゐる。

II 政治 アデンはイギリスの植民地にして附近の保護領を合して行政的には一九二二年四月一日以來ボムベイ州政廳の管下を離れて、インド總督の直接の任命及び監督を受ける民政長官(Civil Commissioner)の下に獨立州の地位を有する。但しアデンがインド總督の支配を離れて、獨立植民地となる案は遠からずして實現される筈である。ペリム島(Perim)、クリアムリア諸島(Kuria Muria)、ソコトラ島(Sokatra)はアデンの屬領を成す。また軍事的にアデンは東西交通の衝路にあたるため極めて重要な位置を占め、要塞の施設を有する。アデンの政務長官は同時に知事(Resident)及び軍司令官(Commandant-in-Chief)を兼ねる。

【民政長官】ピー・アール・レイリー中將(B. R. Reilly) 一九三一年四月一八日任命。

【首府】アデン(Aden)。

III 經濟 【財政】アデン政廳の財源は酒税、アヘン税、鹽稅、所得稅、裁判料、罰金等を主とする。一九三二—三三年度の總歳入は九三、九〇八ルビー、總歳出は四、七九、六七五ルビーに上る。【産業】アデンは産業的には極めて貧弱にして、僅かに鹽及び葉卷煙草の製造が主に行はれてゐるに過ぎない。また Show と稱されてゐる船の製造は盛んである。【貿易】一九三二—三三年度の外國よりの輸入は海路によるもの四、九九、八三、五三七ルビー、陸路によるもの一〇、二三、〇七四ルビー、金銀三六、五八、九六五ルビーにして、總計五、四六、六五、五七八ルビー(前年の總計は五、六二、九四、八一四ルビー)に上る。主要輸入品は石油、綿製品、穀物、ゴム、煙草、石炭、コーヒー、砂糖、果實、野菜、その他の食料品等である。また同年の輸出は海路によるもの三、〇六、六六、三二〇ルビー、陸路によるもの四、九八、五八〇ルビー、金銀三六、〇七、七五七ルビーにして、總計三、四七、七二、六四七ルビー(前年の總計は三、七六、六二、八二九ルビー)に上る。主要輸出品は鹽、コーヒー、ゴム、皮革、綿製品、煙草、穀物、砂糖、その他の食料品等である。(政府關係のもの以上の總計には含まれてゐない。)以上の如くアデンの外國貿易は年々多額の輸入の超過を見てゐるがその輸出入商品は多くこの地において生産消費されるにあらずして、通過貿易を特質とする。【交通】アデンはスエズ運河開通以來歐亞交通の要衝となり急激な發達を見、歐亞航路の重要な給炭所として定期船の重要な寄港地となつた。一九三二—三三年度におけるアデン港の入港船舶は一、四六一隻、六、〇九二、一八七噸に上る。うち七八八隻まではイギリス船にして、日本船も郵船の歐洲航路の寄港地である。その他ペリム島の入港船は二七三隻に上る。またアデンは海底電信、無線電信のステーションとしても極めて重要である。【金融】銀行はインド國立銀行(National Bank of India, Limited)の一支店があり、その他、私立銀行の設立を見てゐる。また貨幣はインドのルビー貨(Rupee)が用ひられてゐる。

III 社會・文化 アデンは人種的に少數のイギリス人を支配者として、多數のアラブ族がその植民地的搾取を受けてゐる。その屬領たる保護領は數多の酋長國に分れ、イギリスの保護下に各々酋長により原始的の支配を受ける。この地方は嘗つてはマホメットの支配下にあり、文化的にもマホメット文明の影響下に極めて恵まれた地位にあつたが、現在においては何等見るべきものがない。然しアデンは今日アラビアにおいて最も文化的に進んだ地方に屬する。宗教は土民の間に回教が信ぜられ、教育は殆んど普及してゐない。

V 自然 アデンはアラビア半島の南西端を占め、東方はバアエルマンデブ海峡に臨み、その面積は七五平方哩である。その屬領たるアデン保護領(Aden Protectorate)及びハドラマウト(Hadhramaut)は約四二、〇〇〇平方哩、ペリム島は五平方哩である。これ等の地方は多く海岸に沿へる山岳性地带にして、アラビアにおいて、その北隣にあたるイエメンと並んで肥沃帯を成せるも、氣候酷烈不良にして雨量少く産業の發達を阻害することが甚しい。一九三一年におけるアデン及びペリムにおける人口は四八、三三八人にして、一九二一年の五四、九二三人に比較すれば約一二%の減少振りを示してゐる。また住民はセム系のアラブ族(Arabs)を主とする。

アフガニスタン

立憲君主國

英・獨・佛 Afghani

I 歴史概観

アフガニスタンは、インド、ペルシア、支那中央アジアの間にあり、この三つの國の歴史的發展に烙印を押してゐる。アフガニスタンは、通過してインドから近東へ、地中海へ、または支那への主要な陸路が通過してゐる。ヒンズーの山脈は、インドから中央アジア平原へ達する峻しいが唯一の近路になつてゐる。アフガニスタンのかういふ位置は、古來から西南へ即ち今のペルシア、トルコ等の諸領土へ移動して來た諸民族の闘争対象となり、常にその政治的、文化的變動の影響を受けて來た。古代ペルシアの勢力と文化とが西北インドに及んだ際にも、ギリシヤのアレキサンダー大王のインド侵入の時にも、アフガニスタンは一々その影響を被つた。特にアフガニスタンは近代帝國主義の問題となり初めたのは、一九世紀の終りから二〇世紀の初めであつて、一方にイギリスのインド經略が進捗しつつある間に、ロシアの中央アジア併呑の企圖もまた兆しつつあり、アフガニスタンは、この兩國の緩衝國として立つことゝなつた。英露の勢力の對峙激しくなるに従つてイギリスはロシアに對するインドの外衛としてアフガニスタンを自己の勢力地とする必要を感じざるに至つた。一八三九年の第一アフガン戦争に際して、イギリスは、カブールを占領し、ア

フガニスタンを監視してロシアのインドに對する野心を防ぐ政策を執つた。而るにその後政策の宜しきを得ず、イギリス駐屯軍並びに在留民は撤退を餘儀なくされ、途中カイバル峠でアフガン人に掩撃されて殆んど全滅の憂目を見た(一八四二年一月)。

その後イギリスのインド征服事業著々と進捗すると共に、ロシアの中央アジア侵略もまた成功し、一八七六年頃には中央アジアは全くロシアの勢力下になり、アフガニスタンは亦ロシアの勢力範囲になりつゝあつたが、一八八〇年第二アフガニスタン戦争によつて、遂にイギリスはアフガニスタンをその保護國とした。

アフガニスタンはイギリスの半植民地の地位にあつたのは一九一九年までであつて、將來、その住民は言語を異にする種多な部族から成つてゐる政治的統一は困難な状態に起つたが、日露戦争後、インド人の國民運動が起つて、イギリスが大いに苦慮しつゝあつた時代は、直ちにアフガニスタンの影響も、獨立と自由の氣運益々濃厚となり、たま／＼世界大戦の勃發は民族解放運動に機會を與へ、壯烈を極めたイギリス。アフガニスタン戦争はイギリスの敗北に終り、一九二一年には、アフガニスタンは、イギリスとの條約によつて遂に獨立國となり、翌一九二二年立憲君主政體を採るに至つた。しかしながら、インドを問題としての英露の紛糾は、

法律はシャハラ (Shah) 即ちイスラム教典に基づいてゐる。

E 地方行政 アフガニスタンの地方制度は行政上五個の大州 (major province) と四個の小州 (minor province) とに分た。即ちカウール (Kabul)、カンダハル (Kandahar)、ラッパ (Herat)、メザール (Mezar)、カタガン、パダカニヤン (Kaghan-Padkashan) の五大州には「ナイン・タル・ノクマ」(Nain-ul-Hukmah) という名稱の知事をおき、またフアラ (Farah)、イイマナ (Maimana)、シヤチヤシキ (Sijak-i-Mashariq)、東部地方の意)「シヤチヤシキ」(Simak-i-Jambh) の四小州には「ハキムアラ」(Hakim-i-Aala) と稱する知事がおかれ、ある程度の地方自治が行はれてゐる。

F 外交 アフガニスタンは最も濃厚な關係を有するのは、過去において多年勢力の角逐のあつた英露兩國で、一九二一年同國獨立後最初の修好條約をロシアと締結し、ロシアはメルブ附近地帯を同國に譲り、補助金を與へて親善關係を確立した。これにやゝおかれてイギリスは相互外交使臣の交換、年金の補助、兵器の自由通過等を許して修好條約の調印を了り、ついで一九二三年に通商條約を締結して通商關係を促進した。一九二六年にはロシアは不侵略中立條約を結ぶに至り、かくて英、露、佛、伊、土波諸國と外交關係を結び、アフガニスタンの國際的地位は頓に上つた。日本とは一九二八年(昭和三年)修好條約の調印を了つた。歴史概観において述べた如く、アフガニスタンは常に列強特にイギリス及びロシアの手が動いてをり、殊に世界的に民族的自覺が強調されてゐる今日にあつては、事態は益々複雑の度を加へつゝある。一九三四年夏、ロシアが國際聯盟に加入するや、アフガニスタンは九月二五日聯盟事務局

常に入アフガニスタンの獨立を危くするものであつて、一九二八年の春、時の國王アマムラ汗 (Amannullah) が王妃と共に歐洲に遊びて歸るや、大革新を行はんとしたが、これが階級問題、宗教問題、並びに種族問題をひき起し、他國の示唆煽動もあつて國內亂れ、國王はその弟に讓位して首都カブールを逃れ、一九二九年一月叛軍が首都に侵入すると共に新王も亦蒙塵したが、同年九月ナディール汗 (Nadir) が潜王ハビブラ (Habibullah) を倒して新たに國王となり、前王アマムラの意圖を繼承して國政を行つてゐるが、一九三三年一月八日反英派の一學生のために暗殺され、現王ザヒール汗が即位した。

II 政治

A 政治機構 アフガニスタンは中央アジアにおける獨立國の一つにして、世界大戦の結果永年の英露兩國の中心點となつてゐた苦難をたち切つて英國の保護領より脱し、一九二二年立憲君主國となり、立法、行政兩會議は置かれ、政務は王が首腦たる内閣會議で處理されると共に、「アミール」(Amir) と呼ばれてゐた國王の名稱は一九二六年以來「キング」に變更された。

【國王】 モハメット・ザヒール・シャハラ (Muhammad Zahir Shah)。前國王ナディール汗の子で一九一四年カブールに生れ、一九三一年一月七日從姉妹と結婚。父王ナディール汗が一九三三年一月八日に暗殺された後を受けて直に即位す。

【首府】 カブール (Kabul)

B 行政 中央官廳は外務、内務、國防、文部、商務、司法、土木の各省から成り、各主務大臣がそれぞれ政務を司り、他に保健、選信の二院が設けられてゐる。現内閣は皇帝ナディール汗暗殺の後を受けて現皇帝モハメット・ザヒール汗の申込をなし、聯盟總會は同二七日これを承認し、こゝにアフガニスタンの國際聯盟に加入することゝなつた。

G 國防 平時においては七萬の常備軍を備へ、戦時には直ちに武裝部落民が編成されることゝなつてゐる。正規軍はハシムト・ナフアリ制度により募集せられる。この制度によれば成年に達した者の八分の一は兵役に服することになつてゐる。軍隊教育は憲兵の訓練に初まり寧ろ近代軍隊組織としてよりも憲兵組織が發達してゐる。大部分の高級士官は陸軍大學の卒業生で且つ若い士官のトルコに遊學する者が多い。空軍は小部隊であるがロシア勢力下に維持せられてゐる。

III 經濟

A 財政 アフガニスタンの収入は年々相當の動搖あり、政府の収入額は其の年の漚漚の程度によつて、三分の一から十分の一までの變動がある。全収入は約五千萬ルビーで、その大部分は關稅より収入である。

B 金融 貨幣制度は銀が標準で、その單位はアフガニ (Afghani) (純度九〇〇の銀一〇グラム) 一〇〇ハール (Pul) に當る。通貨は銅貨に一、二、一〇、二五の各ハールあり、三〇ハールの青銅貨あり、半アフガニのピロン貨 (Bilon) あり、銀貨はアフガニ貨、金貨はティライナドラ貨 (Tilla-i-Nadra) あり。紙幣は發行されてゐない。

アフガニスタンの國立銀行は最近設立され、アフガニ及びヨーロッパに支店がある。

C 度量衡 今日ではメートル制が行はれてゐる。舊度量衡はメートルに換算されてゐるが、長さの單位は一六ギラ (Girah) 二ガシシャ (Gash-Shah) 二四ニインチ。土地測量の單位

ール・シャハラ即位の後、一九三三年一月二一日、モハメット・ハシム汗が執政となり新政府を組織した。アフガニスタンにおいては執政職は首相の位置に相當するも、極めて大なる權限を有する。一九三三年二月現在の内閣の顔ぶれは次の如し。

- 首相 モハメット・ハシム汗 (Mohamed Hachim Khan)
- 國防相 シヤハラ・ハシム汗 (Chah Mahmound Khan)
- 内相 フー・ムハメット・シャハラ汗 (Ahmed Chah Khan)
- 外相 フー・ムハメット・ハシム汗 (Faiz Mahmound Khan)
- 法相 フー・ムハメット・ハシム汗 (Fazli Mahmound Khan)
- 文相 フー・ムハメット・ハシム汗 (Ahmed Ali Khan)
- 土木相 アラ・ナワズ汗 (Alia Nawaz Khan)
- 商相 ミルザ・モハメット汗 (Mirza Mohamed Khan)
- 保健相 モハメット・ナクバル汗 (Mohamed Akbar Khan)
- 選相 レイムラ汗 (Raimulla Khan)

C 立法 議會は上院 (Senate) と國民議會 (National Assembly) より成り、上院は國王によつて任命され且つ終身の最大限數四〇名の議員より成り、一九三三年の議員數は三八名である。國民議會は國民によつて選出される二〇名の議員より成り、任期四年である。

D 司法 裁判所は各地方政廳所在地に下級裁判所 (Mahakima-i-Bidhah)、その上に控訴院 (Mahakima-i-Murafah) あり、首府カブールには最高裁判所たる大審院が設けられてゐる。

はガズ(Gaz)二九一センチ、四、〇〇〇ガズ、カロー(Karoh)一マイル、九平方ガズ、一ゴスワラー(Biswah)二〇〇ビスワラー、一ゴスワラー(Biswah)二〇〇ビスワラー、三、六〇〇平方ガズ、二〇〇ビスワラー、三、六〇〇平方ガズ、二〇〇ビスワラー、重量の単位は二四ナクハド(Nakhad)二ミスカル(Miskal)二約九二グレイン(Grain)、六ミスカル、一フクター・バー(Pukhah bar)一オンス、四フクター・バー(Pukhah bar)一オンス、四バク、四クルド一バク(Pak)一ポンド、四バク、一シヤラク(Sharak)四ポンド、四シヤラク一セナ(Sana)一六ポンド、八セル一マン(Man)一〇マン一カルル(Karwar)。

められ、扁桃、バナナ、葡萄、レモン、蜜柑の作物がある。【畜産業】アフガニスタンの経済の中で重要な役割を勤めてゐるものは遊牧経済で、人口の約三分の一は一年を通じて断えず遊牧してゐる。主要な家畜は羊と駱駝で、その飼育は専ら放牧による。【林業】アフガニスタンにおいては林業の發達は微々たるも、山地よりは山毛櫨、楓、その他の良材を産す。【鑛業】金、鐵鑛、石炭、銅、寶石等があるにも拘らず、鑛業は萌芽状態にある。また石油層も發見されてゐる。【工業】この國には大工場工業はない。製造の若干の企業は首府カブールに集中し、國の軍事的必要に奉仕する根本使命を負はされてゐる。絹織物、絨氈(特に駱駝及び山羊の毛を原料とするもの)、その他革製品あり。工業製品に對する國の需要は外國からの、主としてイギリスとソヴェート同盟からの輸入による。【外國貿易】アフガニスタンの貿易は印度のペシヤワル(Peshawar)との間及びカイバル峠(Khyber Pass)の險あれども今は自動車を通じて印度との貿易盛んである。印度よりアフガニスタンに輸出する主なるものは綿製品、染料、砂糖、鐵器類、革、銀製品等でありアフガニスタンより印度への輸出品は材木、果物、野菜、穀物、豆類、羊毛、獸皮、果物等にして印度との貿易額は二千萬圓程度である。【交通・通信】アフガニスタンは一九二八年以來萬國郵便聯盟に加入してゐる。鐵道の便はない。自動車路となり得るものカイバル(Kabul)一カブール(Kabul)、カブール一カンダハル(Kandahar)、カブール一ガル

デツツ(Garduz)、カンダハル一シャヤン(Shayan)、カブール一バミヤン(Bamian)、カブール一マザリシャリフ(Mazar-i-Sharif)、マザリシャリフ一マイマナ(Maimana)一ラッタ。しかしながら、これらの道路も、降雪時及び強雨の際は用をなさず、簡装されたものはない。尙、カブール及びその郊外には自動車路約二〇〇哩ある。しかしながら商品は多く駱駝又は驢馬によつて運搬される。國內には事實上航行し得るところの河川はない。僅に材木だけは筏として下流に下す。電話は數個の都市にあるのみであり、電信線はペシヤワル(Peshawar)一カブール間、カブール一カンダハル間、カンダハル一シャヤン間、無線電信はカブールと東ヨーロッパ及びインドと連絡する。【社會】アフガニスタンは遅れた半封建的國家であるが、かく社會・經濟的並びに文化的に遅れてゐるのは、主にこの國の永年の半植民地的地位によつて説明される。國の邊境地方には種族的土地所有の遺風を持つ家父長制種族制度が保持され、又遊牧民の間にもこの制度が維持されてゐる。北部の農耕地方では封建的農工制が廣まつてゐて、そこでは支配的地位を占めてゐるのは地主である。全土地の八〇%が彼等によつて占められてゐる。従つて農民の生活は可成り悲惨な状態にある。アマムラ舊政府は、アフガニスタンの政治的獨立を強固にし、國を分散した封建的國家から進歩的なブルジョア國家に轉化することに努めたが、その結果は國內の著しい社會的變革となつて現はれ、この政府によつて遂行された廣汎な改革は様々な生活方面に行はれた。即ち工業の

發展や鐵道の敷設の協力から、生活の再組織にまで及んだ。それにも拘らず、アマムラの改革は、その遂行に當つて地主に依拠しやうと努力したアフガニスタンの若いブルジョア階級の利益を追求したため、農民は土地を得なかつたばかりでなく、政府によつて附加税を課せられた。すべてこれらのことが階級の對立を尖鋭化した。一方ではこの農民運動が宗教問題に轉化されて墮落し、一方アマムラ政權は、この改革に不満を持つ各種族の酋長が、外國の示唆によつて動き、一九二九一三〇年の紛亂を起した結果、遂に崩壊した。最近の世界的風潮と共にその民族的自覺漸く強くなり、従つて又各國のアフガニスタン民族運動への動きかけも漸く盛んになりつゝある。

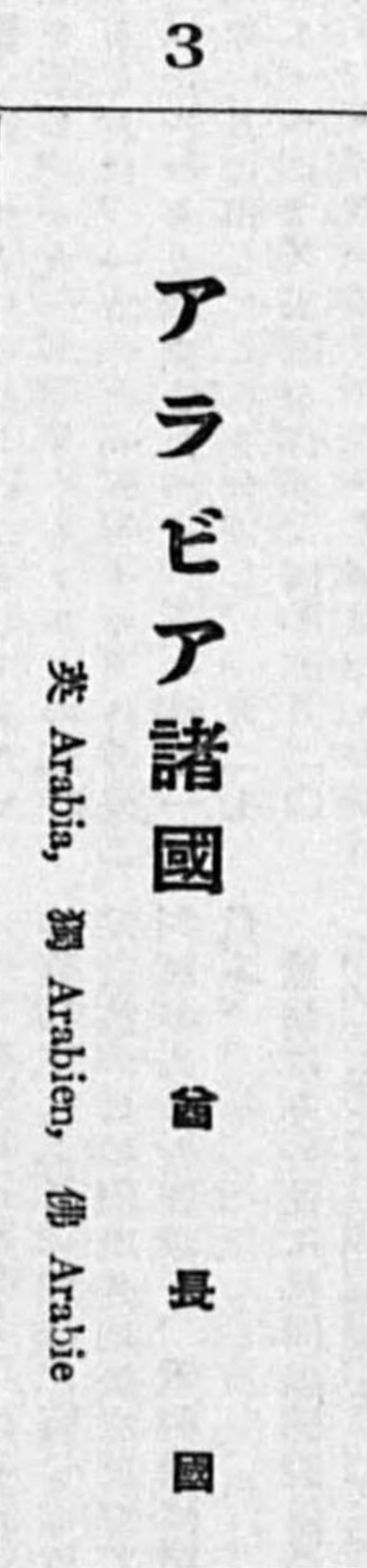
VI 自然 インドの西に接する國で、南はベルチスタンに隣り、西はベルチアに境し、地形南西より北東に長く、特に北東部は一條の長竿状をなして中央アジアのパミール地方とインドのカシュミール地方との間に突入し、その東端は支那の新疆省に接する。こゝはワハン地方(Wakhan)といはれ、長く紛争の因をなしてゐたと考へて、一八九四年露阿條約によつてアフガニスタンの有に歸した地方である。極北一北緯三七度二分、極南一北緯二九度半、極東一東經七四度半、極西一東經六一度。北東より南西に至る延長一千餘軒に及び、東西の直徑九百軒に達し、面積約六十七萬方軒。

人口は最近の調査によれば約千二百萬。東北部はパミール高原の一部で、こゝから分岐するヒンヅークシ山脈が走り、東から南へかけてはスリマン山脈の本支脈が連なり、西はベルチアとの間にも山脈がある。これらに圍繞された高度數千メートルの高原は内地流域を形成し、酷熱で而も寒暑の差は大であり、雨量は極めて少ないためヘルマンド沙漠等の乾燥地域に滿されてゐる。住民の大部分はアフガン人で、他にタジク族、アラビア族、トルコ族、ウズベク族などがある。【主要都市】カブール(Kabul)一首府にして同國最大都市、人口約八萬人。カンダハル(Kandahar)一人口約六萬人。ラッタ(Herat)一人口三萬人。マザリシャリフ(Mazar-i-Sharif)一人口二萬人。

V 文化

アフガニスタンは文化的には遅れてゐる。一九二八年前王アマムラが歐州に遊んで歸ると同時に、やゝ急進的に諸種の改革をなさんとし、生活方面においても、頭巾の廢止、洋服の移入、婦人學校の開設等にまで及んだが、宗教的な反對、その他政治的原因によつて、アマムラの没落と共に、この改革も多くは廢止されてしまつた。宗教はイスラム教最も多く、言語はペルシヤ語、プッシュトゥー語及び一部にトルコ語が使用されてゐる。教育は、全國に初等及び高等の諸學校あり、兩者とも無料である。首府カブールには、現在初等學校二七、師範學校一あり。高等學校には、技術、工藝、商業、醫學の諸學校あり、カブール大學が一九三三年設立された。アフガニスタンは古く大月氏民族の移動に關係の深い國で、佛像發見に取つて因縁深い國とされてゐる。

一、アラビア諸國大觀 嘗つては學藝を以つて世に鳴り、哲學・醫學・天文・地理・數學・文學等を以つて著はれ、歐洲文化に偉大な貢獻をなしたアラビアも、今やその巨大な遺跡の前に、徒らに古への繁榮を追想するにとどまり、紀元六二二年、暗夜にまぎれて故郷メッカを捨て、メジナへ逃亡したマホメットが、劍を抜いて法のために戦ふこと十年回教によるアラビア統一の大業も、今や既往の夢と化して、永くトルコの羈絆の下に、住民はアラビア遊牧民ベドウィン(Beduin)として、



略駝と共に砂漠のオアシスに、しばしば亡び行く民族の哀しみの夢を結ぶ漂泊の民として近代に至つたが、ヨーロッパの政局はこゝにも影響し同時に内部に民族獨立運動起り、二〇世紀の初頭遂にネジト王イブン・サウドはトルコに抗して起ち、一九一三年バルカン戦争におけるトルコの敗北と時を同じうしてハサ(Hasa)からトルコ軍を驅逐し、ついで起つた世界大戰は、バルカン諸國に獨立の機運を與へ、イギリスの政治的政策による援助も加はつて、ヘジャズ(Hedjaz)、アシル(Ashir)、イヘーメン(Yemen)もトルコ勢力に抗して立ち、六十年の戦争の後

ネシト王国が完全に獨立すると共に、イエーメ...

【自然】 アシヤの西方に突出する大半島で...

【國防】 イアン・サウアの軍隊は回教國の...

岸のイエーメンの山地地方とを除けば、殘部は...

二、サウデー・アラビヤ王国

【歴史】 つとにネシト國王としてアラビ...

【政治】 イアン・サウアを王に戴くサウ...

は、一九三三年六月一日皇太子たることを宣...

【外交】 イギリス、ソヴェート、ロシア、...

【主要輸出品】 椰乾、胡椒、香料、...

【産業】 ネシトの産物は棗椰子、小麦、...

【外國貿易】 ネシトの貿易は今日では見るに...

國から集まる回教徒の無数の巡禮がこの國に...

三、オマン王国

【國王】 タイムル(Sayid Said bin Taimur)...

【首府】 マスカット(Mascat)...

る。一九三二―三三年における主要輸入品は、...

四、イエーメン王国

【國王】 イマン・ヤーヤ(Zaidi Imam Yahya)...

乃至二萬五千人と稱せられ、古くより穀物の集散地となつてゐる。

五、ハドラマウト (Hadramaut)

アデン保護領の東部にある肥沃な峡谷地帯でその大部分はクアイティ朝 (Qaht) に属し、マカラ (Makala) のサルタンがこれを代表してゐる。一部の村落はその競争相手たるカティリ朝 (Kathiri) によつて支配されてゐるが、全體としてはイギリスの支配下にある。

六、クウェイト (State of Kuwait)

【酋長】 現酋長 (Sheikh) はアハメド (Ahmed Ibn Jabir al Sabah) 一八八五年に生れ、九代酋長ムバラク (Salim Ibn Mubarak) の後を繼いで一九二二年二月三日酋長となる。同國は政治的にはイギリス政府の保護下にあり、その補助金を受け、スバー政朝にはイギリスの政治的

4

イ ラ ク

英 Iraq (Mesopotamia), 獨・佛 Irak.

立憲君主國

I 歴史概観

ティグリリス・エウフラテスの水に養はれて、人類搖籃の地と稱せられ、嘗てのバビロン、アッシリアの文化は今に尙その隆盛を讃えられてゐるが、氣候の悪變と蒙古の遊牧民族の侵略によつて荒廢し、永くトルコの治下にあつて失政に苦しんだが、大戦中イギリスの援助の下にトルコの屬絆を脱して獨立し、國號をイラクと定めヘジャズ王の第三子フエーザル (Faisal) を迎へて國王となし、イギリスの委任統治國となつたが一九二七年一月四日イギリスとイラク間に條約が締結されて獨立國として認められ、つ

いて一九三二年一月四日、イラクは國際聯盟の一員となり、委任統治は完全に廢棄され、イラクの國際的地位は一段と高まるに至つた。

II 政治

A 政治機構 一九二〇年イラクの國政を統治するため國會 (Council of State) が設立され、一九二一年八月二三日、國民投票の結果、九六パーセントの絕對多數によりエミール・フエーザルはイラク國王に選出された。一九二四年六月に憲法會議を通過した組織法 (Organic Law) は王國 (Monarchy) 及び責任政府 (Responsible Government) を規定す。一九二

四日に至り左記の顔觸で新内閣が組織された。
首相兼内相 ミッドフアイ (Jamal Midfai)
國防相 アルクホジヤ (Rashid Alkhoja)
外相 ダムルイ博士 (Dr. Abdullah Darulji)
藏相 スワヂイ (Naji Suwadi)
法相 ジャマル・バーバン (Jamal Baban)
文相 ジャマル・バーバン (Jamal Baban)
交通相 マーティ (Abbas Mahdi)

【政綱發表】 斯くて一九三四年二月二四日、一部關係を更迭して再度組閣に成功せるミッドフアイ第二内閣は、左の如き政綱を發表した。
一、列國との親善關係を増進し、懸案の有利なる解決に努めること。
二、國家防衛法實施の準備をなし、國家の必要に適應する軍隊の充實を計ること。
三、國家の治安を確保し、行政の改善を行ひ、公衆保健の施設の改善を圖ること。
四、堅實且つ經濟的なる基礎の下に國家財政を行ひ、又利益あり且つ經濟的なる計畫及び財政機關に依り資源を開發すること。
五、イラク國天産物の市場を開拓し、其の品質の改良及び其の輸出の助長を圖ること。
六、緊急の必要ある立法を行ふこと。
七、公衆教育の標準を高めること、特に小學校及び技藝學校の増設に依りこれを行ふこと。

C 立法 議會は二院制が採用され、上下兩院より成り、上院 (Senate) は卓越せる政治家二〇名より構成さる。下院 (Lower House) は八八名の國民選出議員より成る。現在下院における勢力關係は政府黨が六〇議席の絕對多數を占め、その他、國民黨二〇名、獨立派八名である。上下兩院の議長は次の如し。
【上院議長】 Sayid Moh as Sadr
【下院議長】 Dehemil bey el Madfa'i

D 司法 民事裁判所 (Civil and Shara

四年三月にアングロ・イラク條約 (Anglo-Iraq) の批准、組織法、選舉法制定のための憲法會議が開かれ、八月初旬これら懸案解決の上解散さる。新憲法による最初の議會は一九二六年七月一六日フエーザル王 (King Faisal) 司會により開會さる。以上の如く今日のイラクはその形式においては君主政治なるも、實質においては責任内閣によつて國政が行はれてゐる。

【國王】 ガジ (Ghazi) 一九二二年三月二日生、一九三三年九月九日死去の父王フエーザルの後を繼いで王位に就く。
【王妃】 エミラ・アリヤ (Emiret Aliyah) ヘザツツ王の第二王女、一九三三年九月十九日ガジ王へ嫁す。

【首府】 バグダッド (Baghdad)
B 行政 行政權は國王に屬し、その下に立つ七人の國務大臣により執行さる。現在イラクの政權はミッドフアイを首班とする政府に握られてゐる。そもも前内閣たる一九三三年三月成立のガイラン舉國一致内閣は九月七日國王フエーザル一世の崩御前より内治外交に全く行詰つてゐた爲め、新國王ガジ一世の即位を機會として遂に一〇月二八日に至り辭表を提出し、且つ上奏書を以つて總選舉の執行を進言した。而るに國王は總選舉を好まず、且つ後繼内閣の人選も行届み、政情不安のまま、十一月一日に議會の開院式が舉行された。斯くて十一月九日に至り下院議長ジャマル・ミッドフアイに大命降下し、スリ・パンヤ・アス・サイドを再び外相として新内閣を組織するに成功した。斯くてミッドフアイ内閣は國民の輿望を擔つて多難な政局を拾收するに成功したが、その後閣僚間に意見の衝突を來たし、閣内の内紛から三四二年二月一日に辭表を捧呈し、こゝに瓦解した。而るに組閣の大命は同月二日再びミッドフアイ首相に下り、二

Court) は國內到る所に設置されてゐる。バグダッドに大審院一、(院長英人一名、判事イラク人五名) 再審裁判所二 (Shara Court of Revision)、第一審裁判所五、調停裁判所二八、シヤラ裁判所二九を數ふる。
民事裁判所所在地には又刑事裁判所あり、各判事その衝に當る。裁判所のない遠隔地においては地方行政官が裁判權を代行す。
E 地方行政 イラクは全國を次の如き行政區 (Livas) に分ち、地方行政を行ふ。
モスル (Mosul) アルゴル (Arbil) キルクク (Kirkuk) スライマニ (Sulaimani) ティヤラ (Diyala) バグダッド (Baghdad) テューラ (Dulain) クト (Kut) カルバ (Karbala) ユルラー (Hillah) キワニヤ (Diyar-niyah) マンティフダ (Munthifig) アマラ (Amarah) スラ (Basrah) 各リッは知事 (Mustashrif) 之れを治む。

F 外交 イラクは長い間トルコの壓政下にあつて苦しんでゐたが世界戰爭を契機としてトルコより獨立し自由國 (Free State) として承認され、イギリス委任統治國となつた。一九二二年一月一日イギリス政府はイラク政府と修交條約を結び、イラクが國際聯盟加入國となる時に關する英政府の好意ある援助を約束した。一九二六年イラク・トルコ境界問題は國際聯盟裁判によつて決定し、その裁決を有效ならしむるため一九二六年イギリス・イラク間に條約締結され、該條約によつて一九二二年の條約は一九二五年一月から二五ヶ年間、即ちイラクが國際聯盟の一員となる迄有効と定めらる。これが代償としてイラク國王はイギリス政府の國際的財政負擔及び利益に關する要件についてはイギリス最高委員會の決議に従ふことを約定す。更に翌二七年一月一日、兩國の間に締

結された條約はイラクの獨立國たることを承認す。越えてイラクは一九三二年十月四日國際聯盟に加入す。大戦前ドイツの計畫せる二B (ヘルリン・バグダッド) 或は三B (鐵道政策) ヘルリン・ビザンチン・バグダッド間の鐵道敷設) による權利は現在イギリスに屬す。

G 國防 主として英國航空大臣指揮下のイギリス派遣軍がイラクの國防に當る外、地方軍としてイラク軍がある。一九三一年における軍備編成は二騎兵聯隊、一騎兵補充隊、二野砲隊、三輜重兵隊、一砲兵隊、二歩兵隊、四輸送隊、軍醫隊、憲兵隊、無線電信隊、銃砲學校隊等、その組織極めて複雑多岐を極めてゐる。一九三三年においては二萬の小銃を有し、一九三四年一月から徵兵制を採用し、服務期間はすべの十九才から二十一才までの男子とす。二年間は軍服を着用し第一豫備四ヶ年、第二豫備四ヶ年とす。國防はイギリス陸軍派遣顧問之にあたる。一九三二年一月一日イラク警察力は六二名のイラク公式任命士官、二二四名の監察官、三、六八七名の乗馬警察隊、三、六八八名の徒歩警察隊を有す。

イギリス監察官 (British Inspectorate) は九名の公式任命士官、二名の非公式任命士官より成る。
一九三三—三四年度の警察費豫算は五三四、三五五デイナーに上る。

III 經濟

A 財政 最近のイラクの歳入歳出状態は著しく改善された。別表の如く一九三〇—三一年度に至るまでは年々相當額の歳出超過に終つてゐたが、一九三一—三二年度以來年々歳入超過を見てゐる。歳入財源としては通過税と關稅とを主とし、この二つによつて歳入總額の九割

最近の産出入

年 度	歳 入	歳 出
1928-29(単位ルピー)	5,94,44,203	5,99,01,142
1929-30 (")	5,72,77,479	5,73,19,690
1930-31 (")	4,64,55,781	5,11,57,521
1931-32 (単位イラク・ディナール)	4,789,741	3,729,974
1932-33 (") (1)	4,183,770	3,831,415

註、(1) 暫定数、歳出には資本支出をも含む

まで占められてゐる。B貨幣以前はルピー(rupia)を貨幣単位として用ひたが、一九三一年四月九日貨幣法が發布されて、イラク國としては貨幣が

決定され、紙幣も發行されることとなり、一九三二年四月一日より完全に實施されることとなつたが、その貨幣単位はディナール(dinar)とされ、一ポンドの價値と等しく、一ディナールは一〇〇〇フィル(100)にあたる。銀貨には五〇、二〇の各フィル、ニッケル貨には一〇、四の各フィル、青銅には二、一の各フィルがあり、紙幣には一〇、五、一〇、一〇〇の各ディナールがある。更に一九三三年六月より二〇フィルの銀貨が發行された。一九三三年五月一日現在における流通高は紙幣二、〇〇四、七五〇ディナール、貨幣二四三、四三五ディナールである。通貨はロンドンにあるイラク貨幣局(Iraq Currency Board)によつて統制されてゐる。

【宗教】一九二〇年の國勢調査によれば、總人口は二、八四九、二八二人で、これを宗教別にすれば、回教正流派(Sunni)一、一四六、六八五人、回教シーア派(Shi'a)一、四九四、〇一五人、ユダヤ教徒八七、四八八人、キリスト教徒七八、七九二人、その他の宗教徒四二、三〇二人となつてゐる。

【交通】郵便航空路が Imperial Airways, Ltd. 及び K. I. M. の兩會社によつて經營され、前者はロンドン・カイロ・バグダッド・カラチ間、後者はアムステルダム・バンドセンゲ(Band-

最近の輸出入額

會計年度は3月31日に終る	輸 入	輸 出
1928-29(単位ルピー)	9,50,05,570	5,57,40,974
1929-30 (")	9,82,32,840	5,63,38,285
1930-31 (")	7,13,81,615	4,07,12,642
1931-32 (")	6,34,71,175	4,62,23,757
1932-33 (単位イラク・ディナール)	6,239,614	2,463,559

五七、一九〇ディナール、通過税収入は一、九三三、九四一ディナールに上り、國庫歳入の約九割近くまで占める。輸出は大麥六二、五六七噸(二一、三四二ディナール)、小麥一三、〇二五噸(六二、九七九ディナール)、羊毛

【通信】一九三二年末におけるイラク電信電話システム(Iraq Telegraph and Telephone System)の線四、四一五哩、條線延長二〇、七四二哩。公共電信通信のために設けられた郵便・電信局九一。尙その他に公共電報を取扱ふ鐵道電信局が五三ある。一九三二年末における電話交換局四〇。その他に私設電話によつて經營される補助交換局が三一ある。

社會・文化

嘗つてバビロンの文化が榮えた土地ではあるが今日には見る影もなく、處々に發掘される古代の遺跡に、徒らに今日の衰微を歎ずるのみで、石油を國の經濟的基礎としてゐる今日のイラク王國は、漸くイギリスの委任統治を脱しはしたが、事實においては經濟的に政治的に完全にイギリスの支配下にあり、住民の多くは労働者として外國資本の下に働いてゐる。多少の民族運動は行はれてゐるが、外國の經濟的支配の前には未だ強力な運動とはなり得ない状態である。一般の社會施設も未だ充分には行はれず、衛生思想も殆んど發達せず、悪疫が極めてよく流行する。また風俗はトルコ及びベルシアのそれに類似してゐる。

【教育】學校において教育に用ふる言葉は以前のトルコ語から、今日ではアラビア語を話す地方ではアラビア語に、クルディスタン語を用ふる地方ではクルディスタン語に代えられ、トルコ語でなす教育はトルコ人の住む小數の都市に限られてゐる。一九三一年政府の初等學校數は三二四校で、教師一、四一〇名、生徒四三、〇〇〇人。中等學校(Sekondary School)三、生徒數八七五人、その他に中間學校(Intermediat School)一八、生徒數一、八一七人。工藝學校二、法律學校一、工業學校一、陸軍專門學校一、神學校一、男子師範學校一、女子の講習所及び夜間中等學校各々一、その他に無學者に對する講習所が各地に二〇を數へる。また最高學府としてはアル・ウル・ベイト大學(Al ul Tait University)が一九二六年に開かれてゐる。一九三三―三四年における教育費支出は三五八、一九五ディナールに上る。

【氣候】大陸性で北東部山地の外は夏季著しく高温で、メソポタミア平原は世界での最熱地の一つに數へられ、晝夜氣温の差は甚だし。首府バグダッドの平均温度は一月九度六分、七月三四度七分である。雨量は極めて少なく、従つてメソポタミア平原は殆んど沙漠に近い状態を呈してゐる。たゞ冬季には僅かに降雨があるが、五月より一〇月に互る期間には殆んど降雨を見ることがない。然し山地には相當の降雨を認めるため、河川を養ひ、平原の耕作を可能ならしめてゐる。

【自然】アシア洲の西部、イラン高原とアラビア高原との間にある低地で、東はベルシア、北はトルコ、北西はシリアに接し、南西はアラビア沙漠となつてゐる。北西から南東に延び、チグリス、エウフラテス兩河の流域に屬し、大部分はメソポタミア平原にあるが、國の外圍北西から南東にかけてはアラビア楕狀地の縁邊に當り、特に北にはグル

【人口】一九二〇年の國勢調査によればイラクの總人口は二、八四九、二八二人となつてゐる。住民はハム族に屬するアラビア人を主とし、北部及び北東部にはクルディスタン人及びアルメニア人が居住し、都市にはユダヤ人及びトルコ人がゐる。

インド

英 India, 獨 Indian, 佛 Inde

I 歴史概観

一、アリアン民族の侵入 古代インドの歴史は約五千年前に遡ることが出来る。チベット・ビルマ族、コラリヤ族、ドラヴィダ族の三先住民族が恒河地方に住む。紀元前約四千年前アフガニスタンを越えてアリアン族がパンジャブ地方に移住す。次で恒河に及びドラヴィダ族を克服、次第に四種の社会階級、即ち婆羅門、刹帝利、刹利、吠舍(僧侶)、刹利(農業者)、吠舍(武士)、吠舍(農業者)に分る。國民傳説としての理具吠陀(リグヴェーダ)は作成され、波羅門によつて誦せらる。

二、佛教の勃興 波羅門は次第に専横を極むるに至り階級間に不平烈しくなる時、釋迦族の悉達多はこの人生苦の救済のために成道傳道し前四八年涅槃に入る。その後高弟等三蔵結集し後百年餘にして佛教隆盛に赴く。

三、孔雀王朝時代 チャントラはアレキサンダーの侵入に乗じて前三二六年マガタ王国を亡ぼして孔雀(アウリヤ)王朝を創立、文化大いに振ふ。阿育王(前二七二年即位)出づるに及び佛教を大いに信仰し、セイロンを征服、布教に努力す。佛教は全インドに及ぶ。この隆盛後國內紛亂に陥りドラヴィダ族のアンドラ王朝興り大月氏のカニシカ王はよく佛教を宣傳す。

四、回教後の侵入 一〇世紀頃回教徒はアフ

ガニスタんにガズニ王国を建設、全インドを破壊掠奪す。一二〇六年奴隸王朝成り、その後、トグラク朝に代るや帖木兀大いに威を示す。一五二六年英隊兎は帝國の基礎を確立す。アクバルはインド教を認め一八五七年ムガル帝國は幾多の内亂後、イギリスに討滅さる。

五、東インド會社 ヴァスコ・ダ・ガマ(Vasco da Gama)のインド來航(一四九八年)後は葡・英・佛の競争となり、イギリスは東インド會社(一六〇〇年)を起し開拓に努め、一六三二年インド王より交趾支那、支那、舟山列島、ボルネオ、スマトラ等に植民するの許可を受く。一八世紀にフランスとの競争をなし、クライプは一七五七年インド軍を撃破す。一七七三年會社組織を一大改革し政府の監督下に置き、第一回の總督にヘステイニング來り大いに力を致す。一八二三年までに全インド平定さる。一八五八年デリーの反亂後、インドは東インド會社より政府の直轄に遷り、インド事務大臣を設け、五年を任期とする總督を置く。一八七七年一月一日インド帝國成立、ヴィクトリア女皇がインド女帝を兼ね、一八八六年ビルマを併せ、一八八七年にはベルチスタンを加ふ。

六、英領インド その後インド人は英政府より自治権を要求し、一八八五年第一回の會合をボムベイに開きインド國民議會となる。イギリスはロシア南下がアフガニスタンに行はると

共に一九〇二年日英同盟を結ぶ。日露戦争後、日本の勝利に刺戟せられインド國民運動次第に強烈となり、一九〇九年モーター・ミンター法が制定され、インド人に立法行政機關における發言權が認めらる。一九一一年英皇帝の即位式行はる。その後インド獨立問題は常に重大なる危機を孕んで今日に至る。カンデーはこの首領となり對英の非軍事抗争が持續せらる。全インド聯邦組織を計畫、その憲法制定を目的とす。

II 政治

A 政治機構

1、概説 インド帝國は直轄部と藩部とに分れ、イギリス皇帝がインド皇帝をも兼ね、その任命の總督によつて統治さる。

インドの政務機關はイギリス本國におけるそれと、インドにおけるそれとに分けられてゐる。前者はインド事務大臣によつて主宰され、補佐機關としてインド參事院が置かる。また後者は皇帝親任のインド大守兼總督によつて統轄され、行政參事會によつて政務を執行さる。また立法機關としては印度議會があり、上下兩院より成る。

2、英本國における政務機關 イギリス本國におけるインドの政務はインド事務大臣(Secretary of State for India)の管掌に屬する。その補佐機關として參事院(Council)が組織されてゐる。

a、參事院 八名以上一二名以下の議員を以つて組織され、議員はインド事務大臣の任命にかかる。少くとも議員の半数は十年以上インドに勤務しインドを離れてから五年以上を経過してゐないことが必要である。その任期は五年にして、その任にあるものは帝國議會の議員たる

ことを得ない。參事院は發案權を有せず、その職責はインド事務大臣を補助して、インド統治關係事項を處理するにある。また參事院は少くとも毎月一度は開會するを要する。

b、インド事務大臣 一九一九年の統治法改正以前においては、インド事務大臣は總督を含むインドの統治及び收入に關する一切の事項を監督し、指揮する絶大な權限を有してゐたが、その後大改正を経てその權限は著しく縮小された。即ち、現在インド事務大臣はインドの内外におけるその歳入歳出の決定權を有するも、參事院過半数の承認を必要とする定められてゐる。その他、インド事務大臣はイギリス本國にあつてインドの政務執行を監督する職能とする。

c、駐英インド代表 一九一九年のインド政府條令(Government of India Act)により、一九二〇年、駐英インド代表(High Commissioner for India in the United Kingdom)が任命され、インド總督の代理者として參事院に臨み、特定の場合には州政府をも代表し、またインド事務大臣の委嘱による事務を處理する。現インド事務大臣及び現駐英インド代表は次の如し。

【インド事務大臣】 サミュエル・ホアー卿(Sir Samuel Hoare) 一九三一年任命。
 【駐英インド代表】 プレムドラ・ナス・モートラ卿(Sir Bhupendra Nath Mitra) 一九三一年任命。

B 行政

1、總督 民政・軍政を含むインドの最高政權は、總督行政參事會(Governor-General's Executive Council)に於ける總督(Governor-General)に屬してゐる。同參事會は總督を補佐して内閣を組織し、インド政府(Government of India)を構成する。

インド總督は官制上インド大守(Viceroy of India)の職をも兼ね、イギリス皇帝の親任にかかり、その任期は官制上の明記なきも、通常五ヶ年である。總督兼大守の職能は次の三つに分れる。即ち、(一)インドにおける皇帝の唯一の代理者たること、(二)イギリス政府の代表者たること、(三)インド政府の主腦者たることである。皇帝代理としての大守の職能は、本國政府代表又はインド政府主腦者としての職能とは別個のものにして、例へば財政・外交・憲法の如き問題に就いてはイギリス政府の代表として本國政府の命令に従ひ、諸種の公式儀禮又は藩主との折衝は大守の職能において行ふものとする。その他、總督は一般のインド内政に就いてはインド政府の主腦として行動する。現インド總督及び首府は次の如し。

【インド大守兼總督】 ウィリントン伯爵(Earl of Willington) 一九三〇年十一月三日任命、一九三一年四月十八日着任。

【首府】 デーリー(Delhi)、總督府の所在地は一九一二年カルカッタ(Calcutta)より同地に遷さる。またデーリーに最近竣工の「大守館」(Viceroy's House)は豪華な建築を以つて有名である。また夏期(四月乃至一〇月)には政府はシムラ(Simla)に移る。

C 立法

2、内閣 總督行政參事會は内閣として政務を執行する。同參事會は閣員に相當する七名の參事會員を以つて組織さる。參事會員は皇帝の親任にかかり、その任期は總督と同じく慣例上五ヶ年と定めらる。同會員のうち三名は官吏として一〇年以上インドに在勤せるもの、一名は一年以上辯護士たりしもの、あることを要する。總督行政參事會は全體として任命せられるものでなく、従つて參事會員は個々別々に任命を受ける。また參事會員は同時に職能において各省の長官である。現在、インド中央政廳は陸軍省(Army Department)、内務省(Home Department)、財政省(Finance Department)、司法省(Legislative Department)、鐵道・商務省(Railways and Commerce Department)、教育・保健・土地省(Education, Health and Land Department)、産業・労働省(Industries and Labour Department)、外務・政務省(Foreign and Political Department)の八省に分けられてゐる。これ等のうち外務・政務省の長官は總督の兼務であり、陸軍省の長官はイギリスのインド駐屯軍司令官がこれにあたる。また司法省の長官は辯護士出身の參事會員がこれにあたる。現インド内閣の顔觸は次の如し。

内相 ハイタ卿(Sir Harry Graham Haig) 一九三二年三月三日就任。
 財政相 グリッグ卿(Sir James Grigg) 一九三四年四月一日就任。
 教育・保健・土地相 ファズリヒューサイン卿(Khan Bahadur Miran, Sir Fazl-i-Husain) 一九三〇年四月一日就任。
 法相 シルカー卿(Sir Nripendra Nath Sircar) 一九三〇年四月三日就任。
 鐵道・商務相 ボアー卿(Sir Joseph Bhowe) 一九三〇年四月三日就任。
 産業・労働相 ノイセ卿(Sir Frank Noye) 一九三二年四月八日就任。

立法機關としてはインド議會(Indian Legislature)あり、總督及び一九二一年開設の兩院より構成さる。上院は Council of State と呼び、六〇名の議員より成り、うち二七名は官選(公職にあるものは二〇名を越えることを得な

3) 三名は民選に依る。下院は Legislative Assembly と呼び、一四五名の議員より成り、うち四名は官選(公職にあるものは二六名を越えることを得ない)、一〇四名は民選に依る。議員の任期は上院五年、下院三年である。然し總督はその召集解散の権を有し、或は特に會期を延長することも出来る。

兩院の意見が一致しない場合には、合同會議を開催して議決する。下院議長は議會開設の最初の四年間は總督の任命によつたが、その後選舉制によるも、上院議長は現在でも總督の任命による。

【上院】議長—Sir Maneckji Dabhooy
總督任命議員 一四名
州知事任命議員 一二名
民選議員 三四名
計 六〇名

【下院】議長—Sir R. K. Shanmukham Chetty
官選議員團 四一名
ヨーロッパ人派 一一名
回教徒黨 一三名
獨立黨 二一名
國民黨 二七名
國民會議派 一一名
雜 一一名
計 一四五名

州政府は二頭政治(Dualism)の制度に基き、「行政參事會における知事」(Governor-in-Council)と、「各行政部長官と共に活動する知事」(Governor acting with Ministers)とより成る。各行政部長官は州會における民選議員より選ばれ、「移讓事項」に關しては州會に對し責任を負ふ。また「保留事項」は州會における知事の處理するところなるも、知事は州會に對して責任を持たない。

知事行政參事會 (Governor's Executive Council) は四名以下の參事會員より成り、皇帝により任命され、その一名は必ずインドにおいて二年以上公職にあつたものたることを必要とする。

州會 (Legislative Council) は全員の二〇%を超えざる官公吏、及び少くとも七〇%(ピルマにては六〇%)にあたる民選議員を含む。州會は前記の移讓事項に關してその立法審議權を拘束されてゐないだけ、中央議會より大なる権限を有する。従つて移讓事項に關する限り、先づ州會の協賛を得るを必要とする。州會議員の任期は三ヶ年である。但し知事はこれを解散し、或はその任期を一ヶ年延長する権限を有してゐる。

D 司法

マドラス、ボンベイ、ベンガルの三省、及びアグラ、ビハール及びオリッサ、パンジャブ、ピルマの四州にはそれぞれ最高裁判所 (Supreme High Court) が設けられ、またイギリス本國の樞密院 (Privy Council) に上告することが可能である。オウド (Oudh) には上級裁判所 (Chief Court) がある。中央諸州及び、ラール、北西國境諸州、クルグ州、シンド (Sind)、チャタ、ナグプール (Chota Nagpur) には裁判委員 (Judicial Commissioners) の制度が設けられてゐる。アッサム州に對してはカルカッタの高等裁判所 (High Court) が最高裁判所を構成する。

以上の諸裁判所の下に、刑事事件に對しては刑事裁判所 (Court of Session)、第一級、第二級、第三級の治安裁判所 (Court of Magistrates) がある。下級民事裁判所は各州の特定法及び規則によつて定めらる。その他、小事件を處理する多數の特殊裁判所が設けられてゐる。民事裁判所と相並んで、稅務裁判所 (Revenue Courts) があり、官吏によつて地租の決定及び徵收に就いて裁判が行はる。一九三一年の民事裁判事件は二、三〇五、四〇八件、刑事被告人は二、三九〇、一四二人に上る。

殆んどすべての民事判事、及び初審裁判所に於ける大多數の裁判官はインド人である。ベンガル、マドラス、ボンベイの控訴裁判所におけるインド人法官の割合は現在可成りの率に占めてゐる。一九三一年度における警察官の数は一九七、八一一人にして、その割合はビハール及びオリッサ州の人口一萬人に付き四・二人の警官を最小として、北西國境州における一萬人に付き二・三・九八人の警官を最高とする。

E 地方行政

1、概説 インド帝國は政治上直轄部と藩部とに分けられてゐる。直轄部は所謂「英領インド」(British India)にして、行政上一五州に分けられ、うち一〇州は皇帝親任の知事により、他の五州は總督任命の民政長官によつて統治される。藩部は所謂「インド諸國」(Indian States)にして、イギリスの保護下にそれらの國王によつて統治される。その數、實に五六三國に上る。以下、直轄部と藩部に分けて説明する。

2、直轄部 所謂「英領インド」にして、行政上、次の一五州に分けらる。即ち、マドラス (Madras)、ボンベイ (Bombay)、ベンガル (Bengal)、アグラ・オウド聯合州 (United Provinces of Agra and Oudh)、北西國境諸州 (N. W. Frontier Province)、パンジャブ (Punjab)、ヤン (Yamun) (Bihar and Orissa)、中央諸州及び、ラール (Central Provinces and Bihar)、アッサム (Assam) の一〇大州は皇帝親任の知事 (Governor) が置かれ、他のアッサム・メルワラ (Ajmer-Merwara)、クルグ (Coorg)、バルチスタン (Baluchistan)、デリー (Delhi)、アングラ及びニコバル諸島 (Andaman and Nicobar Islands) の五州には總督任命の政務長官 (Chief Commissioner) を置く。

F 政黨

1、概説 インドにおける政黨は、大體において、イギリスの政治に反對するものと、贊成するものと二派に大別することが出来る。政府反對の最も有力なるものはスワラジ黨 (Swarnist Party) があり、インド政界を左右する勢力を持つてゐる。その他、政府反對黨としては國民黨 (Nationalist Party) 及び獨立派がある。政府に贊成する政黨は中央回教徒黨、ヨーロッパ人會、官選議員團等であるが、多くは國民的支持に乏しい。

民の不従順運動を指導して来た。一九三二年三月、この運動はアーウィン卿 (Lord Irwin) とガンダー (Gandhi) との間に協定成立の結果、一度中止せられたが、一九三二年に至り再び開始せられた。現在、スワラジ党はインドにおける最も組織的な政黨である。

【黨領袖】 Sir Hari Singh Gour, Srinivasa Srinivasa Iyengar, Dr. B. C. Roy, Pandit Jawaharlal Nehru, Pundit Malaviya, Mrs. Naidu, Dr. Alam.

3. 國民黨 同黨は現在の多くの州における二頭政治 (Dual Government) を動し得ざるものと認め、政府支持には反対する。彼等は立憲的手段を通してのみスワラジの目的を達成せんと欲する。西インド、及び聯合州におけるヒンズー人の富者階級を代表する。

【黨領袖】 Sir Tej Bahadur Sapru, M. R. Jayakar, G. Y. Chintamani.

4. 獨立派 小グループにして、英印の「圓卓會議」 (Round Table Conference) 以来その重要性を喪失するに至った。政府に對しては是非々の政策を取り、或る時には政府を支持し、或る時には政府に反対す。

【黨領袖】 Sir Abdul Rahim.

5. 中央回教徒黨 一九二七年結黨、マホメット教徒の利益を代表し、多く市町村自治體の組織である。同黨は政府に對して全般的的支持を與へ、以つて回教徒に對し差別的の特權の附與を希望する。

【黨領袖】 Sir Mahamed Yakub.

6. ヨーロッパ人會 同派は穩健な方向において堅實にして且つ秩序ある方法におけるインドの進歩發達を希望する。従つて同派は政府を支持する。然し最近の課税によつて政府と同派との従来の密接な關係は可成りの變化を來たし

一九三三年におけるイギリス正規軍の兵力は五九、二四一人、インド軍の兵力は一六六、六〇〇人である。野戰軍 (Field Army) は四ヶ師團と五ヶ騎兵旅團とに編成されてゐる。

【飛行隊】 インドにおけるイギリス航空隊は六飛行中隊より成り、二飛行中隊、三飛行隊に編成される。飛行機廠は直接インドにおけるイギリス航空隊司令部 (R. A. F. Headquarters) の管轄下に置かれてゐる。その兵員は將校一六〇名、下士官九七〇名である。その他、インド職員は一四八名を算へる。

【補助軍】 一九二〇年のインド補助軍條令 (Indian Auxiliary Force Act) の下に組織されたものにして、イギリス人より成る。その兵籍加入は義勇志願的であるも、年々一定期の訓練を受ける。同軍は、事變及び戰時に際して、都市及び地方警備のために召集され、インド常備軍の第二線として行動する。一九三三年における同軍の勢力は約二萬九千人に上る。

【インド人地方軍】 一九二〇年に至り始めて編成されたもので、インド人の志願者を以つて組織し、年二八日の訓練を受ける。同軍は戰時にあつてインド正規軍の第二線を爲すもので

てゐる。彼等の黨組織はヨーロッパ人の協同團體にして、三四の支部と、インド全國を通じて各地に小支部を有つてゐる。

【幹事】 P. H. Browne, Sir Hubert Carr, C. St. Steele-Perkins.

7. 官選議員團 官選議員より構成され、一定の政治綱領を持たない。彼等は特殊の利益關係を代表するために任命されたものである。そのうち官吏は當然政府に絶対的支持を捧げる。他の多數も政府を支持するが、或る問題に關する場合には、彼等の一部ものは別派行動を取り、他の政黨と行動を共にすることも少くない。

【幹事】 Sir Joseph Bhowe.

G 外 交

インド帝國の外交機關は外務・政務省 (Foreign and Political Department) である。同省の長官は職權においてインド大守たる總督の主宰するところである。またインドの保護領たる諸藩王國の外交權、即ち宣戰媾和の權、諸侯相互間又は他國と外交使臣交換の權、等々の權限はすべてインド總督の權限に屬する。またインドはそれ自身として、他のイギリス自治領の如く諸外國に直接外交使臣を派遣せず、諸外國との外交交渉はイギリス本國政府の外交使臣を通して行つてゐる。

【日印外交交渉】 一九三一年末の日本の金輸出再禁止後のその製品の世界市場への氾濫は、日英經濟抗争を激化せしめた。斯くて現はれたのが一九三三年四月八日のインド政府發表の日印通商條約破棄聲明である。これにより最も打撃を受ける日本綿業界は印棉不買を以つて應戰し、こゝに日英の經濟抗争は一段と急迫をつけ、次いで開かれたロンドンの日英會商も決裂に終り、斯くて日英印三者間の外交上の協定達成の

ある。また一八州軍、四都市軍、一一大學軍を以つて編成され、その勢力は約一萬三千人に上る。

【インド豫備軍】 最近編成されたもので、一九三二年におけるその兵力は三萬六千人に上る。

【インド各國軍】 六百數十に上るインド藩王國の諸侯の手兵であつて、一九三三年におけるその總数は約四萬四千人に上る。これ等はイギリス將校の指導と訓練を受けてゐる。

2. 海 軍 インド政府は「インド帝國海軍」 (Royal Indian Marine) の建設計畫を着々進めてゐる。現在の R. I. M. の勢力は一九三〇年竣工の スループ型軍艦 Hindustan 以下四隻を有する。その他、監視船一隻、捜海艇一隻、巡邏船二隻である。

3. 國防費 なおインドの國防費は頗る尠大にして、約五億ルーピー (一九三三—三四年度豫算) に上り、全歳出額の約四割以上を占めてゐる現狀である。

I 政治の動勢

1. 反英運動激化の意識 インドはイギリスの寶庫である。面積百九萬平方哩に互る廣大な地域に無限の天然資源の獨占と、人口三億三千萬人を突破する巨大なインド民衆の搾取とはイギリス帝國存立の基礎である。従つてインドに對するイギリスの植民地的支配力の減退は直ちにイギリス帝國主義の生命を制する重要性を持つてゐる。斯くてイギリスはあらゆる方法を盡してインドに對するその植民地的支配力の強化を計つて來た。にも拘らず、最近の増大するインド民衆の反英運動はイギリスの支配力の漸減を物語るものでなければならぬ。

2. 英印國會議 現行インド統治法は一九

ため三三年九月二五日より所謂「シムラ會商」が開催せられた。斯くてシムラにおいて日英印の相會商すること八回に及ぶも未だ決せず、秋涼の候となつた爲め遂に一〇月一九日に至り會商はニ・デーリに移された。所謂「デーリ會商」がこれである。而も會商は遅々として進行せず、その間、日印通商條約破棄の効力發生し、日印兩國は一九〇四年以來三〇年を経て始めて無條約狀態に陥つた。その後、澤田及びホア (Sir Joseph Bhowe) の兩國主席代表の努力により、一月中旬會商の最難關を突破するに成功し、越えて三四年一月二日深更に至り漸く妥協成立し、五日の日印最終會議において新日印通商條約は事實上の成立を見た。然しインド政府は憲法上未だ外國との條約締結權は認められて居ず、従つて日英兩國政府の間に正式調印を見る管であつたが、新條約はイギリス帝國內の複雑なる事情のため延引に延引を重ね、七月一二日に至り漸くロンドンにおいて松平大使、サイモン外相、ホア印度事務相の間に正式調印を見た。(詳しくは日本の外交の項、及びカレント・トビックスの日印會商の項を参照。)

H 國 防

1. 陸 軍 インド國防勢力はイギリス航空隊 (Royal Air Force)、イギリス正規軍 (British Regular Army)、インド軍 (Indian Army)、補助軍 (Auxiliary Force)、インド人地方軍 (Indian Territorial Force)、インド豫備軍 (Indian Army Reserve) 等より成る。インド各國軍の以外は、すべて軍司令官 (Commander-in-Chief) の最高指揮の下に、それぞれ長官によつて統率される。軍の編成は東西南北の四軍區とビルマ獨立隊とに分たれ、各軍區はそれぞれ多くの管區と獨立

一九年の修正に依り、インドに或る程度の代議政治、責任政治、及び地方自治を認めたものである。同法案は過渡的措置で、恒久的制度確立のために他日特別委員會を組織することとなつてゐた。斯くて一九二七年に至り、イギリス政府はジョン・サイモン卿 (Sir John Simon) を委員長とする特別委員會を任命し、その具體的方法を考究することとなつた。その報告書は一九三〇年六月發表され、次いでイギリス政府は同年一月二日に至りインド統治法改正問題審議のため、インド藩王國代表、英領インド代表及び本國政府代表より成る圓卓會議を開催し、統治法改正の根本方針として、インド聯邦制の採用、ビルマの分離、立法部に對する責任、州自治、等々が議決された。然し外交、軍事、財政等の主要事項は依然イギリスの保留事項に屬し、同時にマクドナルド首相は今後一〇年間の試験的統治を経て、改めて自治領資格の可否を審議すべしとの聲明を發表した。

斯くて越えて一九三一年九月に至り、前述の圓卓會議の決議をより一層具體化するために第二次圓卓會議が開催され、前回出席を拒否した國民會議派のガンデーも出席したが、一二月一日に至るも圓滿なる妥協に達成し得ず、インドにおける反英運動は一段と白熱化した。斯くて三二年一月中旬より一二月二四日に至る間に第三次圓卓會議が開催され、新インド聯邦の憲法作成の基礎を確立した。

三、新インド統治法案の發表 次いで三三年三月一七日に至り、イギリス政府は以上累次開催せられた圓卓會議の結果並に諮問委員會報告等に鑑み、インド統治法改正法案を發表、引續き同法案を制定した。同法案は英政府從來の漸進的方針を具體化したもので、英領印度を一一州に分ち之に藩王諸

國を加へて聯邦組織とし、總督は國務大臣の輔弼に依り行政を行ふ建前...

定を基礎として、インド憲法起草委員会の手によつて、ロンドンとニュー・デリーとにおいて...

平穩にして、立憲的手段によつてその不當を是正せんとする態度に出でる。

最近の歳出入

(單位 1,000ポンド)

Table with columns for Year, Income (India, Foreign, Total), and Expenditure (India, Foreign, Total) from 1930 to 1934.

註 1ポンド=13-1/3(ルピー)

【主要歳入】中央政府の最大財源は關稅で、一九三三—三四年度豫算における關稅歳入額は約五億ルピー...

【主要歳出】また中央政府の歳出において最も著しいものは、國防費の約五億ルピー...

主要歳出 (1933—34年度豫算)

Table of major expenditures: 國防費, 鐵道支出, 國債費, 行政費.

註 同年度全歳出額は 1,24,10,55,000(ルピー)

主要歳入 (1933—34年度豫算)

Table of major income: 關稅, 鐵道收入, 所得稅, 鹽稅, 阿片稅.

註 同年度全歳入額は 1,24,35,16,000(ルピー)

の不従順運動のモットーの一つである。その他、阿片稅もあるが最近著しい減少振りを示して...

各州政府主要歳入 (1933—34年度豫算)

Table of state government income: 土地稅, 消費稅, 印紙稅, 水利稅.

註 同年度全歳入額は 86,32,52,120(ルピー)

各州政府主要歳出 (1933—34年度豫算)

Table of state government expenditure: 文官俸給費, 土木事業費, 水利費.

註 同年度全歳出額は 88,50,53,511(ルピー)

のインド民衆に少なからざる反感を招いてゐる。この原因は、多量に...

B 資本

インドにおいてはイギリス資本は完全な獨占を形成し、その全産業の絶對的支配權を掌握し...

てゐる。インド總督を頭に戴くイギリスのイン
ドにおける強大な支配機構は全インドに對する
イギリスの經濟的擄取の地盤を與へてゐる。斯
かる經濟的擄取において最も重大な役割を演じ
てゐるのはイギリス資本の侵入である。即ち
年々インドよりイギリス帝國の收奪する利潤は
一億數千ポンドの巨額に上る。うち、イギリス
資本の投下による利潤は海運利潤と共に最も大
なる部門を形成してゐる。以上の如くインドに
おけるイギリス資本はインド經濟界において最
も大なる役割を演じてゐるが、最近インド土着
資本の擡頭は極めて著しい。殊に大戰時代及び
戦後の好況時代にはインド土着資本はイギリス
資本と結合して莫大な利潤を收めることに成功
し、今日の大を爲せる基礎を形成した。にも拘
らず一九三二—三三年度の國際貸借においても
は、インドは利子及び現金において九千萬ドル
の支拂超過を示してゐる。

最近の資本發行額
(單位千ルピー)

Table with 2 columns: Year (1925-1933) and Issuance Amount (千ルピー). Shows a general upward trend in capital issuance over the period.

【會社資本】一九三一年三月末現在における
在インドの會社数は七、二一六にして、その拂込
資本は總計二十八億一千五百萬ルピーに上る。
またインドにおける資本發行額も最近多少減少
の傾向を示し、一九三三年における各新設會社
の公稱資本及び既設會社の増資は合計三億四
千萬ルピーに上る。

C 國際貸借

インドの國際貸借は最近著しく悪化するに至
つた。一九三二—三三年度の統計において見る

最近の國際貸借
(單位百萬ドル)

Table with 3 columns: Year (1930-31, 1931-32, 1932-33) and various categories (Commodities, Loans, etc.). Shows a significant increase in international borrowing in 1932-33.

なほインドは一九三二—三三年度には金の輸
入入においては一億七千萬ドルの輸出超過を
示してゐる。また同年度における資本の流動は
長期信用において千七百萬ドル、短期信用にお
いて七百萬ドルの流出超過を見せてゐる。

D 金融

1. 中央銀行 インドの金融の中心的機關は
インド帝國銀行 (Imperial Bank of India) であ
る。一九二一年同行の創立せられるまでは、イ
ンドにおける中央銀行の職能の一部は州立銀行
(Provincial Banks) によつて行はれてゐた。こ
の州立銀行は最初一八〇六年にベンゴール州、
一八四〇年にボムベ、一八四三年にマドラス
に設立され、いづれも特別條令に基いて設立さ
れたのである。これ等の州立銀行は一八六二年
までは紙幣發行權を持つてゐたが、その後この
特權は剝奪され、紙幣發行は政府の獨占するこ
ころとなつた。然るにその後中央銀行設立の機
運熟し、遂に一九二〇年のインド帝國銀行條令
の發布となり、これ等の三州立銀行の合同によ
り新にインド帝國銀行が設立され、一九二一年
一月二七日より開業し、今日に至る。

同行の公稱資本は一億一千二百五十萬ルピー
うち拂込資本額は五千六百二十五萬ルピーで
ある。然しインド帝國銀行はたゞ一個の營利的
商業銀行であつて嚴格なる意味における中央銀
行ではない。たゞある程度の中央銀行の役割を
代行してゐるに過ぎない。そして同行は國民經
濟的に見て一般經濟界の指導的役割を持つてゐる
且つ普通銀行に對し競争的態度を取つてゐるた
め、一般銀行に不當の壓迫を加へるといふ非難
の聲が高い。従つて最近、インドにも先進資本
主義諸國に見られるが如き眞の中央銀行を速に
設立すべしといふ説が高調せられるに至つた。
この説はビルトン委員會は新に準備銀行法
案 (Reserve Bank Bill) を作成し、一九二七年
インド議會に上提した。同案は長く議會におい
て慎重に審議中であつたが、一九三四年二月一
六日、上院を通過し、近く新にインド準備銀行

インド帝國銀行の資本準備金
及び預金 (單位ルピー)

Table with 3 columns: Category (Capital, Reserves, etc.), 1931 Year-End, 1932 Year-End. Shows financial data for the Imperial Bank of India.

状である。即ち、爲替銀行として
行を數へることが出来る。

- (1) Comptoir National D'Escompt de Paris Paris
- (2) The Yokohama Specie Bank, Ltd. Yokohama
- (3) Bank of Taiwan Taipei
- (4) Mitsui Bank Tokyo
- (5) National City Bank of New York New York
- (6) Niederländisch Indische Handels-Bank Amsterdam
- (7) Nederlandsch Handel Maatschappij Amsterdam
- (8) Hongkong Shanghai Banking Corporation Hongkong
- (9) Imperial Bank of Persia London
- (10) Lloyd's Bank London
- (11) Banco Nacional Ultramarino Lisbon
- (12) Chartered Bank of India, Australia & China London
- (13) National Bank of India London

(14) Mercantile Bank of India, Ltd. London

(15) Eastern Bank of India, Ltd. London

(16) P. & O. Banking Corporation, Ltd. London

以上のうち、最後の六銀行は本店がロンドンに
置かれてゐるも、その業務は主としてインド内
において行はれ、外國爲替業務の外に、普通銀
行業務も盛に行つてゐる。

3. 土着金融機關 インドの大多數の人口を
擁し、その主要産物の悉くを産出する農村はイ
ンド獨特の土着金融機關を持つてゐる。古來イ
ンドは種姓制度の發達した國で、従つてこの金
融業も特殊の階級に手を握られてゐる。即ち西
姓のうちの「バシヤ」(Vaiya) の階級に屬
してゐる (詳しくはインドの階級制度の項を參
照)。またバシヤのうちでも職業と婚姻により
各種の種姓が生じ、就中「ジャナ」(Jains)
「パルサー」(Parwars) 「ケチター」(Chettis)
等がインドにおける最大の金融業者の階級に屬
してゐる。

これ等の土着金融業者は殆んどすべて獨立し
て各種の金融業を行ひ、その大なるものに至つ
てはボムベ、コロンボ、チェリ、ラングン等
の如き重要都市にはすべて支店又は代理店を有
し、またある者はインド内地に止らず海外にま
て多くの支店を有してゐる有様である。そのう
ち「Nattukottai Chettis」及び「Marwari Ban-
kers」の如き最も組織的である。

また土着金融業者は、最近、近代的組合を組
織して、營業上有利な地歩を占めんとする傾向
にある。例へば、ボムベにおいて Bombay
Shroff's Association, Marwari Chamber of Com-
merce, Commission Agents Association, Mulfani
Banker's Association 等が如きである。

E 貨幣

1. 貨幣制度 インド貨幣制度の根本的確立
を期するため一九二五年、エドワード・ヒルト
ン・ヤング (Edward Hilton Young) を委員長と
するインド貨幣金融委員會 (Royal Commission
on Indian Currency and Finance) が設置された。
政府は同委員會の報告に基づいて、一九二七年三
月二七日、インド貨幣法 (Indian Currency Act)
を制定した。この法律により、従来の英金貨は
一サウアリン一〇ルピーの割合を以つた法貨
だつたのが、本法によつて廢止され、ルピー比
率を一シリリング六ペンスと規定した。
要するにインドの現行貨幣制度は國內におい
ては一定の法貨なく、ルピー銀貨が流通し、政
府がこれを鑄造し、また紙幣も政府の手によつ
て發行されてゐる。これ等の紙幣の兌換は、一
九二七年のインド貨幣法により、金地金又は英
貨爲替にて兌換する義務を政府が負ふてゐるが
故に、従来の金爲替本位ではなく、或はまた純
然たる金塊本位制ともいふことの出来ないもの

で、兩者の中間を行く制度である。以上の如く従来ルピーは一シリング六ペンスの比率に安定してゐたが、最近の世界経済恐慌の激化は銀價の暴落に拍車がけ、この法定比率價格を維持するのを困難ならしめるに至つた。而も斯かる際一九三一年九月に至りイギリス本國が金本位制を放棄した爲め、遂にインド政府をしてルピー貨の兌換義務を停止せしめるに至つた。その後、間もなくこの法令は撤廃され、新たに政府は爲替管理を強行し、斯くてこれが調節を計つてゐる。

2. 通貨の種類 貨幣單位はインド・ルピー (Rupee) である。一九二七年のインド貨幣法によれば、英貨一シリング六ペンス、即ち純金八・四七五二二グラムの等價である。

硬貨はルピー銀貨を標準とする。一ルピーは一六アナ (anna) にして、且つ純度七割の銀一トラ (1 tola = 11.6635 grams) 即ち一八〇グレインと等價である。その他、ルビー即ちハアナ銀貨、マルビー即ちアナ銀貨、マルビー即ちアナ銀貨がある。また青銅貨には一パイ (Pie) (1/4 アナ)、二パイ (2/4 アナ)、三パイ (3/4 アナ)、四パイ (4/4 アナ) の三種類がある。

紙幣は一、二、五、一〇、五〇、一〇〇、五〇〇、一〇〇〇ルピーの紙幣が英領インドにありて法貨である。一九三三年三月末日における流通紙幣の總額は、大蔵省及びインド帝國銀行の本店に保管せられてゐるものを合して、一、七六、八九、五八、一八八ルビーに上る。

百萬ルビーは一ラク (Lakh) と呼ばれ、Rs. 1,00,000 と書かれる。また百ラクは一クローレ (Crore) と呼ばれ、Rs. 1,00,00,000 と書かれる。3. 度量衡 現在インドにおいて使用されてゐる度量衡は次の如し。

- a. ベンガルの一キーンズ (Maund of Bengal) 二ドラム。
- b. ボムベイスの一キーンズ (Maund of Bombay) 二ドラム。
- c. マドラスの一キーンズ (Maund of Madras) 二五ポンド。
- d. トラ (Tola) 一八〇グレイン。
- e. シア (Sheer) 二〇五ポンド。

F 生産

1. 産業大圖 インドは農業國である。全人口の七〇%までが農業牧畜に従事してゐる。工業に従事してゐるものは全人口の一割、而もその大多数は小規模の家内工業を営むもので、組織的工業に従事するものは僅かに一%を數へるに過ぎず、また商業に従事するものは全人口の五%に過ぎない。その他、漁業及び狩獵、鑛山、採石、製鹽に従事する人口は全人口との割合に於いて見る時極めて僅少である。以上の如くインドの生産は農業に集中され、近代資本主義的工業の生育は極めて遅れてゐる。これはイギリスの政策が本國工業の市場確保のためインドの工業化を極力阻害してゐることに主たる原因を保持してゐる。

2. 農業 前述の如くインドの巨大な人口の約七〇%までが、農業(うち牧畜は二%にもあたらぬ)で暮しを立て、且つその九〇%までが農村に住居してゐる。而も全農業人口のうち、別表に見られる如く、地主階級は僅か約三%を占めるに過ぎず、その他の大部分は貧農である。斯くの如くインド農業の特質はそれが極めて封建的關係に置かれてゐることである。インドの農業において特筆するに足ることは

府と自己との間に地主を介在せしめない「レイヤトワリ制」(Jajmani or Ryotwari) の行はれてゐる諸州においては、地税は小地主に直接に課税せられてゐる。

家畜飼養数 (1931-32年度統計)

種別	頭数
牛	121,450,000
水牛	31,418,000
羊	25,295,000
山羊	35,743,000
馬	1,693,000
小馬	75,000
驢	1,371,000
騾	526,000

註: 以上は、インドの統計を以て算出する。

3. 畜産業 インドは世界的に家畜の飼養の盛んな國である。殊に農業において、主として農耕及び運搬に利用される故、豚以外の主要家畜は極めて多い。そのうちでも牛と山羊に至つては世界第一の飼養数を有してゐる。その主要なものは、別表に見られる如く、牛、水牛、山羊、馬及び小馬、驢馬、騾駝である。

4. 林業 高温多湿なるヒマラヤ山地及びビルマ地方は、インドにおける最も大なる森林に恵まれた地方である。一九三一—三二年度において、各州森林局 (Provincial Forest Departments) の管下にある森林は總計二四五、八三二平方哩にして、英領インドの全土の約二割を占めてゐる。そしてこれ等の國有林からの純収入は約九五、三二、八五三ルビー (一九三一—三二年度) に上る。

主要産物統計 (1931年度統計)

産物	産出量	價格 (單位ポンド)
炭	21,715,435 噸	6,125,804
石油	305,018,751 ガロン	4,380,389
鉛及鉛錠	73,290 噸	939,906
マンガン錠	537,844 噸	725,954
金	330,488.8 オンス	4,540,885
岩鹽	1,839,440 噸	1,010,441

金がインド本部の主要産物であるに過ぎない。

農牧業人口内訳 (1931年國勢調査)

細別	人口 (單位1,000)
地主	3,257
自作農	27,006
小作農	34,173
農業労働者	31,430
その他	6,536
計	102,454

人工灌漑が極めて盛んである。

主要農産物作付面積及び收穫高 (1933-34年度統計)

種別	作付エーカー数	收穫噸數
米	82,026,000	30,655,000
小豆	32,992,009	9,452,000 (1)
甘藷	3,305,000	4,651,000
亞麻	3,239,000	403,000
菜種及び芥子	6,052,000	1,017,000
胡椒	5,982,000	545,000
麻子	1,581,000	146,000 (2)
花生	6,952,000	2,835,000 (3)
棉花	22,558,000	4,516,000
黄麻	2,143,000	7,072,000

米、前表の如く、作付面積約八千萬エーカーに達し、ベンゴール、アッサム、ビルマ等の多

各地に密生し、その産は頗る多い。水産業 インド人は魚類を好んで食する國民でなく、従つてその需要大ならず、漁業は殆んど發達してゐない。一九三一年における漁業及び狩獵に従事してゐる人口は百三十萬八千人にして、全職業人口の一%にも達してゐない。而もこれを漁業だけに就いて見る時、遙かに僅少の割合になるのである。然しインド半島とセロン島との間に位置するマナール灣は、古くから真珠の名産地として有名である。

6. 鑛業 インドにおいては鑛業は餘り盛んではない。各種の鑛産物が相當に廣大な土地に埋藏されてゐるが、全體から見てインドは重要な鑛産國といふことは出来ない。鑛山、採石及び製鹽業に従事する人口は、一九三一年の國勢調査によると、僅か三十四萬六千人を數へるに過ぎない。それが全職業人口の約一億五千萬人に比較する時、〇・二%にしかあたらぬことを見ても、インドの鑛業が全産業部門において如何に貧弱な地位を占めてゐるか明白である。

その主要なものは石炭、石油、マンガン、鉛、金及び岩鹽の六種を數へるのみである。若しもビルマを除くならば、石炭、マンガン、鐵、及び

3. 主要輸出品 輸出品中、最も重要なものは、黄麻及び黄麻製品で、クリミヤ戦争以来その世界的需要が高まり、現在では棉花の輸出額を凌ぐに至つた。一九三二—三三年度におけるその輸出額は、製品及び原料を合して、約三億ルビ

主要輸入品 (1932—33年度)

Table with 2 columns: 輸入品 (輸入品) and 価格 (単位ルピー) (Price in Rupees). Items include cotton, machinery, metals, oil, etc.

進出は遂に日印會商となり、一九三四年一月日本棉布の割當數量に關する妥協が正式に成立した。その他、機械類、金屬、油類、生絲、砂糖等を主とする。又各種の日常雜貨類の輸入は多種多様で、合算する時には相當の額に上る。

一九三二・三三年度貿易品種類別 (單位ルピー)

Table with 3 columns: 種別 (Category), 輸入額 (Import Value), 輸出額 (Export Value). Categories include food, machinery, etc.

註 以上の統計は私商品に就いてである。また輸出はインドにおける産物に限る

主要國別輸入額 (單位ルピー)

Table with 3 columns: 相手國 (Partner Country), 1931—32, 1932—33. Lists countries like UK, USA, etc.

註 年度は毎年3月31日に終る。

主要輸出品 (1932—33年度)

Table with 2 columns: 輸出品目 (Export Item) and 価格 (単位ルピー) (Price in Rupees). Items include cotton, jute, etc.

4. 主要國別貿易 インドの貿易相手國としては輸出とも輸入ともイギリスが頭角を抜いてゐる。日本、アメリカ、ドイツが之に次ぐ。即ち、イギリスよりインドへの輸入額は、一九三二—

億ルビを輸出したに過ぎなかつたが、好況時代にはその輸出額は年々六億千五百万ルビに達してゐた。需要國は日本が第一にして、その約二分の一は日本に輸出される。然し日本の紡績業は、最近太極より細絲に向上して來た結果、インド棉花の需要減じ、米棉の需要を増してゐる。その他、茶、米、種類、及び皮革などの輸出が主要なものである。

主要國別輸出額 (單位ルピー)

Table with 3 columns: 相手國 (Partner Country), 1931—32, 1932—33. Lists countries like UK, USA, etc.

註 年度は毎年3月31日に終る。

5. 主要貿易港 インドの外國貿易は主としてボンベイ (Bombay)、カルカッタ (Calcutta) の東西兩港において行はれる。その他、主要貿易港としては、カラチ (Karachi)、ラングーン (Rangoon)、マドラス (Madras) がある。またチャッタゴン (Chittagong)、チェンナイ (Chennai) がある。

い。その他、銀、雲母、亜鉛、銅、錫、鐵、鐵、建築材料がインド産物の主なるものである。石炭はベンゴール地方を主とし、南部のマ

7. 工業 インドは古來農業國であつたが、歐洲大戰時代の數年間において、工業は日増しに發展を遂げた。インド工業の發達は、インドへのイギリス商品を始め、先進工業諸國の輸入が戰爭の激化につれて激減したといふ事實に主として原因してゐる。...

工業人口内訳 (1931年國勢調査)

Table with 2 columns: 種別 (Category) and 各職工業人口 (單位 1,000) (Number of workers in thousands). Categories include textile, machinery, etc.

全人口の割を占める工業人口の千五百萬人にして、年々輸出超過を見せつつある。最近では世界經濟恐慌の影響を受けて著しく悪化の傾向を示してゐる。...

G 外國貿易

1. 概説 インドの貿易状態は概して良好にして、年々輸出超過を見せつつある。最近では世界經濟恐慌の影響を受けて著しく悪化の傾向を示してゐる。...

最近の輸出入額 (單位ルピー)

Table with 5 columns: 年度 (Year), 輸入 (Import), 輸出 (Export), 正貨 (Gold), 正貨 (Gold). Shows trade data for 1928-29 to 1932-33.

註 以上は海路による輸出入の統計にて、また輸出には再輸出をも含む。

前述の如くインドは完全なる意味での農業國である。従つて豊富なる農産物を外國に賣り、日常必需品を殆んど海外より仰いでゐる。...

大戦中物資缺乏のため世界的に物價の急激な奔騰を見た。インドにおいても物價は大戦直後の時代を最高として、その後漸落の方向を取つた。特に一九二九年のアメリカ金融恐慌を契機として物發せる世界的經濟不況による國際物價の下落の影響裡にインドも急速度に下落した。即ち別表の如く、カルカッタにおける卸賣物價指數は一九一四年を基準の一〇〇として見れば一九二〇年には二〇一に高騰し、僅かに數ヶ年間に二億以上奔騰してゐる。而るにその後物價は漸落を示し、一九三〇年に至り急落し、更に三一年には大戦前の記録を再現し、現在なほ續落の傾向を示してゐる。

めて大戦前の記録を再現してゐるに過ぎない。現在小賣物價は卸賣物價と同様に續落の傾向を辿つてゐる。

I 運輸・交通

1. 鐵道 一九三三年三月末日における鐵道の全延長は三八、五八一哩にして、内譯、インド政府所有のもの三、七一一哩、インド諸邦所有のもの六、八七一哩である。一九三二—三三年に開通されたものは三〇六哩である。インドの諸鐵道のうち、同國の標準軌間たる五フット六インチの軌間を有する鐵道は二一、一三一哩、メートル軌間、即ち三フット三インチ八分の三の軌間を有する鐵道は一七、六五三哩、また三フット六インチ或は二フットの特別軌間を有する鐵道は四、一七七哩である。鐵道網はインド最大の生産地帯であるガンヂス河流域一帯の地方に最も完備し、パンジャブ州これに亞ぐ。またボムベイ及びマドラスの海港もまた地方的鐵道中心地を形成してゐる。一九三二—三三年度における乗客總數は五〇一、八九五、二〇〇人、貨物及び家畜類の輸送總噸數は七〇、六〇一、〇〇〇噸、鐵道の總收入は九六、二一七、〇〇〇ルピー (Rupee) である。純益は二七、三三三、〇〇〇ルピーに上る。また鐵道従業員はヨーロッパ人四、二九七人、インド人七〇五、九七四人、計七一〇、二七一人である。

2. 船 船 [内水運] インド北東部には約千五百哩のガンヂス河、及び約千八百哩のブラマプートラ河があり、また北西部には約千八百哩のインダス河等の大河あり、それ等の幾多の支流も水量豊富にしてインドの平原地方の交通運輸に寄與するところ甚だ多い。殊にガンヂス河はフグリ分流によりカルカッタまで二萬五千

噸級の汽船も上下し得、且つ上流のバトナ迄は航洋汽船を通じ、更にシムナ支流の會合點までは河蒸氣が往復する。【海運】インド洋は東西交通の要路を占め、世界交通の中心にあるため、イギリス、日本を始め各國の船舶の寄航するものが甚だ多い。殊にカルカッタ、及びボムベイの二港は最大貿易港で、マドラス港は之に亞ぐ。

J 通信

1. 郵便 一九三三年三月末日における全國郵便局總數は二三、七九七局、郵便箱總數は六〇、六一二個である。一九三二—三三年度における手紙、葉書、及び郵便を通して發送せる爲替等の總數は九五八、四五三、〇〇〇通、新聞紙は七〇、八六五、〇〇〇通、小包は一三、六一一、〇〇〇個、小荷物は一一四、九三〇、〇〇〇個にして、合計一、一五七、八六九、〇〇〇個に上る。

2. 電信 一九三三年三月末日のインドにおける電信局の總數は一二、六七六である。一九三二—三三年度の官有電信の電信線は一〇七、一六〇哩、その電線延長は五八七、五七四哩に上る。また一九三二—三三年度電信收入は二六六、二〇〇、〇〇〇ルピーに上る。同支出は二、五一一、〇〇〇ルピーである。

3. 無線電信 一九三三年三月末日における選信省所管の無線電信局の總數は三三局を數へるうち六局は航海中の船舶と通信する海岸局にして、残りの二六局は内陸局である。そのうち一局は航空中の飛行機に對して定期的に通信を與へてゐる。

4. 電話 電話事業は選信省の管理に屬するも、一部の地方では政府の許可を得て私設會社が電話の交換に當つてゐる。一九三三年三月末日現在の私設會社電話局は二五局、その加入者總數は三五、二〇〇人、また官設の電話局は

卸賣物價指數 年度 指數 1914 100 1920 201 1925 159 1929 141 1930 116 1931 96 1932 91 1933 87

小賣物價は前述の卸賣物價に比較すると概して動搖少く、騰落ともに遅れ勝ちである。即ち別表の如く、ボムベイにおける小賣物價指數は一九一四年の基準を一〇〇として見れば、一九二〇年には一八三に高騰してゐるも、卸賣物價指數の二〇一に上つてゐるに比較すれば、その上昇率は著しく遅れてゐる。而もその後漸落の傾向を辿れるも、卸賣物價指數の急速な下降に比して著しく遅れ、一九三三年一〇月に至り始

小賣物價指數 年度 指數 1914 100 1920 183 1925 155 1929 149 1930 137 1931 110 1932 109 1933 102

分外には婚嫁せず、交際せず、飲食せず、職業は世襲して絕對に身分保持に努む。上姓の男子は下級種族の女子と婚し得るが、その生れたる士女は妻の種族に屬す。若し一層下級なる妻の場合には、例へば婆羅門が卑賤の女子と婚すればアムバスタ (Ambastha) なる新身分が出来て醫藥を業とし、父が婆羅門、母が首陀羅の時にはニシャダ (Nishada) なる漁撈を業とするものとなる。これに反して下級の男子が上級の女子と通ずることには嚴禁され、婆羅門が首陀羅との間に子を生めば旃陀羅 (Chandala) として卑人階級に降される。かくて女子の結婚は困難となつて屢々幼兒殺戮を起す。

三二七局、その加入者は二二、一〇九人に上る。

III 社會 會

A 社會構造

1. 身分關係 インドに行はれてゐる種族制度とはその身分關係を示すもので、血液を意味するラテン語 (Caste) より來り (Caste と呼ばれる。最初はポルトガル人によつて名づけられた。四姓制度の發生はリグ・ヴェダの中に「原人」(Pulajya) の口より婆羅門 (バラモン) 双臂より王士族 (クシャトリア) 腿よりは毘舍 (ウアイシヤ) 兩足より首陀羅 (スダラ) が生れたとしてゐるが未だ嚴密なる種族の區分なく、種族の梵語ガルナ (Varuna) は色を意味し、白人のアーリヤ人が先住の黒人なるドラヴィダ族と區別せるものである。この明瞭なる發生は「マヌ法典」に示される。本來婆羅門の社會的地位を確保するための身分制度であり、最高の祭政一致の權力を有し、文化、政治の首長で、その男子は他姓の女を妻とするも、女子は決して他姓に嫁するを得ず。

なほ婆羅門の身分制の中にも無數に種族別される。北方五、南方五の十大族に分れ、各族は更に十分され北方のカリニヤクビヤ族は百五十六に分れ、その百はグレンドラ族、五十六はラーダ族と呼ばれる。而して前者のうち八族、後者のうち六族がグリーナ、即ち貴族である。他の六貴族は、パネルシ、ムクルシ、チャトウルシ、ガグリ、ゴシヤラ、カンシヤラに分れる。なほ婆羅門は血統によつて、七大夫に分たれ、七人の神話的聖者を祖に有す。各族がまた無數に小分され、なほ、研究の部門、學識の程度によつても分類される。

【毘舍】一般民衆を意味す、もと農民を云ふ。農耕に従事するアーリヤ・インド人の總稱。それ以外の劣等民族と區分され、マヌの法典には嚴密に規定さる。牧畜、商業、耕農を職とするもの。

かくして全インド種族は國勢調査によれば、二千三百を數ふ。その最下級なるものはパンチャマとして特殊視され不淨の者でありその數三千五百萬餘を數ふ。或は五千萬とも見られる。公共の學校を禁ぜられ、農村に入るを得ず、全くの非人である。ガンヂイはこの身分制に對し積極的に社會惡として抗争に努力してゐる。

【首陀羅】それ以外の劣等種族であり、奴隸的身分であり、何等の權力なし。絕對奉仕勤務の身分である。以上の身分限定は史的発展により益々分化して今日では二千以上の大小の種族に分たる。身

2. 職業關係 インドは完全なる意味での農業國で、全職業人口の七〇%まで農業に従事する。工業従事者は全職業人口の僅かに一〇%、

職業別人口 (1931年調査)

Table with 2 columns: 職業別 (Occupation) and 人口 (單位1,000) (Population in 1,000). Rows include 農業及び牧畜 (102,454), 漁業及び狩獵 (1,208), 鑛山、採石、製鹽業 (346), 工業 (15,261), 運輸通信業 (2,341), 商業 (7,917).

また商業に従事するものは五%に過ぎない。その他、運輸通信業、漁業及び狩獵、鑛業及び製鹽に従事する人口は全人口との割合においては極めて少なく、いづれも僅かに一%前後を占めてゐるに過ぎない。

3. 民族關係 インドの全人口は三億五千萬を越え、過去數十年に互る各民族の移住混淆により、全く雜多を極め、明確な區別を立てることとは困難である。これを大別すれば、最も主なる人種としてヒンズー族 (Hindus)、ドラヴィダ族 (Dravidians)、チベット・ビルマ族 (Tibeto-Burmans) の三者に分けることが出来る。最初のヒンズー族はインド・アーリヤ系に屬し、中央アジア方面よりインドに侵入し、ドラヴィダ族を奥地に驅逐し、現在においてはインドの最大民族を形成し、その數約二億二千萬を數へる。次のドラヴィダ族はインドの先住民族で、最後のチベット・ビルマ族はモンゴル系に屬し、その數はいづれもヒンズー族に劣る。インドの民族はすべて以上の如き三者に明確に區別し得るのではなく、いづれも數千年の間に混血し、無限の變化を示し、同時にそれぞれ民族の信奉する宗教と相俟つて複雑な社會關係を發生せしめてゐる。その他、ヨーロッパ人も少なくなく、その數は六十萬を突破し、インドの支那階級を形成してゐる。就中十數萬のイギ

リス人は支配機構のピラミットの最高部に住する。然しこれ等のうちインド人と白人との間の混血人多く、その社会的地位に關連して多くの新しい社會問題を發生しつゝある。

4. 階級關係 インドにおける階級關係は封建的色彩が極めて濃厚である。即ち、インドの生産は農業を根幹とする全職業人口一億五千萬の約七〇%までは農業に従事し、全人口三億五千萬の約九〇%までは農村に住んでゐる。而もインド農業の最も特徴的な特質は封建的關係の支配といふことである。全耕地の約二分の一は地主に屬し、地主は土地を封建的搾取において農民に貸貸する。且つインドの農民經營の特色は一經營の土地が極度に狭小なことにある。例へば、インド最大の小麦産出地たるパンジブ州においては、七〇%以上の農民は僅かに二ヘクタ以下の耕地を有するに過ぎない。この二ヘクタ以下の耕地はインドにおける農家の生存に必要な最小限度以下である。従つて同地方における富農の勢力は歴史的に大である。斯くの如く全インドに五つて農民はすべて土地飢饉に悩み、農村の貧窮化は富農經營の著しい發達と共にインド農業を特徴付け、地主と農民との階級對立を激化せしめてゐる。それに加ふるにインドの農村はイギリス帝國主義の法外な租税の重課に苦しみ、常に農村における高利貸と小賣商人の搾取下に置かれてゐる。

大戦を契機とするインドの資本主義的發展はその階級對立を最も明に單純な形において、即ち資本主義階級と労働者階級とに分裂對立せしむるに至つた。然し工業に従事するものはインドの全職業人口の約一〇%に過ぎず、而もその多くは家内工業的のものであつて、近代資本主義の組織的大工業の搾取下にある労働者の約十分の一に過ぎない。従つてインドにおいて純粹

に近代的意味における階級意識乃至對立は未だ全般に普及するに至つてゐない。

B 民族運動

1. 沿革 「國民運動の勃興」 イギリスの東インド會社の開拓工作が成功した後二百年、一八五七年デリーを中心とする大反亂は殆んどインドを獨立せしめんとした。その後インドを直轄地となし、更に一八七七年帝國として英王これを兼ねたが、國民自治の要求は次第に強烈となり、一八七五年アムステルダム會議設立、一八八五年に至りダウアリン卿は國民議會を組織し、ボンベイに開會、インド國民主義者もこれにより合法的に自由権を獲得せんとした。第一回は七十二人、第二回は四百名に増加した。一九〇四年の日露戰爭は俄かにインド國民運動を激化し、自治(スワラジ)及國產(スワデン)の二大標語を掲げ、學生間には激烈なる國民大學運動が勃發した。一九〇九年モリレー・ミントー改革法によつて運動を抑壓せんとした。時にモハンダス・カラムチャンド・ガンディーは南阿二十年の苦闘の後、人頭稅撤廢に成功し一九一四年インドに歸るや、國民議會の指導者となされ、スワラジを目的とし、オヒサマ(不殺生)を念とする非暴力を武器とする無抵抗主義を手段とした。英王ジョージ五世は一九一一年インドに移すに即位し、首都をカルカッタよりデリーに移す。

【大戦後の反英抗争の發展】 突如世界大戰勃發しインドは巨大なる軍費を負担し、百二十五萬の兵を戰場に出した。この戰爭を機會に武力革命を爲さんとし、アメリカを根據としてドイツと密通したがイギリス官憲に鎮壓される。イギリスはインドの歡心を買ふためにインド事務大臣モンターギューは一九一七年八月、インドの責任政府の確立を約し、一九一八年には首相

憲を認容すること。
c、聯邦制を基礎とする憲法制定には英印協力をすべきこと。等。

三月二十八日にインド國民議會はこれを承認すると同時に、更にインドの完全なる獨立は決して地棄せずと宣言し、一先づ反英運動は中止され、ガンディーは圓卓會議の決定を具體化するため八月渡英した。然し第二次圓卓會議においてガンディーとイギリス政府との間に妥協成立せず、歸英後ガンディーは積極的に反英的國民運動に乗り出した爲め、こゝに再び全インドにおける對英抗争は白熱化した。越えて三二年初頭にはガンディーを初め全印國民大會會長ヴァラバイ・バルテ等の首領連は續々逮捕投獄され、インド獨立運動は悪化の一途を辿り、各地にテロ的暴動は頻發し、他方インド内部における輿論も分裂し、殊に回教徒は反英運動に對して反對するなど、内部の民族的乃至宗教的對立を暴露し、インド國民運動は極めて錯雜せる状態を取るに至つた。

2. 現勢 「全印國民會議の轉向」

斯くて一九三一年末のアーヴィン・ガンディー和平協定の廢棄以來、専ら非軍事不服從運動により反英抗争を續けて來た全印國民會議派は三二年、三三年、三四年とイギリス帝國主義の峻烈な彈壓にも拘らず、活潑なる全國的活動を行つて來たが、打撃くインド政廳の彈壓の嵐のためその組織を幾度となく破壊され、而もインド國內の對立激化のため、段々輿論の統一の指導に困難を感ずるに至つた。斯くて會議派内部にも自殺的非協力政策に對する反對意見が漸次勢力を占め、三四年四月六日に至り遂にデリーにおける全印國民會議派執行委員會はスワラジ黨を復活し、非軍事不服從運動を地棄し、來るべき中央立法議會の選舉に参加すべきことを決議した。

C 階級運動

1. 勞働運動 インドの勞働運動は一九世紀の後半に始まり、最初のストライキは一八八二年ボムベいに勃發し、一八九〇年最初の勞働組合が同地に組織される。然し勞働運動が近代的意味において成立したのは世界大戰を契機とする。インド資本主義工業勃興以後のことである。

而して國民會議派の總帥ガンディーも之に同意を與へ、自らは獨自の非軍事不服從運動による反英抗争を繼續し、以つてスワラジ黨の目的達成に協力すべきことを聲明した。その結果、インドの反英抗争は一先づ鎮靜し、新スワラジ黨の目的は新憲法原案に對して立憲的手段により徹底的の抗争を行ふこととなつた。

【新憲法草案】 一九三四年一月二日、インド憲法起草委員會は新憲法草案をニュー・デリーにおいて發表したが、インドの輿論は豫想通りにそれに失望を表明した。殊に新憲法が總督及び州知事に廣汎な權限を留保して責任内閣制を骨抜きにし、インド統治法十ヶ年の「試政期」後に公約された自治領地位をインドに賦與せず、且つインドの内的發展に適應する伸縮的條項を缺いてゐる點に對して印度の言論界は擧つて痛烈な非難を浴びせた。

更に總督の責任事項を決定して事實上聯邦議會に「ガイヤーキー制」を復活したところはインドの國民的期待を裏切るものであるとしてゐる。但し既に全印國民會議派が非協力政策を抛棄して居るので、會議派の極左急進分子を除きスワラジ黨以下の各政黨はいづれも當面の對策として先づ總選舉に参加、新憲法で確保せる權限に基き憲法上の手段によりインドの經濟上社會上の改善を期せんとする態度を取つてゐる。

ロイド・ジョージはデリーの戰時議會に印度自治の實施近きを暗示せしむ。インドは歡喜してガンディーとアラー兄弟は提携して起つたが、一度平和恢復するや、前言を全く顧みず、更にモンテグ・チエラムスフォードの改革法を布き、且つ集會出版の自由、その他一切の自由を奪へるローラット法を公布して國民運動を彈壓、こゝに溫健派もまた過激派に轉じ、全インド國民議會を宣言、アールナ・スワラジ(完全なる獨立)へと積極的に突進した。ガンディーは自らチャルカ(手紡車)を繰り、カッダー(粗綿布)を著して道理把持(サチアグラハ)の運動を始め一九二二年、禁錮六ヶ年の刑に處せらる。この時チッタランヤン・ダスはスワラジ黨組織、一九二八年五月マチャラ・ネルーを議長とするインド各派の代表會議開かれ、自治権を要求したがイギリスの誠意なきを知り、一九二九年一月、ラホルの國民議會は、一、スワラジとはインドの完全なる獨立を意味す、二、國民議員はインド立法會議議員を辭職すること、三、納稅拒否、等を決議す。

【英印圓卓會議】 一九三〇年一月より全インドの獨立運動はガンディーの無抵抗主義的闘争によつて實行され、イギリス製品排撃が行はる。遂に五月ガンディーを捕へ、國民運動の首領等を投獄、一月二日よりロンドンの圓卓會議を催し、自治の原則を協定し、斯くて二月一月以後ガンディー等を無條件釋放し、三月一七日以後ガンディー對アーヴィン卿の間に數回の會商が行はれ、三月四日、次の如き英印の協調を成立した。

- a、ガンディー及びその國民議會の同志は、一先づ絕對完全なる獨立を地棄すること。b、目下の目標として全インド聯邦制組織計

一九一九年に至り始めて廣汎なるストライキがロシア革命の影響を受けて全印各地に勃發し、一九二〇年、改良主義的社會主義者の指導下に全印勞働組合評議會(A. I. T. U. C)設立され、インド勞働運動は左右兩翼の對立顯著となる。斯くて一九二〇年には早くもインド内地及び國外に在住するインド人共產主義者のグループは非合法的活動に這入り、一九二二年には若干の勞働組合の支持の下に共產主義者が全印勞働組合會議の執行委員の一人に選舉され、また全印國民會議中央委員會にも列することとなつた。然しイギリス政府の斷乎峻烈なる彈壓政策は巧みに功を奏し、インド共產運動の發展を阻止するに充分であつた。従つて斯かる條件の下においてインド共產運動はイギリス帝國主義の植民地的搾取よりのインド大衆解放の努力において、インド民族運動と提携の方向を取つて來た。

一九二七年に始めてボムベいに統一の共產主義的組織が合法的に成立した。越えて一九三〇年にはインド共產黨が正式に組織され、獨自の行動綱領を掲げてインド階級運動に参加し始めたが、現在イギリス政府の猛烈なる彈壓裡に地下的存在として活動してゐる。

2. 農民運動

インドの農民運動は農民の極端な貧困化にも拘らず勞働運動に比較して極めて遅れてゐる。ガンディーを最高指導者とするインド民族主義者はインド土着ブルジョアの援助の下に、外貨排斥、國產衣着用、特殊民制度反對、インド教・マホメット教闘争の反對、飲酒反對、超階級的國民闘争、等々の綱領を擧げて、農民勞働を指導し續けて來たが、最近の農村の貧困は漸次イギリス帝國主義的搾取に對する反抗より一歩進んで積極的階級的農民運動に進まんとする傾向を示してゐる。一九二七年より二八年にかけて主要なる各州に合法的勞働

農民黨が共産主義者の影響下に組織されたのはその傾向の一端を示すものである。

D 労働

1. 労働組合 インドの労働組合は一八九〇年最初にボムベイで組織され、その後、漸次その勢力を強め、それが世界大戦を契機として一段と飛躍的發展を遂げた。斯くて一九二〇年に至り全印労働組合評議会(All-India Trade Union Congress)が改良主義的社會主義者の指導の下に初めて全国的組織として結成された。その後同組合は日増しに發展を遂げ、その組合員数は一九二七年の十二萬五千に對して一九二九年には十九萬に飛躍してゐる。然し一九二九年一月に至り全印労働組合評議会はナグプルにおいて開催せられた第十回大會に際して左右兩派に分裂し、右派は加盟組合の殆んど半數を奪つてインド労働組合同盟 (Indian Trade Union Federation) を組織し、右派の一大勢力として今日に至つてゐる。

以上の二組合の外、インド労働運動界に一大勢力を持つてゐるものに中間派の全印鐵道從業員聯合會がある。その加盟員は全インドの組織労働者の約三分の一以上に達し、約十六萬に上つてゐる。なほこれ等の労働組合の事情に就いては、一九三二年五月のインド労働組合同盟のマドラス年次大會において、議長ダリーの報告するところによれば、最近のインド未曾有の經濟不況のため、労働組合運動にも多大の影響を蒙り、或は内部的分裂を起し、或は組合員の激減を來だし、のみならず宗教上の難題さへ生じ、内部關係の甚しい紛糾を見てゐるとのことである。またインドの労働者の總數は約五百五十萬乃至六百萬人に上り、うち組織化されたもの約四十萬にして、就中全印鐵道從業員聯合會

は十六萬、全印労働組合評議会は十萬四千、インド労働組合同盟は七萬八千の加盟者を有してゐると報告してゐる。

以上の如くインドの労働組合運動の現状は著しく分裂主義的傾向濃厚にして、これを統一せんとする努力が中間的鐵道從業員組合を始め、各方面において熱心に爲されてゐるにも拘らず、依然として對立抗争は繼續し、總同盟系と評議會系との妥協は極めて困難と見られてゐる。

2. 労働状態 インドにおける労働状態は極めて不良である。一九二九年イギリス政府により任命されたホイットレー(John Henry Whiteley)を委員長とするインド労働調査勸命委員會は英印六名づつの委員を以つて構成された。うちインド労働組合同盟の幹部數名が参加してゐる。同委員會の勸告案に基いてインド政廳は改正工場法案を作成したが、同法案によると非季節工場につき一日一〇時間一週五四時間の最長限を規定し、季節工場について現在の一日一〇時間一週六〇時間の最長限を存続させてゐる等、殆んど特筆すべき政策を見ない。その他、各種の労働保險、母性保護、少年労働禁止、等々の規定に缺け、インドの労働大衆は資本の自由なる搾取の下に置かれてゐる。

3. 賃金 インドにおける労働條件は労働状態の低劣と等しく極めて悪い。イギリス資本主義の植民地的搾取下にあるインド労働者の大部分は辛じてその日の生活資料を得るに足る賃金を受けてゐるに過ぎない。而も自分の家族まで毎日飢えさゝずに置くことの出来るものは多くはない。

4. 労働争議 最近インドにおける労働争議の最も頻發せる時は一九二八年である。その後、争議件數においても、参加労働者數においても争議日數においても著しく減少の傾向を示して

る。即ち一九二八年には争議件數は二百餘件、参加労働者數五十萬、争議日數三千萬日に上るが、一九三二年には、争議件數百餘件、参加労働者數十二萬、争議日數百九十萬日にして、著しい減少振りを示してゐる。

最近の労働争議

年度	件數	参加労働者數(單位千人)	争議日數(單位千日)
1928	203	503.9	31,647.4
1929	141	532.0	12,163.7
1930	148	195.3	2,261.7
1931	166	203.0	2,408.1
1932	118	123.1	1,922.4

E 社會運動

インドの社會は英植民地としての搾取により、資本主義的機械生産はインドの手工業を全く壓迫し、民衆は極度の貧困に陥る。更にインドの特殊なるカーストの身分制度により、製鐵職業の弊のために進歩的思想なし。且インドの人口過剰は益々人民の生活を苦窮に導く。なほ印度教と回教徒との深刻なる闘争等、幾多の因習的迷信の沈澱を見る。これに對する社會改革運動は遠く釋迦の佛教運動もこれである。近世インドの社會運動は一九世紀初頭、梵教會の創建者たるラム・モハン・ロイである。一八一五年頃から印度教の迷信打破に努め一八二〇年梵教會を作り一夫多妻と寡婦焚死の禁止令の發布を總督に迫り一八二九年後者を公布せしむ。老タゴールはロイの梵教會を繼承し、階級制の拒否を強調す。一八五一年ボンベイのパーシー教徒により宗教革命を目的とする會組織される。なほカルカッタに女子解放の學校生れ、印度教の女學校主イシワラ・キッドヤヤーガが設立、

次でケンヤア・セーンがこれを繼承す。

更にアールヤ教會は一八七五年ダヤーナンタ・サラスワティーにより組織された新宗派で、印度教の改革と國家革命を目的とした。なほ一五世紀にナリナクによつて唱道せられたシーク教は、軍隊的宗教であり、早婚、一夫多妻、婦人の隔離的生活なるゼナナの廢止等に努力す。これが二〇世紀に入りインド獨立運動と左翼運動に分化す。

V 文化

A 宗教

1. 概説 インド人の一生は宗教を以つて始まり、宗教を以つて終ると云はれてゐる程、インド人は宗教的民族である。そしてその宗教は人種及び言語の複雑なる如く、極めて多種である。全人口の約七割を占むるに近いヒンズー教(Hinduism)と、その約二割を占めるマホメット教(Moslem)とが、インドにおける二大宗教であつて、その他、佛教(Buddhism)、種族教(Hai)、キリスト教、シーク教(Sikh)、ジャイナ教(Jain)、拜火教(Zoroastrian)、ヒダヤ教等が行はれてゐる。

2. ヒンズー教 同教は一名印度教とも呼ばれ、バラモン教の變種で、萬物即ち神なりと信ずる萬有神教である。然しヒンズー教は、現在では風俗、習慣、禮儀、作法、道德、法律の一切においてその信者の生活を支配してゐるのであつて、この古典的信仰は極めて俗悪なものとなつてゐる。従つて現在インドの階級制度を維持し、僧侶の特權を保護すること厚く、僧族の專横がその極端に達してゐる。

3. マホメット教 別名回教と稱されヒンズー教がインド土着の宗教なるに反し、外來の宗

教である。従つて兩者は相互に反目對峙し、闘争が絶えない。この對立抗争を利用して、イギリスはdivide and ruleの根本政策において、インド統治に成功して來た。インド回教徒の特色は、その大多數が極めて無智文盲なることである。従つて彼等は何等コラーンを知らず、またその教義さへも知らない。彼等の宗教生活と云へば、原始的迷信とヒンズー教の儀式的混合に過ぎない。にも拘らず、些細の出來事に激して、動もすればアラアの名においてヒンズー教と戦はんとする。

4. 佛教 その起原をインドに發し、支那、日本及びインド支那に榮えた佛教は、今日に於ては、インド本國においては殆んど無勢力である。その信者數は千二百萬を數ふるも、これを三億五千萬の巨大な人々に比すれば極めて少く、而も多く邊境の地、殊にビルマにおいて盛である。

5. シーク教 同教は、初めパンジャブ東部の農民の間に、歴代的宗教改革者によつて鼓吹された信仰で、萬人相愛を説き、種姓制度を排斥し、偶像崇拜を斥けるものである。その初期においてはヒンズー教中の革新派で、その一派に屬してゐるが、インド・マホメット教に對抗して、闘争的教團を創立して、それ自身獨特の聖典と儀禮を有するに至つた。

6. ジャイナ教 同教は佛教と略同時代に起つた宗教にして、兩者の間に著しい類似を有してゐるため、初めヨーロッパ人はジャイナ教を佛教の一分派とさへ考へてゐた。佛陀の權威を認めない點においては共通なるも、佛教が種姓制度を否定するに對し、ジャイナ教はそれを認める。今日、その信徒數は四百數十萬にして、その信者のうちに富裕なるもの多く、概ね商業に従事し、インド實業界に重要な地位を占めてゐる。

各宗教の信徒數 (1931年調査)

宗 教 別	信 者 數
ヒンズー教 徒	239,193,140
マホメット教 徒	77,677,545
佛 教 徒	12,785,806
種 族 教 徒	8,280,347
種 族 教 徒	6,296,763
シーク教 徒	4,335,771
ジャイナ教 徒	1,252,103
拜 火 教 徒	109,752
ユダヤ教 徒	24,141
小宗教信者合計	571,187
無 宗 教 者	2,303,221

7. 拜火教 同教はペルシアに起つたゾロアスター教である。嘗てマホメット教のために國を奪はれ、家を失ひ、改宗を強制せられて、遂に一部のものは逃れてインドに來り、今日に至るも未だ昔ながらの宗教を信じてゐる。主としてボンベイ附近に住し、その數は十萬に上る。

8. キリスト教 その他以上の在來諸宗教の外に、キリスト教はヨーロッパ人の宣傳の下に盛に行はれ、その信徒數は六百萬人を突破してゐる。インド在住のヨーロッパ人は勿論キリスト教徒なるも、マドラス地方には多くのインド人のキリスト教徒が在住する。

B 教育

1. 教育行政 すべての教育に關する事項は各州政府の所管に屬する。中央政府には教育・保健・土地省が設けられてゐるも、各州の教育行政を統轄監督するに過ぎない。従つてインド教育制度は州によつて異なる。州政府には州議會に責任を有する教育部長官があり、その下に視學官があつてその州の教育行政を司る。

文盲者統計 (1931年の調査による)

Table with 4 columns: Sex (性別), Literate (読み書きを成し得るもの), Illiterate (読み書きを成し得ざるもの), Total (計). Rows for Male (男子), Female (女子), and Total (計).

(1) 5歳までの児童及び読み書きを調査し得られざる3,078,460人を除く。

各大学の創立年度

Table with 4 columns: University Name (大学名), Founding Year (創立年度), University Name (大学名), Founding Year (創立年度).

以上の如く、インドには各段階の教育機関が設けられてゐる。外、工業、美術、工

D 藝術

1. 哲學 インドの瞑想的性情がその神秘なる神話、傳説を母胎として四種のヴェダの中に生る。特にその第一期はウパニシヤド時代(前八〇〇—五〇〇)で婆羅門哲學の時期である。プラフマの思想を創造して宇宙の本質を明かにせんとす。これに次いで佛教が諸行無常の涅槃の解脱を求め、ジャイナ教は現象論を唱道す。これに刺戟され婆羅門哲學に所謂六派哲學なる、數論、サームクサ、瑜伽、ヨガ、彌曼薩、ミーマンサー、吠檀多、ヴェーダンタ、勝論、ウアイシニシカ、正理、ヌヤヤの諸派が生れ、各々深刻なる理論哲學を體系立てた。これと共に佛教は小乗の個人主義より大乘の積極的なる哲學が客觀として生れ、龍樹、馬鳴、無著等の諸學者を出す。九世紀以後は古代婆羅門の有神論的復活としてのインド教が盛んとなり、呪法、祈禱の傾向著し。一般にインド哲學は純粹思想的の多岐難解なる形而上學を構成してゐる特徴を有す。タゴールはその美麗なる文章の中にウパニシヤドの傳統精神を復活す。

3. 中等教育 中等學校はその卒業生の多くが大學に入學することを目的としてゐるが故に、その教育も大學入學資格を獲得するために行はれ、大學の豫備教育機關たるの觀が多い。然し近時中等學校のみにて實社會に活躍せんとするものも増せる結果、中等教育の教育方針にも多少の變化を齎らしてゐる。中等教育は英語と土語、中學校と高等學校とに分けられてゐる。また中等程度の農・工・商業學校も多く設けられてゐる。

C 思想 現代インド思想の實行性はガンディーの思想によつて代表される。彼は淨行(Brahmacharin)を主張し、禁慾、精神主義、不殺(Ahimsa)による非暴力主義を本質とし、更に眞理の把持(Satyagraha)を標榜し、これを唯一の武器とす。なほインドの一方の思想は古來のウパニシヤドの梵の思想により、我の解放、機械文明に反する精神生活の高調、その詩的精神の輝きは東方の智慧の力を信ず。一九〇〇年ジャンチニケタン學園を創設、一九二一年ウイシュワパラーティー大學を創設、インド精神文化を積極的

2. 印度學 十八世紀末英人に開かれ、ジョーンズ(W. Jones)、ウィルソン(H. Wilson)によつて基礎を置かれ、後者はオクスフォード大學の第一回のサンスクリット語教授となる。ドイツのシュレーゲル、ボップ(Bopp)が卓れ、マックス・ミュラーのヴェダ語の研究、一八九六年以來の Grundriss der indiarischen Philologie und Altertumskunde は貴重な文献となる。オルデンベルクは宗教學、ヒルデブランドはヴェーダ研究、リス・デイウィックスのパーリ語研究、シュトラウスの文獻學等、インド文化研究は非常なる進歩を示してゐる。

3. 醫學 醫學は特に卓れ前三世紀から八世紀にかけて佛教の盛衰と併行し、病院、施藥盛んであり回教侵入と共にアラビア語を通じて歐洲に導入され、特にチャラカ・スースルタ等の著書は重要なものである。本來醫學はウパ・ヴェダに屬し、解剖學も行はれ、藥理の研究、内外科の療法、獸醫學も大いに發達す。本草の調査も極めて進歩してゐる。

E 藝術

1. 音樂 古來ヴェーダの誦詠としてアーリアン人の中に大なる發達を示す。リグ・ヴェーダは歌謠形式であり、サーマ・ヴェーダは韻律形式である。この精密な音樂理論たるガンダルヴァ・ヴェーダ(Gandharva-Veda)が研究される。音階は二十二のオクターヴに分れ、四世紀頃には七聲が用ひられた。一一世紀に歐洲に紹介されて今日の音階唱法となる。樂器は頗る多く絃樂器にはヴィナ(Vina)、サリタ(Sarita)等があり、管樂器には喇叭、角笛、箏笛(Thansi)等、打樂器には太鼓、拍子木等がある。阿育王の頃には西方の新樂器が盛んに輸入され佛教音樂が非常に盛んとなる。第六世紀には詩人カリーダーサの歌劇「シャクンタラ姫」あり、戒月王(シラヤチヤ)は佛教樂劇「龍王の喜び」を創作して舞樂、舞踊曲大いに發達す。その後佛教の衰亡と共に音樂も殆んどこれと併行して衰退し、近代音樂は未だ著しき特色を表現するには至つてゐない。

法輪、人獸等の圖を彫刻。バルフウトの塔の彫刻。サンチ大塔石の門。更に百年頃、カニシカ王の建立した伽藍、貨幣の彫刻はギリシヤ彫刻の影響を示す。アジャンタの彫刻それ以後のものは他宗教に壓迫されて振はず。b. インド彫刻、マイソール國のホイサレシニワル寺、マジョラ市大寺はインド教は色彩の強いものである。分類は建築の如くアーリアン、チャールキヤ、ドラウイダの地理的に區分される。

(ハ) 佛殿—禮拜のために建てられたるもの。アジャンタ、ナシク、エルーラ等に遺物がある。

教典文學である。リグ・ヴェーダ(Rig-Veda)は最古。大自然の人格化を讃美す。サーマ・ヴェーダ(Sama-Veda)は歌謠文學、ヤジュル・ヴェーダ(Yajur-Veda)は祭典文學、アタル・ヴェーダ(Atarva-Veda)は祈禱文學、更にこの哲學化にウパニシヤド文學(Upanishad)を有す。

b. 中古文學 古典サンスクリット語確立。マハーバラータ(Mahabharata)の世界最大の叙事詩はラーマヤナ(Ramayana)と共に叙事詩文學の最高峰を示す。二世紀頃には佛教詩人馬鳴は戯曲を書き叙事詩二篇を出す。四―五世紀にはカリダーサ(Kalidasa)は文學の諸形式の傑作を残す。正に文學の黄金時代を現出す。

c. 近代文學 主としてブラタクリット語を用ひ回教侵入以後はベルシヤ化せることが著し。トウルシダーズ(Tulsi Das)の詩篇は傑作である。シーク教の聖典文字なるバクトーラ(Bhakti Mala)は有名である。現代に於けるラゴンドラナート・タムール(Sir Rahim-Dramath Tagore 1861)は「生の實現」を書き一九一三年ノーベル賞を與へらる。インド文學の最高權威として民族文化の指導者として輝き地位を保つてゐる。

F 新聞

インドにおける新聞は三億五千萬の巨大な人口を擁するにも拘らず發達が極めて遅れ全國における有力新聞と見らるべきものは三―四紙を算へるに過ぎない。これはインドにおいて紙を算が極めて多く、その文化程度も未だ全國的に見ると野蠻時代を脱してゐないによる。即ち一九三一年の國勢調査によると、五歳以上の全人口二億九千萬のうち、読み書きを成し得ざるものは二億六千萬に上り、平均約九人のうち一人までが文盲者である。従つて読み書きを成し得るものは僅かに約三千万人近くにして、新聞を利用し得る資格あるものは巨大な國土の割に極めて少數のものとなる。ことにインド新聞の發達の極めて遅れてゐる原因を見る。

インドにおける有力新聞と見らるべき三―四紙のうちその三分の二まではインド國民運動の支持派に屬し、インド新聞にしてイギリス側の意見に賛成するものは、カルカッタにおける Calcutta Evening News (嘗て Bengal) カルカッタ及びデリーにおける Statesman、マドラスにおける Madras Mail 等である。その他、英字新聞は数紙を数へる。またインドにおける代表的な新聞紙はアラハバッドにおける Pioneer (立憲派に屬する種和派の意見を代表する)、ボムベイにおける Times of India (西部インドにおける半官的英字新聞)、カルカッタにおける Liberty (スワラジ派の指導的機關紙)、前述の Statesman (イギリスの意見を代表し、インド最大の發行部数を有する)、カルカッタにおける Capital (インドにおける經濟界方面に最も權威ある週刊新聞)等とする。

G 言語

インドにおける人種は極めて多岐多端に互つてゐる結果、必然その使用する言語も種多を極めてゐる。全インドに使用されてゐる言語の數は約二百種以上に達してゐるが、人種の場合と同じやうに、これを主要なる三個の言語系統に分類することが出来る。インド・アーリア語 (Indo-Aryan Languages)、ドラーヴィダ語 (Dravidian Languages)、チベット・ビルマ語 (Tibeto-Burmese Languages) の三系統がそれである。

インド・アーリア系言語別人口 (1931年調査)

Table with 3 columns: Language Name, Usage Population (Unit: 1,000), and Total. Includes languages like Iranian and Dardic, Sindhi, Punjabi and Lahnda, etc.

ドラーヴィダ系言語別人口 (1931年調査)

Table with 3 columns: Language Name, Usage Population (Unit: 1,000), and Total. Includes languages like Tamil, Malayalam, Kanarese, Telugu, etc.

【インド・アーリア語】この系統の言語はインドにおいて最も重要で、その使用人口總數は二億五千萬人を越え、全人口の六割強に相當してゐる。うち主要なるものはヒンダスタニ語にして、インド及びガンヂスの平野の中部一帯に行はれてゐる。その他、ベンゴール一帯に行はれてゐるベンガル語が主要なるものである。【ドラーヴィダ語】この系統に屬するものうち、最も重要な言語は東海岸の中部地方に於けるテルグ語、同様にマドラス以南のタミル語等、その使用者は總計七

千萬を突破してゐる。

チベット・ビルマ系言語別人口 (1931年調査)

Table with 3 columns: Language Name, Usage Population (Unit: 1,000), and Total. Includes Burmese and other languages.

この系統のうち、最大のものがビルマ語であつて、専らビルマにおいて使用せられてゐる。その他同系統の言葉はヒマラヤの高原地帯の間のモンゴル系民族の間で使用せられてゐる。

以上の三大系統の言語の外にモン・クメール及びマレイ語 (Mon-Khmer & Malay Languages) の七十三萬三千人、カーレン及びマン語 (Karen & Man Languages) の二百三十六萬九千人、ムンダ語 (Munda Languages) の四百六十萬五千人等が主要なるものである。これ等の六系統の言語は相互に相混入し、或は相影響して、更に複雑な小類型の言語を生じてゐる。従つて現在、インドの言語は多種多様に於いて、歸一するところを知らず、最近、インド獨立運動における一部の先覺者達は、インドの統一達成のためにヒンダスタニ語を基礎として、インド共通語を案出したといふ運動を起しつゝある。

また現在、ヨーロッパ語の使用人口は六千四百六千人(一九三一年調査)を數へてゐる。うち、英語人口は三十一萬九千人である。

H 風俗

インド文化は長い史的變遷により種々の風俗が雜然として傳習されてゐる。地勢的には南北の激烈なる矛盾、對立、氣候の激變、人種の差

別、身分の相違による風俗がある。婆羅門の生活は沐浴を主とし、讀經、禱をなす。次に回教徒の婦人は婆羅門教徒の婦人に比して社會上にも家庭上にも地位低し。一般民衆は午前十一時から十二時に朝食兼晝食をなし、午睡をなす。人間は思索的生活に富み、感情的信仰を深化し、先天的に厭世思想を抱く。自我(アートマ)と梵(ブラフマ)との合一を目的とす。この瞑想的なる行と、一方にこれと對立して、極端な快樂主義が盛んであり、本能の解放が要求せられる。かくて物質主義と禁慾主義との深刻なる矛盾による風俗の表現を見る。

VI 自然

A 自然的條件

インドは北部一帯の山岳障壁地帯(Mountain Wall)とその南麓一帯のヒンダスタン平原地帯(Hindustan Plain)及び南部の二等邊山角状のデカン半島一帯のインド高原地帯(Indian Plateau)の三自然地理的單元に區分され得る。即ちインド帝國は、西はバルチスタンより東はビルマまで、北はカラコルム山地の國境より南はコモリン岬まで、東西約二千五百哩、南北約二千哩に亘る廣大な地域を占めてゐる。その總面積は廣袤百八十万平方哩にして、ロシアを除く歐洲の全面積に比敵する。その包擁するところの人口は實に三億五千萬を突破してゐる。而も北境は萬古不易の白雪を戴くヒマラヤ山系が屏風の如く屹立し、他の三方は海に面し、完全にしてインドを他のアジア大陸から隔離せしめてゐる。

半島の殆んど中央を北回歸線が通過してゐる。而してその南端なるコモリン岬は北緯八度、その北境は北緯三八度にして、インドは地理的

B 地理

1. 位置

南部アジアの中央部を占め、北はヒマラヤ山系によりて西藏高原と中央アジアとに接し、その間にネパール、アフタンの兩國介在し、東は支那の雲南省及びシヤムに境し、西はアフガニスタン及びペルシアの兩國に接し、南はベンガル灣及びアラビア海に臨んでゐる。四極は、極北―北緯三七度、カシュミールの北端、極南―北緯八度、コモリン岬の南端、極東―東緯一〇一度、ビルマの東端、極西―東緯六一度、バルチスタンの西端とす。

2. 地勢

【山系】山岳障壁地帯を形成してゐるヒマラヤ山系は蜿蜒千五百哩に亘る世界最高峰とする。同山系は次の三主要山脈から出來てゐる。即ち、内側ヒマラヤ山脈即ちザン



英領インド州別面積・人口 (1931年2月24日國勢調査)

Table with 3 columns: State (州別), Area (面積), Population (人口). Lists various Indian states and their respective areas and populations.

英領インド帝國の全面積は一、八〇八、六七九平方哩、内直轄部たる英領インドは一、三三八、三四六平方哩、藩部たるインド諸國は四九〇、三三三平方哩である。

人口の増加

Table with 3 columns: Year (調査年度), Population (人口), Growth Rate (十年間の増加率). Shows population growth from 1881 to 1931.

男子は一八八、八二八、九二三人、女子は一七一、〇〇八、八五五人にして、女子一〇〇人に付き、男子約一〇六人の割合にして、男子が著しく多いのが特徴である。

南東貿易風の勢は頗る衰へ、従つて降雨は減少し始める。この六月から九月に至る最多雨期の総降雨量は、インド平原地帯において、全年降雨量の約四分の三に達する。またこの季節風の發達は著しく暑熱を和げる。

【季節風後退期】全インドに勢力を持つてゐた前記の南東貿易風が一〇月から段々と北部より退いて遂に二月の下旬には完全にインド地方から姿を消すが、この時期が季節風後退期なのである。またこれに對照して降雨量も減少する。即ち一〇月から一月に至る間の總降雨量はインド平原部では平均一五耗、マドラス海岸地帯では約三八〇耗なるも、北西インド地方はずつと少く、七五耗以下である。温度はこの期間中に一般に低下して行き、北部インドでは殊に甚しい。一二月には北部インドでは平均一五・五度乃至二四度、半島部及びビルコでは約二四度となり、一二月中葉には北パンジヤア地方でも一三度以下にまで低下するに、半島部では一月と大差ない。尙氣温の較差は、この時期を通じて最大で、北西インドでは一三度乃至一九度を示し、半島の最南部では最も少く九度以下である。

インド諸國面積・人口 (1931年2月24日國勢調査)

Table with 3 columns: Country (國別及び地方別), Area (面積), Population (人口). Lists neighboring countries and their areas and populations.

男子は一八八、八二八、九二三人、女子は一七一、〇〇八、八五五人にして、女子一〇〇人に付き、男子約一〇六人の割合にして、男子が著しく多いのが特徴である。

カス山脈、中央ヒマラヤ山脈即ちパンシ山脈、外側ヒマラヤ山脈即ちバー・パンシヤル山脈の三つの山脈である。またカシムールの北部においてヒマラヤ山系の北側面をカラコルム山脈が竝走してゐる。また北部パミール高原及び北東アフガニスタン國境方面にヒンヅクシ山脈あり、南下してスリマン山脈に分岐し更に南下してバルチスタ高原を形成してゐる。

【水系】インドは地形及び雨量の關係から多くの大河を有してゐる。インドの河川は二つの系統に分つことが出来る。即ちその一は主としてヒマラヤ山地に源を發するもので、インダス、ガンガス、ブラマプトラの三大河である。その二は主としてデッカ高原に發するもので、ゴダバリ、キストナの諸川である。この二系統の差異は根本的且つ非常に重要で、インドの人文に對する影響が大である。即ち、ヒマラヤ系統に屬する河川はその水源を多くヒマラヤ山系に融雪に依つて發はれてゐる。従つてその水量は著しく増減するに決して乾燥することなく、人工的調節を以つて四時灌溉用に供し得るのである。これに反してデッカ高原系の諸河川は季節風の降雨によつてのみ涵養されてゐる故、乾燥期にはこれ等の河川は屢々殆んど涸渇状態を呈し、灌溉作用に著しい支障を來す状態である。

これに對して雨季は大體において六月の初旬より一二月の中葉にまで至る時期を含み、濕氣の多い海風、頻繁な降雨、氣温の較差の僅少との特徴を有してゐる。【涼冷期】 乾季は更に涼冷期と暑熱期との二期に分けることが出来る。涼冷期は原則として一二月の中旬より二月の終頃まで續き、大體において平原地方における一年中の最も甚し易い時期で、北部印度では北西風が、デッカ半島部では東風が卓越する。一月及び二月の降水量はビルマの大部分では十二、三耗以下であるが、亞山地帯では五〇乃至一三〇耗に達する。氣温の平均は極南部の二五度餘から、北部パンジヤアにおける約一〇度迄の間で變化し、之が二月に至れば最南部で約二七度に、最北部で一三度位まで上昇する。

E 住民

約三億五千萬を算するインドの住民は過去數千年に亘る各種族の移住混浴による多種多様な人種より成り、これを種族別に明瞭に區別することは出来ない。にも拘らず、インド人全體を通じて、最も主要な種族としてヒンズー族(Hindus)、ドラーヴィッド族(Dravidians)、チベット・カウラ族(Tibeto-Burman)の三つを挙げることが出来るのである。

【ヒンズー族】 第一のヒンズー族はインド・アーリア系に属する。その代表的なものとして、パンジャブ人、ラージプタナ人、カシムール人を挙げる事が出来る。その丈は高く、皮膚の色は概して白く、鼻また高く、容貌秀麗である。これ等はアラビア、イラン、トルコの各種族の血液を混するもの多く、今より約三千年の昔、中央アジア方面よりインドに侵入し、ドラーヴィッド族を奥地に驅逐してインド中原を占據したものである。現在においては、各種混血を生じ、明確に區別することは出来ないが、ヒンズー人と認めらるべきものは約二億に達し、インドにおいて最も数の多い民族である。

【ドラーヴィッド族】 第二のドラーヴィッド族はインドの先住民族で、ネグリト族と黄色人種との混血人で、ヒンズー人と異り短軀黒膚にして鼻は扁平である。その最も純粹なるものはヴェンディア山中及びチョッタ・ナグプールの丘陵森林地帯に住む未開諸族において見る。

【チベット・ビルマ族】 同族はモンゴル系に屬し、容貌は支那人と非常に共通なところを持つてゐる。多くヒマラヤ山地及びビルマに居住し、北方より移住して来たものである。これ等の三者の混血によつて、アーリア・ドラーヴィッド人、モンゴル・ドラーヴィッド人、シ

シア・ドラーヴィッド人、トルコ・イラン人等の混血人種が雜然と混入してゐる。

アーリア・ドラーヴィッド人は、その混血の程度は種々雜多にして、上流階級はアーリア系濃く、下層階級に至るほどドラーヴィッド系が強い。またモンゴル・ドラーヴィッド人は同様に種々な程度における兩者の混血種で、ベンゴール人及びアッサム人は大部分これに屬する。

シリア・ドラーヴィッド人の代表的なものはデッカ高原の西部地方に住むコーラッタ人である。シリア族とドラーヴィッド族の混血より成つたものである。最後のトルコ・イラン人は、インド本部には見出されず、主としてインドス河以西の國境地方に住んでゐる。これはアフガン人と同種で、ベルシア高原に住めるイラン人と、トルコ人又はダグタン人との混血である。

以上の如くインドの住民を七個の類型に分けたのも極めて概括的分類に過ぎずして、混血の程度にも無限の變化あり、またその他無数の人種も雜居し、從つて殆んど無限に近い種族をインドは包含してゐると云つても過言ではない。その他、ヨーロッパ人も少くなく、その数は約六十數萬と數へられてゐる。また都市方面に

ヨーロッパ人とインド人との間の混血人多く、幾多の新しい社會問題を惹起しつゝある。

F 都市

インドは三億五千萬以上の巨大な人口を抱擁してゐるにも拘らず、全人口の九割までは農村の居住者である。從つて百萬以上の都市はカルカッタとボムベイの二市にして、百萬以下十萬以上の都市はマドラスを筆頭とする三五市である。その他、十萬以下四萬以上の都市は四四市を數へる。次に一九三一年の國勢調査による三十萬以上の人口を擁する九大都市を挙げれば次の如し。

カルカッタ (Calcutta) — 人口一、四八五、五八二人。ボムベイ (Bombay) — 人口一、六一、三八三人。マドラス (Madras) — 人口六四七、二三〇人。ハイデラバード (Hyderabad) — 人口四六六、八九四人。デリー (Delhi) — 人口四四七、四四二人。ラホール (Lahore) — 人口四二九、七四七人。ラングーン (Rangoon) — 人口四〇〇、四一五人。アメダバード (Amelakki) — 人口三三、七八九人。バンガロール (Bangalore) — 人口三〇六、四七〇人。

6

英領ボルネオ

英領ボルネオ, 佛 Borneo

一、總 觀

英領ボルネオ (British Borneo) はマレー諸島

の中心的位置にある世界第三の大島たるボルネオ島の北部及び北西部を占め、その面積は全島の約七分の二を占めてゐる。

そもそもこのボルネオ島が世人に知られるに至つたのは一六世紀の始めポルトガルの航海者ルードヴィック・ヴェルセ (Ludovic Verhemas) の發見以來のことである。その後、一六〇四年に至りオランダの商人が始めて商業の目的で渡來した。斯くてボルネオは漸く世人の注目を引くに至り、一七九八年、イギリス人は南岸のバンジュールマシンの植民地を建て、附近の經營に従事した。その後、長い間ボルネオの領有を周つて英蘭の間に紛糾を重ねたが、バンジュールマシンの有に歸した。同島における英蘭の闘争は一八四二年に至り始めて解決され、北部を英領とし、南部を蘭領とすることが確定された。

二、英領北ボルネオ (British North Borneo)

以上を概説せるが如く、今日普通一般に英領ボルネオと稱せられてゐる地方は、北ボルネオ會社經營の北ボルネオと、イギリスの保護下にあり、ブルネイ及びサラワクの二王國より成つてゐる。以下、この三つに分けて各説する。

I 歴史

前述の如くボルネオ北部は一八四二年の英蘭協定以來、シンガポール駐在の總督の管下にあつた。それが一八八一年に至り、ブルネイのサルタンの承認の下に、イギリス皇帝特許の「英領北ボルネオ會社」(British North

Borneo Company) の管轄下に置かれ、同社任命の總督が直接行政の衝にあつて来た。越えて一八八八年五月二日、イギリス政府は「北ボルネオ」(State of North Borneo) がイギリスの支配下にあることを正式に中外に宣明した。一八九八年、一部領地がブルネイのサルタンより割讓され、また最近蕃族の住居する奥地の一部を占據することに成功した。

行政 英領北ボルネオの統治は、前述の如く、一八八一年以來、英領北ボルネオ會社の掌中にある。同會社の最高指導機關たる理事會 (Court of Directors) はロンドンに置かれ、その理事は勅令を以つて任命される。總督 (Governor) は理事會によつて選定の上、植民大臣の承認を経て任命され、現地に駐在して、直接一切の行政を執行する。

行政上、全土は四地方區 (Residencies) に分けられ、地方廳はまた多くの管區 (Districts) に分けらる。一九〇四年二月、約二百平方哩の土地がブルネイ灣における炭坑の權利の代償としてサラワク王國に讓渡せられた。

法律はインドの刑法、民法、地方法令に基いてゐる。マホメット法 (Mohammedan Law) に関しては回教主僧によるイマム法廷 (Imam's Court) が設置されてゐる。また同國の治安を維持する警官隊はイギリス人幹部の指揮下にある五百の土人及びインド警官より編成される。

【總督】 エー・エフ・リチャーズ (A. F. Richards) 一九三〇年三月任命。

【首府】 サンダカン (Sandakan) 東岸にあり、人口一三、八二六人。

經濟 【財政】 財政状態は極めて良好で、毎年多額の剰餘金を出してゐるが、最近の經濟不況、貿易状態の悪化、從つて輸出入關稅の激減等々のため、歳入状態を一段と低下

最近の歳出入 (單位ポンド)

Table with 4 columns: 年度, 歳入, 歳出. Rows for years 1928, 1929, 1930, 1931, 1932.

するに至つた。歳入財源の主要なるものは阿片稅、燕巢稅、裁判料、印紙稅、特許料、輸出稅、利權使用料、土地賣却金等々である。また北ボルネオには公債は發行されてゐない。

【銀行】 シェセルトン及びサンダカンには香港・上海銀行組合、印・漆・支特許銀行及び臺灣銀行の代理店がある。また國立銀行 (State Bank) はサンダカンに設けられて置り、シェセルトンにその支店がある。

【貨幣】 貨幣單位はドルである。政府鑄造の貨幣は次の如し。銅貨一セント、半セント、ニッケル貨一セント、二・五セント、五セント、銀貨二十五セント。また政府は、一ドル、五ドル、十ドル、二十五ドル、二十五セント、五十セントの紙幣を發行してゐる。

【産業】 山地多く大平野乏しけれども、地味は豊饒にして農業を主とする。その他、多くの林産物、または礦物資源に豐む。然しこの無限の富も、自然的諸制約と交通の不便と人口の稀薄とに制限せられて、未だ殆んど開發せられてゐない。主要産物は木材を大宗とし、サゴ、米、椰子實、ゴム、コーヒー、果實、肉荳蔻、胡椒、檳榔膏、バルチャア・ゴム、樟腦、籐、タビオカ、甘薯、煙草等にして、その他、礦産物として石炭、鐵、金、鑛油等も産出する。

【土地制度】 北ボルネオの人口は廣大な土地に僅か二十數萬の人口を有する結果、國內開發

には労働者の輸入を必要条件としてゐる。従つて當局は外人の入國を非常に歓迎してゐる。従つてその土地制度の如きも他の南洋諸國に比して極めて寛大な態度に出でゐる。その公土地は、(一)農民に對しては十五エーカー以下、(二)個人企業家に對しては十五エーカー以上百エーカー以下、(三)會社企業に對しては百エーカー以下において拂下を許される。

最近の輸出入

(單位ポンド)

Table with 4 columns: Year, Import, Export, Balance. Data for 1928-1932.

三大輸出品

(單位ポンド)

Table with 3 columns: Product, 1931, 1932. Products: Wood, Rubber, Tobacco.

れる如く最近の貿易状態は極めて悪化してゐる。最近の年間に約三十萬ポンドの超過となつてゐる。貿易總額の激減も

目立つてゐる。輸出品は前記の主要生産品のすべてより成り、その他、燕菜、眞珠、海鼠等がある。その主要輸出品は木材、ゴム、煙草の葉等である。

【交通・通信】 鐵道はガヤ灣のジェセルトン (Jesselton) よりメララップ (Malakap) に通じ、途中ボーフォルト (Baufoort) から分岐してブルネイ灣のウェストン港 (Weston) に至る。その總延長は一二七哩に上る。入港及び出港船舶はそれぞれ三〇萬噸乃至四〇萬噸に上る。通信機關としては電信・電話・無線電信等が用ひられてゐる。

【社會・文化】 英領北ボルネオはイギリスの植民會社の支配下に、その植民地的搾取を受けてゐる。二十七萬に上る全住民はイギリス人を主とする僅か三百數十人のヨーロッパ人によつて完全に支配され、且つ四百數千人に上る支那人は同地方の商權を掌握し、土人はその商業資本の二重の搾取下に置かれてゐる。また同地方は文化的に極めて遅れて居り、未だ野蠻の時代を脱してゐない。殊に奥地に住居するダヤク人に至つては甚しい。未だ首狩の惡習衰へずダヤクの若者にして敵の首級を擧げ得ないものは未だ一人前の大人と認められないが如き、その一證左である。従つて教育も全く普及せず、宗教の如きも未だ一般の蠻人と同様にして、惡靈の祟りを極度に恐れる程度を出てゐない。ヨーロッパ人はプロテスタント教會、或はカトリック教會を設けてキリスト教の普及に努めてゐる。

V 自然

【位置】 英領北ボルネオはボルネオ島の北端にあつて、南を蘭領ボルネオに接し、西南をその保護下にあるブルネイ王國と接す。その四隣は海洋に面するところ多く、西南はセレベス海、北東はスールー海、北西は南支

一九三二年度主要歳入

(單位ポンド)

Table with 2 columns: Source, Amount. Sources: Tax, License, Land Revenue, etc.

上る。その内譯、別表の如し。一九三二年一月末日現在における公債總額は四萬五、三三三ポンドである。

【貨幣】 海峽植民地とサラワク王國の貨幣が流通してゐる。その公式の貨幣單位は海峽植民地通貨のドルが用ひられてゐる。

【産業】 主なる産物はマンゴローツ樹より採取するカッチ、ゴム、シュートンゲ、サゴ米等である。また奥地の多くは廣大な密林地帯であつて、幾多の有用な木材を産する。鐵産には石油、石炭あり、最近セリア (Seriaya) において石油鐵が発見され、目下開發中である。その他、ブルネイの町において、船の建造、布織、裝飾具鑄造、銀細工等の土人工業が行はれてゐる。

【外國貿易】 主としてラブアン島經由にてシンガポールとの間に行はれてゐる。一九三二年の輸入額は二八三、五二九ポンド、輸出額は一七五、六六九ポンドにして、殆んど毎年入超に終る。一九三二年度の主要輸入品は煙草一〇、六八九ポンド、雜貨八、三二七ポンド、機械類九三、三八三ポンド。同じく主要輸出品はカッチ二、八三三噸、二、一八〇四ポンド、ゴム六五八噸、一、二二、三三三ポンドである。

【交通】 領内には道路と稱せらるべきもの殆んど無く、未だ鐵道も敷設せられてない。従つてすべて交通は河川及び河岸を利用してゐる。ブルネイの町ドラブアン島 (Labuan) とは約四

那海にして、海岸線の全延長約九百哩に達す。【地勢】 英領北ボルネオは概して山岳地帯であつて、蘭領内に見られるが如く大平原は全然ない。これ等の土地は割合に高く、北西海岸近くに崛起せるキナバルウ山 (Kinabalu) の如きは四、一七五米にして、全島の最高峰である。この山系は南下して英領と蘭領の境界において山勢俄かに強まり、山岳重疊の高地となり、イラン山脈 (Iran Mts) と呼ばれる。従つて北西岸には低地は殆んどなく、山地が斷崖を爲して海中に没してゐる。それが北部沿岸に至ると所々に樹林鬱蒼たる小平野が開けてゐる。河川は東北西の三方面に流れて海に注ぐが、中でもキナバタンガン河、セガマ河、及びバダス河の流域地方が割合に開拓されてゐる。

【面積・人口】 面積は約三一、一〇六哩にして、人口は、一九三一年の國勢調査によれば、二七〇、二二三人である。即ち、一平方哩の人口密度は八六八強である。これ等の住民のうち主なる種族は沿岸地に住居する回教移住者と山間奥地に住むボルネオ土人である。また土人のうち主要なるはデユサン族 (Dusuns) 九七、八六二人、バヤウ族 (Bajaus) 三一、六四〇人、ムルト族 (Muruts) 一四、九五九人等である。

人種別人口

(1931年國勢調査)

Table with 2 columns: Race, Population. Races: Borneo Natives, Chinese, Malay, etc.

三、ブルネイ王國 (Brunei) I 歴史 ブルネイ王國は北部ボルネオにおいて古くから最も國外に知られ、勢力のあつた國で、サラワク王國も、英領北ボルネオもその

三哩離れてゐる。ブルネイ灣汽船會社の船が毎週三回定期時にラブアン島との間を往復する。またシンガポールとラブアン島との間にも定期航路があり、約四日の航程である。【通信】 一九三二年において取扱はれたる郵便物總数は一〇七、五〇二個である。またブルネイに中央無線電信局があり、ラブアン島には補助電氣局が置かる。それによつてブルネイとラブアン間の通信が行はる。そしてシンガポール及び世界各地との通信はブルネイより海底電線を通じて爲される。その他、無線電信局はテムブロンガ (Tamburong) 及びバレイト (Baiti) にも置かる。

【社會・文化】 主權は領主サルタンにある酋長國にして、住民は酋長の絕對的支配に服してゐる。實際の政治はイギリスの利益を代表する駐在官によつて執行され、僅か數千名のイギリス人の完全なる支配を受け、イギリス帝國主義の植民地的搾取下にある。且つ他の南洋各地におけると同じく同地の完全なる商權は二千數百名の支那人によつて掌握され、蒙昧なる土人は彼等の商業資本の二重の搾取を受け、また文化的にも極めて遅れ、未だ野蠻の域を脱してゐない。従つて教育も勿論普及せず、また宗教は未だ迷信の程度である。

V 自然 【位置】 ブルネイ王國はボルネオ島の北西部を占める地方で、サラワク王國と英領北ボルネオの間に介在する三角形の小國にして、その南端にあたる頂點において蘭領ボルネオに接する。即ち、北及び東は英領北ボルネオと接し、西南はサラワク王國に接し、北西岸は南支那海に面してゐる。

【地勢】 南部の奥地に入るに従つて地勢は高起し、ボルネオの北端から南西部へと縦走するイラン山脈 (Iran Mts) となり、西部一帯の地

領土であつた。そして一時は海を越えて現在の米領フィリピンに屬するルソン島及びスールー島までその支配下に置いたこともあつたが、その後漸次勢力を失墜し、領土は蠶食され、一八八八年に至りサラワク王國と共にイギリスの保護國となつた。越えて一九〇六年一月二日の條約によつて、ブルネイのサルタンは一切の行政權を英國駐劄官に委任し今日に至る。【國王】 現サルタン・アハメド・タジウディン・アカズール・カイリ・ワジディン (Ahmed Tajudin Akhazul Khaiiriyadin) 一九二四年九月父サルタンの死後、僅十一歳にして就任せしめた。ペンダラ (Pengiran Bendahara) 及びペンマン職 (Joint Regency) に任命さる。一九三一年九月一九日、現サルタンは、成年に達せるため、攝政職を解き、自ら新しき國王の全權を執行す。またサルタンは國庫より年千四百ポンド、サルタンの二大官は年七百ポンドを支給さる。

II 政治 前述の如く一九〇六年以來、ブルネイ王國の一切の行政は英國駐劄官 (British Resident) によつて代行せられ、海峽植民地總督の支配を受けてゐる。一九三二年における同島の警察勢力は一警察部長 (Chief Inspector) の下に七三名の巡查部長及び巡查がある。

【英國駐劄官】 ティ・エフ・キャレイ (T. F. Carey) 【首府】 ブルネイ (Brunei)、同國北岸、同名の河川を溯ること數哩の地點にあり、人口一〇、四五三人。

III 經濟 【財政】 一九三二年度における歳入は四二、二八〇ポンド、歳出は三九、〇〇五ポンドに上り、財政状態は良好である。その主要なる財源は關稅收入にして全歳入の四〇%に

は平坦にして、南支那海に傾斜してある河川は多数あるも、大なるもの少く、ブルネイ河あり、舟運の便がある。

【氣候】 炎熱にして濕潤を極め、夜は非常に涼しいのを特徴とする。毎年の平均雨量は一〇〇インチを僅かに越える。

【人口・面積】 面積は約二、五〇〇平方哩、人口は一九三一年の國勢調査によれば三〇、一五三人、一平方哩の人口密度は僅か一二

人種別人口 (1931年國勢調査)

ブルネイ人	26,972
マレー人	2,633
インド人	377
ヨーロッパ人	60
その他	33

も住民の集中してゐる土地は沿岸地方の一部で、その他の大部分、特に山間奥地は全く人跡絶えた未開の天地である。

四、サラワク王国 (Sarawak)

I 歴史 一九世紀の始め今日英領ボルネオの地はブルネイ王國の支配下にあつた。當時ブルネイ王國の威勢は地に墜ちて、反亂が各所に勃發して王國は危機に臨んでゐた。この時イギリス人とインド人の混血兒たるジェームス・ブルック (James Brooke) はビルマの官吏の地位を退いてこの地に來たり、一八三九年、力をブルネイのサルタンに貸して、反軍討伐に成功した。斯くて一八四三年、ブルックはブルネイのサルタンより南部の莫大な土地の支配權を讓渡され、ラジャといふ王位に就いた。

【政治】 サラワク王國は、他の南洋諸地方と異つて、イギリス人を國王とする専制君主國である。従つてその統治の如きも獨特にして、歴代の國王は領内土人の利益擁護を第一義において、歐米人に頼りに利益を壟斷せしめることを許さず、極力土人の保護を以つてその統治の根本方針としてゐる。

【開發政策】 當局の開發政策はその建國以來の傳統的統治方針に基いて、土人本位の政策を採用してゐる。國土の大半は未開の原始林であつて、國勢發展のためにはその開發を緊急事とするにも拘らず、土人をして徐々に開發せしめない方針を取つてゐる。然し土人の利益を害さない限り、喜んで外資を遇する政策が如き、國別或は人種別によつて待遇を異にするが如きことは無い。この結果、今日では農業を目的とする獨立小企業が増加し、この國の堅實な發展に貢献してゐる。

許されるが、他の南洋諸島の如く最初から大地の租借を許さない。最初は千エーカーが限度で、その開發終了後、次の租借が許される。今日、邦人の農園は一八を算してゐる。

一九三二年度主要輸出品

品別	金額 (單位ドル)
米	816,533
胡椒	1,422,169
ゴム	953,855
ジュエルトン	436,933
チン	212,104
ト	2,474,357
油	1,035,194
油類	1,481,442
魚	963,567
魚	102,920
魚	27,530
魚	14,038

【交通】 道路はブルネイと同様殆んど開設されてなく、僅かに首府クチンの周圍に約四五哩の道路があるに過ぎず、他はすべて馬道である。然し大なる河川が領内に多く、且つ水勢緩にして、交通に便を與へること頗る大きい。また、一九三二年、サラワクにおいて外國貿易に従事せる船舶の入港せるものは、七五四、四三〇噸に上る。

【通信】 郵便局は全領内に三〇局設けられてゐる。政府はクチン及び上部サラワク地方一帯に互る官用電話を敷設し、統治上の便を計つてゐる。クチン及びミリに無線電信局が設けられ、また無電によるシンガポールとの通信が行はれてゐる。電報はすべてシンガポール經由に

III 社會・文化 サラワク王國はそのラジャアとして英印混血人たるジェームス・ブルックの後裔を戴き、且つ前述の特殊の歴史事情よりしてイギリスの保護下にありながら何等内政の干渉を受けてゐない。従つて土人の利益は他の英領ボルネオの諸領に比較して割合にイギリスを主とする外國資本の植民地的搾取から保護されてゐる。斯くてこの傳導的に土人の利益を重んずる統治政策はサラワクをして英領ボルネオ諸領中における最も文化的に進歩した國たらしめてゐる。ラジャアの居城たるクチン市はボルネオ島中最も進歩した都市である。市中には教會、學校等の文化的施設が多い。就中その自然科学博物館は注目に値する。

V 自然 【位置】 サラワクはボルネオ島の北西部を占める長細い國で、英領ボルネオの南半の地である。北東はブルネイ王國に接し、東南部國境及び南部國境を蘭領ボルネオと境し、北西は東支那海に面する。

【地勢】 その南東國境地方にはイラン山脈 (Iran Mts.) が北東より南西にかけて縦走し、高峯に富む。それが西漸するに従つて低下し、平坦な波状を爲して東支那海に這入る。大小無数の河川が國內を流れ、國內唯一の交通路となり、その流域には多くの平野が養はれてゐる。中でもレジャン (Rejang) 河は最も巨大にして同國の中部を貫流し、舟運に富み、大平野を形成してゐる。サラワク河 (Sarawak) は之に亞ぎ、南部平野を形成してゐる。

【氣候】 前述の北ボルネオ或はブルネイ王國と同様に熱帯性氣候であることには變りないが、シンガポールやジャバに比較する時、非常に凌ぎ易いのが特徴である。

7

英領マレー

英・獨 Malaya, 佛 Malaisie

一、總 観

英領マレーはマレー半島の南部、即ち北緯六度五分から一度一六分に至る部分と、ボルネオ東岸の一島嶼、及びインド洋にある一島嶼一諸島とより成つてゐる。イギリスがこゝに勢力を扶植したのは一八一九年、ジョホール州のサルタンと條約を結んでシガポールを領したことに始まり、爾來シガポールをイギリスの極東發展の根據地として、その經營に苦心し、機會ある毎にその近隣に勢力を扶植し、今日の英領マレーを建設したのである。

英領マレーは、行政上、海峡植民地、マレー聯邦、マレー非聯邦の三區に分けられ、海峡植民地總督の支配下にある。海峡植民地は本國政府の直轄植民地で、シガポール、マラッカ、ピナン、ラブアン島の四植民地がこれに屬し、マレー聯邦はペラク、セラング、ネグリ・セムビラン、バハンの四土侯國がイギリスの海峡植民地總督の下に聯邦を組織し、一政治區劃となつたものである。このマレー聯邦に参加しない他の五土侯國、即ちジョホール、ケダ、ペリス、ケランタン、トレンガヌが所謂マレー非聯邦と呼ばれるものである。この非聯邦に屬する各國は、條約によつてイギリスの保護を受け、それぞれ國內統治にはイギリスの顧問が參與するも、各國の間には何等政治上の相互的

關係を有しないのである。以下、以上の海峡植民地、マレー聯邦、マレー非聯邦の三つに分けてそれぞれの項を各説する。

二、海峡植民地 (Strait Settlement)

I 歴史概観

イギリスの直轄植民地たる海峡植民地はシガポール、ピナン、マラッカ、ラブアン島、その他の數小島より構成されてゐる。極東におけるヨーロッパ人の最初の歴史は、一九一一年、アルブケルク (Albuquerque) 指揮下のポルトガル人によつてマラッカが占領されたに始まる。同地は一六四一年までポルトガルの支配下にあつたが、爾後オランダの領手に歸し、一七九五、再轉してイギリス人の手に奪取せられた。その後、一八一八年のウインナ條約 (Treaty of Vienna) によつて一時オランダに返却されたが、一八二四年、再びイギリスの東インド會社 (East India Company) 有に歸した。

ピナンはマレー半島におけるイギリス植民地の最古のものである。即ち、同島は一七八六年ケダ (Kedah) のサルタンによつて東インド會社に割譲せられ、越えて一八〇〇年に對岸のウエレスレイ州がその領有に歸したのである。シガポールの古い歴史は明かでないが、一

三、四世紀には獨立國の地位と體面とを維持してゐた。その後、一三七七年頃に至りシアウ族の侵入を受けて滅亡後、シガポールの地は荒廢にまかされてゐた。斯くて一八一九年に至り、スタンホード・ラッフルス卿 (Sir Stamford Raffles) はこの地に非常に僅かな金銭を以つて永租借權を得、植民地を建設した。超えて一八二四年ジョホール王 (The Sultan of Johore) 及びシガポールの酋長とによつて、シガポール全島は正式に東インド會社に讓渡された。

一八二六年、これ等のマレー半島におけるイギリス植民地は統一され、インドの一行政區としてペナン政廳の下に統轄されるに至つた。一八三〇年、これ等の植民地はベンガル行政區のうちに入られ、越えて一八三八年、政廳はペナンよりシガポールに遷された。斯くて一八六七年四月一日、これ等の植民地はインド政府より、本國植民事務大臣の統轄下に移され、直轄植民地となり、the Straits Settlement と呼ばれるに至つた。一八六八年にココス諸島、一八八九年にクリスマス諸島、一九〇五年に嘗ての植民地ラブアン島が海峡植民地總督の統轄下に置かれ、重ねてそれぞれ一九〇〇年、一九〇三年、一九〇七年にシガポール植民地に併合された。ラブアン島のみは一九一二年にシガポール植民地から分離し、海峡植民地總督の統轄下に獨立の植民地となつて、今日に至る。

II 政治

A 政治機構 海峡植民地はイギリス直轄植民地にして、本國政府の植民事務大臣の監督下にイギリス皇帝任命の總督 (Governor) により統治される。總督は司法、行政、軍事の諸權を有し、植民地總監 (Colonial Secretary) の輔佐を受けて行政を執行し、且つその諮問機關とし

て行政參事院と立法參事院とが設置され、政治の運行が計られてゐる。

また總督は職制上、ペラク、セラング、ネグリ、セムビラン、バハンのマレー聯邦諸州及びボルネオ島のブルネイ王國の植民地長官 (High Commissioner)、北ボルネオ及びサラワク王國のイギリス代表 (British Agent) を兼ねてゐる。

【總督】 シル・クレメント・キル (Sir Cecil Clementi) 一九三〇年二月任命。
【植民地總監】 エー・カルデノット (A. Caldeott) 一九三二年任命。

【首府】 シガポール (Singapore)

B 行政 行政權は總督にあり、總督は植民地總監の輔佐を受けてこれを執行し、その諮問機關として内閣に相當する行政參事院 (Executive Council) が設けられてゐる。同院は駐屯軍司令官、植民地總監、ピナン及びマラッカの兩駐劄官 (Resident Councillor)、檢事長 (Attorney-General)、財務官 (Treasurer) の他、總督任命官吏 (現在三名)、及び三名の官吏に非ざるもの等以つて構成される。

C 立法 立法權は總督に屬し、その諮問機關として立法參事院 (Legislative Council) が設けられてゐる。同院は總督自ら議長となり、軍司令官、二名の官吏、一三名の官吏に非ざるもの (うち、一名は指名、二名はシガポール及びピナンの商業會議所より選出) を以つて構成される。

D 司法 法律は地方的法令、及び英印の諸法規中この地方に適用し得べきものが用ひられてゐる。インド刑法 (Indian Penal Code) は僅かな修正を加へてそのまゝ採用され、民法はイギリス裁判法に基く。高等法院 (Supreme Court) は二ヶ月毎にシガポール及びピナン

に、三ヶ月毎にマラッカに開廷する。この高等裁判所は一名の主席判事 (Chief Justice) と三名又はそれ以上の陪席判事から成る。記録裁判所 (Court of Record) が置かれ、初審及び控訴審共に民事裁判及び刑事裁判を行ふ。民事裁判において控訴審を取扱ふ場合、該裁判所は控訴院 (Court of Appeal) と稱せらる。また最終の上告は控訴院からイギリス本國の樞密院 (Privy Council) に爲すことが許される。

その他、多くの區裁判所、警察裁判所、海事警察の實勢力は三、一〇九名に上る。

E 地方行政 海峡植民地は次の四つの行政區劃に分けられてゐる。即ち、シガポール植民地 (Settlement of Singapore)、ピナン (Penang)、マラッカ (Malacca) 及びラブアン (Labuan) がこれである。その他、行政上、ココス諸島 (Cocos Islands) 及びクリスマス諸島 (Christmas Islands) はシガポール植民地に含まれ、またウエレスレイ州 (Province Wellesley) 及びディンギンタム (Dindings) はその沖合の島ピナンの行政區のうちに含まれる。

またシガポール、マラッカの各市は總督任命の市委員 (Municipal Commissioners) によつて統治される。

F 防 備 シガポールはイギリス海軍の極東における最大の前進根據地たる意義と重要性とを持つてゐる。シガポール根據地の擴張計畫は一九二三年五月ポールドウィン保守黨内閣によつて企てられ、その政變などにより緩急ありしも着々と工事は進められ、一九三五年九月愈々完成の豫定であつた。而るに最近の世界國際情勢の不安と軍備擴張の情勢とによつて九月完成の豫定を變更して更に短縮して五月完成

の管である。既に二千二百フィートの埠頭は完成し、戰艦數隻を横づけし得る大規模のものである。また大ドックとその附屬工場はほぼ完成に近い。消費せる費用は六千九百萬圓に上る。その他、シガポール南方のアラカン・マッチの小島にはシガポール駐屯砲兵隊の司令部あり。同島の要塞構造は最近式の大規模のものである。また空軍根據地はセラターに設けられてゐる。現在爆撃機と飛行艇の各一中隊を有し、大飛行場を急造中である。同飛行場は平時には民間商業用飛行場として使用される筈である。またシガポールより數哩を距つた近郊にも飛行場が一九二四年六月既に完成した。

III 經濟

A 財政 海峡植民地の財政状態は概して良好であるといふことが出来る。歳出入の状態は別表の如く極めて變動してゐるが、これは何等財政状態の不安定を意味するものではない。その歳入財源の主要なるものは特許料、消費税、及びその他の國內收入であつて總歳入の約二分の一に近い額を占める。その他郵便、電話收入、裁判料及び特別施設料、政府貯金、政府貯産の貸付料、利權收入等にして別表の如くである。

最近の歳入歳出 (單位ポンド)

年度	歳入	歳出	差引
1928	4,444,092	4,081,221	+ 359,871
1929	5,403,634	4,165,400	+ 2,237,234
1930	3,780,969	4,598,036	- 817,067
1931	3,103,512	5,460,299	- 2,453,787
1932	5,158,934	3,589,590	+ 1,209,344

一九三二年度主要歳入 (単位ポンド)

Table with 2 columns: 項目 (Item), 金額 (Amount). Rows include 消費税 (Consumption Tax), 郵便 (Post), 特別税 (Special Tax), etc.

その歳入の主要なるものは、公共事業費と軍事費であつて、その他、警察費、病院及び治療所經營費

教育費、思想費が主で、その項目別歳入は別表の如し。一九三二年度主要歳入 (単位ポンド) ... 一九三二年度主要歳入 (単位ポンド) ...

一九三二年度主要歳出 (単位ポンド)

Table with 2 columns: 項目 (Item), 金額 (Amount). Rows include 公費 (Public Expenses), 軍費 (Military Expenses), 警察費 (Police Expenses), etc.

一九三二年度主要歳出 (単位ポンド) ... 一九三二年度主要歳出 (単位ポンド) ...

一九三二年度主要歳出 (単位ポンド) ... 一九三二年度主要歳出 (単位ポンド) ...

貨幣 海峽植民地の本位貨幣はドル

主要輸出品 (1932年度)

Table with 2 columns: 品別 (Category), 金額 (Amount). Rows include 錫 (Tin), モーター油 (Motor Oil), コブラ (Cobra), コメ (Rice).

このは、英領マレーの外國貿易が通過貿易を特徴としてゐることに

G 交通 道路 餘り發達を見ず、一九三二年末現在における海峽植民地は九二九哩の

一九三二年度主要歳入 (単位ポンド) ... 一九三二年度主要歳入 (単位ポンド) ...

D 度量衡 海峽植民地に用ひられてゐる尺度はイギリスのヤードである。また測地には同じくイギリスのメーターを用ひる。然し土人の度量衡もまた一般に使用されてゐる。商業上の秤量は次の如し。

E 産業 海峽植民地の主要なる部分は商業目的とする都市地帯であつて、農業に使用されてゐる地方は他の南洋諸領と較べる時極めて狭少である。然し地域の狭少なるにも拘らず、地味肥沃なるため農業はよく發達し、ゴム、椰子の實、米、バナナ、煙草、果實を多く

F 外國貿易 海峽植民地の貿易は現在においてそれ自身の外國貿易と通過貿易とを明確に區別することは出来ない。即ち海峽植民地、マレー聯邦州 (Perak, Selangor, Negri Sembilan, Pahang) (四土侯州より成る) 及びマレー聯邦州 (Johore, Kedah, Perlis, Kelantan, Trengganu) (五土侯州より成る) とを含む英領マレーの外國貿易は、相互に、またマレー各州或は海外の重要取扱國とは自由に電信、電話の通信を爲すことが出来る。またシンガポール島、ウエレスレイ州には無線電信局がある。これ等無線局より氣象通報及びその他の重要通信が航海中の船舶及び航空中の飛行機に對し發信される。また無線電信は、有線電線及び海底電線の故障の場合にも使用せらる。

社會・文化

海峽植民地はその住居する人種の多岐複雑なることにおいて有名である。殊にシンガポールは甚しく、所謂「世界の人種博覽會場」の稱のある所以である。そのうち支那人、マレー人、インド人、ビルマ人、シナム人が最も多く居住してゐる。就中支那人最も多く總人口の約七割を占め、主として商業に従事する。この地はイギリスの直接植民地にして、イギリス資本の植民地的搾取を受けるが、住民は主として商業に従事するもの多く、商權は支那人の掌中に握られ、經濟的には根強い勢力を張つてゐる。文化的には多年イギリス人の侵略にあつただけ、南洋各地におけるうち最も進歩した地方である。殊にシンガポール、マラッカ、ピナン等の都市は近代的文明都市の體裁も具備し、殆んど赤道直下の酷熱の地にも拘らず、よく文化的施設が行届き、その他、博物館、圖書館、各種教育機關等が整備されてゐる。殊にシンガポールのラッフルス博物館は有名である。【教育】 多年イギリスの努力によつてこの地方の教育は非常に發達し、南洋における最も教育機關の整備した地方となつてゐる。官民の合同の教育局 (Education Board) があり、教育税に對する現定が設けられてゐる。土人教育は無料マレー語を以つて行はれ、マレー人は通學義

英領マレーの輸出入 (単位千ポンド)

Table with 3 columns: 年度 (Year), 輸入 (Import), 輸出 (Export). Rows for years 1928, 1929, 1930, 1931, 1932.

註 輸出においては再輸出をも含む

主要輸入品 (1932年度)

Table with 2 columns: 品別 (Category), 金額 (Amount). Rows include モーター油 (Motor Oil), 米 (Rice), 錫製品 (Tin Products), etc.

【主要輸入品】 英領マレーにおける主要輸入品はモーター油、米、錫製品、ゴム、煙草、石油等である。その他、機械類、胡椒、乳製品、乾魚及び鹽魚、椰子果、綿製品、バナナ、サトウ米等である。以上の英領マレーの輸出入品は別表の如し。【主要輸出品】 同じく英領マレーの主たる輸出品は錫、ゴム、錫、モーター油等が大宗であつて、その他、コブラ、米、胡椒、乾魚及び鹽魚、椰子果、綿製品、バナナ、サトウ米等である。以上の英領マレーの輸出入品は別表の如し。

一九三二年度學校・生徒統計

Table with 4 columns: 學校別 (School Type), 學校數 (Number of Schools), 在籍生徒 (Enrollment), 進學生徒 (Admission). Rows for 官立學校 (英語), 私立學校 (英語), 官立學校 (土語), 私立學校 (土語), and 計 (Total).

註 私立學校は政府の補助を受けてゐるものに限る

犯罪者を收容するため感化院が設けられてゐる。そこでは彼等に對して産業教育が施されてゐる。大學にはキング・エドワード七世醫科大學 (King Edward VII College of Medicine) 及びラッフルス大學 (Raffles College) があり、後者はシンガポールの開拓者ラッフルス卿の名を取つて同港百年記念として一九二九年に開設せらる。【位置・地勢】 海峽植民地は地理的に見てピナン島及びウエレスレイ州、ディンディン、マラッカ、シンガポール島、ラブアン島、ココス諸島、クリスマス島と分散してゐる。即ち、前の四者はマレー半島の西岸を北より南へと順次に飛石の如く置かれ、半島の最南端を爲す一小島嶼がシンガポール島である。そして後の三者のうち、ラブアン島はボルネオの北岸にあり、ココス諸島及びクリスマス諸島はシアラ島の西南にあたるインド洋中にある。従つ

て、以上の如くウェルズリイ州、デインディンクス、マラッカを除いては、すべてが島嶼にして、且つ前記の三地方も大陸に属すると云つても沿岸地帯であるため、海峽植民地を全體として見るも概して平野に富むといふことが出来、熱帯性農業を盛ならしめてゐる。

B 氣候 海峽植民地の全土殆んど五度以内の赤道下に属するため、酷暑なるも、海洋に接するため常に涼風吹き、また驟雨が多いため割合に凌ぎ易い。例へばシンガポールにおける気温の如きは最低攝氏一七・六度、最高三八・二度、年平均二六・七度で、純然たる熱帯性気温を示してゐる。従つて気温の季節的變化も甚だ少い。即ち、最低月たる一月の平均気温は攝氏二五・七度、最高月たる五月の平均気温は攝氏二五・五度、また七月の平均気温は二七・二度で、その差非常に少く、完全に常夏の國である。

またこの地方は熱帯多雨帯に属し、一年中雨は極めて多い。シンガポールの雨量は二、三五六耗に達し、世界で雨の最も多い地方の一つである。

面積・人口統計

(1933年6月末日概算)

地方別	面積(平方哩)	人口
シンガポール島	220	514,500
ピナン島	110	182,613
ウニレスレイ州	280	135,287
デインディンクス	175	18,130
マラツカ	640	180,832
ラプアン島	40	7,305
クリスマス島	62	741
ココス諸島	4	1,142
計	1,531	1,010,710

(1) 1932年12月末日の人口
(2) 1931年12月調査の人口

C 面積・人口 海峽植民地の全面積は一、

五三一平方哩にして、同じく總人口は、一九三一年の國勢調査に從へば、一、一四〇、〇一五人に上る(守備隊をも含む)。内訳、男子六七、一〇八〇人、女子四四、二九三五人である。人口密度は平均一平方哩に付き七二七人に上り、世界で人口密度の最も多い地方の一つである。

【人口の増減】一九三二年において海峽植民地における出生者は四一、一〇六人、死亡者は二四、五四一人であつて、人口の自然増加は一六、五五五人に上る。また同時に、一九三二年においては支那人、シアウア人、南インド人労働者にして出願するもの入國者を遙かに超過して、その超過数は實に一九五、三四七人に上る。従つて一九三二年度において同地の人口は結局二九、七八二人の減少を示してゐる。

D 住民

この地方の住民は極めて雑多であつて、シンガポールの如きは世界の人種博覧會場と呼ばれてゐる位であつて、その主要なるものは支那人、マレー人、インド人、ビルマ人、シヤム人等にして、中でも支那人最も多数を占め、全人口の七割以上を占め、海峽植民地領内に住むヨーロッパ人の殆んど大部分はシンガポールの地に住んでゐる。左掲の統計表は一九三三年六月末日におけるシンガポールの人種別人口を示すものである。

シンガポール人種別人口

(1933年6月30日現在)

人種別	人口数
支那	383,617
マレー	67,070
インド	40,991
ヨーロッパ	7,611
ユーラシアン	7,051
その他	8,180
計	514,500

海峽植民地人種別人口

(1933年6月30日現在)

人種別	人口数
支那	607,984
マレー	293,774
インド	103,562
ユーラシアン	11,550
ヨーロッパ	9,469
その他	11,371
計	1,010,710

また別表の如く、全海峽植民地における住民の人種別を見るも、シンガポールにおけると同様に支那人が壓倒的多数にして、全體の六割以上を占めてゐる。これを見てもこの地方における支那人の勢力が如何に有力であるかを知ることが出来る。

E 主要都市 海峽植民地は主として次の三大都市を中心として形成されてゐる。即ち、
a、シンガポール (Singapore)、同地の首府にして、一九二二年の調査による人口は二五九、六一〇人。
b、ジョージタウン (Georgetown) 一名プリンス・オブ・ウェルズ島 (Prince of Wales Island) の稱あるピナン島にあり、同市は普通ピナンとも呼ばれる。一九二二年調査の人口は二〇一、一八〇人。

c、マラッカ (Malacca) シンガポールの西北、マラッカ海峽に臨む港灣なるも、港が遠淺なので近代的價值に乏しく、近時衰微す。一九二二年調査の人口は二一、二〇〇人。

VI 附屬島嶼

A ラプアン島 (Island of Labuan) ボルネオ島の北部、ブルネイ土侯國の北西岸約六哩の地點にあり、北緯五一度二〇分、東經一一五度

餘に位する。一八四六年同島はブルネイのサルタンによつてイギリスに譲渡され、イギリス人のボルネオ開發の根據地となる。越えて一九〇七年一月一日、一度シンガポールの屬地たるも、一九二二年二月一日、再び分離してシンガポール駐在の總督の支配下にある直轄植民地の一つとなり今日に至る。

面積は四〇平方哩、一九三三年における概算人口は七、九二三人に上る。うち五、二四五人はマレー人、二、四一六人は支那人、ヨーロッパ人は僅かに二三人に過ぎない。

土地は丘陵性なるも、肥沃にしてサゴの産多し、また牛・山羊も多く飼養され、石炭の産出も少なくなく、多く輸出せらる。その一九三二年の貿易總額は一、一一二、九四三ドルにして、そのうち外國貿易は六四六、五〇〇ドルに上る。同じく出入船舶の總噸數は二六四、五七三トンである。また同地の一九三二年度の歳入は九五、四二〇ドル、同じく歳出(政府專賣費を除く)は一四二、八三一であつて、著しい歳入不足を示してゐる。

【首府】ヴィクトリア (Victoria)、人口約千五百人。

B ココス諸島 (Cocos Islands)

インド洋中にあつて、一名キリーング諸島 (Keeling Islands) とも呼ぶ。約二〇餘の珊瑚礁島より成り、シアウア岬より南西五八哩、シンガポールより南西一、一六一哩を隔てたる南緯一二度五分、東經九六度五三分の海上にある。その最大の島にて長さ五哩、幅四分の一哩に過ぎない。

ココス諸島は一八五七年、イギリス領に屬する旨中外に宣言せられ、一八七八年一月一日の特許状 (Letters Patent) によりセイロン總督の管轄下に置かれ、一八八六年二月一日の特許状により海峽植民地總督の管轄下に移され

た。越えて一九〇三年に至り、同諸島は海峽植民地に併合され、シンガポール植民地の一部となり、今日に至る。

一九三二年四月一日執行の國勢調査による人口は一、四二二人に過ぎず、内訳、男子六〇八人、女子五三四人である。主要な耕作物は椰子及びココアにして、その輸出品は椰子油及び椰子の實である。一九〇二年、ケープタウン・オーストラリア間の海底電線が途中こゝに陸上され、同諸島の北東部にある首島 (Direction Island) に陸揚げされ、電信局が設けられてゐる。

C クリスマス島 (Christmas Island)

南緯一〇度三分、東經一一五度四分のインド洋上の地點にあり、シアウア岬より南東二二三哩、ココス島より北東五二九哩隔たる。複雑な形状の島にして、長さ最も長いところにて約一二哩半、幅最も短いところにて約四哩半である。氣候は極めて健康に適し、一日に於ける平均最高温度は華氏八七度、平均最低温度は華氏七五度である。常に東南東の貿易風が吹く。

航海者に知られるに至つたのは一七世紀の中葉以來のことである。同島は正式に一八八八年六月六日イギリスの領有が宣言された。それが一八八九年一月に至り海峽植民地總督の管轄下に置かれたが、一九〇〇年に至り海峽植民地に併合され、シンガポール植民地の一部となり今日に至る。

現在、同島はマレー官吏 (Malayan Civil Service) たる一地方官 (District Officer) によつて統治される。同島には海峽植民地警察隊より派遣せられたるシーク人警察 (Sikh Police) の一隊が

駐在してゐる。全住民(主として支那人及びマレー人)は、官吏を除き、ロンドンに本店を有する「クリスマス島燐礦會社」(Christmas Island Phosphate Company, Limited) の被僱人である。同社は同島に豊富な埋藏量を有する燐礦の探掘に従事してゐる。

一九二三年に無線電信局が設けられ、同島は今日直接にシンガポールとの通信が可能である。一九三一年に學校が設けられ、その教師は植民地政府の派遣せるものである。一九三二年一月末日の人口は七四一人(うち、男子六二五人、成年女子六四人、子供五二人)である。同島の地方政廳の費用は一九三二年度には一、三三三ポンドである。

一九三二年度の輸入は六、三三〇ポンド、主として機械及び工業必需品である。同じく輸出品は燐礦のみである。一九三一年度における出入港船舶の總噸數は七九、四五四噸、一九三二年度には九六、四七四噸である。一九三二年の内訳は、イギリス向けのもの一四、八六〇噸、日本向けのもの八一、六一五噸である。

III マレー聯邦 (The Federated Malay States)

I 歴史概観

マレー聯邦とはパラク (Perak)、セランゴール (Selangor)、ネグリ・セマラン (Negri Sembilan)、バン (Pahang) の四土侯州がイギリスの保護下に聯邦を組織せるものである。そもその歴史は、一八七四年、パラク、セランゴール、及びサンガイ・ウジヨング(この Sungai Ujong は後に他の土侯國と聯合してネグリ・セマランを組織した)において、イギリス駐劄官 (British Residents) が領主を補佐し、行政を

執行すべき義務あるイギリス人顧問と共に任命され、その保護國となつたに始まる。一八八三年に至り、マラッカ境界における諸州と海峡植民地との關係は一段と鞏固にされ、越えて一八八九年に至り、それ等の諸土侯國はネグリ・セムビラン(「九ヶ國」といふ言葉)の下に聯合するに至つた。斯くて一八八九年一月、サンゲイ・ウシヨング(一八八八年以來、そのイギリス駐劄官の監督下の稅務官と行政官により支配されて來た、Johduを含む)とネグリ・セムビランとは同一のイギリス駐劄官の管下に置かれ、一八九五年七月の條約によつて、單一の行政區劃に結合することが承認された。即ち、この新聯邦國はネグリ・セムビランの古い名稱をそのまま繼承し、サンゲイ・ウシヨング、シヨホール(Tohol)、シトラン(Jelau)、レムスウ(Lemau)の四ヶの土侯國とその他の五ヶの小土侯國とより成る。

それより先き一八八七年、パハンの土侯(Rajah)との協定によつて、その外交權は一切イギリス政府に委譲せられ、越えて一八八八年、パハンの土侯(現在サルタンと呼ばる)と再協定により、パハンはマレー半島の西岸の保護諸國と同様の條件の下にイギリスの保護の下に置かれた。斯くて一八九六年七月に至り、ネラク、セラシヨル、パハン、及びネグリ・セムビランの四保護國とイギリス政府の條約によつて、これ等の保護は行政上、一總務長官(Chief Secretary to Government)の管下に置かれ、一聯邦と稱せられ、今日に至る。

II 政治

A 行政 ペラク、セラシヨル、ネグリ・セムビラン、パハンの四ヶ國より成るマレー聯邦はイギリスの保護下にあり、海峡植民地總督

は職權上、マレー聯邦及びマレー非聯邦の植民地長官(High Commissioner)をも兼ねる。從つて聯邦の行政上の最高支配者はこの植民地長官であるが、その下に一名の總務長官(Chief Secretary to Government)が置かれ、マレー聯邦の行政上の實權を握り、實際の衝に當る。またこの總務長官の下に聯邦各國に各イギリス駐劄官(British Resident)が置かれ、サルタンを助けてその國の行政を執行する。

【植民地長官】セシル・クレメンタイ卿(Sir Cecil Clementi) 一九三〇年二月海峡植民地總督に就任と同時に官制上、マレー聯邦の植民地長官をも兼任。

【總務長官】エド・ゴイ・ミンハイ(M. B. Shalley) (事務取扱中)

【各國領主】ペラン領主—H. H. Pakanda
Sri Sultan Iskandar Shah, K. G. V. O., Ibtai Idris,
Pahang 領主—H. H. Sultan Al-Aziz Sultan
Jahang Shah Ibtai Al-Marhum Raja Muda Musa.
ネグリ・セムビラン領主—H. H. Abdu-
lmanan Ibtai Al-Marhum Tunku Muhammad, Ya-
ng Di-Pertuan Besar.
ペハン領主—H. H. Al-Sultan Abu Bakar
Eiyarud-din Al-Muradkhan Shah, Ibtai Al-Ma-
rhum Al-Sultan Abdullah.

【各國駐劄官】ペラク駐劄官—シー・イー・カラン(G. E. Cator)
セラシヨル駐劄官—ティ・エヌ・アダムス(T. S. Adams)
ネグリ・セムビラン駐劄官—シー・イー・ロンドン(G. E. London)
パハン駐劄官—ヘッチ・ジョー・アール・レエオナルド(H. G. R. Leonard)

【聯邦首府】クワラ・ランブール(Kuala Lumpur) 、「セラシヨルの中部」ペラッカ海峡に面

する新都市、同時にセラシヨルの首府を兼ねる。人口八〇、四二四人(一九二二年調査)。

【各國首府】ペラク首府—タイラン(Taiping) 人口二一、一一一人(一九二二年調査)。
セラシヨル首府—クワラ・ランブール、同時にマレー聯邦の首府を兼ねる。
ネグリ・セムビラン首府—セレムバン(Seremban) 人口一七、二七二(一九二二年調査)。
パハン首府—ペカン(Pekan)

B 立法 一九〇九年以來、聯邦會議(Federal Council)が設置され、聯邦各國共通の事項、または一國以上の關係する事項を共同して處理し、或はそれに施行するべき法律を制定する。この聯邦會議は一九二七年に至り、その組織を變更し、高等委員を議長として、總務長官、四名の駐劄官、法律顧問(Legal Adviser) 財政顧問(Financial Adviser) 主席衛生官(Principal Medical Officer) 労働監督官(Controller of Labour) 一ノ一全鐵道總務(Malaya, the General Manager for Railway) 教育總務(Director of Education) 貿易・關稅委員(Commissioner of Trade and Customs) 支那人關係事務長官(Secretary for Chinese Affairs) など十一名の官吏、及びイギリス皇帝の許可を得て高等委員の任命せる十二名の官吏に非ざるものより構成されるに至る。この聯邦會議は原則として毎年少なくとも三回以上會合しなければならぬ。すべての聯邦に施行せられる法律は聯合會議によつて審議され、且つ豫算案にその協賛を必要とする。

C 司法 マレー聯邦に於ける裁判所は次の如し、(一) 最高法院(Supreme Court) 一審法院(Court of Judge) 及び控訴院(Court of Appeal) より成る。(二) 第一級裁判所(The Court of a Magistrate of the first class) (三)

一九三二年度主要歳入 (單位ポンド)

項目	金額
關稅	1,605,992
消費稅	637,545
裁判料	534,785
土地・鑛山收入	463,730
特許料	324,988
利權收入	383,524
都市收入	324,075
郵便・電信・電話收入	261,715
電燈・水道・動力收入	340,456
森林收入	74,140

第二級裁判所 (The Court of a Magistrate of the second class) (四) カティ裁判所 (Court of a Kathi) 及び補助カティ裁判所 (Court of Assistant Kathi) (五) シンケール裁判所 (Court of a Pengulu)。控訴院は二名以上の判事より成り、主席判事は控訴院長である。また最終の上告は海峡植民地におけると同様イギリス本國の樞密院に對して爲すを許さる。

D 地方行政 マレー聯邦を構成する各國はそれぞれその領主たるサルタンによつて統治され、イギリス駐劄官はサルタンを助けて行政の實際の衝にあたる。また各國にはそれぞれ國務會議(State Council)が設けられ、その行政・立法・司法の最高指導機關となつてゐる。該會議はサルタン、駐劄官、同秘書官、主要なるマレー人會長、その他、各種團體の代表者達より編成さる。

III 經濟

A 財政 一九三二年度におけるマレー聯邦の歳入は五、一一二、〇〇一ポンド、同じくその歳入は六、二六九、六八三ポンドにして、赤字財政は一、一五七、六八二ポンドに上る。その歳入財源の大宗は關稅にして、全歳入の三分の一近くを占めてゐる。その他、主要なるものは消費稅、裁判料、土地・鑛山收入、特許料、利權

一九三二年度主要歳出 (單位ポンド)

項目	金額
公共事業費	735,175
警察費	380,344
醫療費	514,612
郵便・電信費	252,822
教育費	260,473
都市其他諸官廳費	327,384
公債	1,980,687
雜政府事業費	825,563
利息	178,111
給	716,843

收入、都市收入、郵便・電信・電話收入、電燈・水道・動力收入、森林收入等である。

またその歳入の主要なるものは公共事業費、警察費、醫療費、郵便・電信費、教育費、市政費、他の諸官廳費、公債費、雜政府事業費、恩給等である。

【公債】 一九三二年一二月末日現在における公債總額は一一、二二一、六六七ポンドである。

B 貨幣 通貨は海峡植民地のそれと同じである。即ちドル貨、及び補助銀貨・銅貨及び紙幣より成る。一九〇六年二月において、ドル貨の價値は二シリング四ペンスと定めらる。即ち、六〇ドルは七ポンドに等しい。

【度量衡】 マレー聯邦において使用せられてゐる度量衡は海峡植民地におけるそれと全く同一である。

C 産業 主要産物は椰子の實、米、ゴム、タバコカ、棕桐油、パイナップル等である。特にゴム栽培は最も盛な企業である。また米も盛に作られ、ペラクにおけるクリアン(Krian)人工灌漑は米田七萬エーカーを養ひ、且つ同地方に飲料水を供給してゐる。同水路は延長二一哩、支線一六哩八分の一、灌漑水路溝一八八哩二分の一に及ぶ。

森林は豊富にして、幾多の良材を産し、ヨーロッパ方面に盛に輸出せらる。その他、林産に

一九三二年度マレー聯邦國別輸出入額 (單位ポンド)

國別	輸入	輸出	差引
ペラク	2,877,405	4,813,152	+1,965,735
セラシヨル	4,443,326	3,790,235	- 653,091
ネグリ・セムビラン	741,770	1,145,880	+ 404,110
パハン	226,375	336,332	+ 99,956
計	8,298,878	10,115,609	+1,816,731

註 1. 金銀塊及び正貨を含む。
2. 輸出には再輸出をも含む。

貿易である。たゞ一九三二年度においてはセ...

主要輸入品 (單位ポンド)

Table with 2 columns: 品別 (Category) and 金額 (Amount). Items include 米 (Rice), 乳製品 (Dairy), 糖 (Sugar), etc.

註 一九三二年度統計

最近の主要輸出品

Table with 4 columns: 品別 (Category), 1931年度 (1931 Year), 1932年度 (1932 Year). Items include ゴム (Rubber), コブラ (Cobra), 椰子油 (Coconut Oil), etc.

註 再輸出をも含む。その輸入額に...

九三二年度は約その三分の一を減じてゐる。従...

その他、一九三二年度における金銀塊及び正...

交通 道路は割合によく發達してゐる。一九三二...

海運はマレー半島が東西交通の要衝にあつて...

通信 一九三二年度における郵便局總...

最近の人口 最近の人口は、マレー半島...

面積・人口 面積は四ヶ國合計二七、四三〇平方哩に...

激しく、気温の季節的變化極めて少い。且つこ...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

自然 位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

には一五、八九九哩となる。

郵便、電話、電信に關する通信省の純收入は、...

また同年末の郵便貯蓄銀行の預金者は四七、三八〇人にして、その預金總額は五三六、三一八ポンドに上る。

社會・文化

マレー聯邦の各國の主權はそれぞれの領土サ...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

また文化的には極めて遅れてゐるも、教育は...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

位置・地勢 マレー聯邦はマレー半島の先端部、...

(British Adviser) が當つてゐる。これ等の國に行はれてゐる通貨及び度量衡は、すべて海峽植民地及びマレー聯邦におけるそれと同一である。またこれ等の國の外國貿易も殆んどすべて海峽植民地の各貿易港によつて行はれてゐる。

II ジョホール王国 (Johore)

ジョホール國はマレー半島の最南端に位し、南岸は一葦水を隔て、シンガポール島に接する。その面積は七、三二〇平方哩、人口は四八九、七四九人(一九三二年概算)にして、人口密度は一平方哩に付き六七人である。住民はマレー人(二三八、九六一人)、支那人(二〇二、二〇五人)が大部分を占め、インド人(四三、八四二人)がこれに次ぐ。同じく一九三二年度の出生者は一八、三七九人、死亡者は九、五〇二人である。

教育は英語と土語による。一九三二年度における英語による官立學校は六校、土語による官立學校は一五校に上る。

財政状態は概して良好、一九三二年度における歳入は一、五一八、三六三ドル、歳出は一、三八三、一五五ドルにして、歳入財源の主なるもの、關稅收入三、〇三〇、四三四ドル、土地收入二、一九九、九六九ドル、特許料二、三三七、七四〇ドルである。

貿易は輸出超過を特徴とする。一九三二年度の輸入總額は二一、八〇九、〇二〇ドル、輸出總額は二九、六二二、四五八ドルにして、その主要なるものは輸入においては食料品及び製造品にして、輸出においてはゴムである。ゴムはジョホールの最大の産業にして、一九三二年の年額は八六、七五五噸に上る。

一九三二年末における鋪裝道路は七三二哩に

上る。鐵道はシンガポール・ピナン間の幹線でジョホール國を通つてゐるもの一二哩に上る。シンガポールとジョホールとを連絡するジョホール海峽の架橋工事は一九三二年一〇月に鐵道を通じ、一九二四年六月に車道を通じた。警察設備は政府によつてよく施設され、一三の公立病院がある。また一九三二年末における警察勢力は一、三二九名に上る。

III ケダール王国 (Kedah)

ケダール國はマレー半島の西岸にあり、英領マレーの北部を占め、シナムに隣する國で、ベスリスの南、ウエレスレイ州及びマレー聯邦國のペラク國の北にあたる。その面積は三、六四〇平方哩、人口は四二二、〇七四人(一九三二年概算)にして、人口密度は一平方哩に付き一六人に上る。住民はマレー人(二九一、六二一人)が過半数以上を占め、その他、支那人七三、六六七人、インド人(四三、五九〇人)等が主要なるものである。

現在、サルタンが病氣であるため、政治は攝政によつて行はれてゐる。ヨーロッパ人にして同國政府の官吏は一九三二年度には四九名の多きに達してゐる。同じく同年五月における警察力は七六八名、主としてマレー人より成る。その他、官立學校八校(生徒數一一、六四八名)、電信局一八、郵便局二〇を數へることが出来る。電話も全國に施設され一九三二年の電話線

は二、二六八哩に上る。鐵道は半島縦貫鐵道が同國を通過してシナムに進入してゐる。一九三二年における鋪裝道路は三九二哩、また水路は二二五哩に上る。

分て、その他、支那人(六、〇三六人)、インド人(八二四人)が主要なものである。一九三二年には、一九の男子學校、四の女子學校あり、生徒總數は約一、九六五人に上る。

V ケランタン王国 (Kelantan)

ケランタンはマレー半島の東岸にあり、英領マレーの最北端を占め、シナム國境に接する。その面積は約五、七二〇平方哩、人口は三六四、九二三人(一九三二年概算)にして、人口密度は一平方哩に付き六三人である。

高等法院 (High Court)、中央法院 (Central Court)、小法院 (Small Court) は首府に設けられ、區裁判所は全國主要都市四ヶ所に置かる。一九三二年度の警察力は三三三名より成る。官立小學校は六三校に上る。一九三二年度の歳入は一、六七七、九八三ドル、歳出は一、六六四、〇五五ドルにして、公債は五、四五四、二五五ドルに上る。

主要産業は農業である。約二九七、一〇九エーカーの土地が一九三二年には耕作されてゐる。主要農作物耕作地は米の一四一、三八〇エーカー、椰子の實の五七、二七一エーカー、ゴムの九二、八八九エーカー、棕櫚油の六、〇〇エーカー

である。その他、胡椒、タピオカ、甘蔗、玉蜀黍が國內消費のために多少作らる。また同國の大部分を占める密林は幾多の有名な木材を、或は樹脂、藤、竹等を産する。また家畜は多く飼はれ、牛の二五、一二五頭(一九三二年)、水牛の三六、四九四頭(一九三二年)を主として、羊、山羊、家禽等が多い。多くの地域はイギリスの會社により占有されてゐる。鑛産は金、方鉛礦、錫の埋藏が多いが、未だ探査の見込立たず、採掘にまで至らない。製造業では絹織物業、船製造、煉瓦製造が盛である。貿易は長く入超にして、一九三二年度の全輸入額は二、四二八、一九六ドル、全輸入額は三、一六一、三二六ドルに上る。一九三二年度におけるその主要輸出入品の價格は次の如し。

Table with 2 columns: 輸出品 (Export) and 輸入品 (Import). Items include rubber, gambier, pepper, rice, etc. with values in dollars.

一九三二年度において同國の港に出入せる船舶は一二二、八八六隻に上る。登記漁船及びその他は九一、〇〇六隻である。パンコック及びシンガポールと同國間には汽船の定期便がある。道路は着々建設中である。最近、トレンガヌの首府と同國首府とを連絡する一〇三哩の道路が開設された。然し國內の交通は殆んどすべて河川による。鐵道はシナム國境まで開通し、シナム鐵道と連絡してゐる。首府コタ・バルはパンコックと電話通信が可能である。従つてピナンとの通信はシナムを通して行はる。一九三二年における郵便局數は六、補助郵便局數は一

は二、二六八哩に上る。鐵道は半島縦貫鐵道が同國を通過してシナムに進入してゐる。一九三二年における鋪裝道路は三九二哩、また水路は二二五哩に上る。

III ペルリス王国 (Perlis)

ペルリスはマレー半島の西岸、英領マレーの最北部にあり、ケダールとシナムに挟まれたる小國である。その面積も僅か三、一〇平方哩、人口は四八、九七〇人(一九三二年概算)に過ぎない。住民はマレー人(四〇、一二八人)が大部

VI トレンガヌ王国 (Terengganu)

トレンガヌはマレー半島の東岸、ケランタンとパハンの中間にあり、面積は約五、〇五〇平方哩、人口は一八〇、七七九にして、人口密度は一平方哩に付き三五人にして、英領マレーにおいて人口の最も稀薄な地方である。

一九三二年における在籍生徒は二、一九九人、平均通學生徒一、七二九人、教師六六八人、英語による學校は二校(生徒九七人)、支那語による學校は三校(生徒二四人、教師一〇人)である。一九三二年における警察力は二九九名である。

道路は交通に耐え得るもの一四五哩あり、別に首府よりケランタンの首府に通ずる六六哩の幹線道路が完成し、開通してゐる。郵便局は五、郵便代理店は八を數ふ。鑛山用の三哩の輕鐵以外、鐵道は未だ敷設されず、國內交通は河川と割合に良い土人の徑道を用ふ。パンコック或はシンガポールへの汽船の定期航路は無く、同地方で建造せられた發動機船によりトレンガヌ沿岸を通して貨客を運ぶ。産業はケランタンのそれと殆んど同じである。

主要輸出入品 (1932年度)

Table with 2 columns: 輸出入 (Export/Import) and (單位ドル) (Unit: Dollars). Rows include 乾魚, パラ・ゴム, 錫, 赤鐵, 輸入 (家畜・食糧, 工業製品, 原料品).

易額は、輸出三、九六五、八二五ドル、輸入三、六八九、九七〇ドルにして、出超になつてゐる。
【領主】 H. H. Sir Sulaiman Badarut-talam Shah.
【イギリス顧問】 シヤムット (N. R. Jarrett)
【事務取扱中】 クアラ・トレンガヌー (Kuala Trengganu) 人口一三、九五三人 (一九三二年)。

8

廣州灣 佛租借地

英 Kwang Chan Wan, 獨 Kwantschow-Wan, 獨 Koung-Tschou-Quan

I 歴史 廣州灣は日清戦争後の三國干渉の報酬として、フランスがインド支那保全を名目として、清國政府より一八九八年四月二日より向ふ九九年間の租借権を獲得したところにして、更に翌一八九九年同湾内の島嶼を租借地として獲得し、一段と膨脹す。爾來、フランス政府は同地を佛領インド支那總督の管轄下におき、その南支那發展の前進根據地としたが、その經營は豫期に反して實績あがらず、産業も興らず、貿易も發展せず、遂にこの地の積極的

經營を断念するに至り、現在では凡ての規模を極度にまで縮小してゐる。
II 政治 廣州灣はフランスの支那よりの租借地にして、フランスの知事が派遣され、すべての統治の衝にあつてゐる。然し支那人の行政組織は變革を受けてゐない。而して知事は佛領インド支那總督の監督下に隸屬すべきものとす。また廣州灣は行政的には三行區劃に分たれ、知事の行政廳所在地は西營 (Fort Bayard) に置かれてゐる。

III 經濟 前述の如くフランス政府は租借當初には資本を投下して銳意經營に努力し、イギリスの香港の如き發展を期したが、その産業及び貿易の發展は意の如くならず、遂に同地の積極的經營を断念し、従つてその財政の如きも著しく縮小し、一九三三年度の廣州灣知事廳の財政は歳出入ともに五十三萬ピアストルに過ぎない。而して産業は農産物を主とし、貿易は自由貿易なるも餘り振はず、一九三二年度の輸入額は一〇、二七九、二五〇ピアストル、輸出額は六、八七〇、八七一ピアストルで、著しい入超振りを示してゐる。主要輸入品は綿織物、石油、燐寸、精製糖、染料用キナ等にして、主要輸出品は麥稈製品、豚、牛、砂糖黍、落花生等である。

IV 社會・文化 廣州灣は支那の領土なるため、人種的には殆んどすべて支那人によつて占められてゐる。支配者たるフランス人は極めて少數にして、その植民地的搾取を受けてゐる。然し現在ではフランス資本の積極的活動は少く、支那人の土着資本は有勢にして、支那内地の社會關係と大した變化はない。また廣州灣は文化的にも全く支那の影響下にあり、風俗、言語、宗教等すべて南支那におけるそれと異なるところがない。

9

サイプロス島 英領

英 Cyprus (Kypros, Zypern) 獨 Cyprus, 獨 Chypre

I 歴史 その初期においてはサイプロス島はギリシア人とフェニキア人の重要な植民地の一つであつた。その後、同島はベルシア帝國の一部となり、或はローマ帝國の一部を構成してゐた。斯くて一五七一年トルコの將ムスタファによつてヴェネチア共和國の手より奪取せられる迄、同島の支配者は幾度となく變遷に變遷を重ねて來た。斯くてトルコの支配下に置かれること約三百餘年にして、一七八八年六月四日のコンスタンチノーブル條約によつて、同島の行政権はイギリスに譲渡せられ、次いで世界大戰の勃發、英土開戦と共に一九一四年一月四日、同島は島民の五分の四を占めるギリシア人の希望に反して正式にイギリスに合併せられ、今日に至る。
II 政治 一九二五年五月一日以來、サイプロス島はイギリスの獨立植民地の格式を附與され、その長官は従來の High Commissioner より Governor に昇格した。内閣に相當する行政院 (Executive Council) が設けられ、同院は植

民地總監 (Colonial Secretary) 検事長 (Attorney-General) 財務官 (Treasurer) 警察長官 (Chief Commandant of Police) の四名と三名の地方駐在官とより組織さる。また立法は九名のイギリス官吏と一五名の代議士とより成る立法院 (Legislative Council) によつて行はれてゐたが、一九三一年一月三日の勅令により停止され、立法権は總督に移さる。その他、同島の守備はイギリスの一步兵中隊によつて行はれ、一八〇名の兵力を有する。また警察力は八五〇名の警官を有する。

【總督】 ハーバート・リッチモンド・パーマー卿 (Sir Herbert Richmond Palmer) 一九三三年一月任命。
【植民地總監】 エッチ・ヘニッカー・ヒートン (H. Heniker-Heaton)

【首府】 ニコシア (Nicosia)
III 經濟 【財政】 財政状態は概して良好なるも一九三〇年度及び一九三一年度においては赤字を出してゐる。一九三二年度における歳入は七五五、六九九ポンド、歳出は七四二、六〇五ポンドに上る。主要歳入財源は關稅と消費稅にして、一九三二年度には關稅二九〇、八七五ポンド、消費稅一三五、三五九ポンドにして、兩者で總歳入の約六割を占めてゐる。一九二八年以來サイプロスは英帝國防備に對して一萬ポンドの分擔金を支拂つてゐる。

【金融】 銀行にはサイプロス銀行 (Bank of Cyprus) ケンヤン銀行 (Ottoman Bank) アテネ銀行 (Bank of Athens) イオニア銀行 (Ionian Bank) 等があり、また郵便貯金局も一九二九年以來設けらる。通貨はソウエレン金貨、銀貨は四五ピアスタ (Pisthe) 一八ピアスタ、九ピアスタ、四・五ピアスタ、三ピアスタの五種、銅貨は一ピアスタ、半ピアスタ、三ピアスタ

の三種である。九ピアスタ銅貨は一シリリングに等價である。政府發行の紙幣は五ポンド、一ポンド、一〇シリリングの三種にして、一九三一年末現在における流通高は四二六、二〇七ポンドに上る。
【度量衡】 サイプロス島において使用されてゐる尺度の單位はサイプロス・ヤク (Cyprus E) にして、一・三ヤードに等しい。また重量の單位はオーク (Oke) にして、二・八ポンドに等しい。容量の單位はキレ (Kile) にして、八ガロンに等しい。
【産業】 農業を主とし、可耕面積の約三分の一は耕作され、農産物は小麦、大麦、燕麥等を多く産し、また葡萄酒、綿、繭等を産出する。牧畜は羊及び山羊を主とし、一九三二年には羊三〇四、四三七頭、山羊二二四、〇三〇頭を數へる。最近森林の保存が計られ、特別森林區劃は六三三平方哩に上る。海綿の産多し、また石膏、大理石を多く産出する。含銅黄鐵礦は大規模に採掘され、一九三一年の同原鐵礦輸出高は一九九、七八六噸に上る。また石炭も産し、一九三二年には一、六〇〇噸の輸出を見た。
【外國貿易】 サイプロス島の外國貿易は多年多額の入超を特質とする。一九三二年度の物品輸入は一、三四七、二八八ポンド (うちイギリスよりの輸入三五五、九二七ポンド)、輸出は九二二、四二六ポンド (うちイギリスへの輸出三五五、〇一五ポンド) にして、約四十萬ポンドの入超過であつて、同國の經濟状態にしては極めて重い負擔である。金地金又は金貨は一九三一年までは常に流入超過を見てゐたが、後一九三二年には逆轉して、八一七ポンドの流入に對して、二六、四五二ポンドの流出を見てゐる状態である。
【交通・通信】 自動車道路は六一六哩、それ

に次ぐ道路は二六二哩、村道は二、二六七哩、馬道は四三〇哩である。また海岸線は發達せるも概して良港に乏しく、一九三二年度における出入港船舶總噸數は二、四六〇、四二三噸に上り、年々漸増の傾向を示してゐる。また官營鐵道は三七哩を數へる。電信線は二四五哩に上り、海底電線はアレキサンドリア及びハイファと連絡する。電信線は官用のため廣く敷設されて居り、全長二五〇哩に上る。
III 社會・文化 總人口の約五分の四がギリシア人によつて占められ、残りの約五分の一はトルコ人である。支配者たるイギリス人の在住者は官吏、軍人及びイギリス資本の管理者等にして、總人口に比較すれば極めて少數である。従つて一九一四年における大戰勃發と共に同島が正式にイギリスに併合された後、多數民族たるギリシア人はイギリスの支配に對して屢々明確な不満を表する態度に出た。然しイギリスは東部地中海におけるイギリス帝國主義の前進根據地たる同島を放棄することを絶対に肯じなかつた。
同島における住民の宗教關係はキリスト教を主とし、回教が之に次ぐ。即ち一九三一年における國勢調査によると、總人口三四七、九五九人のうち、キリスト教徒は二八三、五六二人、回教徒六四、二三八人、その他一五九人となつてゐる。また教育は各宗教別によつて異つた教育制度を持つてゐる。初等教育は政廳の管下で、各宗教團體の助力を受ける。一九三二年における同島の小學校は一、〇六三校を數へ、その内譯はギリシア正教會派七四七校、回教徒派二九六、アルメニア教派六、マロン教派七、天主教派五、ユダヤ教派二である。その教師は一、五二五人、在籍兒童は五三、〇一〇人に上る。うちギリシア正教派は四一、一四二人、回教徒派は一

〇、六六五、その他は一、二〇三である。その他、中等學校も宗教的に別けられてゐる。これ等の學校に要する教育費は、一九三二年度において、一七七、三六ポンド、うち一二七、三九四ポンドは植民地歳入である。

同地に發行されてゐる新聞はギリシア新聞一五、トルコ新聞三、イギリス新聞一を數へる。言語は現代ギリシア語を主とし、回教徒の間にはオスマン・トルコ語 (Osmanli Turkish) が用ひらる。また上級階級には英佛兩語が使用せられてゐる。

V 自然 地中海の東部、北緯三四度四八分乃至三五度四一分、東經二度一八分乃至三四度三五分に位し、小アジア沿岸より四〇哩、シリア沿岸より六〇哩のところにある。同島は南西より北東に長く、その北東部は小半島となつて突出し、その先端はセント・アンドリー岬 (St. Andrew) となる。その面積は三、五八四平方哩、一九三一年における人口は三四七、九五九人にして、一平方哩における平均人口密度は九・七〇八人となる。一九二一年における人口は三一〇、七五五人、一九一一年における人口は二七四、一〇八人で、漸増の傾向を示してゐる。

同島は北部と南部とに山脈が東西に走り、その中間部は土地低平にして肥沃なるメッサリア平野 (Messaria) が横たはり、同島の主要生産地帯を爲してゐる。海岸線は發達せるも、概して良港に乏しい。河川は夏期には乾涸し、水の貯溜に困難を感じてゐる。

【主要都市】ニコシア (Nicosia)、首府にして同島第一の都會、人口二三、六七七人。リマソール (Limassol)、人口一五、三四九人。ラルナカ (Larnaca)、人口一、八七二人。

サガレン

Sakhalin (Saghalien), 獨. Sachalin, 佛. Sakhalin

I 歴史 サガレンが日本と交渉を持ち初めたのは、豊臣秀吉の文祿二年に遼東に出兵することから。寛永以來松前氏は樺太の探検を行ひ、諸所に勘番所を設け、漁業取締及び國防の任に當つてゐたが、一方ロシアの東方侵略は着々進み、これに對して文化四年には樺太全島は幕府の直轄地となり、間宮林蔵に探検せしめる等のことがあつたが、文久元年には日露交渉の結果、日露人の雜居となり、明治三年には開拓使を置き、北海道開拓長官がこれを兼ね、明治八年に到つてロシアの壓迫に抗し兼ね、千島樺太交換條約によつて僅かに漁業権のみを残して他を全部讓渡した。しかるに日露戦争の結果明治三八年七月には日本軍全島を占領、ポーツマス條約によつて、その北半をロシアに還付することとなり、樺太の北半サガレンとしてロシアの有に歸し、ロシア革命と共に極東地方の一管區となり、更に一州に變更されて今日に及んでゐる。

II 政治 サガレンは行政上ロシア共和國の一部たる極東地方に屬し、地方は行政上では州と同格の位置にあり、極東地方は九管區に分れ、サガレンはその管區の一つを形成し、サガレン管區の中央は更に四個の分管區に分たれてゐた。地方、管區並びに分管區には各々ツェリート大會と執行委員とがあつて行政を統轄するが、執行委員會の幹部會が常設機關で、直接行政の衝に當つてゐるが、一九三二年に極東地方

V 自然 日本領樺太との境界線北緯五〇度から五四度二〇分のエリザベス岬まで五七五軒。地勢は日本領樺太と一致し、西部は樺太山脈が南北に走つて日本領に入り、その東は中央低地帯となり、幌内川の上流ツイミ川が流れつてゐる。東部は東北山脈の延長が五一・五度附近まで及んでゐる。

シリアム 立憲君主國

英. Siam, 佛. Siam

I 歴史概観 一、シリアム建國 シリアムの建國は割合に古い歴史を有するも、現在のチャクリー王朝は未だ甚だ新しく、シリアムの王統を繼承せし以來、僅かに百五十年餘を経たに過ぎない。そもそも現在のシリアムの國土は古くから數小國に分立して争つて來たが、一四世紀の中葉に至り、フラーマ・チボッー出で、始めてシリアムを統一し、都をメナム河畔のアヌチャに奠めた。これがシリアム建國の始である。爾來シリアムは内憂外患絶ゆることなく、王朝の興敗すること三度、この

状態は一四世紀の中葉より一八世紀の後半まで約四百年間續く。第三王朝の末期に至り、王位繼承問題のため國內紛糾し、國情騒然たるものがあつた。山田長政が新王アラサットンを助けて國內を平定し、大いに重用されたのもこの時代であつた。

II、現チャクリー王朝の勃興 その後、一七六七年四月に至り、北方のビルマ族の侵略を受け、國都アヌチャはその手に落ち、四百年の歴史を有するアヌチャ王朝はこゝに亡び、シリアムは一時ビルマの掌中に落ちた。この時、漢人鄭昭は清軍の後援の下にシリアム人を助けてビルマ

の行政區劃變更がなされ、州及び管區が組織され、サガレンはサハリンスカヤ州となつた。【行政府所在地】アレクサンドロフスク (Alexandrovsk) III 經濟 財政的にはロシア共和國に屬する極東地方の一部であるが、産業的に見れば、林産、海産、鑛産等資源は豊富である。主要農産物は馬鈴薯、燕麥、春播裸麥、小麦及びラク麥等、養畜、園藝及び酪業等もソフホーズ及びホルホーズで行つてゐる。林産はエゾマツ、トドマツ、グイマツ等あり森林地帯は總面積の約六二%である。沿海は魚族に富み鱒、鯉、鮭等あり、又東海岸には海豹、鰐、鰐、鰐等が棲息する。レイコウスキー區、アレキサンドロフスキー、レイブノヴスキー等の漁場がある。鑛産は石油及び石炭多く、石油は日本側の北樺太石油株式會社經營の利権地オハ油田を初め、ランゲリー及び試堀決定地八ヶ所の總確定埋藏量二五〇萬噸、ロシア側ではサハリ石油油田トラスが活動し、このトラスの五年計畫探油豫想高は二四萬乃至三〇萬噸である。石炭も埋藏量多く、日本利権企業と國營オクチャープリスキー炭坑その他が採掘に當る。

【サガレンにおける日本の利権】一九二五年一月日ソ國交恢復後サガレンにおいて日本人の獲得する利権を擧ぐれば、日ソ基本條約の決定によつて獲得した利権には、(一)北樺太石油利権(北樺太石油株式會社)―北樺太既開油田八ヶ所及び未開油田一千平方哩(共にその五割)、(二)北樺太石炭利権(北樺太鑛業株式會社)―北樺太のドゥエ、ウラジミロフスキー、マーチ炭山、(三)北樺太石炭利権(坂井組合)―北樺太西海岸アグネオ川流域炭山があり、又個人人の立場として獲得する利権には、北樺太石炭利権(塚原組合)―北樺太西海岸コスチナ川上

軍を國外に放逐するに成功した。後、國人に推されて國王となり、一時バンコックに都せりも間もなく内亂勃發し、鄭昭は殺害せられた。この間においてその都將チャオビヤ・チャクリーは立つて國內を平定し、一七八二年バンコックにおいて王位に就いた。これ現在のシリアム王朝にして、それをチャクリー王朝と稱するものは、この初代國王の名に依るのである。

三、英佛兩國の侵略 その孫クロム・チャート王は英邁勇略にして、内は國の基礎を鞏固にし、外は四隣を平定して國威大いに振つた。當時、フランスはインド支那を占領し、東方よりシリアムを壓し、イギリスはインドを領有し、ビルマに勢力を扶植し、その餘力を驅つて西シリアムを壓した。こゝにおいて、チャクリー王朝四代の國王モンソットは意を決して開國の方針を取り、一八五一年に英佛兩國と通商條約を結んだ。次王チウラロンコンもまた英明にして、歐米及び日本の制度を採用し、國運の伸長に努め、また常に東西よりの佛英の壓迫を巧みに回避し、國土の維持に努めた。然し一八九三年に至り東境のフランス兵が恣に兵を動かし、シリアム軍を破つてメコン河以東のシリアム領を占領しそれを割讓せしめた。

餘である。この間シアムは最近まで國王の獨裁下にある専制君主國であつたが、一九三二年六月に至り革命が起り、立憲君主制が確立され現在に至る。

II 皇室

シアム王國は一七八二年以來チャクラー王朝の支配するところである。一七六七年滅亡せし四百年の歴史を有せるアヌチャ王朝を繼いで、一七八二年シアム王國を復活せるチャオピヤ、チャクラーの後裔にして、チャクラー王朝とはその初代國王の名に依るものである。

【現國王】 プラジャヤボク (Prachinok) 一八九三年一月八日誕生、一九二五年一月二六日、その兄ラマ六世 (Rama VI) の死後、王位を繼承、チャクラー王朝の七代の國王となる。【首府】 バンコック (Bangkok)

III 政治

A 政治機構 シアムの政治は爾來君主專制であつたが、その實は國王周圍の諸王族が國家の最高權力を恣にし、國家樞要の地位が殆んどすべて王族によつて占められてゐた。この傾向は最近になつて益々甚だしく、國民一般の反感は甚だしかつた。然るに最近の世界經濟不況のためシアム唯一最大の産業たる米の價格は低落し農民は極度に疲弊し、失業者は増大する一方で、國情騒然たるものがあつた。この經濟不振に伴ひ國の財政困難となり、下級官吏及び軍人は甚だしい減俸を受けるに至つた爲め、こゝに政府は國民一般の怨府と化した。斯くてそれは遂に一九三二年六月二四日のバンコックの軍人クーデターとなつて爆發するに至つた。

【新憲法の制定】 その結果、國王周圍の諸王族は退けられ、革命政府は同月二七日國王同意

の下に「シアム暫定憲法條令」(Siam Temporary Constitution Act) を發布し、従来の専制君主制を破棄し、立憲君主制の確立を宣言した。その後、この漸定憲法は著しく穩健化され、正式憲法が決定し、同年一月一〇日國王の署名の下に發布された。

この憲法は立法機關たる「國民議會」(National Assembly) と國務を執行すべき「人民委員會」(Executive Committee) の制度を定め、立法、行政、司法の三權分立を明確に規定してゐる。即ち、國王は國民議會の協賛の下に立法權を有し、人民委員會を通して行政權を握り、法令によつて設立されたる裁判所によつて司法權を運行する。又國王は國民議會を停止、解散すべき權能を有し、宣戰及び外國との條約締結の大權をも享有する。

國民議會の構成は次の二つである。即ち、(一) その半數の議員は人民の選出による。その任期は四ヶ年である。(二) 他の半數の議員は國王の任命による。但し十年以内この制度は廢止され、すべて(一)と同様民選となる。

人民委員會の議長及び委員は國王の任命にかゝる。但し該委員會は國民議會の信任を得る必要があり、且つ國民議會に對し政府の全政策に關して責任を負ふべきものである。

【第二革命】 第一革命の成功の結果、急進派は政權を握り、同派の元老タマサク及びマノイがそれぞれ國民議會議長及び人民委員會議長に推された。然るにマノイ一派の首脳部は政權を取り、王族及び保守的勢力と妥協に急なる餘り、反つて急進派の先鋒を抑壓し、一二月の正式憲法においても急進的主張を排して穩健化することに成功した。これを契機として政府内部において兩派の對立は一段と激化し、その抗争は翌三三年三月の國民議會において最高潮に

達した。こゝにおいて保守派に近い政府首腦部は、四月一日に至り、國王を説き緊急勅令を以つて、國民議會並びに人民委員會の解散、憲法の停止を斷行し、憲法によらざる「國務會議」(State Council) を組織した。そして第一革命の殊勳者プラディット (Luang Pradit) を國外追放に處し、その一派の青年グループを政府から追放し、以つて急進派勢力の驅逐に努力した。斯くてバホール大佐 (Colonel Phya Baho) 一派の急進派分子は六月に至り遂に連袂辭職し、政府を去つた。六月二〇日、バホール大佐等を中心とする軍部勢力はクーデターを敢行、無血のうち王宮及び諸官廳を占領し、政權掌握に成功した。斯くて同日直ちにこれ等の急進派首腦部はホレヒン滯在中の國王に事件顛末を上奏、新政府の忠誠を誓約し、國民議會再下の勅許を得た。こゝにおいて國民議會は同月二二日に再び召集され、政府は施政方針を語り、その信任を得ることに成功し、斯くて再び立憲政治が確立された。

【新政府】 一九三三年一〇月現在のシアム政府の閣員は次の如し。

- 首相 バホール大佐 (Colonel Phya Baho)
内相 ヲンヤスウスマシ (Phya Udombongs Penyasvasti)
經濟相 モントリ (Phya Komarakul Montri)
國防相 ソングクラム (Phya Prasert Songkran)
外相 ラヤイトリ (Phya Abhbal Rajamitri)
法相 ヲイサル (Phya Nitsutra Baisai)
藏相 トイヌム (Chao Phya Sridharma Dhibes)
文相 セナ大佐 (Colonel Phya Phahol-Pho-

I 地方行政

【反革命の失敗】 三三年一〇月、保守派の一部のものは一王族ボウアラタイ (Bowaratay) の指導の下に兵變を起し、首都バンコックに迫つたが、政府軍の反撃によつて一たまりもなく敗走し、一週間にしてこの内亂は鎮靜に歸した。

B 地方行政 一九三四年四月現在、シアム王國の行政區劃は一〇地方 (Monthon) と呼ばれるに分けられてゐる。そのうち九地方は國王任命の總督 (Lord-Lieutenant) が置かる。これ等の地方はまた幾多の州 (Changwat) と呼ばれる。これ等は分せられ、各州にはそれぞれ知事が總督によつて任命される。首都バンコックのあるクルング、デブ地方 (Circle of Krung Deub) は特別區域にして國王任命の總督 (Lord Prefect) によつて支配される。以上の全國一〇地方 (Monthon) は七〇州 (Changwat)、四〇六區 (Amphurs)、五七特別區 (King Amphurs)、五九八一町村 (Tambon) に分けられる。

C 外交 一九世紀の後半より二〇世紀の始めにかけてシアムは東部國境におけるフランスの壓迫と西部國境におけるイギリスの侵略に苦しんで来たが、當時の國王チュラロンコンは英明にして、よく英佛の兩勢力をして互に相牽制せしめて、その國土の獨立維持に努めた結果、先進歐米諸國の恐るべき爪牙を脱し、獨り南洋諸國のうちにおいて獨立國の體面を維持し今日のシアム國の基礎を確立した。

その後、シアムの爲政者は盛んに歐米及び日本國の進歩發達に見るべきものも多く、最近、外國との不平等條約は漸次撤廢され、立法、司法、行政、及び關稅の自主權を奪回し、歐洲大戰に聯合國の一員として參戰後國際聯盟に加入口以來、名實共に完全なる獨立國として新しい國

際的地位を獲得することに成功した。

然し長い間シアムの政治經濟界における指導的地位を占めてゐた英佛兩國の政治的・經濟的潛勢力は牢固として抜き難いものがある。最近シアムに勃發した數次の革命騒動もその策動の一表現に外ならないことは隠れない事實と見做される。

日本とシアムの外交關係は最近著しく親密になつて来た。最近の日暹通商條約によつて、日本は治外法權を放棄し、またシアムは日本人の國內居住と土地所有の自由、關稅における最惠國待遇を認め、極めて良好である。況んや一九三三年の國際聯盟會議においてシアムは明らかに日本に對し同情と好感を表明した唯一の國家であつた事實より見て、シアム外交の基調が、英佛兩勢力を相互に相牽制せしめ、日本との親善關係を一段と親密ならしめんとする方向にあることは明かである。

D 國防

一九一七年、以來義務兵役制度が確立され、一九三三年發布の「兵役令」(Military Service Act) により次の如く規定が改正される。即ち、すべての服役能力を有する國民は、(一) 現役二年、(二) 第一豫備七年(その豫備召集は一年に最大限二ヶ月を超えることは出来ない)、(三) 第二豫備一〇年(その豫備召集は一年に最大限三〇日を超えることは出来ない)、(四) 第三豫備六年の兵役義務を有する。

【陸軍】 歩兵一八大隊、騎兵一二中隊、砲兵八分隊、工兵二大隊、電信隊二大隊を以つて編成される。

【空軍】 三飛行小隊より成り、その他、飛行學校、射撃學校、中央修理所、及び飛行機及び發動機製作工場を有してゐる。

一九三三年における兵力は陸軍一將校一、九三名、下士卒二四、四八六名、空軍一將校九

八名、下士卒二、四八六名である。

【海軍】 その勢力は微々たるもので、砲艦三隻、驅逐艦三隻、水雷艇三隻、國王所有のヨット、マハ、チギリ、最新式沿岸モーターボート五隻、その他各種小汽艇より成る。舊イギリス軍艦ハヴアントはチョウ、プリアと改名され、シアム海軍の練習船に使用されてゐる。現役海軍兵力は將校下士卒を合して、四千八百名に上る。豫備海軍兵力は約二百名に上る。メナム河口のバクナム (Baknam) に砲臺が築かれてゐる。一三呎以上の吃水を有する船舶は砂洲のため首都バンコックに通航することは出来ない。海軍工廠も最近建設された。

【軍事費】 一九三三―三四年度の軍事豫算は總計一、三三七、三九九ポンドに上る。内譯、陸軍費一八九九、三四九ポンド、海軍費二五四、五六三ポンド、航空費一六二、九八八ポンド、他の諸官廳における國防費六〇、四八九ポンドである。

III 經濟

A 財政 シアムの財政状態は良好でない。一九三三―三四年度の如きは約七十七萬ポンドの赤字を出してゐる。この赤字の額は全歳入の割以上に相當する。然し、毎年數十萬ポンド、全國債の割近くの國債償却費が計上されてゐる。尙、一九三三―三四年度における事業擴張のための資本支出は、五四五、一八八ポンドにして、内譯、鐵道二七、二七三ポンド、灌漑工業一三五、五七三ポンド、國道一〇〇、〇〇〇ポンドである。次表に示すところの一九三二―三三年より至る歳入歳出の統計表における剩餘金の計上の如きも單に豫算案であつて、現在の如きシアム農業界の不況の時にあつては、未だ財政の好轉は望めない。

最近の歳入歳出額 (単位ポンド)

Table with columns: 年度(1), 歳入, 歳出, 過不足. Rows for 1931-32, 1932-33, 1933-34, 1934-35.

- (1) 年度は3月末日に終る。(2) 決算報告による数字。(3) 豫算案による数字。(4) 公債利子及び償却費の375,962ポンドをも含む。(5) 同じくその563,636ポンドをも含む。(6) 同じくその727,014ポンドをも含む。(7) 資本支出の463,636ポンドを含まず。

【主要財源】 財源の最も大なるものは關稅收入であつて、全歳入の三分の一に近い。その他、地租、人頭稅、阿片稅、内國消費稅、鑛山森林稅を主要なるものとする。即ち一九三三—三四年度におけるそれ等主要財源の歳入豫算を掲げれば別表の如し。

主要財源 (単位ポンド)

Table with columns: 税種別, 1933-34. Rows: 關地人阿内鑛山, 稅租稅稅稅稅.

【公債】 一九三三年三月末日におけるシアムの國債總額は八、五六八、四三八ポンドに上る。前年同月同日のそれは一〇、七八五、三四五ポンドにして、二百二十萬ポンド餘、約二割の減少

B 金融

振りを示してゐる。B 金融 香港・上海銀行 (Hong Kong and Shanghai Bank) 印・澳・支特許銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China) インド支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine) インド商業銀行 (Merchandise Bank of India) 廣東銀行 (Bank of Canton) 等の支店が置かれてゐる。多くの支那銀行の支店が各地に置かれ、また印・澳・支特許銀行の支店がアケット (Banket) にある。一九〇六年、國王特許の下に創業の有限責任シアム商業銀行 (Siam Commercial Bank, Limited) は今日イギリス資本の支配下にある。同行は北部シアムのチェンゲマイ (Chiangmai) 及びナカウン・ラムハン (Nakavun Lamhang) に支店を有する。

C 貨幣

シアムは一九三二年五月一日に金本位制から離脱し、今日においてはその通貨流通手段は殆んど全く紙幣による。貨幣の種類は次の如し。銀貨—一バート、五サタン、二五サタンの三種類、ニッケル貨—

D 度量衡

一九二五年以來、法律を以つてメートル法の採用が定められ、更に一九三三年三月二日の法令によつて、四月一日より Bangkok, Ayutthia, Rajaburi, Prachin の四州においてその強制採用が規定される。實際に用ひられてゐる度量衡は法律を以つて次の如く數量を一定に規定する。

- 【重さの單位】 一標準ピケル (Standard Picul) = 六〇キログラム。一標準カッチイ Caty = 一〇〇キログラム。一標準カラト (Standard Carat) = 二〇センチグラム。【長さの單位】 一ヤン (Yan) = 四〇メートル。一ワア (Wah) = 一〇二センチ = 一メートル。一サワク (Sawak) = 一四ワア = 一四・五〇メートル。一ケウ (Keu) = 一〇サワク = 一〇・二五メートル。【面積の單位】 一ライ (Rai) = 一平方セン = 一、六〇〇平方メートル。一ヌガン (Nuegan) = 一四ライ = 一四〇〇平方メートル。一平方ワア = 一〇〇ヌガン = 一四平方メートル。【容積の單位】 一標準クワイヤン (Standard Kwaiyan) = 一〇〇リットル。一標準ヤン (Standard Yan) = 一、〇〇〇リットル。一標準サット (Standard Sat) = 一、〇〇〇リットル。一標準タナン (Standard Tannan) = 一、二〇リットル。一リットル = 一リットル。

主要農作物 (1931—32年度)

Table with columns: 作物, 耕作面積(エーカー), 産額. Rows: パラ・ゴム, 椰子, 胡椒, 檳榔, 胡椒.

三—三二年度のそれ等の耕作面積、及び年産額は別表に示してゐる。【畜産】 シアムにおいては畜産は農業、殊に米作に關連して盛んである。殊に牛及び水牛の如きは水田の耕作に有用なため、盛んに飼育されてゐる。これと同時にまた象も多く飼養されて、農耕用、運搬用に廣く使用されてゐる。一九三二年三月末日現在におけるシアムの主要家畜飼養数は上記の表の如し。

最近の米作

Table with columns: 年度, 耕作面積(エーカー), 産額(単位噸). Rows for 1930-31, 1931-32, 1932-33.

一九二九年の國勢調査によれば、シアムの全職業人口七、五一九、七五七人のうちの八三・〇%が農業に、一・一〇%が漁業、二・一九%が工業に従事してゐる。【農業】 シアム農業の大宗たる米は國民の常食物にして、且つ代表的輸出品である。従つて政府當局は各種の對策を講じ、また種籾の改良統一及び灌漑設備の擴張を計つて、米作改良進歩に努力してゐる。その結果、今日においては米田八百萬エーカー、年産五百萬噸に達するに至つた。就中、クルング・デブ地方 (Krung Deu) 及びアラチンブリー地方 (Prachinburi) を主産地とする。尚、シアムの米作を日本のそれと比較して見る時、國土の總面積は日本の内地

主要家畜飼養数 (1932年3月末日)

Table with columns: 家畜, 頭数. Rows: 象, 馬及び驢馬, 牛, 水牛.

【林業】 北部シアムの大部分は密林であつて、チーク材を主とし、シモンイ材、ラムア材は米に次ぐシアムの重要産物である。中でもチーク材は大部分イギリスの四會社の手に握られ、その他、デンマーク、フランス、支那の各一流

最近の金屬錫産量 (単位ピケル)

Table with columns: 年度, 産額. Rows for 1927-28, 1928-29, 1929-30, 1930-31, 1931-32.

二十六萬ピケルを突破してゐる。【工業】 製米業の外に見るべきものなし。製米工場はシアム米作の中心地たるクルング・デブ地方において、約七百數十を數へることが出来る。内譯、首都バンコックに七五工場、その

最近の輸入輸出額 (單位ポンド)

Table with columns: 年度, 輸入, 輸出, 出超額. Rows: 1928-29, 1929-30, 1930-31, 1931-32, 1932-33.

他の諸州に約七百の工場がある。その他、製材業も割合に盛んである。生絲、絹織物工業も多少行はれてゐるも大規模な工場は存在しない。近代的重工業は皆無である。

九三三年には好況時代の約半分の二千五百万ポンド附近に下落してゐる。シアムの外國貿易の特徴は毎年輸出超過を續けてゐることにある。

【主要輸入品】 その輸入においては綿布と食糧が、一九三〇—三一年度の如きは米價低落の影響を受けて僅かその割の五十萬ポンドに下つてゐる。

主要輸入品 (1932-33年度)

Table with columns: 品別, 價格 (ポンド). Rows: 總布, 食糧, 麻袋, 金物類, 煙草, 油類, 石炭, 機械, 貴金屬類.

【三三四哩、飛行總哩數】七二、六一二哩、輸送乗客一五〇名、輸送貨物一五、四九九封度、輸送郵便二六、二五一封度である。從來まで陸軍機による郵便空輸は一九三一年八月二四日に廢止されて、民間航空輸送會社の手に移された。

【電話】 一九三三年度における電話局の總數は二四局、そのうち一九局は地方の諸州に設けらる。加入者總數は二、六七〇名、通話總數は一七、三六三、四一五回に上る。

【電信】 一九三三—三三年度に於ける電信取扱局は六五七局、國內電報取扱局は二〇八、六七一通、海外發信數は一四〇、三五二通、海外より受信數は七一、九〇四通に上る。同じ電信線の總延長は九、三四五、五九八キロメートルである。

主要輸出品 (1932-33年度)

Table with columns: 品別, 價格 (ポンド). Rows: 米, 錫及び錫鎊, チーク材, 金銀貨及び銅貨.

【主要輸出品】 またその輸出においては、シアムの最大産業たる米を大宗とする。一九三三—三三年度の米の輸出高は約八百五十萬ポンドに達し、總輸出額の六割以上を占めてゐる。その他、主要なものに錫、チーク材、金銀貨及び銅貨がある。

【主要國別貿易】 次にシアムの貿易相手國を見るに、シンガポール及び英領マレー半島と香港とが最も重要であつて、その他、主要な相手國は日本、イギリス、蘭領東インド、支那等である。一九三三—三三年度におけるこれ等の諸國との取引額は別表に示すが如くであるが、殆んど常にシアムの對外貿易に對しては輸出超過の四者に對しては輸入超過であるの特徴的とする。

主要國別貿易 (單位ポンド)

Table with columns: 相手國, 輸入, 輸出. Rows: シンガポール・英領マレー半島, 香港, 日本, イギリス, 蘭領東インド, 支那.

G 交通 【道路】 シアム内地の交通には

語、一九三一—三二年度八八二、八六一語に達する。

V 社會

シアムは階級區別の明確に區別されてゐる國である。その長い歴史を通して、數年前まで國政は國王周圍の王侯貴族の壟斷するところであつたため、國民革命成る今日においても貴族の權力は牢固として抜くべからざるものがある。貴族の稱號は六等に分れて居り、主として軍人及び官吏にして國家に勳功のあつたものに與へられてゐる。

階級的に見て貴族の次に位するものは官吏及び軍人である。殊に官尊民卑の甚だしいシアムにおいては、それ等は社會的に見て非常な特權階級である。従つて都市の青年達はすべて官吏軍人たることを志願する。

【衛生】 シアムの衛生状態は氣候の不良な熱帯内にあることと極めて悪い。コレラは毎年殆んど一萬内外の患者を出し、その七割は死亡すると云ふ有様である。ペストはシアム産業地の市中心地コーラト市に年々發生することあるも、未だ相變らずそれに患されるもの年々絶えなない。一九一七年の如き同市におけるムスト患者は總計七千名に上ると云はれる。その他

古くから河川の利用が盛んであつた爲め、道路は餘り發達してゐない。道路局の報告するところによると、一九二九年三月末日における國道の全長は一、四二三哩にして、そのうち五四哩が改修中、四九八哩が建設中である。またこれ等の國道のうち僅か六六哩が第一道路であつて他の多くは三等道路である。その他、州道が七三一哩あり、特に北東諸州に多い。

【鐵道】 道路が發達してゐない割には、鐵道は廣く敷設されてゐる。一九三三年三月末日における國有鐵道の全長は一、八五七哩にして、その他に敷設中のもの一〇四哩を數へることが出来る。主要幹線は北部線、南部線、北東線、コラト・ウポール線、東部線の五線で、これ等の國有鐵道はすべて同一經營の下に運轉せらる。

一九三三—三三年度における國有鐵道の全収入は九七七、八〇七ポンド、經營費は六六五、六〇九ポンド、純益は二二五、五九一ポンドに上る。また同年度における乗客總數は三、六三一、一八一一名、輸送貨物は總計で九三三、七二四噸に上る。

【海運】 沿岸航海にはシアム汽船會社のバンコックを中心としてシンガポールの南線と、佛領インド支那行の北線とがある。

一九三三—三三年度におけるバンコック入港の船舶は九八三隻、一、一四五、二四一噸、同港出港の船舶は九八二隻、一、一四二、二四三噸である。これ等の船舶のうちイギリス船が最も多く、入港のもの二二二隻、三二二、三二四噸、出港のもの二二二隻、三一九、一一〇噸である。

【航空】 一九三三—三三年度に關する民間航空に關する統計は次の如し。即ち、定期航空路

チフス、赤痢等の傳染病の絶えることはなく、シアムの衛生状態は極めて悪い。

VI 文化

A 宗教 シアムは國民皆僧の佛敎國である。國王は自ら親しく佛敎の最高權威者であり、國民はすべて佛敎を信すること頗る厚い。一九二九—三〇年において、佛敎徒一〇、九五八、四二六名、回教徒四九八、三一一一、キリスト教徒四九、四六二人である。また一九三一年三月末日の調査によれば、佛敎の寺院一六、六五八、その僧侶一三〇、二四〇名を數へる。

B 教育 文部大臣が全國教育に關する直接の責任者であり、統轄者であつて、多くの學校は國立である。但し、陸軍、海軍、法律等の諸専門學校、警官講習所等は文部大臣の權限外にある。初等教育は全國を通じて義務教育である。一九三二年三月末日現在における國立學校は二六〇校にして、その生徒六、九一、一一七名、教員一三、〇七二名を算す。私立學校は一、一五〇校あつて、その生徒五三、八〇九名、教員二、三九七名を算し、國立學校より盛んである。これ等の私立學校のうちには、米、佛、英の宗教學校も含まれる。地方學校の八五%まで、國立學校の五〇%まで寺院内に置かれてゐる。

C 新聞 シアムにおける新聞の發達は比較的遅れて居り、日刊紙としては Bangkok Times (英字紙)、Krungdeh Varasab, Min Kok Daily News (漢字紙)、Siam Chong Daily News (漢字紙)、Siam Rasdr Daily News, Sikkung

Daily News, Thai Mai Daily News, Tong Han Min Poh Daily News (漢字紙) Wah Kiew Daily News (漢字紙)の九紙を数々、すべて首都バンコックにおいて発行されている。その他、同じくバンコックで発行の週刊 Thai Khasem, 月刊 Rajakula Nudokan (政府機関誌) Record (経済クオーターリー) 等を見る。またシアムの新聞はすべて殆んど何等の政黨的色採を持ってゐない。

D 風俗 シアムは佛教の國である。シアム皇帝を始め、全國民はすべて佛教を厚く信奉し、佛の道を守つてゐる。従つて一般人民は、一人前となるには、必ず何ヶ月かの僧院生活を送らねばならない風習がある。ボンズといふシアム語は日本の坊主に當る。全國民がすべて所謂ボンズであるから、國民の生活のうちに佛教の勢力が浸潤してゐることは驚くばかりである。シアムにおいては男子は今日漸次洋服を用ひる傾向にあるが、シアム獨特の服裝としては白詰襟金ボタンの上衣に、バヌンと稱する腰巻風のものを着用してゐる。このバヌンはシアム特有の衣服で、明るい派手な色彩のものが用ひられ、毎日異つた一定色のバヌンを纏ひ、その色彩によつてその日を判定することが出来る。このバヌンを用ひること男女とも同じである。

頭髮は各階級とも大人はすべて奇麗に分けてゐる。散切頭は僧侶に限る。男兒は生れた時から前頭部の一部に髪を伸ばし、生長するに従つて編んでゐる。それが十二、三歳になると壯麗な元服式のうちに、この髪を切り落すのである。従つて剃髪した男子は成年である。女子の服装はスカートには男子と同様バヌンを着るが、男子の無地ものに対して、花模様や唐草模様のあるものを用ひる。上衣は家に居る時は袖無しシャツを着てゐるが、外出の際は

その上に薄布の洋装に似た上衣を着ける。頭髮は昔では男女共に散切頭であつた。その昔、ビルマの侵入を受けた時、女子も男装して戦つた遺風の残りである。然し今日においてはこの風習は殆んどその跡を断つてゐる。今日の女子の頭髮は全く歐風に従つて、近代的な斷髮である。都會は別として地方の民家はすべて木造、竹造、または浮家である。木造家宅は地方によつて高低の差異あるも、多くは床下を五、六尺の高さにとり、梯子により出入する。家の周囲には檳榔樹、椰子、バナナ等が多く植ゑられ、日光の直射を避けると同時に、日常の食用に供される。

またシアムの河川流域には浮家が多い。シアムの河川は雨季には必ず氾濫して沿岸の都市村落はすべて水浸りになる。この氾濫に備へる目的で出來たのが浮家である。バンコック、アユタヤ、その他のシアムの都市に、雨季になると、この浮家が集つて來て、一定の場所を爲し乾燥季になるとどことなく分散して去る。一般シアム人の常食は米である。副食物としては、熱帯地であるがため、唐辛子、胡椒等、刺激性の強いものが盛んに用ひられてゐる。またシアムの男子は幼年時代から煙草を好んで吸ふ。然し酒は佛法の戒律に觸れるため、宗教觀念のない土民及び一部の人士以外には、一滴も用ひられてない。この意味で、シアムは世界唯一の自發的禁酒國といふことが出来る。

E 言語 シアムの國語は所謂シアム語であつて、商用語にも、官廳用語にもそれが各人種間に廣く一般に通用されてゐる。然し外國人の間には一般に英語が用ひられてゐる。その上、シアムの上流階級、及び上級官吏は多く教養があつて英語を解する。

シアム語は他の多くの南洋の土語等とは異つて、立派な言語として形成されてゐる。その起源は、その昔、ピヤルアン王がサコライ國を建設した時代、領内の高僧碩學に命じて、シアム民族特有な言語を作らせたに始まる。今日のシアム語は西南支那の影響を受け、その發音及び言語共に非常に支那語に似てゐる。また他面、その文字はインド文化及びバラモン教の影響のためサンスクリット系のものである。

VII 自 然

A 位置 アジア洲の南東部に突出せるインド支那の中央部に位し、シアム灣に臨み、南方マレー半島に細長く手を伸べてゐる。東は佛領インド支那にメコン河を境界として接し、西は英領ビルマに接し、マレー半島においてはマレー聯邦と接する。その四極は次の如し。北端—北緯二〇度三十分、シヤン州國境。東端—東經一〇五度一〇分、ケダー國境。南端—南緯一〇度五分、メコン河。西端—東經九七度二分、サルウィン河。

B 地 勢 シアムの地勢は北方と東西の兩國境地方は山岳重疊の高原地帯であつて、それが南下するに従つて低くなり、南部一帯の廣漠たるシアム大平野を展開してゐる。即ち、西北部國境の山岳地帯にはタネンタウンギイ山脈が横はつてビルマと接し、北部は大雪山脈とタネンタウンギイ山脈とが重複して一帯の高原地帯を形成し、メナム、メコン兩河川の水源地となつてゐる。メナム河は北部タネンタウンギイ山脈に發し、シアム大平野の中央を貫流して南下し、大の支流を合してシアム灣に注ぐ。實にこの國の大動脈を成し、こゝにシアムの最大産業たる米田は拓かれ、シアム平野が一名メナム平野の

C 氣候 シアムの全土は北熱帶國內に屬してゐるため、完全なる熱帶性氣候を持つ。その氣候は明確に乾雨の二期に區別される。即ち、毎年多少の遲速はあるも、大體において乾期は一月に始まり、翌年四月に至る。雨季は五月より一月までである。乾季には連日晴天にして殆んど雨を見ない。一二月、一月頃は平均七五度位にして、最低六八度位まで下る。氣温が適當にして、一年中最も惠まれた時期である。それが四月、五月に至ると酷暑甚だしく、氣温は最高となり、平均九三度位まで上る。五月中旬乃至六月上旬より雨季に入り、最初のうちは雨量も比較的少いが、段々多くなり、九月に至り最高となり、盆を覆すやうな豪雨が毎日數回やつて來て酷熱を洗ひ去るので、雨季には割合に凌ぎ易い。

D 面積・人口 シアムの面積は二〇〇、二三四平方哩、うち約四萬五千平方哩はマレー半島にある。一九二九年七月一日施行の國勢調査によれば、全人口は一一、五〇六、二〇七人にして、一九一九年四月一日施行の國勢調査の九、二〇七、三五五名に比較する時、一〇年間に二割以上増加率、即ち約二百三十萬の増加を示してゐる。内譯、男子五、七九五、〇六五名、女子五、七一一、一四二名である。そして全國平均人口密度は一平方哩に付き五七名である。一九三〇年三月末日の推定人口は一一、六八四、〇〇〇

名稱ある所以である。その東に流域百數十哩を有するバンパコン河、西に二十數哩のメクコンがあり、共にシアム灣に注ぎ、交通、産業に多大の可能性を與へてゐる。また東部國境を流るメコン河は多く丘陵地帯を貫通するため、比較的平野を形成すること少ない。その支流セムン河は數多の支流を有し、シアム國東部の平野を養ふ。

地方別面積・人口

(1929.7.15の國勢調査に依る)

地方別 (Monthon)	面積 (平方哩)	人口	一平方哩に對する人口
Krung Deb	1,194	921,617	772
Ayudhya	5,971	839,775	142
Chandaburi	4,856	169,626	35
Nagor Chatsri	3,157	474,542	150
Nagor Rajasima	36,366	2,822,710	78
Nagor Savarga	16,660	512,971	31
Nagor Sridharmaraj	16,841	909,175	54
Patani	5,500	335,148	61
Prachinburi	9,277	508,339	55
Bisnulok	15,918	576,951	36
Bayab	36,263	1,549,390	43
Ehuket	6,482	242,041	37
Rajaburi	14,568	579,357	40
Udorn	27,181	1,064,565	55
計	200,234	11,596,207	57

人種別人口

(1929.7.15國勢調査)

シヤム人	10,493,304
支那及マレー人	445,274
インド人	379,618
カムボディア人	60,668
安南人	5,321
シヤン人	27,505
ビルマ人	4,880
ヨーロッパ人	1,920
日本の他	295
計	82,422
計	11,506,207

E 住民 シアムの總人口千五百五十萬のうち、タイ族即ちシアム人が約千五十萬を占め、その他、主要なるものは支那人、インド人及びマレー人、カムボディア人、安南人、シヤン人、ビルマ人等である。ヨーロッパ人は千九百人餘、

F 都市 シアムの都市を概観するに近代經濟都市と歴史的宗教都市の二大別に分類することが出来る。首府バンコック (Bangkok) はのシアム最大の都市にして、メナム河に望む一大貿易港を爲してゐる。一九二九年におけるバンコックの人口は九三一、一七〇人である。その他の近代的都市としては北部國境に近いチェンマイ (Chiang Mai) は人口約五萬にして北部の經濟的中心地を爲し、シアムにおけるバンコックに次ぐ大都市である。また南部の海港シンゴラ (Sungkhla) は人口約一萬にして、南部の經濟的中心地を爲してゐる。また歴史的、宗教的都市としては、アユタヤ、バクナムポー、チャンタブン、ナコンシタマラート、プラバトム、ベツチャブリ等の古都を擧げることが出来る。

日本人は二百九十人餘に過ぎない。一九二九年國勢調査による人種別人口は別表の如くである。シアム人は嘗て支那の揚子江沿岸に住居してゐたシヤン族 (Shan) で、漢族に壓迫せられて西方に移住し、またインド人に逐はれて再轉して東遷し、今日のシアムの國土に定住するに至つたものである。斯くてその間、漢族及びヒンズー族と混血して今日のシアム人を作る。従つて今日、その祖先たるシヤン族にしてシアムに住居する者非常に少く、僅かに山間に二萬數千名を數へるに過ぎない。

シベリア

Siberia, 獨 Sibirien, 帝 Sibirie.

一、シベリア大觀

アジアの北部にあり、北は北氷洋、東は太平洋に接し、西はウラル山脈を境としてヨーロッパに接し、南は中央アジアに、南は蒙古及び滿洲と接してゐる。その四極を見るに、極東は東經一六九度四分(デシユネフ岬)、極北は北緯五九度五分(ウラル山脈)、極西は西經四十二度一分(豆滿江北岬)、極南は北緯七度二分(チェリユースキン岬)である。總面積一、二三〇、一〇〇平方キロメートル、一九三一年一月の人口は一、五九三、四〇〇人。

シベリアの面積及び人口

Table with 3 columns: 地方 (Region), 面積 (平方マイル) (Area in sq miles), 人口 (1931年1月) (Population in Jan 1931). Rows include 東部シベリア, 中部シベリア, 西部シベリア, 北極圏, 南極圏.

政治的にはソヴェト連邦の主體たるロシア社会主義共和国の一部に属し、極東地方、ヤク

ツク自治共和国(Yakutsk)、ブリアト・モンゴール自治共和国(Briat-Mongol)、西シベリア地方、東シベリア地方の五つに分たれてゐる。

二、シベリア地方(Siberian Region)

I 歴史 古くはアジア人種の居住地であり、ロシア人が毛皮を求めて次第にシベリアに進出したのは一六世紀末以来のことであつたが、爾來半世紀餘にして早くもアジアの北端に到達した。この間トボルク、トムスク、イェニセイスク、ヤクーツク等の諸都市を建設し、ヤクーツクを毛皮商人の根據地となして一六四〇年にはここに知事が置かれ、東部シベリアにおけるロシア人の據拠地となり、次第に南下して黒龍江沿岸まで手をのばし、一六五一年には探検家ハバロフが黒龍江沿岸開拓の端緒を開き、清國は康熙一五年(一六七六年)ロシアの使節スバファリの來朝を機として黒龍江方面におけるロシア人の騷擾を止め、ヤクーツク境上で兩國の平和な貿易をなさんことを要求したが和議成立せず、その後ネルチンスク條約(一六八九年)、キヤフタ條約(一七二七年)を経て、遂にアイグン條約(一八五八年)によつて黒龍江左岸はロシア領に編入されることとなり、爾來政治的にはロシアの廣大な一植民地として取扱はれ、一時は流刑者の解放地として用ひられたが、革命後聯邦の主體たるロシア共和国に属

する「地方」として東西兩シベリアに分たれて今日に至つてゐる。

II 政治 行政上はソヴェト聯邦の主體たるロシア共和国の一部をなし、東部シベリア地方(Eastern Siberian Region)及び西部シベリア地方(Western Siberian Region)に分たれ、兩シベリア共その内部が數縣に分れてゐる。中央行政機關としては各々にソヴェト大會と執行委員會があり、執行委員會の幹部會が直接行政の衝に當つてゐる。

【西部シベリア行政中心地】ノヴォ・シビルスク(Novo-Sibirsk)

【東部シベリア行政中心地】イルクーツク(Irkutsk)

III 經濟 シベリアの經濟的基礎は農業、林業、鑛業である。シベリアは北氷洋から蒙古國境に至る廣大な地域で、その南部には農業及び工業地帯があるが、北部の大部分は人跡稀れな森林地帯を形成してゐる。一九三〇年におけるシベリアの耕作地面積は(ブリアト・モンゴール共和国をも合せて)八、五四六、〇〇〇ヘクタールであり、一九三一年には穀物畑の總面積が八、八一五、八〇〇ヘクタールとなつてゐる。そのうち最も多いのは小麦で、住民の需要を充たして餘りある。又シベリア地方の石炭埋藏量の大きなことはよく知られてゐて、クズネツク盆地(Kuznetsk)のみでもその埋藏量は四兆噸と稱せられ、尙その他にも幾多の石炭埋藏地があり、クズネツク盆地には鐵鑛の埋藏地も發見され、銅の埋藏量も十億噸を超えるものと見積られてゐる。クズネツク金屬同盟その他の大工場があり、現在も尙建設されつゝある。

【交通】 道路は不完全で、地方では泥濘地に木料を並べて歩行の用に便し、馬車もその上を通過する状態にある。地方交通の主要なものは類は複雑を極めるが、帝政時代の政策の犠牲となつて年々減少しつゝある。

三、ヤクーツク自治共和國

(Yakutsk Autonomous Republic)

I 歴史 一六世紀末以来ロシア人が毛皮を求めて次第にシベリアへ進出し、爾來半世紀餘にしてアジアの東北端に達したが、一六三二年には現在の首都ヤクーツクを建設して毛皮商人の根據地とし、一六四〇年にここに知事が置かれ、以來この地は清國と國境線に就き紛糾を見た。一八五八年黒龍江左岸以北が露領と決定するに至つて、露領シベリアの一部として植民地視されて來たが、ロシア革命後、一九二二年四月、今日の自治共和國が承認された。

II 政治 ソヴェト聯邦の主體をなすロシア共和国に属する一共和国で、行政機關としてはソヴェト大會と執行委員會の幹部會が設けられてゐる。

【行政中心地】 ヤクーツク(Yakutsk)

III 經濟 ヤクーツク共和国の經濟的基礎は狩獵と金の採掘である。鑛物には其他に銀、鉛、石炭があり、鹽の賣買も行はれてゐる。五年計畫(一九二九―三二年)において、ヤクーツクの産業に投資される金額は一六六百萬ルーブルである。土地は現在七〇、〇〇〇ヘクタール以上が耕作され、一九三二年においては、農民所有地の五〇%までが集團農場とされてゐる。氣候の嚴寒なること及び鐵道の缺乏が經濟的發展の障害となつてゐる。イルクーツクと首都ヤクーツクとの間には航空路が開かれ、金及び獸皮の取引に盛んに用ゐられてゐる。

IV 社會・文化 シベリアの他の地方と同じく一般に社會的にも文化的にも遅れた地方なるが、革命後は社會構造も一變し、ヤクーツク人が

寧ろ古くから河川の利用であつて、オビ、イェニセイ、レナの三大河並にその支流及び其他の諸川が専ら運輸の用をなし、夏季は舟行、冬季はこれが氷結して穩道となる。鐵道はシベリア鐵道あり、ウラジストックよりモスクーまで八、五〇〇キロメートルに及び、一日間を要する。V 社會・文化 舊ロシア帝政時代には流刑人の解放地として用ひられたところであり、社會的にも文化的にもおくれた地方であつたが革命後は社會構造も一變し、今日住民の數は甚だ稀薄ではあり、森林地帯の如き無数の蛇蚊が發生し、人畜を害すること夥しき状態にはあるが、自然的資源の可成り豊富なこと、社會組織の變革と共に經濟五ヶ年計畫、十五ヶ年計畫と相俟つて、社會的に文化的に遠からず遙かなる進歩を見るものと考へられてゐる。

V 自然 アジアの北部にあり、北は北氷洋に面し、東はスタノヴォイ、ヤプロノイ兩山脈によつて極東地方と境し、西はウラル山脈によつてヨーロッパと分たれ、南は中央アジアに、南は蒙古に接してゐる。南北四千キロ、東西八千キロと稱される。

舊帝政時代のロシアではトボルク縣、トムスク縣、イェニセイスク縣、イルクーツク縣の四縣をシベリアと稱してゐたが、革命後この四縣の中から自治州や自治共和國が分離したり、新たに縣が増加したりしたために、今日では東西の兩シベリアに分たれ、政治的な區分から云へばその中に含まれる自治共和國はシベリアから獨立してゐる。面積は西部シベリア一、三〇四、八〇〇平方キロメートル、東部シベリア(自治共和國を除く)三、一七九、四〇〇平方キロメートル。一九三一年一月の人口は、西部シベリア八、七六七、二〇〇人、東部シベリア(自治共和國を除く)二、五六八、四〇〇人である。

山地は南部にあつて、これより以北の土地は北氷洋面に低下し、シベリア大平原となるが、地勢、氣候及び植物分布等の關係によつて、山嶺帶、曠野帶、森林帶、凍土帶の四地帯に分けられる。山嶺帶は蒙古との境にあるアルタイ山脈と其北にあるサヤン山脈より發して北東に向ひ、ヤプロノイ山脈及びスタノヴォイ山脈が蜿蜒として南西より北東に走り、北氷洋斜面と太平洋斜面及び内地流域との分水嶺を限り、尙内地に二三の山脈があり、森林及び曠野に富む。曠野帶は山嶺帯以北、北緯五十五度以南のシベリア大平原をなす地域で、土地肥沃、交通が便利で農産物に富み、シベリアの穀倉と稱せられ、これを分けてパラビンスク、ミヌシンスク、ブラトスクの三曠野とする。森林帯は北緯五〇度乃至六五度の地域で、土地は平坦であるが地帯廣大なるために氣候その他一様ではないが森林の密生地帯である。凍土帯は北緯六五度以上の平地及び各山地の麓に分布するが、主帯は北氷洋岸に沿ふ地帯で、地下二〇メートル以上氷結し、盛夏の候にも僅かに地下二メートル以内まで溶解するに過ぎない。地表には蘆苔、地衣類密生し、地表下は泥炭となつてゐる。河川は北氷洋斜面にオビ、イェニセイ、レナの三大河を始め、その他幾多の諸川あり、前記三大河にも多くの支流を有するが、一年の大部分は氷結し、開通期は僅か十二三週間に過ぎない。全土を通じて氣温は極めて低く、一月より三月末まで何れも氷點下にある。雨量は極めて少ないが、各地を通じて一般に夏季に多く冬季に少ない、住民は甚だ少なく、從來流刑人の解放地とされてゐた。種族はスラブ族を主とし、西部ではこれが約九割を占め、東部においても約五割はこの種族である。その他にはユダヤ人及び土人がある。土人はアジア系民族でその種

主體となつて自治州を形成し、文化水準も次第に上昇しつゝあり、一九三二年には小學校數四四二校、生徒數三九、〇〇〇人に及び、學齡兒童の八六%に達してゐる。それ以上の學校は五〇校あり、生徒數約九、〇〇〇人ある。文字の讀み得るものは革命前には僅か二%に過ぎなかつたが、一九三二年には七〇%に達してゐる。

四、ブリアト・モンゴル自治共和国

(Buriat-Mongol Autonomous Republic)

I 歴史 古くブリアト・モンゴル族の居住地で、一八五八年ロシアと清朝との間に結ばれたアイグン條約によつて、黒龍江の左岸が露領に編入されるに至つて、彼等の居住地は露領と北部蒙古とに分かれ、ロシア革命によつて露領にあるブリアト人の居住地が今日の自治共和国を形成するに至つた。

II 政治 行政上はソヴェート聯邦の共和行政機關として自治共和国としてソヴェート大會と執行委員會の幹部會がある。

III 經濟 國民の經濟的基礎は主として牧畜にかゝつてゐる。一九三〇年の家畜頭數は、

馬三〇九、六〇〇頭、羊及び山羊一、三八七、〇〇〇頭、豚九九、六〇〇頭である。耕作地は一九三二年に三七六、三〇〇ヘクタールで、農民所有地の六〇・九%は集團農場とされてゐる。工業方面では諸種の企業があるが、特に製革及びガラス工業が盛んである。一九三二年の全産業の生産物總額は一、五百万ルーブルである。

IV 社會・文化 他のシベリアの諸地方と同じく社會的にも文化的にもおくれた地方であつたが、ロシア革命後ブリアト・モンゴル族を主體とする自治共和国を作るに及んで、社會的にも文化的にも次第に進歩しつゝある。言語・文字は一般に蒙古語を用ひ、民族としての宗教はラマ教であるが、近時ソヴェートの教育を受けるものが漸次多くなり、一九三二―三三年において小學校の生徒數は六七、二〇〇人、中等學校の生徒數四、九〇〇人を數へ、高等教育施設も三校あり、文字の理解し得る數も八七%にまで達してゐる。

V 自然 東部シベリア地方のバイカル湖の東部及び南部を占め、ヤクーツク自治共和国の南に位し、南部は直接蒙古に續いてゐる。土地は一部山地に富み、僅かにバイカル湖に注ぐセレンガ河の流域に平野を見るのみである。面積は三八九、〇〇〇平方キロメートル、人口は一九三一年一月に五七五、〇〇〇人であり、住民の大部分はブリアト・モンゴル族である。主要都市には首都のウエルネウディンスクの他にトロイツコサツクス、キフタ等がある。

VI 極東地方 (Far Eastern Region) I 歴史 帝政ロシア時代、廣大な植民地シベリアの極東にあり、東洋に直接に接する地域として、僅かに極東政策上重要視されてゐた地であるが、これを極東の門戸ウラジオストフ

サカレン株式會社等があり、このうち漁業廠がウラジオストフにある外、他はすべてハバロフスク市にある。

II 社會・文化 帝政ロシア時代には一植民地となり、僅かに極東に開く門戸として軍事上重要視されてゐたに過ぎず、社會的にも文化的にも甚だおくれたが、革命後は事情が一變し、人種的には依然として種多であるが、階級的には封建的並びに資本主義的支配から脱し、諸種の文化施設も行はれて、文化水準も著しく向上してゐる。ウラジオストフには國立極東大學があり、中央政府の指示のもとに社會主義的教育が行はれ、又古くからあつた東洋學院は大學東洋科となり、國立地學協會に附屬した圖書館には、シベリア、滿洲一體の考古學上の資料が多量に集積されてゐる。

V 自然 シベリアの東部、太平洋に面する地方で、北緯四二度より七〇度に及ぶ。日本に接し、滿洲國、支那に接するこの地方は、帝政ロシア以来、軍事上ロシアの對東洋政策に重大な位置を占めてゐる。極東地方は、その面積が廣大である事と、海岸線に山嶽が連つてゐるために地勢は複雑してゐる。主要山脈としては、シホタ・アリン山脈、シュグジュール山脈、コルイム山脈、アナドイル山脈、カムチャツカ山脈等が、海岸線に平行して延び、ヤプロフ山脈、ダウルスクス山脈、スターフ山脈、チエルク山脈等が海岸の西方にひろがり、その結果本地方の東部と西部とは、その氣候が非常に異つてゐる。七月平均氣温は、北部地方の二度より、南部地方の二〇度に至るまで様々で、一月の平均氣温は、東部の零下四度より西部の零下二〇度乃至三〇度にまで及ぶ。その大部分は季節風の影響下にあり、冬季は乾燥し且つ寒冷で、夏季は濕氣が甚だしい。アム

クの歴史に見るも、この名稱が既に「東洋を領有せよ」なる意を有してゐて、もとこの地は滿洲人の一漁村であつたものを、一八五六年イギリス船が發見し、後ロシアの軍艦マンジュールが占領して兵舎を建て、一八六〇年に至つて正式にロシアに併合されたものである。革命後極東州と稱せられたものが、一九二六年一月極東地方なる今日の名稱に改められ、後行政上二三の變革を経て今日に至つてゐる。

II 政治 行政上から見れば極東地方はソヴェート聯邦の構成分子たるロシア共和国の一部で、一九二六年一月、以前の極東州なる名稱を改めて地方となし、同時に従來州の下にあつた縣を廢して、チタ、スレチエンスク、ゼーア、アムール、ハバロフスク、ウラディオストフク、ニコライエフスク、サハリ、カムチャツカの九管區(オークルグ)となし、郡を廢して七七分管區(ライオン)を置いたが、次いで一九三二年一月二〇日の全露中央執行委員會幹部會によつて極東地方の行政區劃變更が決定され、プリモルスカヤ州(行政中心地ウラジオストフク)、アムルスカヤ州(アラゴウエスチエンスク)、カムチャツカ州(ベトロパワロフスク)、サハリンスカヤ州(アレクサンドロフスク)、ニシネ・アムルスキー管區(ニコライエフスク)に分たれることとなり、ハバロフスク市は獨立行政區として極東地方執行委員會に直屬する。尙その他に同會に直屬する獨立管區三、小獨立管區三がある。又従來の極東地方から、チタ及びスレチエンスクの兩管區は東部シベリア地方として分離された。

地方、各州、各管區には各々ソヴェート大會と執行委員會とがあつて行政を統轄するが、執行委員會の幹部會が常設機關で、直接行政の衝に當つてゐる。極東行政機關の中心は、極東地

ル河及びその主要な支流以外は多く急流で、北部の河川は一年の大半を氷に閉ざされてゐる。面積は二、三三三、五〇〇平方キロメートル、人口は一九三一年一月に一、五九三、四〇〇人である。住民の種類は複雑であるが、大別すればヨーロッパ人種(大ロシア人、ウクライナ人、白ロシア人、モルダヴィヤ人)、東部アジア文化人種(日本人、支那人、朝鮮人)、土人(ツングース・滿洲族、トルコ・雜種族、太古アジア系民族)、雜種(ザ・バイカルの混血人、カムチャダイル人、ギツカ及びアナドイル地方の住民)の四個の基本的人種に分つことが出来る。この他にポーランド人、ユダヤ人、ラティシ人、ドイツ人等もあるが極めて少數である、人口密度は極めて稀薄であるが、新しい植民地の常として都市人口の比率は可成り大である。帝政ロシアの政策の結果、土着人種は不斷に減少して行つたが、一方移民運動も革命前には遅々たるもので且つ純粹な農業移民に限られてゐた。ソヴェート聯邦となつてからは移民も組織的に行はれ工業移民も計畫實行されるに至つてゐる。主要都市はハバロフスク、ウラジオストフク、チタ、アラゴウエスチエンスク、ニコリスク、ウスリスキー等である。

13

シリア 佛委任
英 Syria, 獨 Syrian
佛 Syrie

I 歴史 シリアの地は初めアッシリア、バビロン、ペルシア、マケドニア等々頻々として

支配者の交迭を見たが、紀元前六四年ローマに...

一九一八—一九一九年にはイギリス軍がこの地を...

フランスは政府代表として民政長官を派して...

シリア銀行の発行にかゝり、フランス大蔵省の管...

首府—ベイルット (Beirut)

【地方制度】シリアは元來五地方より組織さ...

【政治】フランスの憲法に對する反抗運動...

【国防】フランス軍がシリアの全土を占領し...

一九三三年一月一日現在の兵力は將校三〇六...

下士卒二九二人ある。

【經濟】最近四ヶ年の財政状態は別表の如くである...

最近の歳出入額 (單位シリア・ポンド=20フラン)

Table with 3 columns: Year, Income, Expenditure. Data for 1930-1933.

一九三二年における各地別の歳出入の實績は...

最近の輸出入

(單位、千シリア・ポンド紙幣)

Table with 3 columns: Year, Import, Export. Data for 1928-1932.

ポンド、化學的並に合成製品一、九七〇千シ...

實、青物其他二、八九九千シリア・ポンド、織物...

シリアは農業國である。住民の大多数は農業及び牧畜に従事して居る...

であり、オリヅ油の製造高は、一九三一年には、一六萬メートル・キントナル (Metric quintal) に達した...

シリアとイギリスとの貿易に就てはイギリス商務局の報告 (Board of Trade Returns) があ...

イギリスよりシリアへの輸出は、一九三二年八八二、一一二ポンドの額に達し、一九三三年には九二二、八一三ポンドに増加した。イギリスよりシリアへの再輸出は一九三二年一五、八二八ポンドにして、一九三三年には二九、二〇八ポンドに達した。

【交通】 道路は一九二七年に、碎石道路が二、二四〇哩、砂利道路が二、七五四哩あった。鐵道は比較的良く發達し、開通線は、三二四哩の廣軌と二二四哩の狹軌がある。シリアの諸港には種々の船會社の定期船が出入する。一九三二年、シリア共和國及びレバノンの諸港に入港した船舶は、一五三四隻、三、五九五、五八四噸に上った。ベイルットがシリアの主要港である。ベイルットとマルセイユとの間には、一九二九年六月以來、郵便飛行が開かれて居る。

【通信】 一九三二年の取扱小包郵便は二四、〇七一、三〇〇に達し、その中七、一九八、七〇〇は内國向き扱ひであり、一六、八七二、六〇〇が外國向きである。電話については、一九三二年における電話線三、九七一哩、電話局五一、加人者三、一〇八、通話數六四五、六二二とされる。

【社會・文化】 シリアは極めて遅れた半封建的農業國である。太古よりアッシリア(紀元前七三二年)、バビロニア(前七世紀末)、ペルシア(前五三九年)、マケドニア(前三三二年)、ローマ(前六四年)、ビザンチン帝國、アラビヤ(六三四年)、エジプト(一二世紀末)、トルコ(一五一七年)、イギリス(一九一八年)、フランス(一九二〇年)と轉々としてその支配者を變つて來たといふ事實はシリア現在の社會的條件を可成りの程度までに決定してゐる。現在シリアはフランス帝國主義の植民地的榨取下にあり、その壓制と榨取とに對する民族的不滿は一九二〇年、二二年、二五年の反亂となつて幾

度か爆發せるも、常に強力なフランス帝國主義の彈壓の下に毀滅せしめられて來た。要するにシリアの物質的生産力においても、文化的水準においても最も大なる發達を遂げたのは七世紀代におけるアラビヤ支配時代である。その後、文化、政治、經濟の中心はバグダットに遷り、シリアの持つ意義は急速に下降し、現在の位置に低下するに至つた。

【宗教】 シリアの住民は大部分マホメット教徒で、その數は一、五一四、七五五人に達する。この中スンニ派(Sunni)のマホメット教徒が大部を占め、一、〇七五、八一六人ある。殘餘のマホメット教徒は、ドゥルーズ派(Druzes)が八六、一二五人、アラウウィヤ派(Ahawiyya)が二二七、九三〇人、イスマイリア派(Imamians)が四、八八二人である。

シリアには昔からキリスト教徒が居る。その數は現在五〇五、四一九人あり、マロン派(Maroneites)一八六、六七六人、ギリシア・カトリック(Greek Catholics)(ユニアット派、Uniats)六六、七六二人、アルメニア・カトリック(Armenian Catholics)(ユニアット派)七、三〇五人、アルメニア派(Armenians)三二、八五九人、プロテスタント派八、八八七人、メルカイト派(Melkites)二八、八八五人、オールドドックス派(Orthodox Church)一五、三二六人の各派に分れる。

その他ユダヤ教徒が一六、五二六人居る。現在、アンテオクの管長(Patriarch)といはれるオールドドックス一名、グレゴリアン・アルメニア派(Gregorian Armenians)一名、ラティン派(Latin)一名、ユニアット派三名の各管長があるが、一人もアンテオクの市には住んでゐない。以上を別として、シリアには、九名のオールドドックス監督官(Orthodox Dioceses)、一名のアルメニア・ユニアット派大僧正、六名の

メルカイト派(ユニアット派)大僧正及び六名の僧正、三名のシリア派、ユニアット大僧正、五名のマロン派(ユニアット派)、大僧正及び四名の僧正、一名のラティン派の使徒使節(Tatin Apostolic Delegate)、大マフラー(Grand Mufti 典説明官)及び大ラビー(Grand Rabbi 講法博士)等が居る。

【教育】 一九三二年シリア全土にある學校は、公立學校(Public School)六八五校、その生徒數七〇、〇三五人、私立學校一、〇八〇校、その生徒數八一、九〇九人、外人設立の學校六一四校、その生徒數五五、七二〇人等がある。ダマスクスには、一九二三年六月一日に設立されたシリア人の大學があり、醫學部、法學部、藥學部、齒學部、工藝部等に分れてゐる。ダマスクスには亦、一九一三年に設立されたアラビヤ人のアカデミーがあり、セレミエ(Selmié)及びベカー(Bekaa)には高等農學校がある。

ベイルット(Beirut)にはフランス人及びアメリカ人の設立した兩大學がある。アメリカ大學の中には醫學部及び附屬の數校があり、一八七五年設立のフランス大學も、アメリカ大學と同様である。

【言語】 アラビヤ語が一般に通用して居る。アラビヤ語は各地方の方言に従つて種類もある。而して、トルコ語、トルコマン語(Turkoman)、「クルダス」クルダス語(Kurds)、「サルカシア」サルカシア語(Circassians)、「アルメニア」アルメニア語、「ギリシヤ」ギリシヤ語、「ユダヤ」ユダヤ語、「ヨーロッパ」の數國語等、外國の言語が可成り混入して居る。

【自 然】 シリアはフランスの委任統治下にあり、西は地中海に面し、南はパレスタイン東はイラク、北はトルコと境を接する。シリアは元來五地方から組織されてゐたが、

一九二五年一月一日以來、この中ダマスクス(Dunassus)及びアレppo(Allep)の兩地方が結合して、現在のシリア共和國を形成して居る。其他の地方は、ラタキヤ(Latakia)、「レバノン」(Lebanon)、「ゼン・ドゥルーズ」(Jabal Druze) 等。

フランスの委任統治を受けるシリアの總面積は、概算して、六萬平方哩あり、その總人口は二、八三二、六二二人と云はれる。この人口を各地方別に見ると、シリア共和國一、六九六、六三八人、レバノン八六二、六一八人(この中キリスト教徒三四二、三八八人、マホメット教徒二九二、二四七人)、ラタキヤ二八六、九二〇人、ゼン・ドゥルーズ一七五、七八〇人となる。

シリアの主要都市は、ダマスクスは人口一九三、九二二人、アレppoは一七七、三一一人、ベイルット一三四、六五五人、ホムス(Homs)五二、七九二人、ハマ(Hama)三九、九六〇人、トリポリス(Tripolis)三七、二六〇人、アンティオク(Antioch)ラタキヤ一一、四〇四人、アレクサンドリア(Alexandria)一三、九九七人、ザラー(Zahlah in Lebanon)二〇、九八五人等が擧げられる。

14 新 疆 中 華 外 領 英・鄧・佛 Sinkiang

【歴史】 新疆省は古くはイラン族やトルコ族の住地で、一部は西蔵族に占據せられたこともあつたが、嘗つては盛盛を極めた土地で、漢代に初めて支那と公然の交渉を生じ、一時漢

の保護領となつたが、漢以後は時代によつて或は支那との關係を離脱し、或はこれに内附し、沿革一ならず、清朝の初めにはドンガリア酋長ガルタン(噶爾丹)が天山北路と蒙古、青海及び西蔵に互る大領域を占有するに至つたこともあつたが、清の高宗がこれを平定して其の領土とした。次いでロシアがキルギス地方を征服して清國と境を接するに至り、後、天山地方に回教徒が亂を起すやロシアは名を治安に借りて一八七八年伊犁地方を占領したが、支那は償金を出してこの地を回復し、爾來特にこの地を重要視して前清の光緒八年(一八八二年)新疆を一省とするに決して陝甘總督の下に置き、遂に同一年(一八八五年)省政を布き、民國以後は陝甘との關係を離れて獨立の一省となり今日に至つてゐる。

【政 治】 新疆省は前清の光緒十一年(一八八五年)省政を布いて以來、首都を迪化(乌鲁木齐)に定め、こゝに巡撫並に以下の諸官を置くこと支那本部のそれと同じく、別に伊犁に將軍を置いて管下の旗軍を統轄せしめると共に、蒙古その他の諸旗を監督せしめると共に、民國となつてからは民國の制度により、その後種々の沿革を経て現在では首都に省政府を置き、省内を分つて五二縣、六縣佐、一設治局とし、政治組織は略々支那本部の各省のそれと同一であるが、トルコ族、蒙古族が多數を占め、移住の支那人が少ないために特殊の組織も行はれてゐる。

トルコ系の諸族に對しては、オンバシ(Ombashi 十戸長)、「キヤンシ」(Yurashis 十戸長)、「ミンバシ」(Mingbashi 十戸長)並びにベグ(Beg 伯克)などを置いて縣長の補助機關とし、これを直接土民に接せしめ、縣長は單にこれが監督の任に當るのみである。他に各地にマホメット教の回部王公と稱するものがあり、親王

以下それぞれの階級があり、古くは政教の兩權を掌握してゐたが、現在では單に宗教上特殊な地位を占めるに止まる。蒙古族の制度は現在の内蒙古と異るところなく、省内に三七旗を有し、旗には原則として札薩克(王公)があり、數旗を合して盟を組織する。尙旗を組織せず、直接に支那官憲に屬して屯田兵たるものもある。

【外交】 外國との關係は主として露英兩國との間に交渉を持ち、特にソヴェエトとの關係は密接であつて、ソヴェエトは全省の要地に總領事館若しくは領事館を設け、イギリスも南部の要地に領事館を置き、支那も亦ソ領の重要地點に領事館を設置してゐる。省内には開市場も七ヶ所あるが、これも一九二四年ソヴェエトとの間に調印された條約によるものである。省内のトルコ系民族は直接國境を接してゐるソ領のそれと同一であるために清初以來數次の條約によつて露支國境が決定されて、それぞれ兩國に分屬してゐるが、相互住民間の通商貿易は勿論、ソ領の住民の省内に來つて農業に従事するものあり、兩國民間に婚嫁なども行はれ、密接複雑なる關係を有し、一方又回教徒たるトルコ系種族は、中央アジアを中心として唱へられたある汎回教徒聯盟に加入せんとする傾向をも有し、新疆省の政治的動向は興味を以つて見られてゐる。

省政府所在地——ティファ(迪化、Tifan)一名ウルムチ(烏魯木齊、Urumchi)と稱す。

【經 濟】 新疆における住民の經濟的基礎は農業と牧畜である。農業は多く天山南路の山麓や水邊で營まれ、天山北路にも近年支那人の移住によつて耕作地が開發されつつある。農産物の種類は食料品としては小麦、高粱、玉蜀黍、蕎麥等を主とし、米も多少は産出する。工業原料には棉花、麻あり、養蠶も行はれ

る。その他に烟草少量、果實に葡萄、梨、杏、西瓜等がある。牧畜は遊牧及び家畜業共に行はれ、馬、牛、羊等を産する。森林も天山の東部及び北麓には多少あり、樺、松、樺等を産する。鑛業は鑛物埋蔵量無盡蔵と稱されながら未だ發達せず、その種類は石炭、石油、金、銅、鐵、錫、明礬、硝石、硫黄、鹽、礬砂、石蠟、玉などである。工業は織物、綿織物、絹織物などに多少新式工場を見るが殆んど言ふに足らず、多く家内工業で生絲、絹織物、カーベット、染織、皮革、皮紙、靴、金屬組工、刀刃、玉細工などがある。

【商業】 小賣・卸賣共に都邑間に行はれ、奥地にあつては物々交換が行はれる。商業中特に著名なのはバサー(八樹或は八雜兒とも書く) Bazaar) であり、遠隔の地及び外國との貿易には陸路によるものもあり、通商は支那本部、蒙古、ソウエート、アフガニスタン、印度などと行はれ、支那本部との取引中特に盛んなのは天津との取引である。一九二七年における印度との貿易は、輸入一、八六、八四八ルビー、輸出二、八、一四、五六八ルビー、アフガニスタンとのそれは、輸入八、三〇、五〇〇ルビー、輸出五、四七、五四〇ルビー、支那本部からの輸入一九、三九、八五〇ルビー、輸出七、三七、二五〇ルビーである。

【貨幣】 通貨は甚だ複雑で、硬貨及び紙幣あり、紙幣は多く不換紙幣で額面通りに通用するものは殆んどない。硬貨にも支那系のものとトルコ系のものがある。

【交通】 新疆省は奥地にあるため交通は甚だしく不便である。前清時代以來官路と稱せられる通路が幾本かあるが、省内には鐵道もなく、水路も殆ど言ふに足らず、旅客は主として馬又は馬車によるより他はない。國外より新疆に入

るには現在においては支那本部より進むは不便であり、シベリア鐵道及び新設のトルクシヤ鐵道によるを便とする。電信及び郵便は重要都市間に通ぜられ、無電局も進化、喀什噶爾等に設けられてゐる。

【社會・文化】 社會的には甚だおくれ、政治的に植民地的地位にあると共に封建的分子を多分に有してゐる。種族的に見れば、トルコ系、蒙古系及び支那人であつて、職業的に見ればトルコ系には牧畜專業のものもあり、蒙古系のものには牧畜を營み、支那人は多く商工業に従事してゐる。政治的には支那に屬してゐるが、ソウエートのトルキスタンと國境を接し、加ふるに住民が兩國共に同じトルコ系であるために、住民は階級的意識に目覺めつゝあり、一方中央アジアを中心とする汎回教徒聯盟の呼び掛けによつて漸次民族の意識をも呼びさまされつゝある現狀である。

嘗つては古代支那と中央アジア及びインド等の交通上の要地に當り、支那古代文化の門戸として文化も發達し歴史上の遺跡にも富んでゐるが、今日では文化も甚だおくれである。言語風俗はそれぞれの民族によつて異り、宗教もトルコ系のはマホメット教を奉じ、蒙古系のはラマ教を奉じてゐる。

【自然】 支那本部の西部に位し、南は西藏及びインドに隣り、西は中央アジアに境し、北東は蒙古に境する。省内は天山山脈によつて二分され天山南路(Tianshan South)及び天山北路(Tianshan North)に分たれ、天山北路は天山山脈とアルタイ(亞爾泰)山脈との間に横はる盆地で、支那と中央アジアの交通の要地に當り、一にツングリア(準噶爾、Dzungaria)或はイリ(伊犁、Ili)と稱し、その一部には沃野が

ある。天山南路は一に支那土耳其斯坦(Chinese Turkestan)別名回疆と呼び、南にコンロン及びカラコラム兩山系を控え、北に天山山系あり、その間に挟まれる大盆地で、タリム(塔里木、Tari)盆地を主とし、同盆地内にはタクラマカン沙漠(Taklamakan)あり、タリム河が多量の支流を合して東流し、ロブ湖(Loob Nor)に注ぎ、東部は蒙古のゴビ沙漠に連る。

【氣候】 この地方の氣温は大陸の奥地にある關係上、冬季は概して寒冷であるが、夏季は暑氣激しく、雨雪は稀れて、空氣は極めて乾燥し、從つて沙漠を生じ、その河川においても水量が乏しい。

【面積・人口】 新疆の面積は約五五〇、三〇〇平方哩、その人口は約一、二〇〇、〇〇〇人にして、一平哩の人口密度は五・一人強に過ぎない。

【住民】 また新疆の住民は複雑であるが、トルコ系、蒙古系及び支那の移住民を主とし、他に多少のタジク系種族、その他イラン系種族もある。トルコ系は南路に多く、蒙古系は北路に多い。

【主要都市】 都市の主要なるものは北路にウルムチ(烏爾魯木齊、Urumchi)、イリ(伊犁、Ili)、南路にカシュガル(葛什噶爾、Kashgar)、ヤルカンド(羊爾羌、Yarkand)、ホータン(和闐、Khotan)、アクス(阿庫斯、Aksu)等を數べることが出来る。

15

セイロン島

英領 Ceylon, 佛 Ceylan

英・獨 Ceylon, 佛 Ceylan

I 歴史概観

太古時代セイロンに人類が住居したことは、山上の岩窟に残る石器時代の遺物によつて知られる。セイロン最初の住民はウナダ族であつて、その子孫は今日も尚ほ島の東部に遊獵を事とする原始民族として残つて居る。次にセイロン島を占據した民族はヒンズー族の一種ウイジヤヤ(Vijaya)であつて、西暦紀元前五四三年シンハナス(Sinhalese)王朝を樹立した。この民族は文化も進み、農業技術に於ても優れて居り、島の土人を啓蒙するところがあつた。西暦紀元前三〇八年インドより佛教が傳來し、セイロンは佛教國となり、今日に至るも尚ほ盛んである。其後タミール族、マラバール(Malabar)の侵入が續々行はれたるも、シンハナス王朝依然持續してゐたのであるが、西暦一四〇八年に支那人が來襲し、以來三〇年間支那人がセイロンを支配してゐた。

一五〇五年ポルトガル人アルメダ(Almeida)は島の南端ゴールに漂着した。これよりポルトガル人は一方商業の發展を圖り、他方宗教の宣傳に努めた。其後ポルトガル人の勢力は可成り盛んであつたが、一六〇二年オランダ提督スビルベルグ(Spilberg)がこの地に上陸してより、ポルトガル人の勢力を驅逐し、専ら商業を旺盛ならしめた。オランダ人は土人に對し善

II 政治

政を施き、勢力の擴充を圖つたが、英本國とオランダとの開戦により、東インド商會は艦隊を送つて一七八二年ワリソマリを占領した。一七九六年に至り、セイロンは完全にオランダの手を離れ、イギリスの手中に歸した。一八〇三年のアミアン條約はセイロンの英領なることを承認した。一八一五年土人王朝は滅され、セイロンは完全な英領となり、宗教は自由とされ、舊慣は維持することになつた。其後一八一七年、一八四三年、一八四八年に土民の反亂が起つたが、間もなく鎮壓された。

A 政治機構 セイロンはイギリスの直轄植民地である。憲法は一八三三年制定されたが、其後幾度か改定を見て、現行規定は一九三一年三月二〇日の勅令によつてゐる。行政権は總督(Governor)が握り、國會(State Council)が之を輔佐して、行政上並に立法上の事項に關與する。従前の政務總監(Colonial Secretary)が廢せられ、その職務は各省を合して、一〇名の大吏(Minister)が責任を負ふことになつた。

【總督】 スタッブス卿(Sir Reginald Edward Stubbs) 一九三三年一月七日任命。
B 行政 行政権は總督にあり、總督任命の一〇名の各省大臣によつて執行せられる。こ

れ等の大臣のうち七名は國會の議員が選舉され、残りの三名は國務官(Officers of State)と稱せられる。國務長官(Chief Secretary)、法務長官(Legal Secretary)及び財務長官(Financial Secretary)がある。各被選舉大臣はその省の行政(Executive)國會の常設行政委員會(Standing Executive Committee)と共に働いてゐる。

C 立法 司法権は總督と國會により、國會の選舉権は初め教育上及び財産上一定の資格ある成年の男子に制限されてゐたが、後には特定の資格を附して、成年の女子にも與えられた。國會は現在のところ、四六名の被選舉議員と、八名の官吏に非ざる任命議員(Nominated Unofficial Members)と三名の國務官とを以つて構成されて居る。國會における大多數の議員が各地方より選舉されたものであることは、それが眞實民衆の利益を代表すると否とに關せず、往時に比し人民の意志が遙かに尊重されるよつたに證左である。

D 司法 法律はローヤ・オランダ法(Roynan-Dutch)を基礎とし、植民地諸法令によつて、之に改定を施したものである。カンディ法(Kandyan Law)はカンディ州(Kandyan Provinces)に於て、一定の限度まで效力を有する。而して特殊の身分法制度が、マホメット教徒並にヤフナ地方(Jaffna District)のタミール人(Tamil)のために認められ居る。セイロン刑法はインド刑法典(Indian Penal Code)に基いて制定された。裁判所は高等法院(Supreme Court)、警察裁判所(Police Court)、小額債權裁判所(Court of Requests)及び地方裁判所(District Court)がある。地方裁判所は高等法院とその他の裁判所との中間に立つ。村會(Village Council)は小さな違法行為を處理する。
E 地方行政 セイロン全島は地方行政上か

らして九州に分けられ、各州には知事 (Agent Government) が任命され、中央政府の命令の下に行政を執行する。

F 国防 セイロンは、常時においてイギリス守備兵費の四分の三を支出して居る。正規軍は工兵及び砲兵の分隊を以て構成され、兵員は全部で二五六人ある。セイロン防衛軍 (Ceylon Defence Force) は、騎兵二個中隊、守備砲兵二個中隊、工兵二個中隊及び八個中隊の歩兵、輜重兵、軍醫より成り、兵員は全部で三、一〇〇人に上る。

III 経 済

A 財政 一九三二—三三年度 (會計年度は九月三〇日に終る) における財政の實績は、鐵道歳出入を除いて、歳入五、六五六、二一四、四〇〇ポンド、歳出六、四七〇、四〇五ポンドと歳出超過に終つた。然し乍ら一九二九—三〇年、一九三〇—三一年の兩年度は歳入超過で、大體において財政の均衡が得られて居るといへよう。一九二九—三〇年以來は、幾分かづつ財政緊縮の傾向にあつたが、一九三二—三三年以後の豫算においては再び膨脹して居る。即ち一九三二—三三年の豫算歳入は一〇二、六五一、六七九ポンド、豫算歳出は九五、〇〇〇、〇〇〇ポンドにして、一九三三—三四年の豫算歳入は九〇、〇八〇、〇〇〇ポンド、豫算歳出は九六、〇〇〇、〇〇〇ポンドとなつた。

【主要歳入】 一九三二—三三年度における歳入の主要財源は、關稅二、八三六、七五五ポンド、港灣、波止場、倉庫其他三六二、九四八ポンド、酒類免許四四、一三三ポンド、印紙切手一四四、二一〇ポンド、財産稅八六、六〇五ポンド、鹽一三五、二七二ポンド、土地賣却二六、四一七ポンド等である。

【主要歳出】 一九三二—三三年度における歳出の主要項目は、軍事費一三二、二四九ポンド、年金恩給六五三、九一七ポンド、利息及び減債基金八二三、四七八ポンド、郵便電信費四四七、七七一ポンド、醫療及び衛生局費六五三、七〇二ポンド、教育費八三五、七八三ポンド、公共事業費三二二、三四七ポンド等である。

【公債】 一九三二年九月三〇日における公共事業公債は一五、七三三、四六八ポンド及び三、〇〇〇、〇〇〇ポンドである。之を軽減するための減債基金の額は夫々六、二四四、八一四ポンド及び二、二六七、八八八ポンドに達する。

B 金融 セイロンには一二の銀行がある。セイロン貯蓄銀行 (Ceylon Savings Bank) は、一九三二年一月三十一日には、五九、五八九人の預金者を有し、預金額は八、七三八、五九三ポンドに達した。而して郵便貯金局 (Post Office Savings Bank) は、預金者三四、六三三人と預金額一、〇九四、九〇三ポンドである。

C 貨幣 通貨は銅貨、白銅貨、銀貨がある。銅貨は一セント及び二分の一セントの二種であり、六セント四分の一がイギリスの一ペンスに當る。白銅貨は五セントだけである。銀貨はイギリスの一シリング四ペンスに相當する。インドのルビー (一〇セントに等しい) とセイロンの五〇セント、二五セント、一〇セントとである。セイロン政府の流通紙幣は、千ルビー、五百ルビー、百ルビー、五十ルビー、一〇ルビー、五ルビー、二ルビー、一ルビーに分れる。一九三二年一月三十一日における流通紙幣の額は四一、八三七千ルビーに上る。

【度量衡】 またセイロンにおいて使用されてゐる度量衡はイギリス本國におけるそれと同一である。

D 生産 【農業】 セイロン全島の面積一

一九三二年に於ける主要輸出品は、カカオ一四六、一五七ポンド、肉桂六六、一九三ポンド、椰子纖維(及び製品)一四九、一八九ポンド、コブラ五五、二八六ポンド、ココナツト油九六、五〇〇ポンド、茶七、一七九、四七六ポンド、黒鉛六八、二一九ポンド、ココナツト果七五、七〇三ポンド、乾燥ココナツト四七六、六七七ポンド、檳榔子果九三、三二一ポンド、ゴム八八二、一八〇ポンド、オガルカナ油 (citronella oil) 等である。

一九三二年に於ける主要輸入品は、綿製品九七、二九八ポンド、米及糶米三、四五六、四七一ポンド、石炭及びコークス四五三、九一九ポンド、酒類八九、二七六ポンド、砂糖四一六、三六一ポンド、肥料四〇八、〇〇四ポンド、正貨及び地金二一、二五一ポンド等である。

セイロンとイギリス本國との貿易關係は、セイロンよりの輸出において重要であり、輸入において輸入した總額は、一九三三年には、九、一〇八、三七七ポンド、一九三二年には一〇、三一九、七五二ポンドであり、セイロン輸出總額の大部分を占めて居る。然るにイギリスよりセイロンへの輸出總額は一九三三年には二、一二九、七五二ポンド、一九三二年には二、四八五、三三三ポンドで、セイロン總輸入額のそれぞれ一八%、一九%に過ぎない。

イギリス本國がセイロンより輸入した商品のうちでは茶が最も多く、其價額一九三三年には、八、一二六、四八二ポンド (數量一四八、一一六、八六四ポンド)、一九三二年には九、三三六、〇七六ポンド (數量一七二、〇一六、八三四ポンド) と、セイロンよりの輸入總額の大部分を占めて居る。其他一九三二年に於けるセイロンよりの輸入品は、その價額ゴム一一九、八二八ポンド

六、二二二、四〇〇ヘクターの中、約三、三〇〇ヘクターは耕作地であり、約四五六千ヘクターが牧養地である。一九三二年に於ける主要生産物の耕地面積は、米八五〇千ヘクター、其他の穀物一〇五千ヘクター、カカオ三四千ヘクター、肉桂二六千ヘクター、茶四五七千ヘクター、ココナツト一、〇〇千ヘクター、ゴム五三三四千ヘクターと見積られてゐる。この中ココナツト即ち椰子は西南部殊にその海岸地帯に多く栽培され、ゴムは中央山地の西南山腹に産す。一九三二年に於けるココナツトの輸出は、乾燥ココナツト、コブラ、ココナツト油として、夫々五九九千ハンドレッド・ウェイト (cwt) 九一四千 cwt、一、〇二五千 cwt に達し、ゴムの輸出は一、二四二千ポンドにして、其中一四、八二七千ポンドがイギリス本國へ、六五、三一一千ポンドがアメリカ合衆國へ行つた。茶の栽培は現在のところセイロン産業の大宗である。セイロンの茶業は比較的に新しいが、非常な發達をなして、その産出額は全世界の三分の一に達する。一九三二年における茶の輸出は二五三萬ポンドに上り、その中一二二萬ポンドがイギリス本國へ、一六六萬ポンドがアメリカ合衆國へ送られた。コーヒは嘗ては黄金時代があつたが、害蟲のために衰微し、現在は問題にするに足らない。

【畜産業】 セイロンにおける畜産業は概して盛んでなく、一九三二年に於ける家畜数は馬一千頭、牛一、五八〇頭、羊五七千頭、豚三千頭、山羊二〇四千頭である。

【鑛業】 セイロンには諸種の鑛物を産するが中にも最も重要なものは黒鉛である。一九三二年の終りに就業者の黒鉛探掘場は、二二ある。一九三二年に於ける黒鉛の輸出額は一二、一〇九 cwt に上り、主としてイギリス本國及び

(數量一二、〇四七、四〇〇ポンド)、ココナツト油 (未製) 一六六、九八〇ポンド、乾燥ココナツト三四九、一〇五ポンド等である。

イギリス本國よりセイロンへの主要輸出品は、その價額、綿製品三三二、六五八ポンド、鐵鋼製品二二九、八四五ポンド、機械類一九五、六八三ポンド等である。

F 交通 一九三二年セイロンの諸港に出入した船舶の總噸數は、二二、七二一、二〇二噸で、その中イギリス船が三、五七六、一九六噸を占めて居る。一九三一年には、出入總噸數二四、〇二九、八九三噸で、その中イギリス船が一三、九九四、六五一噸である。一九三二年一月三日、セイロンの諸港における登記船舶の噸數は、帆船一三〇隻、九、九三八噸、發動機船一隻、一八噸、汽船九隻、八四五噸である。尙開通せる鐵道の延長は、一九三二年の末において九五一哩を數へる。

G 通信 郵便事務を取扱ふ各種の局は、一九三二年一月三十一日、八三九局あり、その中郵便爲替局は三九七局、電信局は二六一局である。取扱ひ郵便物は、小包八九、一五四五を除き、手紙、葉書、印刷物、見本其他を合して八五、五八〇、一〇〇である。電信線の延長は一三、〇四七哩、電報取扱数は一、六二四、二七二となつて居る。

III 社會・文化

同島の原住民はヴェナダー族にして、その子孫は現在に至るまで存続せるも、總數においては極めて僅少である。同島において最も多い民族はシンハラリス族にして、紀元前六世紀に同島を征服し、以來この地に土着し、現在においては全島住民五百三十萬餘のうち四分の三以上を占める。その他、タミール人、インド人等が

最近の輸出入

(單位ポンド。1ポンドは1.5ルビー)

Table with 3 columns: Year (年度), Import (輸入), Export (輸出). Rows for 1929, 1930, 1931, 1932, 1933.

註 輸出入とも正貨及び地金を含む。

一九三三年に至り極く僅かな輸出超過となり、セロンの貿易が比較的順調に推移したるを示して居る。

多く、支配民族たる白人は僅か一萬數千に過ぎず、イギリス人を主として、ポルトガル人、オランダ人、フランス人、ドイツ人等を含む。同島は歴史的に見てもシンハラ人種(紀元前六世紀代)、タミール族(一世紀代)、支那(一四〇〇—三〇〇年)、ポルトガル(一五〇五年)、オランダ人(一六世紀後半)、イギリス(一八一五年)、とその支配が轉々として移り、それ自體の社會的特殊性を形成して來た。現在においてイギリス帝國主義の完全なる植民地的搾取下

にあり、その抑壓と收奪とに對する島民の不滿は一八一七年、一八四三年、一八四八年における農民の一揆となりて爆發せるも、イギリスの強壓にあつていづれも鎮靜に歸した。その後も幾度かイギリス人による土地收奪、強制賦役に反抗して激烈なる農民の暴動が勃發してゐる。二〇世紀の初頭、極東日本の勃興、或はインドにおける民族運動の増大に刺戟せられて、セイロンにも民族運動漸次勃興し、一九一六年には全島に亘つて一大反亂が勃發した。

【宗教】一九二一年の調査によると、主要な宗教の信徒數は、佛教徒二、七六九、八〇五、印度教徒(Hindus)九八二、〇七三、マホメット教徒三〇二、五三三、キリスト教徒四四三、四〇〇である。

佛敎は紀元前三世紀にインドより傳はり、現今においてもセイロン住民の大多數の宗教となつて居る。殊に島の南部地方に住むシンハラ人(Sinhalese)の間に盛んである。セイロンの佛敎はティベツト(Tibet)支那、日本等の佛敎と異なり唯物的にして無神論的ところがある。民間の慣習の中には、印度敎や土着原始の敎義や實踐が非常に多く混入して居る。

印度敎は大部分のタミール人(Tamils)によつて信仰されてゐる。セイロンの印度敎はインド度である。

16

ソ領中央アジア

英 Central Asia, 獨 Zentralasien, 佛 Asie Centrale

一、ソ領中央アジア大觀

ソ領中央アジアにはウズベク共和国(Uzbek Socialist Soviet Republic)、トルコソ連共和国(Turkoman Socialist Soviet Republic)、タジク共和国(Tadjik Socialist Soviet Republic)、カラ・カルバク共和国(Kara-Kalpak Soviet Socialist Republic)、キルギス自治地方(Kirghizia)及びカザク自治共和国(Autonomous Kazak Republic)に含まれるタシケント(Tashkent)の北部とが含まれてゐる。

ほど階級思想をやましくはいはない。

キリスト教徒は、佛教徒でないシンハラ人種と印度教徒でないタミール人の大部分を占めてゐる。キリスト教は一六世紀の頃ポルトガル人が傳へたもので、舊敎を主とする。

マホメット敎はマレー人、ムーア人、アフガニ人、ペルチス人等少數人種の宗教で、何れもその本國より傳へたものである。

【教育】セイロン土着語を用ふる學校數は、一九三二年において、政府の設立せる學校一、四四〇校、生徒數男一四五、四一〇人、女七一、七二〇人、補助金を受ける私立學校二、二四校、生徒數男一五九、九三六人、女一一八、三三三人、補助金を受けざる私立學校一、〇四校、生徒數男二三、二四人、女一〇、五七六人に上る。

この他英語を用ふる學校及び英語、土着語併用の學校が三四九校あり、生徒數は男五七、六三四人、女一九、五三九人に達する。

土着語を用ふる學校では授業料を要せず、英語を用ふる學校では授業料が徴收される。一九三二—三三年において、政府が土着語使用の學校に費したる總額は、八、三六〇、九七一ルビーに上つた。

王立專門學校(Royal College)及び師範學校(Government Training College)は、それに附屬する英語使用學校と共に、政府の設立せる所である。その他の英語使用の學校は補助金の支給を受ける學校であり、一九三二—三三年において、かかる學校に支給した補助金の總額は二、〇〇〇、六七〇ルビーに達した。大學(University College)は一九二二年一月に開校し、一九三一—三二年には出席生徒數三五五人であつた。工業教育は工業學校(Technical School)において授けられ、一九三二年の生徒數は四〇八となつてゐる。その他産業學校(Industrial School)

て居る。之に次いでタミール人(Tamils)であり、一九三一年において、セイロン系、インド系を合して一、四八二、九一六人ある。その他は遙に少ない。また一九三二年において登記した結婚數は二五、三一七、出生數は一九九、三七〇、死亡數は一一〇、六五〇となつて居る。

E 都市 都市人口は總人口の一三・二%に當り、一九三一年におけるその主要都市の人口は次の如し。コロネポ—二八四、一五五人。ゴール(Galle)—三八、四二四人。ヤフナ(Jaffna)—四五、七〇八人。カンディ(Kandy)三六、五四一人。

領トルキスタンを形成、次いでボハラ(Baluchana)及びヒウア(Khiva)もロシアに征服され、一九一七年までは露領中央アジアは政治的には汗領ヒウア、太守(エミール)領ボハラ及び總督支配地の三つに分けられてゐたが、革命直後は幾多の政治的勢力が互ひに争ひ、一九一九年の夏に至つてソヴェト政府權力がこの地に確立し、ヒウアの汗、ボハラの太守も退けられて各々人民ソヴェト共和国が建設され、トルキスタンの總督支配地は一九二二年四月一日にはロシア共和国に屬する自治共和国となつた。一九二四年改めてこれら三地方はそれぞれ其の種族的根據の下に再組織され、同時にヒウア及びボハラも社會主義共和国となり、遂に一九二五年五月に至つて再組織は完了して、今

が七五校ある。

以上述べる所は總て西洋流の教育法による學校であるが、こゝにセイロン特殊の教育がある。それは、極めて小範圍ではあるが、佛敎僧侶が少數の少年に對し、寺院において貝葉に書いた本を用ひ、昔流の教育を施すのである。日本に昔あつた寺小屋式教育に似たものである。

V 自然

A 地理 セイロンはインドの東南海上にある小島にして、インドとはポーク海峡(Palk Str.)とマナール(Maner 或は Manar)灣によつて隔てられて居る。セイロンの西北部とインドとの間にはアダム橋(Adam's Bridge)と稱せらるゝ連續した珊瑚礁があり、インドの鐵道とセイロンの鐵道とが、こゝにおいて接近し、連絡船によつて結び付けられて居る。

セイロン島の形狀は南に廣く北に狭い。海岸線の發達は悪く、コロネポ港の如きも天然の良港ではなく、人工に成つたものである。山岳部は中央南部に偏し、北部は平野をなしてゐる。セイロン島の最高山はピツルタラガラ山(Pihurtalagala)海拔二、五三八メートルある。河川は中央山地から放射狀に流れ、マハウヰリ・ガンガ(Mahaweli ganaga)はその中の最長なるものにして、延長三五五キロメートルある。

B 氣候 セイロンの氣候はインドに接近せるため、インドの氣候と大差ない。併しセイロンの特異性をもつものは季節風の襲來である。西南の季節風は五月一〇日から二〇日頃の間に西海岸を襲ひ、一〇月の半頃まで東北岸を襲ふ。季節風の襲來する方面は雨量が非常に多い。首府コロネポの年降水量は二、一四七耗に達する。又コロネポにおける年平均氣温は二七・五

日のウズベク、トルコマン、タジクの三共和国及び數個の自治共和国が成立、カザク人の住居する殘部の地方はカザク自治共和国として再び結合した。

【カザク自治共和国】(Autonomous Kazak Republic)同共和国はウラルスク(Uralsk)アルガイ(Turgay)アクモリンスク(Akmolinsk)セミパラチンスク(Semipalatinsk)の諸政府を合して既に一九二〇年八月二六日に、この共和国内の自治共和国となつてゐたが、この共和国以前のトルキスタン地方の總督支配地中のキルギス人(カザク人)居住地、シル・ダリア(Sir-Darya)並びにセミルチンスク(Semirechinsk)の大部分、フェルガナ(Fergana)の東部及びパミール高原の山麓が新に附加され、面積は九四、九五六平方哩となつた。この自治共和国内に、キルギス人の中二種族を區別して、カラ・カルバク(Kara-Kalpakia)及びキルギシア(Kirghizia)の兩自治地方が分かれ、カラ・カルバクはアラル海の南東にひろがり、キルギシアは以前のセミルチンスク縣の大部分を占めてゐたが、キルギシアは一九二七年三月七日に再び自治共和国に改變され、ロシア共和国に直屬した。一九三〇年五月一日トルキスタンのシベリア鐵道が開通し、全長九〇六哩ある。

二、トルコソ連共和国

I 歴史 トルコソ連共和国は一九世紀末ロシア人の侵入するまでは純然たる遊牧野蠻民であつたが、一八八一年ゲク・テベ(Gök-Teybe)の要塞陥落と共に舊ロシアの一部となり、革命後共和国の形を取つたのは一九二四年一〇月二七日、その地域は以前のトルキスタンのトランス・カスピアン地方(Trans-Caspian Region)を

ハラのチャルジウイ地方 (Chaili) 及びヒウ...

邦の共和制となつた。一九二五年五月ソヴェ...

【行政府所在地】 アシムハバード (Ashkhabad)...

一名ポルテラスク (Polterask)...

【交通】 鉄道は一九二七年に三、四五〇キ...

【社会・文化】 この地は一九世紀末までは...

トルコマン族の純然たる遊牧野蠻民の居住地...

三、二〇〇人である。その他に高等學校五、學...

【自然】 中央アジアにあるソヴェート聯...

【都市】 主要都市はアシムハバード (Ashkhabad)...

【交通】 一九三〇年の鐵道全長一、七八九キ...

【社会・文化】 この地は以前はウズベク族...

ロシア人の侵入するまではウズベク族の酋長に...

【交通】 山地多く道路の状態は共和國形成當...

八、〇〇〇ヘクタールであるが、そのうち一三五...

の共和國のうちの一つであつて、他の共和國と...

【行政府所在地】 タシケント (Tashkent)...

【交通】 一九三〇年の鐵道全長一、七八九キ...

【社会・文化】 この地は以前はウズベク族...

の数の酋長によつて治められてゐた地方であ...

【交通】 一九三〇年の鐵道全長一、七八九キ...

族はトルキスタンに住むアリアン人の子孫と考...

事してゐる。金、石油、石炭等も産出するが、...

【行政府所在地】 スタリナバード (Stalinabad)...

【交通】 一九三〇年の鐵道全長一、七八九キ...

【社会・文化】 この地は以前はウズベク族...

の数の酋長によつて治められてゐた地方であ...

【交通】 一九三〇年の鐵道全長一、七八九キ...

族はトルキスタンに住むアリアン人の子孫と考...

17

中華民國 立憲共和國

英・獨 China, 佛 China

一 歴史概観

一、漢民族の勃興 支那史は四千年前、苗族...

に代つて漢族の王朝、夏、殷、周に廻り得る。...

後約二百年、封建諸侯約二十餘各々獨立せる「春秋時代」となり、更に前四五三年以後約二百年間、全く社会秩序廢滅し、諸國互に併呑して七大國となり「戰國時代」を現出する。この間農民及び一般の生活の不安極度となり、思想混亂して老子、孔子、諸子百家の理論闘争の時代に入る。

二、大支那への發展 この混亂時代を経て紀元前二二一年、秦始皇帝が統一し、國內に郡縣制度を布いたが、その死後、紀元前二〇二年、漢の高祖は秦を亡ぼして帝位に就き、爾來支那における政治、倫理の發達著しく、一時、王莽に帝位を奪はれたるも、更に紀元後二五年、光武帝が漢を再興し、前漢に次ぐ後漢と稱し、班超は西域にまで漢を發展せしめ、佛教は明帝の時に傳來し、支那の政治的・文化的發展には目覚ましいものがあつた。その後漢末期に至り再び政治は混亂し、五胡十六國の亂となり、南北朝の時代に入る。

三、支那文化全盛期 この時代佛教文化は大いに爛熟し、道教もまた隆盛し、五八九年、清が天下統一し、煬帝の豪華は忽ち衰退し、六一八年、唐朝がそれに代り、支那史最高の文化時代に入る。玄宗の時代その絶頂であり、文學美術は燦然として輝く。一時安祿山が七五五年反亂したるも再び間もなく恢復したが、九六〇年、唐は宋朝に代る。

四、漢民族衰退期 斯くて社會は理論・政治・倫理を重んじ、武力は著しく衰へ、このために百六十八年を経て北宋亡び、更にその後南宋は常に金國に苦しめられ、遂に一二七九年、元朝が天下を統一す。この時代の版圖は西洋にも及び、一三六八年明は元に代り、西洋貿易も生じ一方倭寇が盛んとなり、秀吉の朝鮮征伐に明はかなりの打撃を受け、一六一六年、滿洲族たる清朝に

亡ぼされ、乾隆帝の時代にその極盛期を出現す。五、資本主義の侵入 更に西歐諸國の極東進出はこの時代に入り漸く盛となり、遂に道光帝の時イギリスと阿片戦争をなし、一八四二年南京條約により清國の威信を全く失墜す。一八五八年の天津條約に外國の公使館を設け、更に一八五〇年以後の太平軍（長髮賊）の亂に甚大の影響を蒙り、日本の世界經濟發達による勃興は直接の壓迫となり、日清戦争には決定的な敗北をなし、一九一一年所謂辛亥革命により清朝は滅亡す。

六、共和制時代 斯くて支那は中華民國として共和制時代に入り、民國五年大總統袁世凱の死後國內紊亂し、孫文の三民主義は民國一五年國民革命となつて、その遺志は實現され蔣介石の指導下に南京の國民政府は國民主義を標榜し、他方、支那ソヴェエトの江南地方における發展は漸次強大となり、また北方の滿洲において日本と衝突し、遂に滿洲國の獨立を見、國際聯盟を繞つての日支對立は抗日運動を深刻化したが、更に最近にはその傾向が再び親日的方向に轉化せんとするが如く見える。

II 政治

A 政治機構

一九一一年清朝の君主專制が倒れて孫逸仙大總統となり、民國革命によつて共和立憲制となつて、翌一二年袁世凱が最初の大總統となり、約法が制定された。この共和立憲は國民革命軍の成功するまで續き、その間に袁世凱に續いて黎元洪、馮國璋、徐世昌、曹錕が相繼いで大總統となり、曹錕倒れ次いで段祺瑞は執政と稱した。この間約法は臨時的なものであるから、幾度か本憲法を造らんとして成らず、一九二三年

曹錕の大總統の時始めて正式憲法が造られ、約法と共に國會が生れ、これに伴つて政黨が發生し、時に合同し時に對立し、南方派は主として國會に據り、北方派は武力を擁して國會を制せんとし、民國二年の第二革命を機として袁は國會を彈壓したが、五年袁の病死によつて國會復活せるも、北方督軍團によつて翌六年に解散させられた。その後國會は開かるることなく南方に非常國會として名残を留めてゐた。一九二六年に國民革命が起つてから、共和立憲に代つて黨治が主張され、一九二八年北伐が成功して南京政府により全國が統一されるや、こゝに國民黨により國會の存在を認めず、憲法を廢止し、黨によつて國を治めることとなつた。即ち軍政期、訓政期、憲政期の三期に分ち、北伐完了後を訓政期となし、この期間は人民の訓政期である。しかしながら事實は黨治は名のみで、黨の權力は軍閥勢力に壓せられ、蔣介石一派の專制となつてゐる。

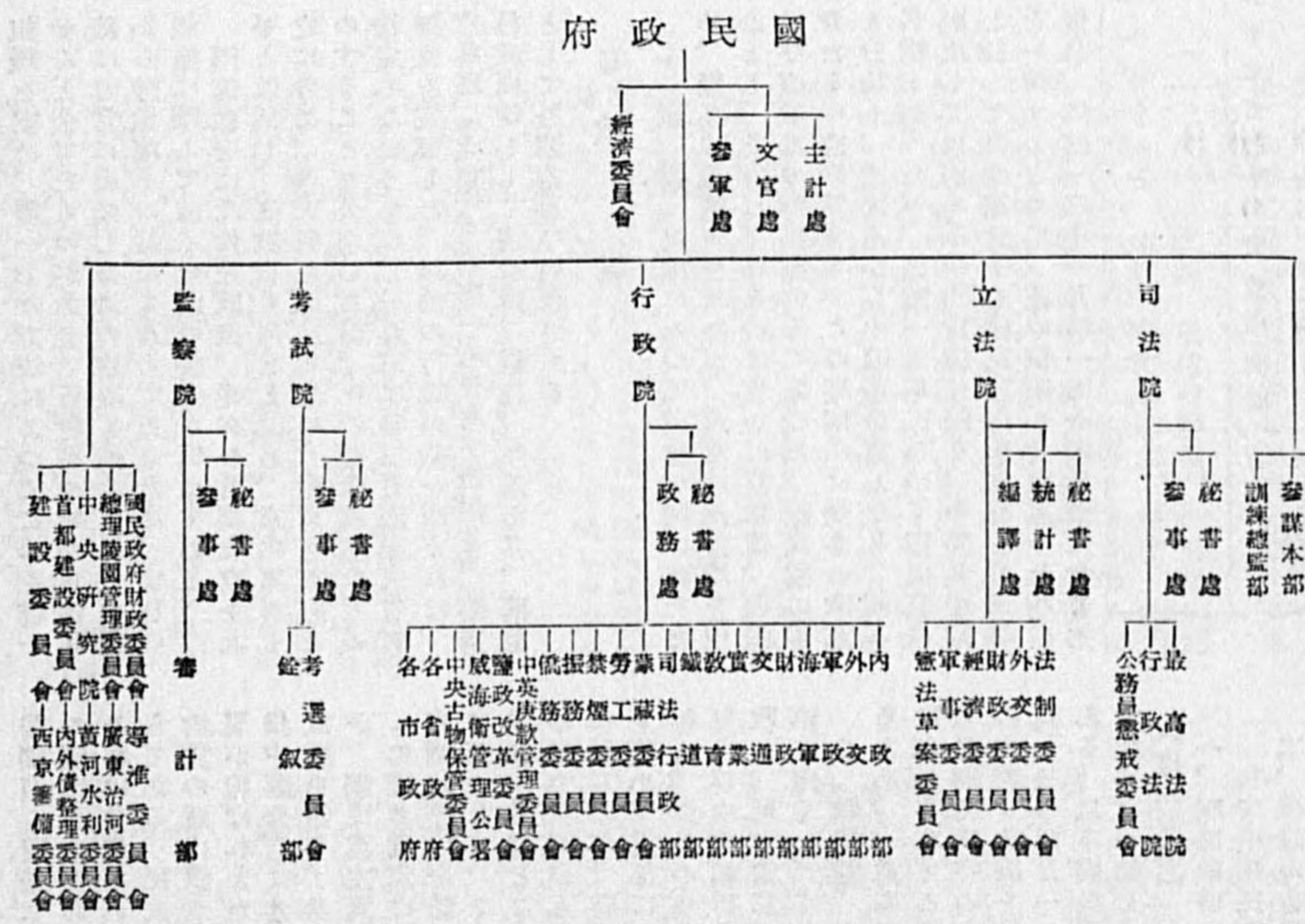
國民政府五院行政系統表

B 國民政府

中央政府の組織は、立法、行政、司法の三院の外に監察、考試を加へた國民黨特有の五院組織で、監察は各官吏の行動を監察し彈劾權を持つてゐる。考試は官吏採用の一切の試験をする所、立法院は委員を政府で任命するところであるから、眞の人民の參政機關でなく、日本の法制局に似たところがある。この五院中最も勢力があつて、實際仕事をしてゐるのは行政院である。行政院は日本の内閣に似たもので、その下に各省に當る部がある。五院を統べるために政府主席があり、外部に對して政府を代表する。その下に政府委員四〇名あつて、最高機關をなしてゐるが、實際においてはこの政府委員は存在の意義をなしてゐない。國民政府主席は實際政治の責任を負はず、その下に行政院長及びその下の各部長が責任を負ふ。政府の實際上の最高政治機關は中央政治會議で、これは國民黨の中央執行委員並びに中央監察委員兩者の常務委員より成り、その決議が直接國民政府によつて執行されてゐる。

各部には部長がある。部の組織は最近一部改正を加へ、工商部と農林部とが合して實業部となつた。各部の系統は別表の如くである。軍事の方では蔣介石が陸海空軍總司令として軍權を獨裁してゐるが、その後總司令の名を廢し、軍事委員會を造り、その委員長として納まつてゐる。政府の中に立法、司法、行政が含まれてゐるところに國民政府組織の特徴があり、三權分立が充分に行はれてゐない。

現國民政府の首脳部及び主席は次の如し。
【國民政府主席】 林森
【五院々長】
立法院—孫科



C 司法

最高法院を全國終審判機關となし、司法院に直隸し、院長一人を置き全院の事務を總理せしめてゐるが、院長は審判を指揮することは出来ないことになつてゐる。最高法院は民事及刑事に別れてゐる。その下に、高等法院、高等法院分院、地方法院、地方分院あり、法院未設の地方は縣知事が司法事務を兼理する。

D 地方行政

中央の下に省があり、省の下に縣があり、縣の下に區、區の下に郷村があつて自治の單位をなしてゐる。省と縣に

はそれぞれ省政府、縣政府がある。一省には縣が六、七〇から一〇〇位存在する。民國革命となつて各省には督軍が生れ、兵權と民政を併有したため、督軍廢止の運動が盛んとなり、督軍は督辦となり、專任の省長が生れたが、依然督辦の勢力下にあつた。國民革命が起つて督辦は軍長となり省長は省政府の主席と變り省の實權は依然軍閥の手にある。省の組織は、督軍と省長の時代から省政府が委員組織を取るやうになり、形式的には變つて來た。省政府は中央政府に倣つて、その下に内務、財政、建設、實業、教育等の各廳を設けてゐる。ここで問題になるのは、中央集權派と地方分權派との二派は民國以來今日まで相争つてゐる。蔣介石の如きは極端な中央集權を唱へてゐるが、一方には聯省自治の運動があり、大正一一年から一二年にかけて支那大部の省を風靡したが、國民革命が起つて下火になつた。聯省自治は各省で憲法を作り獨立した省の聯合により中央を組織するもので、アメリカの聯邦制に似たものである。現在でもこの運動は潛勢力をもつてゐる。省の下には元來道があり、道の下には縣があつて、道には道尹を置いてゐるが、近年道を廢し縣を省の直屬とした。縣には縣政府があり、政府の任命した縣長がある。縣以下は自治體であつて、從來の組織に任せて來たが、省によつては郷村の

中華民國行政區劃表

Table with columns for 省・地方・市 and 縣數. Lists provinces like Jiangsu, Zhejiang, etc., and their respective county counts.

組織を定め、劃一した方法によつてこれを統一せんと企てたものがある。各村落や町の自治組織は非常に發達し自治の權限も擴大され、自衛から仲裁權その他にも及んでゐるため、支那の混亂に際して能く生活の安全を保つてゐる。國民政府は北伐完成後、從來の首都北京を北平と改稱し、直隸省を河北と改め、京兆區をも之に含め、奉天省を遼寧と改め、南京を首府とするの事を公布したが、その行政區劃などの決定しないうちに、一九三二年三月滿洲三省が獨立を宣言した。以前の行政區劃を擧ぐれば、京兆區（北京）、本部一八省及び新疆省、特別行政區域として察哈爾、綏遠、川邊あり、藩屬として外蒙古及び西藏がある。

E 政黨

1. 概説 民國になつて國會が開かれたため、幾多の政黨が生れたが、政黨は南方派を中心とし、北方に生れたのは僅かに袁世凱、段派及び直隸派の御用黨位であつた。國民黨の前身たる中國同盟會も、この期間には幾多の政黨を分出し、國民黨から中國革命黨となり、種々名稱も變つたが、民國一二年になつて國民黨は誕生して以前の革命的意識に歸り、中國共產黨と結んで共產黨分子を國民黨内に收容して面目を一新すると共に、黨の組織も共產黨のそれに倣ひ、民國一三年一月第一回全國代表大會で主

義綱領を發表した。その後國民黨内部で、元來の國民黨系と共產黨系との間に内訌が生じた。それは共產黨系が國民黨内部で乘取りを策したからである。孫文死してその抗爭な表面化し、最右翼の西山派が先づ國民黨から離れ、次いで右翼が追はれたが、中間派の蔣介石と衝突して、北伐中蔣介石は共產黨と離れ、右翼と合して南京政府を造り、共產黨と左翼は武漢政府を造つたが、國民黨左翼も昭和二年夏共產黨と離れ、この國民黨は完全に分離した。一方武漢、南京兩政府は合體し、國民黨各派は大團結するに至つたが、それは表面で、蔣介石と結び、左派は在野黨となつた。蔣は自己獨裁のため黨部の勢力を削ぐんとし、左派は黨部に據つてこれに抗したが、蔣は黨の權限を縮小し、民衆運動を廢め、黨部にあつた農民、商人、工人、青年、婦人、海外の各部を廢して訓練部とし、黨の首脳及び中央執行委員の大部分をその一派の手に收め、地方黨部の權限も縮小され、黨の影は次第に薄くなつて來た。

建築して民居を榮にし道路運河を修治して以て交通を便にす。
三、第二は民權とす、人民の政治智識、能力に對しては政府は充分の指導を與へ選舉權罷官權、創制權、複決權を行使せしむ。
四、第三に民族とす、國內の弱小民族に對し政府は充分之を扶助し自治するの力を得せしめ外國の侵略に對しては政府は之を防禦し同時に各國との條約を改修して國際的地位の平等と國家獨立を恢復せしむ。
五、建設の時期を分ちて軍政時期、訓政時期、憲政時期の三期とす。
六、軍政時期に在りては一切の制度は總て軍政の下に屬し政府は一方兵力を以て國內の障害を除去し一方主義を宣傳して全國の人心を開發し國家の統一を促進す。
七、一省が完全に統一されたる時を以て訓政開始の時期とし軍政を廢止す。
八、訓政時期には政府は訓練を受け試験に合格したる者を各縣に派遣し人民を助けて自治の準備をなさしむ。即ち全縣の人口を調査し土地測量を完了し警備を適當に處置し管内の道路を修築し人民は總て四權行使の訓練を受け國民としての義務を終へ革命の主義を行ふことを誓ひたる時始めて縣官を選挙し一縣の政事を執行し議員を選挙して一縣の法律を議定することを得て完全なる自治縣たる資格を備ふるものとす。
九、完全なる自治權に於ては縣民は直接行使する選舉權、罷官權、創制權、複決權を有す。

收し又必要ある時は價格に照して之を買収す。價格中皆後若し土地の改良、社會の進歩に原因して地價騰貴するも利益は全縣人民の共同に歸し原所有者の私有となすことを得ず。
一、土地の收益、地價の騰貴、公有地に於ける生産、山林、川澤の收益、鑛産、水力の利益は總て地方政府の所得とし地方人民の事業の經營、育兒、養老、救貧、救災、醫療其他種々公共の需要に供す。
二、各縣の天然富源及大規模の商工事業にして縣の實力にては發展又は經營する能はずして外部の資本を要するものは中央政府にて之を援助し其の利益は中央及地方政府にて之を二分す。
三、各縣の中央政府に對する負擔は各縣歲入の百分の幾何とし中央の歲費は毎年國民代表表之を定む。其の限度は各縣歲入の百分の十乃至百分の五十とす。
四、各縣地方自治政府成立後は國民政府代表一名を選挙して、代表會を組織し中央の政治に參與せしむることを得。
五、官吏の任命は地方と中央たるとを問はず總て中央政府の資格檢定試験を経たるものとす。
一六、省内全部の縣が完全に自治の目的を達したる時を憲政の時期とし國民代表會は省長を選挙して本省自治の監督を爲さしむることを得、該省内の國家行政に於ては省長は中央の指揮を受く。
一七、此の時期に於ては中央と省との權限は均權制度を採り全國一致の性質を有する事務は之を中央に集め、又適宜の處置を要するものは之を各地方に於てなさしめ以て中央集權或は地方分權の一方に偏するを防

ぐ。
一八、縣を自治の單位とす。省は中央と縣との中間にありて聯絡の用をなす。
一九、憲政開始の時期には中央政府は五院を設立し以て五權の政治を試行す、五院とは左の如し。
行政院、立法院、司法院、考試院、監察院
二〇、行政院には左の各部を置く、内政部、外交部、軍政部、農鐵部、工商部、教育部、交通部。
二一、憲法發布以前に於ては各院長は總て總統の任命する所にして、總統之を監督す。
二二、憲法草案は建國の大綱及訓政、憲政兩時期の成績に基き立法院之を議定し隨時民衆に宣傳して採擇施行の際に備ふ。
二三、全國過半数の省が憲政開始の時期に至りたる時國民大會を開き憲法を制定して之を頒布す。
二四、憲法發布後に於ては中央統治權は國民大會の行使に歸す。即ち國民大會は中央政府官員に對し選舉權及罷免權を有し又中央の法律に對して創制權及複決權を有す。
二五、憲法發布の日は即ち憲政完成を告ぐるの時にして全國々民は憲法に依る全國の大選舉を行ふ、國民政府は選舉完了三ヶ月後に解職して政權を民選の政府に譲り茲に建國の大功完成す。
【國民黨の政綱】
一、對外政策
イ、一切の不平等條約例へば外人租借地、領事裁判權、外人關稅管理權及び外人の中國領土内に於て行使する一切の政治的權力によつて中國の主權を侵害するが如きものは皆之を取消し新に双方平等にして互に主權を尊重する條約を締結すべ

し。自ら一切の不利なる條約を放棄せんとする國家及支那の主權を侵害する條約を廢止せんとする國家は支那は之を最惠國と認むること。

ハ、支那と列強との間に締結せる條約にして支那の利益を侵害するものは之を改訂すること。

ニ、外債は支那が政治上實業上損失を受けざる範圍内に於て保證し速に償還すること。

ホ、支那國內に於ける責任を負はざる政府即ち賄選による總統の下に在る北京政府の如きもの、借りたる外債に對して支那國民は償還の責任を負はざることを。

ヘ、各省實業團體を召集して會議を組織し外債償還方法を籌備すること。

二、對内政策

イ、中央及地方の權限に對しては均等主義を執ること。

ロ、各省人民は自ら省憲法を制定し省長を選挙するを得ること。

ハ、縣を自治の單位とすること。

ニ、普通選舉を施行すること。

ホ、人民の集會、結社、言論、出版、居住信仰の完全なる自由權を確定すること。

ヘ、徵兵制度を實施し軍隊教育の改善を圖ること。

ト、浮浪人、土匪を收容して社會有益の事業に従事せしむること。

チ、地租の法定額を確定し、一切の法定額外の徵收を禁止す。釐金税の如きは之を廢止すること。

リ、糧食の生産、消費を整理し民食の充實を圖ること。

ヌ、農村の組織を改良し農民の生活を増進せしむること。

ル、勞働法を制定し勞働者の生活状態を改良すること。

オ、男女平等の原則を確認し女權の發展を助くること。

カ、教育の普及を勵行し兒童本位の教育を發達せしめ並に高等教育費を増し其獨立を保證すること。

キ、國家は土地法、土地使用法、土地收用法及地價税法を規定し、私有の土地は地主より之を評價して政府に報告せしめ、國家は其の價格に應じて租税を徵收し並に必要と認むる時は申告價格によつて之を買收するを得ること。

ク、獨占的性質の企業及私人の實力を以て經營すること能はざるもの例へば鐵道、航路等の如きは國家に於て之を經營管理すること。

3. 國民黨の組織 國民黨の組織は中央黨部を以て其最上級機關として、それに一地方を包括する黨部並に該地方の一部分を包括する黨部、即ち省黨部、縣黨部、區黨部及區分部に分派される。各黨部は全國代表大會、地方代表大會、地方黨員大會を以て各該黨部の高級機關と爲してゐる。右各黨部の外未だ省に改めない行政區域(蒙古、西藏)を管掌する特別地方黨部があり、又特別市黨部、市鎮黨部及國外黨部が

存在する今各黨部の組織系統を圖示すると別表の如くである。

國民黨の最高權力機關は全國代表大會で、その下に當時の黨務を管掌する執行委員會並に之を監督する監察委員會がある。全國代表大會は常會を二年毎に一回開くことになつてゐるが、第一回は孫文在世中の民國一三年一月、第二回は一五年一月、第三回は一八年三月、第四回は二〇年一月、第五回は二二年三月、第六回は二四年一月に開かれたが、二三年に延期され、二四年(一九三四年)も延期されることとなつた。

代表大會の職權は、(一) 中央執行委員會及び中央各部の報告の受理及び採用、(二) 本黨の政綱及び規則の改正、(三) 時事問題に對して取るべき政策及び政略の決定、(四) 中央執行委員會、候補執行委員會及び監察委員會、候補監察委員會の選舉である。中央執行委員會の權限は、(一) 對外關係に對して本黨を代表する、(二) 全國代表大會の決議を執行する、(三) 各地黨部を組織し並に之を指揮する、(四) 本黨中央機關各部を組織する。(五) 本黨費及び財政を支配する。

F 外交

1. 支那外交の全貌 從來支那の外交は、一國家としての外交よりも、むしろ少數爲政者の自己のためになす外交であつて、やゝ國民を代表する外交の形を取つたのは、最近、再建國民政府の出現後に屬するが、これとて、爲政者自身の外交であり乃至は南京政府自身の地盤を固める手段として利用されてゐることは、中華民國なる國家の實情より見て、又やむを得ないことである。

一九一二年清朝倒れ、袁世凱臨時大總統となり、翌一三年第一國會は憲法を制定し、袁は正

式の大總統となり、中華民國愈々成立し、列國の承認を受けた。後一九一五年、袁は共和制廢止、皇帝即位の宣言を發したが、時あたかも世界大戰の第二目にあたり、列強は支那を顧みざる暇がなく、日本が列國を代表して、帝制延期を勸告し、加ふるに所謂第三革命なるもの、勃發により、袁も即位を取り消すに至り、續いて突如袁の計が發せられた。

一九一四年世界大戰の勃發するや、日本は日英同盟の交誼に基き、獨逸に宣戦し膠州灣を攻撃するに當つて支那に對して山東半島の實權回收の好機會なることを説き、共同動作を勸告したが、袁政府は之に應ぜず、よつて媾和に際して支那は直接何等の交渉權を有し得ぬことを約させ、日本は單獨に膠州灣を占領した。

當時日本は、大隈内閣時代で、滿洲權益の期限満了の時にあたり、再び袁政府と交渉し、一九一五年五月九日所謂「二十一條條約」なる日支條約を締結した。その要旨は、(1) 日本は山東省における獨逸の權益を繼承する。(2) 遼東半島租借期を最初より九十九年に延長する。(3) 南滿洲及び東部内蒙古において土地商租、旅行及び鑛山探掘の自由、及び鐵道敷設と其の借款は日本に許可を要す。(4) 日本は將來膠州灣を支那に還附す。この日本の積極的な行動に對して、英、米の兩國は大戦中にも拘らず日本に對して猛烈な抗議を送り、同時に支那の青年等は、此頃から猛烈な排日、抗日の叫びを擧げ始めた。

その後支那には政變の絶え間が無かつたが、一九一七年の八月には對獨逸宣戦のことあり、續いて九月には、孫文の廣東政府出現して支那が南北の兩政府に二分された形を取つた。この支那の内紛に影響されること大なる日、英、米は、世界大戰も終りをつけてゐたので、三國提携して支那内部の和解を勸告し、一九一九年

の上海和平會議となつたが、議終に合はず、南方派廣東軍政府を正式政府に改組し、一九二一年孫文は大總統に就任した。

一方パリ和平會議においては、支那も多くの被壓迫民族と等しく、ウイリソンの十四ヶ條の主義に則り大なる期待を以つて之に臨み、その主張したところは、(1) 支那における外國支配の廢棄(特に山東直接還附)、(2) 支那に於ける治外法權の撤廢、(3) 關稅自主權の獲得、(4) 外國軍隊及び警察力の撤退、(5) 外國租界の還附、(6) 外國の支那における郵便、電信、無電の支配力の撤收などが問題となつたが、英、佛、露、伊の四國協商が此の問題に對しては日本を後援し、支那の主張は破れて、山東は一旦日本の手に歸屬せしめ、然る後日支間の交渉に委すこととなつた。不平等條約廢棄と山東問題が不成功に終つた失望は、一轉して猛烈な排日運動となり(一九一九年五月)、北京の學生等は親日政治家曹汝霖邸を焼打し、日貨ボイコットに續いて日本の對支貿易は一大打撃を受けたが、これに反比例して支那人の親米熱は猛烈に昂騰した。

一九二一年大統領クリッパによつて開催されたワシントン會議において、支那はパリ和平會議後持越の諸問題を一氣に解決する意氣込であつたが、必ずしも其の思ふ通りには進行し得なかつた。四ヶ國協約(一九二一年一月一三日)の調印された時、支那は参加せず、漸く九ヶ國協約調印(二二年二月六日)に際し、支那は其の一當事國となり得た。即ちこの協約において、各協約國は、支那の領土保全、自主權の尊重、機會均等、門戸開放を申し合せ、更に支那關稅改正、治外法權の撤廢、租借地還附、在外支外國郵便局の廢止を原則として承認し、又は近く實施することとした。この會議においては、

支那の希望は米國の手に依つてのみ徐々に達せられるといふことを支那人に教へたかの觀あり従つて支那の親米熱に一層拍車をかける結果となつた。

一方、この會議において、日本は一步退却を餘儀なくされ、(1) 日本は膠州灣を支那に還附し、支那は之を解放する。(2) 日本は其の占領せる山東鐵道を實價で支那に讓渡する。(3) 獨逸が探掘した鑛山は日支合辦の經營に移すといふことと山東問題を解決した。

支那が不思議な國であることは、その外交に於いても何等變るところがない。各國ともその交渉の中心が何處にあるか迷ふ状態にあるにも拘らず、然も支那は世界の大會議毎に堂々と代表を送り、滔々自己の利益を主張し、必ず會議の問題としてゐる。一方、パリ會議頃から頻々として支那に起る排日運動の核心は、多くは學生であつて、支那軍閥の帝國主義的道德に反抗し、又ソヴェートの組織に直接間接影響を受け、又この學生の運動と不可分の關係に立つ勞働組合も亦政治的運動を續け、これらが支那革命の重要な要素となると共に、政府は却つてこれを對外的に運用する傾向を持つので、支那外交上の一大要素となつてゐる。

2. 外蒙古及び西藏の獨立 一九一二年支那革命當時には、外蒙古は殆んど露西亞の保護國たらんとする觀を呈してゐた。支那は之に驚き、露蒙兩者に交渉して外蒙古の宗主權を支那に保有し、外蒙古に自治權を與へることとなつた(一九一五年)。その後一九一九年に至つて、支那はロシアの内紛に乗じて蒙古に迫り、自治を取消させたが、間もなくロシアの國情が安定すると、赤色露人は活佛を擁して獨立を宣言させ(一九二一年)庫倫政權は支那と離れて今日に及んでゐる。

西蔵も第一革命後英國の後援によつて獨立を唱へ、遼瀋嶺の下に自治を行ひ、事實上英國保護下の獨立國の形を取つてゐる。一九三三年の日支事變に際しては、西蔵軍は西康青海地方にまで進出した。

3. 國民黨の發展と對外關係 一九二三年孫文は歸國して第三次廣東政府を組織し、勞農ロシアとの提携を策し、ミカエル、ボロヂン等を顧問として招聘し、一九二四年一月廣東に開かれた國民黨第一次全國大會において、所謂「聯露容共政策」を定めて共產黨を容認し、黨組織の根本的な改造を行つた。國民黨は一大躍進を遂げ、その對外政策としては支那と列強間に不平等に締結された現行條約一切の破棄を指した。

かくて再建國民黨は三民主義の他一切を許容せぬ單一政黨となり、この主義を實行するため鞏固なる執行機關の構成と有力な國民革命軍の養成に努めたが、孫文の死後蔣介石が軍、政共にその實権を握り、その結果は遂に彼の北伐となつて現はれた。

この北伐に際して起された對外事件は、漢口事件、九江及び南京事件、濟南事件等であるが、元來黨中の左翼派と相容れなかつた蔣介石は、これらの對外的暴行を國民黨内共產系政治部員の煽動によるものとなし、斷然彈壓することとなし、武漢政府を否認して南京政府を建設し、彼の共產黨員排除の清黨運動が奏功し、武漢政府は南京政府に屈服し、ボロヂン以下の露人は悉く支那から放逐され、支那赤化運動は一頓挫を來すこととなつた。

4. 最近の支那外交 最近の對外關係を見るに、一九二二年ワシントン會議において、支那と關係列國との交渉原則は一應基礎づけられたが、原則と實際との間には大なる相違がある。

在支外國租界

所在地	所有國	設立年度
上海	共同租界	1845
上海	佛租界	1849
天津	英	1851
	佛	1851
	獨	1895 (1919年回收)
	露	1898 (1924年回收)
	日	1898
	白	1902 (1929年回收)
	伊	1902
漢口	英	1862 (1927年回收)
	獨	1895 (1919年回收)
	露	1896 (1924年回收)
	佛	1896
廣東	英	1861
	佛	1861
九江	英	1861 (1927年回收)
	英	1861 (1929年回收)
廈門	共同租界	1902
	獨	1899
杭州	同	1896
蘇州	同	1891
沙市	同	1898
福州	同	1899
重慶	同	1901

支那は不平等條約の廢棄、即ち關稅自主、稅權恢復を唱へ、在來の不平等、不公平を打破しやうと努力してゐる一方、これを取巻く列國は、門戸開放、機會均等などの極東鐵則を高唱しつつも、その何れもが他を排して自己の勢力を少しなりとも優位に置かうとしてゐる。對支關係において最も多くの影響を受けつゝあるのは米、露、英、日である。阿片戰爭で初めて領土を割譲し、米國との望厦條約で治外法權を與へ、日清戰爭で徹底的に弱きを暴露し、露國を誘引して他日の禍因を自ら蒔き、團匪事件で財政的破綻の因を作り、民國革命で關稅管理を英國の手に委し、袁世凱の無法なる借款により鹽稅を外債の擔保としてしまつた。ベルサイユ會議やワシントン會議で排日侮日の快感を覺え、之が他日支那に對する國際的再干渉の因となることを知らず、列強をして支那の國際管理を口にせしむるまで、到つてゐる今日、支那の對外關係は益々複雑多難な現状にある。

5. 日支關係 一九三一年に勃發した滿洲事變は、次第に急迫しつゝ、あつた日支關係の必然的發展であつて、ついで翌年三月遂に滿洲國獨立の宣言となつたが、支那は之を國際聯盟に訴え、日本が支那との直接交渉を強調したにも拘はず之に應ぜず、遂にリットン卿を主班とする調査委員の派遣となり、三三年二月二四日、聯盟總會は四二對一の絕對多數投票により、日本軍の即時撤退滿洲國成立の承認勸告案を決定し、日本は三月二七日聯盟撤退を通告するに到つた。

この日本の聯盟撤退と前後して日本軍の熱河討伐工作は次第に進捗し、昭和八年四月一日には既に日滿軍は熱河を完全に掃討して長城線に至り、こゝに日支間に重大な危機を醸し、五月二二日には日本軍は破竹の勢を以つて北平を距る僅か三軒の地點まで到達するに至つた。こゝにおいて支那側も事態の重大なるを察知して、英、米、佛の各國公使を仲介として停戰運動に入り、遂に五月三一日、塘沽の日本陸軍運輸部で日本側關東參謀副長岡村少將以下七名、支那側北平軍分會總參謀熊斌以下七名の代表委員間に正式會議を開き、日本側の協定原文案は異議なく兩軍代表委員間に正式調印を了し、茲に初めて日支兩軍の停戰を見た。同軍事協定は左

の如し。

- 一、中國軍は速かに延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎮、寧河、蘆臺を経て西及び以南の地に一律に撤退し以後同線を行つて前進せず、又一切の挑戰擧げを行ふことなし。
- 二、日本軍は前項の實行確保の爲め隨時飛行機及其他の方法で之を視察す。中國側は之に對し保護及諸般の便宜を與ふ。
- 三、日本軍は第一項規定を中國軍が遵守した事を確證すれば前記中國軍撤退線を越え追撃を續行せず、自主的に大抵長城線に歸還す。
- 四、長城線以南で第一項に示す線以北及び以東の地區内の治安維持は中國側警察官之に任ず。

斯くて塘沽における日支停戰協定の成立するや直ちに日本軍は長城線に兵を撤し、こゝに北支政局は著しく安定し、停戰協定の善後處置折衝の結果、七月の大連會議を経て一月北平會議の成立を見、日支關係は著しく好轉を見せた。それと同時にこの間に推移せる國際情勢の變化は支那自身をして以夷制夷外交の如何に頼り難きものかを痛感せしめ、従つて國民政府首腦部は對日接近への方向轉換を企圖するに至つた。斯くて蔣介石は第四次中央全體會議において對日外交に關する強硬案を悉く一蹴し、汪兆銘をして外交部長を兼任せしめ、對日外交政策の轉向準備工作を著々進行せしめ、更に昭和九年に入り一段と日支關係は改善を示し、四月三日の蔣介石、汪兆銘、黃郛等の首腦部の南昌會議は政府内部の強硬論者を押へて「日支共存共榮の原則に基き、滿洲國承認に互らざる限り可及的速かに當面の日支、華北懸案の解決に協力し、且つ之を容易ならしむるやう輿論の轉向に

努力する」ことを決定し、斯くて四月三〇日日支無電協定成り、六月二八日北支交通運輸問題解決し、更に通郵問題は九月下旬より二ヶ月に亙り滿支兩國委員協議の結果、協定成立し昭和一〇年一月一日より通郵事務が開始され、日支關係の好轉に一段と拍車かけるに至つた。(詳しくはカレント・トピックス篇を参照)。

G 國防

1. 陸軍 支那の陸軍は今尙軍閥の私兵に過ぎない。その主なるものは中央軍(蔣介石直系軍及び傍系軍)、東北軍(張學良軍)、山西軍(閻錫山軍)、西北軍(馮玉祥軍)、廣東軍、第十九路軍及びその他の各地方軍などで、その推定兵力は約二百萬である。

國民黨が全支の武力統一をなした後、再び軍閥割據時代を現出することを恐る、全國軍隊の整理統一を計り、一九二九年國軍編遣委員會を設置し、全軍を八〇萬に減する方針を採つたが、各軍閥の利害合せず、後編遣會議を廢して、蔣、張の最高軍部で編遣を行ふこととなつたが、諸種の事情で未だ完成を見ない。兵力の正確な數は不明であるが、大體左の如くである。

- 一、中央軍 (直系一三八師、七旅、騎四旅、三十二萬六千。傍系一三九師、一三旅、騎三旅、四十六萬七千) 該部隊は大體において、河南、湖北、湖南、安徽、浙江、江西の各省に駐屯し、別に北支に二箇師を派遣してゐる。中央軍は「中央軍編制綱領」を定め、逐次に部隊を修編して軍の統一を企畫しつゝある。陸軍部隊の平時編制は師を以て最高單位とし、師を編制裝備の程度に基いて甲乙丙の三種に區別してゐる。然し未だ右の如く整備せられざるもの多く一師にして二萬内外の兵力を有するものあり、

又五千に満たざるものもあるが、之を平均すれば大體一萬内外である。以上の如く支那軍は從來の不統一より脱却し、統一節制ある近代式軍隊に誕生せんとしつゝある。

- 二、舊東北軍 (歩兵十六師、騎兵六師、砲兵三旅十六萬と稱するも長城戰其他に依り兵力減少し、十二萬内外と推定せらる) 滿洲事變前における東北軍の中、事變勃發當時關内に入りし第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内へ逃げ歸れる舊奉天軍の一部を基幹とする。昭和八年三月張學良の下野に伴ひ表面は直接中央南京政府の統制に入ることをなれるも陰に連絡して其團結の強化を計つてゐるが、近時蔣介石の施策逐次に功を奏し其將領間の反目漸く激しくなりつゝある模様である。
- 三、北支雜軍 北支における雜軍は宋哲元軍(三師約四萬) 龐炳勳軍(三師約二萬五千) 商震軍(約五師 三萬五千) が其主たるものである。之等は舊東北軍と共に中央軍の統制下にある。但宋哲元軍は昭和八年八月馮玉祥の擧兵失敗後其主力は察哈爾省内に入り不即不離の態度を執つて居る。
- 四、山西軍 閻錫山軍(八師、三旅、騎兵三旅、六萬五千) 中央軍とは不即不離の關係にある。
- 五、山東軍 (韓復榘軍 五師一旅 騎兵一旅 五萬七千) 中央軍とは不即不離の關係にある。
- 六、第十九路軍 蔡廷楷軍(三師二旅 三萬八千) 福建獨立以來十師に改編中なりと傳へらる。福建獨立運動の中核となつて居た。福建雜軍 約五萬。
- 七、廣東軍 陳濟棠軍(十師三旅 十萬 第一集團軍と稱す) 廣東政府派にして中央軍

とは不即不離の立場にある。
 八、廣西軍 李宗仁軍(六師) 三萬五千 第四集團軍と稱す。反蔣機運濃厚である。
 九、雜軍 四川雜軍(約四十萬)、貴州雜軍(約三萬)、陝西雜軍(約五萬)、甘肅雜軍(約八萬)、雲南雜軍(約二萬)、新疆雜軍(約三萬)。すべて中央政府の威令が及ばない地方にあるが、新疆方面は赤化の機運濃厚である。
 一〇、支那共產軍 (中國ソヴェートの項参照)。

2. 海軍 現有軍艦は殆んど皆老朽艦船である。一九二九年七月には、海軍部はイギリスと協定を結び、イギリスの指導で海軍官學校を設立し、驅逐艦四隻、潜水艦二隻、五千噸級巡洋艦三隻、航空母艦一隻を建造する借款の交渉が具體化したといはれてゐる。又一九三〇年海軍部は海軍擴張計畫として建艦六年計畫を非公式に發表し、裝甲巡洋艦八隻、大型驅逐艦二隻、小型驅逐艦一六隻、潜水艦三二隻、水雷艇二四隻、海軍飛行機六〇機、航空母艦二隻を建造する計画となつてゐる。

海軍部所屬艦噸數

艦隊別	噸數
練習艦隊	5,375
第一艦隊	14,412
第二艦隊	11,051
魚雷艇隊	954
測量艦隊	3,912
巡防艦隊	1,856
計	37,560

3. 空軍 南京政府は滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗より、航空救國を高調し、拜米主義と相俟つて米國と提携して中央空軍擴張を企圖する裏面、米國に軍事上重要な利権を提供し、廣東空軍亦米國の後援に依り更に擴張を企圖する等、各地方空軍は名義上支那軍間に屬するが、實權は米國に歸する。

しつゝあるの観がある。
 一、中央空軍 南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつた。事變中其主力は遠く逃避し全滅を免れたが蔣介石は爾來空軍の内容刷新、兵力増加を策し、國民の航空熱亦熾盛となり空軍擴張の氣運を醸成した。米國は此機に乗じ南京政府と航空密約を締結して航空三年計畫に着手せしめると共に、其指導に依り七隊を改鑿して三隊とし、餘力を杭州飛行學校に集中して空軍勤務者を根本的に訓練をやり直すと共に空軍擴張の根據地とした。爾來著々其歩を進め、新に飛行機を主として米國より購入して内容の充實に努めた結果、目下約精銳一〇〇機を保有するに至つてゐる。改鑿の飛行隊は主力を南京に、各々一隊を漢口、南昌に配置して時々兵匪討伐に協力せしめ、杭州には約五〇機を保有し、學生約二〇〇名の操縦者、機關士の養成に努めてゐる。航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和一年末迄に増加する兵力は偵察機三五〇機、驅逐機三〇〇機、輕爆擊機二〇〇機、重爆擊機一〇〇機、合計約一、〇〇〇機に及び之を七乃至八聯隊に編成するとの事である。其眞偽は兎も角現在より遙かに優勢となる事は明確であつて、米國機の進出は著しいものがある。又數十名の米國人が杭州飛行學校に招聘せられ用兵及び訓練研究の指導に當つてゐる。
 二、東北空軍 學員の外遊、該航空本部長張煥相の逃亡に依り統率者を失ひ、現在何處の手中に屬してゐるが、戦用に耐ふるものはない。二、三機に過ぎず大部は練習機であつて空軍としての價値を失つてゐる。
 三、廣東空軍 中央空軍に對抗し得べき空軍

の尤なるものである。廣東政府主席陳濟棠に屬し上海事變中廣東空軍總司令部の創設となり、其後内争の爲擴張計畫も一時頓挫したが、陳の獨裁可能となるに及び、米國の後援に依り、初め僅かに二隊に過ぎなかつたが、現在では六隊約一〇〇機を有してゐる。又飛行學校飛行機製作工廠等があつて悉く米人の指導を受け、同空軍の招聘せるもの數十名に及んでゐる。此の空軍は更に昭和一〇年迄に六大隊(一大隊は三中隊)約二五〇機に擴張される計畫である。
 四、福建空軍 元來僅かに海軍機若干を有するに過ぎなかつたが、上海事變後十九路軍福建に移駐するに及び省政府と共に空軍の擴充に力を盡して來たので現在では十九路軍所屬三中隊計約五〇機、福建海軍所屬約三〇機合計約八〇機は保有してゐる。
 五、その他の地方空軍 山西、貴州、雲南には若干機、廣西には一〇數機あるも空軍の名實はぬ程度である。

H 政治の動勢

一、蔣介石政權の強化 國民革命の過程にある中國は、軍政期を経て今日訓政期にある。これが憲政期にまで進んだ時、始めて故總理孫文のいふ中國革命の成功となるわけである。いふまでもなく現在の政治形態は國民黨の獨裁形式になつてゐる。従つて國民黨自身の組織、制度を見ることは、ひいては國民政府の組織及び將來の憲政期における國民政府を豫測し得るものである。
 國民黨の最高機關は「中國々々民黨全國代表大會」である。民國二二年はこの開催年度に當つてゐたが、西南派の猛烈な反對その他の事情で、遂に一ヶ年繰下げることになつた。(この大會

の原則として二年毎に開かれるものであるが一ヶ年間の猶餘期間を持つことは差支へない規定されてゐる。然るに民國二四年(一九三四年)に於いても南京政府は一月二四日の中央政治會議の名をもつて、一月二二日に開かれた。これは明かに國民黨の黨章に反するものであるが、この黨章を破つてまで大會を延期した理由は、この五全大會をめぐつて當然起るべき南京政府對西南派の抗争を、何等かの手段によつて緩和せんとする南京政府の意圖であると同時に、西南派においても、五全大會が開催される事になれば、當然新憲法は決定され、こゝに訓政期より憲政期に入り、蔣介石が自ら大統領となることは必然である見、こゝに憲政期尙早を唱へて、これを阻止し、五全大會開催にあつて反對したためである。こゝにおいて蔣介石並びにその直系將領の名をもつて、劇匪を表面の理由として突然大會の中止を電請するに至つたわけである。ひるがえつて政治的勢力の現状を見るに、蔣介石は一九二八年北伐に成功して南京政府に乗り込んで以來、六〇萬に及ぶ手兵と浙江財閥、藍衣社、元老派等の支援の下に黨中央、國民政府、軍事委員會等に壓倒的な勢力を有し、その完全な令を奉ずるものは江蘇、浙江、安徽、湖北、湖南、河北、河南の七省と稱されてゐるが、張學良失脚後の北支は、中央の令を奉じて河北にある黃郛、何應欽等の政權と、東北軍系の山西、綏遠を根據地とする閻錫山派、山東に據する韓復榘、蔡廷鍇にある馮玉祥の殘黨とが一應の平衡を保ち、一方蔣介石に次ぐ支那の第二の大軍閥と稱される陳濟棠は二〇萬の兵力を擁して廣東にあり、これと合同を旨す胡漢民派が香港にあり、李宗仁、白崇禧一黨の廣西派、福建にゐる蔣光鼐、蔡廷楷

等の十九路軍あり、これらが隱然西南派を形成してゐるが、未だ一大同團結をするには至らず、加ふるに蔣介石の福建討伐及び共匪討伐が功を奏した今日、蔣に對して強硬な反對をなし得るや否やは甚だ疑問であり、かくして絕對に國民黨政權を否認してゐるのは僅かに中國共產黨及び紅軍であるが、これも瑞金が陥落して四川に退いた今日、反蔣を旨して再舉し得るや否やは疑問である。五全大會の延期は緊迫した情勢を一應緩和した観はあるが、西南派の今後の動向如何、並びに共產黨の再舉如何が明日の問題として殘されてゐる。
 尙中國が憲政期へ入るためには、建國大綱が示すところによれば、全國過半数の省が完全に地方自治を行ひ得る時とあり、果して今日地方自治省が事實上過半数を占めてゐるかは甚だ疑はしい。
 憲政期に入る法規上の手順としては、國民大會を開催して憲法を制定發布しこれによつて總選舉を行ふ。現在の國民政府は選舉終了後三月にして解體し、新たな民意による政府に政權を譲る。この時の中央政府も様式としては現在と同様に行政、立法、司法、考試、監察の五院であるべく、各省々長は國民代表會で選任、縣を自治單位としてこの監督を省長にさしむることとなるであらう。(詳しくはカレント・トピックス篇を参照)。

二、福建獨立運動 蔣介石に逐はれた陳銘樞が、一九三三年六月以來西南各省に互つて反蔣大同團結を結成せんと潜行運動を行つたが、各軍閥の態度曖昧で僅かに十九路軍の武力、第三黨その他の連絡を獲たに過ぎず、陳自身の社民黨と國家主義派の一部を背景とした局地的運動と墮した。しかしながら國民政府の切崩をおそれた陳銘樞等は急ぎ一月二〇日福州に中國人

三、瑞金の陥落 蔣介石は福建討伐の餘威をかかつて、所謂共匪の討伐に向ひ、福建省長汀方面より中國ソヴェート共和國臨時政府の所在地たる江西省の瑞金を攻撃してゐたが、蔣の第一次より第五次初期までの討伐事業は殆んど失敗に終つてゐたのに反して、今回の討伐は少くとも外見上成功を見、一九三四年一月一〇日終に蔣の軍隊は瑞金に入城した。共產軍は既にそれ以前において大勢を察して、四川方面の奥地に侵入を企圖し、着々軍隊の移動を行ひ、共產軍の江西における本據は、蔣軍の瑞金攻陥を待たずして、既に空虚となつてゐたものである。共產軍が四川に本據を構へて、再舉を計るか否かは今後の問題であるが、江西の討伐に成功した蔣介石の立場は一層強固なものとなり、討匪を名として延期した一九三四年の五全大會も、これによつて延期の理由は無くなり、瑞金の陥落は西南派の立場を不利ならしめるに至つた。
 (中國ソヴェート及び中國紅軍の組織に就いてはカレント・トピックス篇を参照)。

關稅收入

Table with columns for year (1931, 1932) and various regions (e.g., 廣東, 浙江, 福建).

註 (1) 滿洲國に接収されるまでの1月より6月までの収入とする。

一九三二・三三年度項目別歳出

Table with columns for item (e.g., 行政費, 軍費, 公債) and amount.

註 以上は國民政府の實歳出にして年度は7月1日に始まり6月30日に終る。(1)は前年度に爲された79,668,511元の支出を含む。

【外國債】支那の外債は清朝末、一八六五年のイギリスの銀行より百四十餘萬ポンド借入せるに始まる。その後約二十年間に英獨より約四千萬兩の外債を借入れ、團匪の亂後には外國資本は滔々として支那鐵道へと投資された。一九一一年革

入が激減しながら從來鹽稅收入から支出してゐた鹽稅擔保の外債償還はこれを關稅の負擔に移さざるを得なくなつた。國民政府の稅收中其の實際成績の顯著なもの

免れ、この間、前財政部宋子文の如き親米派の反間苦肉の策もあつて、國難の目標が日本に向けられたのである。しかし、中國識者は、國難の正體を漸次明らかにしつゝある。國民政府の支出は連年打續く内亂のため軍事費の支出が膨大な額を占め、加ふるに銀の激落、長江水害、日支事件、滿洲收支の喪失等のため、その財政困難は一層激しい。即ち別表に見るが如く一九三二—三三年度の實歳出を見るに、總歳出は七億六千萬元(Chinese dollar)のうち三億元まで、即ち、總支出の三九%まで軍事費によつて占められてゐる。然し最近國民政府は財政困難のため極力軍事費の節約を計る。即ち一九二八—二九年度に四八%、一九二九—三〇年度には四六%、一九三〇—三一年度には四三%、一九三一—三二年度には三九%に漸減してゐるのを見れば、その節約方針を如實に見ることが出来る。一九三二—三三年度實歳出においては總歳出の三三%を占める。後述するが如く支那の財政は尨大な財政によつて殆んど完全に行詰りの状態を呈

し、外國資本の支那財政に對する支配力は著しいものを見る事が出来る。國民政府の成立前においては各軍閥はそれぞれ地方に割拠し、海關稅を除く一切の中央收入を獨占して、勝手に新借款を起し、内外公債を濫發し、財政は紊亂を極めて來た。斯くの如く極端なる財政紊亂の結果、列國は民國七年(一九一八年)に至り申合せで借款の打ち切りを斷行し、それ以後、支那政府は短期公債、國庫證券の形式において公債を發行して僅かに一時的彌縫を施して來た。而もその内國公債も民國一三年には殆んど不可能となり、その上列國の借款も莫大な額に上り、その整理の見透し付かず、支那財政はこゝに全く破産に瀕した。英・米を主とする歐米資本主義列強の支那財政の國際管理が一時實現されんとするが如く見え

III 經濟 A 財政

最近の歳入歳出額(總算)

Table with columns for year (1928-29, 1029-30, 1930-31, 1931-32, 1932-33) and income/expenditure amounts.

註 以上は國民政府の通常歳出入にして年度は7月1日に始まり6月30日に終る。

徴實政ずもあるされての負擔はかなり重税をはか

1. 概説 國民政府は常に財政難に陥つてゐて、民國八年以來正式な豫算といふものはなく、毎年の豫算は唯形式的に數字を並べたに過ぎない。その根本原因は、政府の收入となるべきものが、關稅、鹽稅、地租、雜稅の僅か四種に限られ、營業收益稅その他の重要稅收入が何等統一されてゐないことである。云はれてゐる。しかもこれ等の稅收入さへも、地方政府は重稅を課しながら中央政府に入る金額に至つては極めて少ない。地方政府稅吏等が、私腹を肥やすに懸命であつて、何等國家的、また中央政府援助の意志なき現狀である。最近支那における全徵稅額と中央政府の實收入との比較を見れば、全徵稅額の約二〇%のみが中央政府の實收入となつてをり、他の八〇%は中間にある下級、中級の役人の私腹を肥してゐる現狀である。この間に處して、各種軍閥は、様々な名義によつて徵稅をなし、農民、小商人等

項目別歳入

(一九三二・三三年度、單位支那元)

Table with columns for item (e.g., 關稅收入, 鹽稅, 印花稅, 公債) and amount.

註 以上國民政府の實歳入にして年度は7月1日に始まり6月30日に終る。

増し來たつたが、民國一六年の夏外人監理の鹽務稽核所を廢止せんとし、一七九年九月南京政府は鹽稅所負擔の債務を財政部に處理に移し同時に稽核所を撤して直接財政部の指揮を受けしめた。近年鹽稅收

2. 中央・地方政府稅制 國民政府は、國稅と地方稅との區別を自論み、その眞意は地方政府乃至軍閥をも潤ほし、中央政府をも潤ほさんとするにあつて種々の條例を設けたが、規則よりは習慣の重要視される中國にあつては文字による條文は必ずしも實施できない現狀である。國稅と地方稅の劃分は民國一七年一月二一日公布の國家收入地方收入劃分標準案によつて國家收入は(一)鹽稅、(二)海關稅及び内地稅(内地稅は民國二〇年六月新輸出稅則の實施と共に撤廢)、(三)常關稅(二〇年一月新稅則の實施と共に廢止)、(四)菸酒稅、(五)捲烟稅、(六)石油稅(新稅則の實施と共に當然廢止)、(七)厘金及び一切厘金類の通過稅(新稅則の實施と共に撤廢を聲明し爾來徐々に廢止された)、(八)郵包稅、(九)印花稅、(一〇)交易稅、(一一)公司及商標註冊稅、(一二)沿海漁業稅、(一三)礦稅、(一四)國家財產收入、(一五)國有營業收入、(一六)中央行政收入、(一七)統稅收入、(一八)一九二九年一月二十九日實施、(一九)所得稅(將來新稅制定後編入)、(二〇)遺產稅(同前)の一九種と規定され、地方收入は(一)田賦(地租)、(二)契稅(不動産登記稅)、(三)牙稅(商業登錄營業稅)、(四)當稅(質業稅)、(五)屠宰稅(屠殺稅)、(六)内地漁業稅、(七)船捐、

(八)房捐(家屋稅)、(九)地方財產收入、(一〇)地方營業收入、(一一)地方行政收入、(一二)その他地方に屬すべき現在收入、(一三)營業稅(釐金の撤廢と共に實施)、(一四)市地稅(將來實施すべきもの)、(一五)所得稅附加稅(同前)等々と定められ、原則上劃分されてゐるが、これは中央政府の威令が津々浦々にまで行き渡る頃でなければ實現出来ぬ。 3. 國民政府主要歳入 國民政府の稅收は何といつても關稅が其の大部分を占めてゐる。而も政府の財源中最も信賴し得るものである。關稅事務は海關總稅務司の管理するところであつたが政府は其の管理機關として稅務處を設け更に擴張して關稅署と改められども依然實權がなかつた。國民政府が一九二九年六月稅務處を廢止の上關稅署を設けた後財政部の直轄に歸し、同時に關稅收入の出納も亦從來總稅務司の同意を経ず政府が任意に動かし得なかつた規定を改正して、財政部長の命令により自由に出納し得ることとし、總稅務司は職責上國民政府の命令を受けて關稅事務を專理することとなつた。關稅に次いで稅收の多いのは鹽稅であり、鹽稅は義に外債成立の時これを擔保として指定したため外人の管理の手が加はつた結果、極力稅制の整理刷新が行はれ一時中央政府の收入を激

列國の對支投資

(單位百萬アメリカ・ドル)

Table showing investment data for various countries (UK, Japan, Russia, etc.) from 1902 to 1931, categorized by business investment and government loans.

註 滿洲における外國投資額をも含む。

九%に増進してゐる。その他、鐵道及び交通以外の他の目的のために支那政府の借款は一九一四年の二〇・五%から、一九三一年の三三・二%に減少してゐる。また製造工業投資は一九一四年の六・九%から、一九三一年の三三・二%に、不動産投資は一九一四年の六・五%から、一九三一年の三三・二%に、銀行及び金融投資は一九一四年の六・三%から、一九三一年の六・六%に、交通及び公共事業投資は一九一四年の二・七%から、一九三一年の七・七%に増加してゐる。

專業別外國投資

(1931年現在、單位百萬アメリカ・ドル)

Table showing investment by industry sector (Transportation, Public Works, Manufacturing, etc.) in 1931.

註 滿洲國における投資をも含む。

地域別外國專業投資

(1931年現在、單位百萬アメリカ・ドル)

Table showing investment by region (Shanghai, Manchuria, etc.) in 1931.

註 その他の項には香港をも含む。

【地域別外國投資】また支那の對外輸入を地域別に見れば、上海地方の躍進が目覚ましく、上海地方の外國投資額の總額に對する割合は一九〇二年の二二・九%から、一九三一年の二六・九%へと増加し、更に一九三一年には一八・八%に轉落してゐる。

各國借款

(單位千圓)

Table showing loan amounts from various countries (Japan, UK, France, etc.) categorized by secured and unsecured loans.

註 1925年末支那財政部發表のものより、金額は1元=1圓、7フラン=1圓、1ポンド=10圓、1兩=1圓として換算す。尙擔保不確實なものに就いては財政部發表のものと、關稅會議出席の各國代表の調査のものとを合致せず。こゝには併記した。

命前後には列國は政治的理由からして擔保無くして支那に積極的財政援助を與へ、勢力扶植に努力した。その結果、支那の各地は列強をバックとする舊軍閥が割據し、その統一は著しく阻害された。斯くて世界大戰の勃發と共にヨーロッパ資本は支那市場より退却し、日本の進出目覺まし、一九一八年には西原借款一億數千萬圓の貸付けが行はれた。然し支那の財政的不信用の暴露は一段と甚しく、更に一九一九年以來支那は全く外債の償還を行はず、ために列強は完全に支那への公債投資から手を引き、遂に内債募集に轉向せざるを得なくなつた。一九二五年末の國民政府財政部發表の各國借款の總額は、貨幣換算率を一元=一圓、七フラン=一圓、一ポンド=一〇圓、一兩=一・五圓として換算すれば、總計別表で示す如く、十二億圓を突破してゐる。うち約四億圓は擔保不確實の借款である。尙これ等の利子は未拂にして、一九三四年

内債發行狀態

(單位千圓)

Table showing domestic bond issuance and repayment from 1929 to 1933.

【内債】前述の如く歐洲大戰の勃發と共に歐洲資本主義列強は支那より退却し、更に一九一九年以來、九年以來、外債不償還のため支那の外債借入は全く不可能となり、遂に内債募集に轉向するに至つた。一九三一年度における内債發行額は

【事業別外國投資】また滿洲を含む對外輸入の總額を見るに一九三一年には約三十二億米弗にして、これを一九〇二年の七億米弗、一九一四年の十六億米弗に比較すれば著しい増加を示してゐる。これ等のうち、運輸業投資は一九一四年の總額に對する三三・三%から、一九三一年の二六・一%に減少してゐる。然るに貿易業投資は一九一四年の八・八%から、一九三一年の一四・

保不確實なものが多いのはその政治的意味を多分に有してゐる點と共に注目に値する。これに反してイギリスの對支借款は極めて確實なるを特徴とする。【内債】前述の如く歐洲大戰の勃發と共に歐洲資本主義列強は支那より退却し、更に一九一九年以來、九年以來、外債不償還のため支那の外債借入は全く不可能となり、遂に内債募集に轉向するに至つた。一九三一年度における内債發行額は

行額は四億一千萬元、未償還額は九億二千萬元の巨額に上る。その内譯は各債二一、國庫證券一四、計三五(北京政府發行分一四、國民政府發行分二一)にして、これを基金別に見れば、關稅擔保を有するもの二八、確實な擔保なきもの七を數へる。B 資本 1. 資本輸入 支那における外國資本の投資額を正確に算出することは殆んど不可能である。従つて本項における數字はすべて最も信頼するに足るリマー教授(Prof. Remer)の研究、[支那における外國投資](Foreign Investments in China, New York 1933)に依るものである。支那の對外輸入は最初政府に對する借款の形式において爲され、多分に政治的意味を含むものであつた。然し財政の項において述べたる如く、歐洲大戰の勃發と共に歐洲資本主義列強は支那市場より退却し、更に一九一九年以來の外債の償還を怠れる支那政府の不信な態度より外債借入は全然不可能となり、滿洲を含む支那の對外輸入は全く事業投資の形式を見るに至つた。即ち外國資本の事業投資と政府借款との關係は一九〇二年の六三對三七より、一九一四年の六七對三三、一九三一年の七八對二二に變化し、事業投資の進出は極めて目覺ましいものを見る事が出来る。【事業別外國投資】また滿洲を含む對外輸入の總額を見るに一九三一年には約三十二億米弗にして、これを一九〇二年の七億米弗、一九一四年の十六億米弗に比較すれば著しい増加を示してゐる。これ等のうち、運輸業投資は一九一四年の總額に對する三三・三%から、一九三一年の二六・一%に減少してゐる。然るに貿易業投資は一九一四年の八・八%から、一九三一年の一四・

支那政府借款を主として含む外國投資の總額に對する割合は一九〇二年の三六・一%から、一九一四年の三二・六%、一九三一年の一九・八%に下落してゐる。

【國別外資輸入】 前述の如く一九三一年における政府の外國借款は支那における外國投資總額の僅か二・八%を占めてゐるに過ぎない。

残りすべて事業投資にしてその國別を示すにイギリス三八%、日本三六%、ロシア一〇・八%、アメリカ合衆國六・一%、フランス三・八%、ドイツ三%、ベルギー一・六%、オランダ〇・四%、イタリア〇・二%、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン各〇・一%である。以上は滿洲における投資額を含む計算なるも、イギリス、日本の支那における經濟的支配力が如何に壓倒的であるかを明示するものである。これに對してアメリカ合衆國資本は遅れて支那に侵入して來た爲め、未だ極めて微弱にして、合衆國が對支政策において積極的に支那の門戶開放、機會均等を主張する所以である。

2. 資本輸出 前述の如く支那における資本輸入は尠大な額に上るも、その反面に世界各國における支那人の有する資本は、不幸にして何等算定する資料を有せざるも、支那の資本輸入以上に莫大な額に上るものと見られてゐる。支那人の有する世界各地における經濟的勢力は極めて大なることは、こゝに説明するまでもないことである。例へば、英領マレーにおいてその富裕階級は殆んどすべて支那人によつて構成され、商業界、貿易界、産業界等における指導的地位を占めるものはまた支那人である。またアシアの南東部地方における外國貿易はすべて支那人によつて仲介貿易が營まれてゐる。輸入品は彼等の手を経て消費者たる土人の手に渡され、同じく輸出品は支那人によつて實際の貿易業者

に轉賣される現状である。フィリッピンにおける小賣業の九〇%までは支那人の統制下にある。またアメリカ合衆國においても支那人は多く料理店主、農場主、洗濯業者として大成功を遂げてゐる。ハワイにおいてはその地の最も富裕なる商人階級に屬してゐる。また朝鮮における商業界にも支那人は極めて有力であり、シベリアにても極めて有力な地歩を占め、特にソヴェト政府は支那人に對してシベリアより本國に送金を許可する特別の法規を設けてゐる現状である。要するに以上の如き支那人の外國において所有せる全財産を正確に算定し得たならば、恐らく支那に所有せる外國人の總資本額以上の額に上ることであらうと見ることは間違のないところであらう。

支那の國際貸借は概して不良である。即ち一九三〇年の統計において見るに、商品の輸入超過は一億八千萬米弗、利子及び配當の支拂超過は九千五百萬米弗に對して、その他の各種事業

最近の國際貸借

(單位百萬米弗)

	1928	1929	1930
商 品	-186.7	-179.2	-180.7
利子及び配當 その他各種事業 及び債務	+213.0	+201.0	+151.2
國際貸借計	-88.4	-96.7	-124.5
金	-4.3	+1.3	+14.5
以 上 差 引	-92.7	-95.4	-110.0
信 用	+47.4	+72.6	+62.0
過失及び遺漏による収支	-45.3	-22.8	-48.0

註 +印は受取或は信用流入超過を示し、-印は支拂或は信用流出超過を示す。

C 國際貸借

支那の國際貸借は概して不良である。即ち一九三〇年の統計において見るに、商品の輸入超過は一億八千萬米弗、利子及び配當の支拂超過は九千五百萬米弗に對して、その他の各種事業

D 金 融

統一されず、普通銀行でも兌換券を發行せるものが少くない。

1. 貨幣制度 現行貨幣制度は一九一四年(民國三年)二月の國幣條例に基いて施行されたものであるが、幣制の統一を計つた此の制度も空文に終つたかの觀がある。これより先、一九〇二年九月英清條約には本位貨幣制定幣制畫一の約あり、一九〇八年一月には庫平銀一兩(品位・九八)を本位貨幣とし、別に五角、二角、一角銀を鑄造することゝ定めたが實行に至らず、一九一〇年四月幣制條例を公布し、庫平銀七錢二分(品位・九〇)を以つて圓本位貨幣とし、銀元の鑄造を開始した際、革命に遇ひ、民國に代り、この幣制は廢棄された。現在の制度は從屬本位制度ともいふ可きものであるが、國幣條例の規定する自由鑄造はなく、公差及び最輕量目の規定等も空文に終つたために、貨幣は藥材價值と額面價值とを異にし、且つ各貨幣間

4. 錢 莊 前述の如く錢莊は清朝時代に最も重要を極めた金融機關にして、今や近代的銀行の發達と幣制の統一に伴ひ、衰退の傾向にある。錢莊は英語の所謂 national bank にして、原語においては地方により錢舖、銀莊、銀號、錢局、錢店等とも呼ぶ。錢莊の設立は從來自由にして、その多くは數人の合資組織によつてゐる。出資者は通例その出資額に比例して無限責任を負ふが、中には有限責任のものもある。資本は所謂資本金たる「成本」と、一種の準備金たる「附本」または「護本」があり、その金額は皆つては十萬兩以下であつたが、最近増加の傾向を示し、六十萬兩に達する錢莊も存在するに至る。

2. 外國銀行 支那における外國銀行は一九二七年現在、二三行にして、拂込資本、積立金、預金、兌換券等を含むその資力は總計約百十億元に上り、これを支那銀行の五七行、資力三七億元に比すれば、外國銀行が如何に支那金融界に支配的勢力を握つてゐるか明かである。

3. 支那銀行 支那は未だ半植民地の域にあり、外國帝國主義の植民地的經濟進出を受け、更に封建的殘存物多く、金融資本の發達は未だ微々たるものである。支那における近代的銀行の最初のものは清末における戶部銀行(現在の中國銀行の前身たる中央銀行)にして、清末には既に七行を數へ、一九一二年の中華民國の成立と共に漸次増加の傾向を示し、世界大戰後一段の發展を示し、一九二五年には全國に一四一行を數へるに至つた。斯くの如き近代的銀行の發達は皆つて、支那の金融機關の中樞を占めてゐた票號並に錢莊の位置を凌駕し、且つ外國銀行の勢力に拮抗し得る勢力を持つに至つた。殊に上海事變後、錢莊の困難に乗じて支那銀行は躍進的發展を遂げ、一九三二年一月一日、上海に「銀行聯合準備庫」を創設し、三二行の加盟銀行を以つて信用調查機關として「中國徵信所」を設置し、更に一九三三年一月一日、多年の懸案たりし手形交換所を創設して、錢莊側の同一機關より獨立するに至つた。然しこれ等の銀行に對する政府の統制力は極めて弱く、銀行法は公布されてゐるも未だ實施の域に達せず、中央銀行は存在するも、未だその歴史は極めて淺く中央銀行としての機能を發揮する迄に至つてゐない。且つ又銀行券の發行權等は未だ

6. 信用組合 最近支那資本主義發達と共に産業組合運動が著しく盛んとなり、それと共に信用組合の發達も目覺ましいものを見る事が出来る。殊に南京政府はその成立以來産業組合を下級黨部の主要任務の一つに定め、省または市縣に組合指導員養成所を設立してその普及に努めた結果、最近の各種組合の發達は著しい。就中そのうち信用組合最も多く、一九三二年現在の全國二七六三の組合中、八割以上は信用組合である。これ等の最も發達せるは江蘇省にして、浙江、河北省等之に次ぐ。

E 貨 幣

の素材価値にも甚しく差異を生じ複雑を極めて
る。現に流通しつゝある銀元は、孫、黎、袁
氏等の記念幣、四川軍政府の四川幣等二十種以
上に互り、省を限り又は地方を限り、品位量目
鑄造所を異にし、又補助貨幣に通用上の制限は
守られず、且つ供給過多、輕質、惡質貨幣等續
出し甚だ混亂してゐる。

2. 紙幣 支那現行の紙幣は、中國銀行券、
交通銀行券を始めとし、農商・勸業・勸業・殖邊
各銀行券等の特殊銀行券、更に私設銀行及び各
省銀行等の流通紙幣、支那と外國との合辦銀行
券、在支那諸外國銀行券等枚擧に遑がない。

3. 貨幣 支那貨幣の銀兩は種類多く、一
見分別に苦しむ程のものであるが、その根源を
追れば、寶鏡(紋銀)なる假想標準銀の純分と
各地流通銀兩の内包純分とを比較して、各種各
様の名辭や流通價值を派生したに過ぎないもの
である。かく通貨が使用價值上別に本尊を有す
るといふのは全然古來の銀地金(銀兩)の遺習
であつて、鑄造貨幣は流通性を地金から受繼い
だが、その價值の標準の方は依然として地金に
占有されてゐるといふ奇現象を演じてゐる。

貨幣の秤量には政府納稅用の庫平(一兩の重
量五七五・八二グラム)、稅關用の關平(五八
一・四グラム)、民間用の漕平(上海五八五・
六九七グラム)及び別に民間に通用される各
種各様の市平の四大別がある。現在においては
通用銀の元寶(馬蹄銀)と標準銀とを併有する
のは上海のみであつて、他は元寶のみであるが
單に銀兩といへば、普通通用貨幣の謂である。
上海における銀兩は、抽象・具象兩様を併存し
てゐるが、計算標準銀は之を「九八規元」とい
ひ、通用銀兩を「二七寶」といひ、元寶の種類
は「夷場新」(イチヤンシン)と呼ぶ。この通用
元寶は量目が漕平の五十兩前後であるから、每

個二兩七分五厘の打歩を加へる。これ「二七寶」
の名ある所以である。之を要するに標準銀即ち
寶鏡(紋銀)の純分九三・五・三七四に比較して、
上海通用の元寶は純分九八・六・八一九にて、一
〇・五五の純分過剰となつてゐるためと、量目に
おいても五十兩元寶は百分の二・七五を越ゆる
につき、公估局(コンクレーチユイ)は漕平五十
兩を五十二兩五錢五分と定めたものである。然
るに所謂上海兩(ジャンハイチール)は前記抽象
銀兩の「九八規元」であるから、この純分は九
一・六・六()であつて、寶鏡(紋銀)よりも低率
であるが、慣例上標準銀九百八十兩(チール)
は上海兩の一千兩に換算されてゐた。

支那は現今世界唯一の銀本位國である。故に
支那の經濟界は銀相場に支配される。然るに近
年銀相場は下落一方で、一九世紀後半から主要
諸國が相次ぎ金本位制を採用したから銀は金に
對して單なる商品に過ぎなくなり、就中世界大
戰後、英・佛・日をはじめ多くの國で補助たる
銀貨の品位を低下させて之に由つて得た巨額の
廢銀を市場に放出し、又世界最大の銀の消費國
たる印度が金本位制に轉じ、佛領印度支那も同

最近の銀相場

年	上海兩(1兩)	海關兩(1兩)
1920	1.1860 金貨幣	1.24 金貨幣
1921	0.7078	1.76
1922	0.7453	0.83
1923	0.7202	0.80
1924	0.7268	0.81
1925	0.7577	0.84
1926	0.6842	0.76
1927	0.6210	0.69
1928	0.6430	0.71
1929	0.5842	0.64
1930	0.4181	0.46
1931	0.3112	0.34
1932	0.3112	0.34

元來支那は土地廣大にして交通不便のため各
省、各地方によりそれぞれ独自の度量衡を有し、
その混亂紛糾は極めて著しい。これが對策とし
て政府當局もその改善統一に努力して來たが、
未だその改善の跡は明かでない。即ち清朝時代
においては政府は各國との間に度量衡に關する
條約を締結し、一定の標準を規定せしめ、遂に
一般の使用を見るに至らなかつた。然し外國貿
易においては殆んどすべてイギリス度量衡或は
フランス度量衡が用ひられるに至つた爲め大
なる不便を見ることになつた。次いで清國政府
は光緒三十一年(一九〇五年)に至り更に全國度
量衡の統一を計畫し、權衡度量の種類を調査せ
しも、當時清朝の勢力既に衰退し政令行はず、
計畫瓦餅に歸す。更にその二年後、また農工商
及び度量衡を以つて六ヶ月を限り度量衡に關する
新制度を制定せしめ、營造尺、漕斗、及び庫平
を以つて各度量衡の標準となし、これを國內に
公布し、以後一〇年を以つてその統一を期した。
その後清朝没落し從つて新制度も遂に行はれ

F. 度量衡

得ないこと、(二)交通制度の發達しないこと、
(三)經濟組織上に缺陷あること、などが擧げら
れる。

ず、民國となるに及び農商部は更に新度量衡制
を定め、甲乙兩制を併行せしむることに決し、
た。即ち、營造尺庫平制を以つて甲制と爲し、
萬國權度量衡を以つて乙制と定め、民國四年一
月六日(一九一五年)之を公布した。
然し該權度量衡もその後相次いで起れる政變と
國內擾亂のため、その強制實施は往々に遷延に
遷延を重ね、遂に全國的に普及を見るに至らず
して終る。斯く更に民國八年二月一日(一
九一九年)に至り國民政府は新權度量衡を發布
し、現行度量衡と爲す。この新權度量衡は萬國權
度量衡を主制と爲し、同時に民間に行はれてゐ
る權度量衡がその慣習極めて深く、これが急激な
變更を爲し、統一を行ふの不可能なるを察知し
て、別に市用制を定めて輔制と爲し、以つて過
渡期における便法と定めた。次に新權度量衡によ
る度量衡單位をあげれば次の如し。

- 一、權度量衡
【長度】公尺を單位とす。公釐||公尺の百分
の一。公分||公尺の百分の一。公寸||公尺
の十分の一。公丈||十公尺。公引||百公尺。
英里||一千公尺。
【地積】公畝を單位とし、一〇〇平方公尺と
す。公釐||公畝の百分の一。公頃||百公畝。
【容量】公升を單位とし、一立方公寸とす。
公撮||公升の千分の一。公勺||公升の百分
の一。公合||公升の十分の一。公斗||十公
升。公石||百公升。公乘||千公升。
【重量】公斤を單位とす。公絲||公斤の百萬
分の一。公毫||公斤の十萬分の一。公釐||
公斤の一萬分の一。公分||公斤の千分の一。
公錢||公斤の百分の一。公兩||公斤の十分
の一。公衡||十公斤。公擔||百公斤。公噸
||千公斤。

二、市用制

以上の標準制に對して市用制の

G 生産

1. 産業大體 支那は領土廣大にして、地質
地形氣候複雜、古くより地味肥え産物も多種多
様に極めて豊富であり、礦産の如きは其の
埋藏量計り知るべからずと云はれてゐる。しか
しながら、最近の傾向を見るに、支那の多數國
民が漸次生活上の壓迫を被ることとなり、社會
が無数の貧民によつて悩まされるに至つたと同
時に、一部食料品の輸入が漸次増加しつゝあ
る。この傾向は勿論近代のことであつて、人口
の増加と國民の生活程度の上昇に伴つて、國內
の生産が増加されなかつたため、いかに經濟資源
が多くとも、これが開發利用を圖らなければ當
然到るべき結果であるが、その生産の發展しな
い原因を概観すれば、(一)國家の施設宜しきを

得ないこと、(二)交通制度の發達しないこと、
(三)經濟組織上に缺陷あること、などが擧げら
れる。
支那においては、住民の七割乃至八割は農民
であると云はれてゐるところを見れば、一應農
業國と見るべきであるが、その可耕地は全面積
の三割以下、而も現在耕地は更に其の四分の一
内外と云はれ、年々多量の主要食糧を輸入して
ゐるところを見れば、成功せる農業國とは言ひ
難い。一方、工業方面を見るに、主として原料
品及び粗製品を輸出して完成品及び高級品を輸
入する現狀にあつて、確かに産業的未發達國に
屬する。
支那が資本主義國家であるかといふに、開港
場附近や河江沿岸の都會地には、相當高度に發
達した近代産業施設もあるし、又極めて新し
い思想を加味した産業組織も見られるが、其
の反面には大都會においてさえ今尙手工業的中
世ギルド的の生産組織も亦可成り根強く残つて
ゐる。近代工業の中にも、最新式の紡績工場
の如きものがあると同時に、他方には完全な集
中の工場制度にまで進まないで分散式職場組織
のものも多く、更に産業中心地を離れると、民
衆の大部分である農民の間では、依然として家
族主義的村落團體を基礎とする經濟生活をして
ゐるものが多いといふ現狀にある。
要するに支那の産業においては、中世的なる
ものと資本主義的なるものとが互ひに影響し合
ひながら近代産業組織へと推移しつゝあるの
であるが、この現象は主として、支那において
は近代産業組織が比較的遅れて取り入れられ
たといふことによつて説明し得る。
2. 農業 支那は農業國にして、その國民
經濟の根幹を爲すものは農業である。國民の四
分の三以上は農民に屬するものと推算される。

直接貿易を管まんとする氣運漸次濃厚を加へつ
つある。
2. 外國貿易 【沿革】 支那の對外交渉の歴史は極めて古いこと、早くから廣東方面にはアラビア人が來て貿易に従事してゐたが、喜望峯經由の東西航路が開かれてから最初に支那の沿岸に現はれた歐洲人はポルトガル人であつた。一五一七年ポルトガル人アントン・ダ・アジ

主要輸入品

(單位千海關兩)

Table with 3 columns: 種別 (Category), 1928年度 (1928 Year), 1933年度 (1933 Year). Categories include 米 (Rice), 棉花 (Cotton), 金屬及鑛物 (Metals and Minerals), etc.

主要輸出品

(單位千海關兩)

Table with 3 columns: 種別 (Category), 1928年度 (1928 Year), 1933年度 (1933 Year). Categories include 生絲及繭 (Raw Silk and Cocoons), 茶 (Tea), 皮革 (Leather), etc.

ることは特に注目する。これと同時に棉花生産國であり乍ら未だ幼稚な自國紡績業に對して自給し得るに至つてゐるが、多額の棉花を海外よりの輸入に仰いでゐる現状は支那經濟機構の一大弱點とすることが出来る。また最近機械類輸入の増加及び綿製品輸入の激減は支那における工業化發展の一面を物語るものである。
【主要輸出品】 嘗て支那の輸出品貿易の大宗は日本における絹、生絲及び繭であつたが、最近世界經濟恐慌の影響を受けてその減少は極めて著しい。即ち別表に見られるが、如く一九二八年におけるその輸出は一億六千萬海關兩であるに對して、一九三三年には三千萬海關兩に激減し、約八割の減少額である。然し生絲及び繭は現在においても支那輸出品のうち最大の額を占めてゐる。これは最近支那の輸出品が全體として不振を極めてゐることに主たる原因を見ることが出来る。
その他、支那の主要輸出品は綿絲、卵及び同製品、茶、金屬及び鑛物、皮革、桐油、棉花、絹織物、落花生及び同油等である。これ等のうち綿絲のみが著しい増加を見せてゐるが、その他はすべて減少を示し、支那經濟の缺陷を明白

に暴露してゐる。

【國別貿易】 支那の輸入貿易において最も重要な位置を占めてゐる國はアメリカ合衆國である。支那の輸入總額の約三分の一を占めてゐる。これに對してアメリカへの輸出は比較的少く、一九三三年度においては輸入の二分の一以下である。斯くの如くアメリカ合衆國産業の製品消費市場として支那の位置は極めて重要である。この點アメリカがその極東政策において自己の遅れた地位を回復せんがため、門戸開放、機會均等の主張を執拗に繰り返してゐる所以である。合衆國の外、一九三三年度支那の輸入貿易においては、イギリス、日本、ドイツ、インド、香港、フランス、イタリア、シンガポール、ロシアの順位である。このうち日本の對支輸出貿易が別表に示す如く極めて著しい減少を示してゐることは注目し得る。
これに對して支那の輸出貿易において最も重要な地位を占めてゐるのは一九三三年度において香港、アメリカ合衆國、日本にして、その他イギリス、フランス、インド、ドイツ、シンガポール、ロシア、イタリアの順位である。このうち最近の對日本輸出が極めて減少しつ

主要國輸出入別貿易

(單位千元)

Table with 5 columns: 國別 (Country), 支那の輸入 (China's Imports), 支那の輸出 (China's Exports). Sub-columns for 1932年 and 1933年 for both imports and exports.

註 (1) アジア交易路によるものに限る。

史は極めて古いこと、早くから廣東方面にはアラビア人が來て貿易に従事してゐたが、喜望峯經由の東西航路が開かれてから最初に支那の沿岸に現はれた歐洲人はポルトガル人であつた。一五一七年ポルトガル人アントン・ダ・アジ (Antão) が四隻の船で廣東省の上川島に着き、次いで廣東に至つて貿易した。その後一五五七年頃から澳門を占領して之に據り、以後澳門は廣東貿易の根據地となつた。次いで一六〇四年オランダ人廣東に來り、一六三五年英人來り、以後阿片戰爭まで主として東印度會社の獨占によつて支那貿易の利を食ふに至つた。これら通商を求むる歐洲人に對して、支那政府は通商條約の締結を拒み、國防上の理由から貿易港を次第に廣東一港に限り、外人の住所を廣東城外の小地域に限り且つその永住、妻子の帶同、不動産所有を禁止し、貿易の季節冬季三個月が終れば必ず澳門に退去せしめ、外商が直接一般商人と取引することを禁じ、外商との取引を行商といふ特許商に限り、その他種々の制限を設け、貿易品としての專賣品たる鹽の輸出入を禁ずる外、銅、鐵、絹、穀物の輸出を禁止し、只後に絹の輸出を制限的に許可した。當時輸出は茶、絹を主として、幾分、綿布、大黃が出た。英人、蘭人は之を歐洲に輸出して巨利を得た。殊に茶の輸出は利益があつた。輸入は支那人自身が日本から銅、水産物、シヤム、安南から米、南洋地方から香料、木材を輸入し、英國人は毛織物を輸入したが、一九世紀になつてから印度の阿片を輸入して暴利を得た。
一方陸路にあつては、一六八七年清の康熙帝とロシアのピーター大帝との時に有名なネルチ

ンスク條約が成立し、相互に旅行通商の自由を認め、その後ロシアは屢々隊商を北京に送つて貿易したが、一七二七年恰克圖條約成立して、恰克圖を互市場として以後こゝで兩國の貿易が行はれてゐた。
當時支那は年々輸出超過で、むしろ外國人に貿易を許すのを彼等に對する恩恵と考へてゐたものであつた。しかるに、英國との間に起つたかの有名な阿片戰爭の結果として生れた南京條約(一八四二年)にあつては、從來とは異り支那にとつては不利益なものとして現はれ、支那は廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港を開港場とし、治外法權、租界制度、關稅權の東縛等、累を後世に残す條項を約せしめられた。更に一八五四年海關管理制確立し、次いで一八五八年英佛との天津條約により、漢口、瓊州、汕頭、臺灣、登州、牛莊等の開港せられるに及んで、對外貿易關係は益々密接を加へたが、しかも尙その貿易總額は僅かに一億六千萬兩程度に過ぎなかつたが、一八九五年日清戰爭後において、世界の視聽は一時に極東に集中され、列國も漸くその資本主義生産品のはげ國を支那に求め、同時に原料品採集地と見做し、更に進んで金融的支配による利權獲得に努むるに及んで、益々對外貿易發展し、日清戰爭を一エボックとしてその貿易總額も急激に上昇し、更に日露戰爭によつて之に拍車をかけ、今日に及んでゐる。
【外國貿易の現状】 以上の如く最近の支那外國貿易の發達は目覚ましいものがあり、總貿易額においても一九二七年及び三〇年の兩年を例外として一九三一年迄は大幅増加に増加を重ねて來た。然るに一九三二年に入るや俄然激減を示し、別表に見られる如く一九三三年度の貿易總額は一九三一年度のそれに比較して約半減に

最近の輸入輸出額

(單位千元)

Table with 3 columns: 年度 (Year), 純輸入額 (Net Imports), 純輸出額 (Net Exports). Data for years 1924, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933.

殊に最近數ヶ年における輸入超過額は著しい増大を見せ、殊に一九三二年度、三三年度の如きは輸出額の二倍以上の輸入を見せてゐる。その原因の一は常に輸出超過であつた滿洲國が獨立した爲め、支那の貿易帳尻の悪化を招いたことにある。一九三三年には入超過は減少してゐるが貿易總額に對する割合は寧ろ悪化を示してゐる。即ち輸出入總額に對する入超過の割合は一九二九年の一一・〇%、三〇年の一八・八%、三一年の二二・四%、三二年の三六・一%、三三年の三七・五%と漸増の傾向を示してゐる。
これ等の莫大な入超過額は國際貸借において主として華僑の送金及び外國資本の輸入により決濟されて來、従つて最近の支那の國際貸借は著しく悪化してゐる。
【主要輸入品】 支那の輸入貿易において最も重要な位置を占めてゐるものは米、棉花、金屬及び鑛物、小麥、燈油、綿製品等とする。その他、化學製品、紙、機械、砂糖等が多く輸入される。
以上の如く支那は元來農業國であるにも拘らず、米及び小麥が輸入品として頗る重要な地位を占め、而も最近著しい増加の趨勢を示してゐる。

近い減少を示してゐる。支那の對外貿易が年々多額の輸入超過を示してゐることは特に注目する。

南京政府になつて、この方面にも留意され、一九二九年九月に道路法が公布された。この法律は、十二本の大道（大體重要都市交通路と國境防備道路との二種に分け得る）を二十年間に仕上げんとするもので、そのうちには既に出来てゐる地方的道路の連絡によつて完成するものもある。この費用は約三億六千四百萬元と推算され、最近共産軍討伐の必要上道路建設が急がれてゐる。

地方別河川航路

Table with 5 columns: 航路, 汽船航路, 汽船航路, 汽船航路, 計. Rows include 河北省河川, 湖北省河川, 浙江省河川, etc.

汽船は僅かに六五〇萬噸足らずである。これら諸外國の船舶に比すれば、支那自身の船舶は甚だ貧弱である。最近まで支那最大の汽船會社は李鴻章が北洋大臣の頃基礎をかためた招商局であつたが、それも拂込資本八四〇萬兩の小會社に過ぎず、年々損失を續けてゐたが、一九三二年國家に買収され、交通部の管轄に置かれるに至つた。尙その他に數個の船會社がある。

五大汽船會社所有船舶數

Table with 3 columns: 會社名, 船數, 噸數. Rows include 招商局, 三北輪安公局, 政記公司, etc.

【中國航空公司】一九二九年四月の創立に係り、三〇年七月改めて米支航空新契約の締結により米支合辦となる。その計畫は第一線（上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都）、第二線（南京—徐州—濟南—天津—北平）第三線（上海—寧波—温州—福州—廈門—汕頭—廣州）の三線を計畫し、先づ上海—南京—漢口（九一三航線）、上海—宜昌間（一一二四航線）、上海—南京—濟南—北平間の空輸を實施したが、收支償はず毎月赤字を出しつゝ、辛うじて經營して來た。然るに滿洲事變に依り航空熱再燃するや、米國は本公司の中に積極的に喰ひ入り、一九三三年夏季汎米航空會社の南京政府との協定に依り中國航空公司の全株數の四割五分を買収したのであるが、支那側の持株は創設後逐次米人の手中に改められたので結局殆ど全株アメリカの手に歸するに至り、全く實權を握り名目のみ支合辦といふ事になつてゐる。同公司が米人の手中に歸するや、その發展は目醒ましきものあり三三年夏迄に前記三線を完成し、更に次

卸賣及び小賣物價指數

Table with 3 columns: 年度, 卸賣, 小賣. Rows include 1926, 1927, 1928, etc.

七・四%の下落振りを示してゐる。これは英米或は日本における物價下落が一九二九年に始まり、その下落率が一〇%以上に及ぶ事實、またこれ等諸國における物價下落が一九三一年秋以後、その金本位制の離脱と同時に一應停止せる現象に比較して見ると、最近の支那における銀問題と重大な關連あることが明かである。

I 運輸交通

1. 概説 支那では古來南船北馬といはれて、南北各地の風土風物の異なるに従つて、船と馬とが自ら使ひ分けられ、交通機關も種々あるが、支那獨特なものを挙げれば、都鄙には驛車あり、驢馬あり、諸川を航行するシャシク、北部の駱駝などであり、尙特種な風景としては、鐵道に貧民列車ともいふべき細民用の箱が必ず取りつけてあること、又、船にはデッキ・パッセンジャーの多いことなどがある。

主要鐵道表

Table with 10 columns: 鐵道名, 兩端, 延長(軒), 支線數, 備考, 鐵道名, 兩端, 延長(軒), 支線數, 備考. Rows include 北寧, 平漢, 津浦, etc.

の如き擴張計畫を立て、進みつつある。

(一) 上海—宜昌—重慶線、毎週二回(上海—漢口間毎週六回)、重慶—成都は成都にある劉文輝との交渉不調の爲一時中止してゐる。

(二) 上海—海州—青島—天津—北平線、第二線を若干變更せるもの一週三回。

(三) 上海—福州—廈門—廣東線一九三三年七月八日以下一週二回、九月より旅客輸送を行つてゐる。

當公司の使用機はローニンク(水陸兩用)機六、スチムソン機五、豫備若干を合し一八機、飛行士、機關士等は米人十數名がある。同公司は下記線を計畫豫定してゐる。(一)漢口—長沙—廣東線、(二)南京—濟南—天津線、(三)上海—南京—北平—庫倫—滿洲(シベリア經由伯林)。

【歐亞航空公司】 獨逸ハンザ航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、一九二八年以來北平及びモスクワにその代表者を駐在せしめて居る。一九三〇年二月國民政府交通部と交渉を始め八月獨支航空契約を締結し、アジヤ大陸を横斷する歐亞連絡を企圖し、左の三線を獨支合辦として開設する事とし、翌三一年三月からエンカー大型旅客機四機を以て上海北平間の試験飛行を行ひ、更に四月上海、滿洲里間の定期航空を行ふ豫定であつたが、滿洲事變のため之を中止し、伯林、新羅、方面との連絡航空に歩を進めつつあつたのである。

第一豫定線 上海—南京—天津—北平—滿洲里(シベリア經由伯林)

第二豫定線 上海—南京—北平—庫倫(シベリア經由伯林)

第三豫定線 上海—南京—甘肅—新疆(シベ

リヤ經由)

斯くて一九三二年一月迄に同公司は上海—南京—河南—北平線、及び河南—蘭州線を經營してゐる。更に歐亞連絡航空路の設定に努力し、六月中旬ベルリンより二機上海に到着して試験飛行に成功し、爾來、上海—蘭州—迪化間の定期航空(一週一回)を實施して來たが、更に塔城まで延長の準備中である。

尙同公司の一九三三年度計畫線は、(一)廣東—湖南—漢口線、(二)北平—西安線(山西省經由)である。以上の如くドイツの支那における航空勢力は極めて固く、現在合衆國と並んで益々積極的發展を遂げつつある現狀である。その所有の使用機はエンカー五機、ドイツ人五名の空中勤務員が従事してゐる。同公司の一九三二年の成績は旅客五八八九人、貨物一、三〇三ポンドである。

J 通信

支那で電信が實用に供せられるに至つたのは一八七九年(光緒五年)で、當時の直隸總督兼北洋大臣李鴻章が天津間に電信を開始したのを以て嚆矢とする。一八八一年には天津上海間の電信開通し、翌年には上海より揚子江沿岸を経て漢口に至る電線架設を起し、一八八四年には上海漢口間、上海廣東間の二線完成し、同時に上海天津線を延長して山海關、保定に達せしめ、更に支線を以て濟南を経て芝罘、青島に到らしめた。一八九七年には北京より蒙古を横斷し、「キヤクタ」「イルクツク」を経て、モスクワに達する陸線によつて歐洲との陸線連絡を遂げた。

支那における電話は極めて遅れ、上海においては一八八一年、イギリスの東洋電話公司在上海租界内において十八ヶ年の期限を以て電話經

營權を得て私設したのが初めてである。

支那において無線電信が實用に供された最初は一九〇八年、上海パレス・ホテルの私設無線電信であつたが、當時主權侵害論沸騰の結果、郵電部より英國公使に抗議し遂に支那政府が之を買収して上海電報局に移した。

有線による支那の國際通信は海底線によるものと陸上線によるものがあるが、その歴史は國內電信よりも古い。デンマークの大北電信會社は夙に東亞における電信事業に着眼し、一八七一年に香港厦門線、厦門上海線、上海長崎線等を敷設し、日本及び支那と歐米との通信を取扱つて實際上的獨占權を獲得した。然るに一八八三年英國の大東電信會社が上海福州香港間の海底線を敷設して其競争者となつた。其後二社の協定成立し、支那の國際電報は二社の獨占に歸した。次いで日本政府との間には明治四一年に芝罘大連線、大正二年に上海長崎線等を、更に米國の商業太平洋電信會社との間には一九〇六年に上海マニラ線の連絡架設成立し以て今日の如き國際電信網が成立した。

陸線に關しては大北會社は北平より蒙古シベリアを経て歐洲各地への連絡線の運用を獨占してゐる。

支那における海底電信線は、支那政府所有、中外合辦及び外國所有の三種あるも、支那政府の所有するものは僅かに徐聞海口線、上海芝罘線及び芝罘太沽線の三線に過ぎない。従つて外國との通信連絡は別表の各線による。この表のうち、大北大東の二會社は前述の如く古くから國際通信の獨占權を保有し、日支兩國と歐洲間の電報を取扱ひ、商太會社の海底線は「グアム」「ミッドウェー」「ホルル」を経てサンフランシスコに陸揚して米國との通信連絡をしてゐる。

海底電信線

所屬及び線名	線數	哩數	散
大北電信會社線(デンマーク)			479
上海—長崎線	2		490
上海—厦門線	1		721
厦門—香港線	1		330
大東電信會社線(イギリス)			450
上海—福州線	1		475
福州—香港線	1		475
商業太平洋電信會社(アメリカ)			1,265
上海—マニラ線	1		1,265
日本政府線			460
上海—長崎線	1		460
福州—淡水線	1		118
日支共有線			541
青島—佐世保線	1		541
芝罘—大連線	1		170

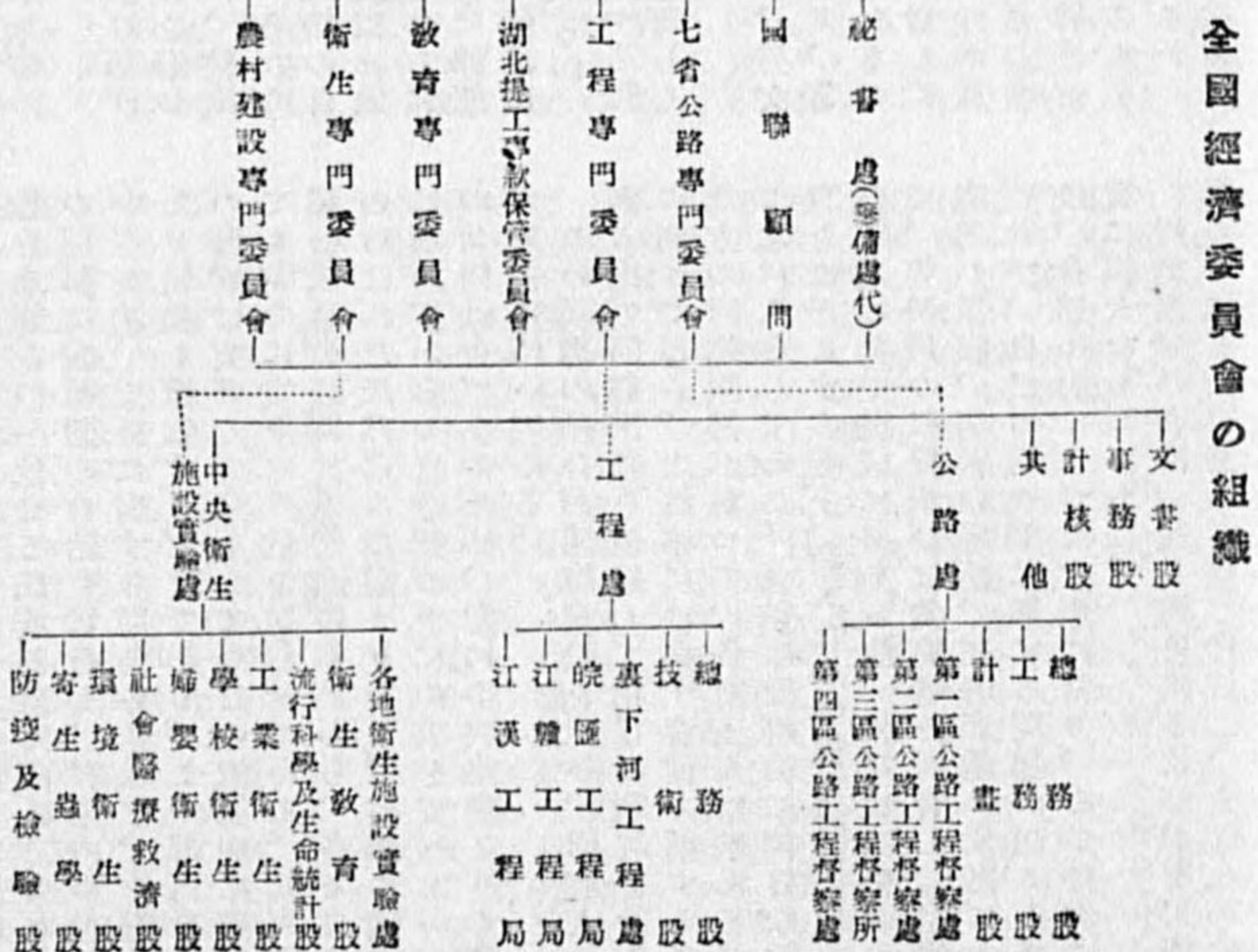
K 經濟・産業團體

後章「社會」の項において述ぶるが如く、支那においては、古來、血縁、地縁の關係強く、これらの關係によつて造り出された團體は、必然的に經濟産業の部門にも大なる影響を與へてゐるのであり、一方支那における政治の干渉主義が各種の自治團體を發達せしめ、その間に、當然利害を同じくする同業者の組合も發達し、これが、たゞに經濟方面への活動のみならず、教育、司法、警察、政治問題にまで及び、その組織も小は一地方の同業組合から、大は全國に互る聯合會に至るまで種々階段がある。これらの利益團體は舊式の公所、商帮等から、新式の商會、商民協會、労働組合等に至るまで種々のものを含んでゐる。工業方面における同業組合は既に産業の項において述べたる如く、支那においては、手工業者のギルドとして發達し、今日支那工業の大部分が未だ手工業であるため、その組織は依然として殘つてゐる。この組合は今

日では工場主の組合と職人の組合との二つに分類することが出来る。

工場主組合としては、地産業公會と毛公所等の如きものあり、價格の公定、原料の精選、勞賃の協定、見習工取締規定の作製等をなす。職人組合の方は、大工、左官、製靴、鍛冶工等皆それぞれ専門の團體を造り、その結合は非常に鞏固なものがあ

全國經濟委員會



L 經濟政策

國民政府はその成立以來銳意支那産業の發展に努力して來たが、常に政府部内における政治的對立と國內及び國外の政治的不安によ

つて妨げられ、充分なる効果を擧げることが出来なかつた。然るに財政部長宋子文の歸國後、民國二〇年九月六日(一九三一年)開かれた第三次盧山會議は、宋が案外おとなしく蔣介石、汪兆銘、黃郛等の既定方針に同意し、對日外交よりも寧ろ國內建設に没頭し、自らは専ら全國經濟委員會に立籠り、國內産業の開發と聯盟の技術的合作に精進せんと決した。

斯くて宋子文の手によつて改組された全國經

濟委員會の内容は、從來同委員會が行政院に直屬し、行政院正副院長、各部長及び經濟各關係各機關の長官をもつて委員となし、蔣介石を委員長としてゐたが、今後は同會を國民政府直轄となし、常務委員三名（汪兆銘、孫科、宋子文）を任命する外、各部長を委員として國有鐵道、航運、電氣、鑛山事業の如き全國の經濟を統轄して統制經濟を實施し將來各種基本工業國有化を計らんとするもので、委員會では、公路、工程、衛生の三處を設置する外、専門委員七名を任命し、聯盟技術合作事業やアメリカ棉麥借款も同委員會が全權をもつて處理することとなつた。従つて交通、財政、工商、鐵道等の各部は自然その權限を縮小され、専ら行政事務に當ることとなつたわけで、同會今後の活動は特に注目するの要がある。

III 社會

A 社會構造

支那の社會結合には、從來の見方に従へば、三つの要素が力強く動いてゐるといはれてゐる。それは、血縁、地縁、利益團體これである。血縁關係はいづれの民族においても重きをなしてゐるが、支那では特に之が重要視され、政治、經濟各方面に重大な影響を與へてゐる。支那において、かく血縁關係が重大視されるのは、其の家族制度に端を発するものであるが、支那の家族制度は家長制であつて、家長が絶対の權力を有し、凡ての財産收入は家長の手にあり、家長が全家族を養つて行き、大家族制が採用されてゐるので、血縁による結合が非常に重きをなすに至り、親戚關係が社會生活の上に重大な意義を有つに至つた。この血縁關係の影響するところ、經濟社會は勿論、政治上にも重大な役

割を演じ、現在國民黨の主眼部が蔣介石氏の血縁によつて構成されてゐるが如きは其の一例である。

しかしながら、支那における大家族制度も、種々な矛盾に逢着し、例へば、大家族制であるために、自己の働いた結果も家長の手に歸し、働かざるも家長の給養を受けるため、家族の間に遊惰の風を生じ、支那の生産を不振に陥らしめ、又働くものに取つては大家族制は大なる桎梏となり、一方列國の資本主義の侵入は支那の經濟界に大なる變動を與へ、經濟上大家族制の保持を困難ならしめてゐる。又家長制度に對しても、次第に反抗の聲は擧げられ、從來家長が家族の上に絶対の權威を振つてゐた結果、家族の行動は全く束縛され、結婚離婚に對しても、本人の意志は全く顧みられなかつたため、若い學生の間に結婚及び離婚の自由が呼ばれ初め、この運動は國民革命後益々熾烈となり、大都市では着々それが實現されるに至つてゐる。古來支那では、離婚は非常に罪惡視され、一度嫁した女が家に歸ることは極端に卑しめられてゐたが、離婚の自由が唱へられ、乃至つて極めて簡単に離婚が行はれるやうになり、大都市においては離婚の數が最近著しく増加するに至つた。

支那の家族制度の中には、古來蓄妾と、男女奴隸の婢僕を養ふの二大弊風が存してをり、蓄妾は一面から見れば血縁尊重の風から來たものとも言へるが、これが家族並びに社會に對して及ぼす悪影響は言を待たず、特に支那女性解放に取つては大なる障害であるため、近年蓄妾廢止の運動は益々烈になりつゝある。又婢僕解放も、一部には其の解放令を出したところもあるが、容易にその實行を見ない状態にある。かくして家族制度改革の運動が起り、徐ろに

若干の變化を見つゝあるが、それは主として大開港場や大都市であつて一般内地は未だ舊態依然たるものがあり、支那の政治、經濟、社會に牢固として抜くべからざる弊根を張つてゐる。

支那では血縁關係が甚だ重視されると共に、一方同鄉關係が又重要な位置を占めてゐる。支那人の社會結合は、血縁と同鄉關係が主となつて、これが社會の各方面に及んでゐると見ることが出来る。同鄉團體の單位は村落であるが、この村落には單に地縁的結合のものもあれば地縁と血縁との一致せる氏族部落もある。これらの部落は廣範圍の自治を實行し、村落内の行政から司法、土匪に對する防衛等に及び、官憲はたゞ租税を徴収するだけである。この部落自治の發達は支那の大衆をして今日の混亂期に際しても割合に安全な生活を送らせてゐる。元來支那の政治組織は其の建國の初めから、各々自治の行はれた氏族部落の集まりなり、支那の國家は斯る下からの自治體の上に中央を支へた一つの共同社會であるため、常に中央集權よりも地方分權に傾いてゐる。

この同鄉の結合が同鄉意識を生み、同郷人は到る處で同鄉團體を組織して相互の利益を計るに至つてゐる。大都市には必ず會館と稱する各地方の同鄉團體があつて、各郷土人は殆んど總て之に入會してゐる。會館は愛郷のみに獨りな教育をほどこす必要上、新式な小學校を設けたり、商工業の徒弟養成に努める他、相互扶助を計つて、團體員の孤兒或は貧窮者を養育し、寡婦、老者の保護、病者の施薬、死者葬儀の世話にまで及び、自己の省や縣に關する問題が起るときは、會館の力によつて官憲に當り、その勢力は實に強大なものがある。

斥し合ふことも屢々ある。

地縁關係は各種商業團體にも作用し、或る種の同業組合が一の同鄉團體として組織されることあり、又同鄉團體の内部に同業組合を有することもある。殊に支那において最近發達し來つた資本團が、又地縁團體をなし、浙江財團、廣東財團などを形成し、かくして全然郷土的なる資本團が財界を左右する勢力を有するに至つてゐる。政治方面においても、血縁關係が重大な役割を演ずると共に、地縁關係が大なる力をもつて作用してゐる。

支那の社會結合には、前記の血縁、地縁の他に、利益による結合のあることは勿論である。支那の政治が無爲干渉主義を採つたために、各種の自治團體が發達し、その中に利害を同じくする同業者の組合が古來發達し、その制度も甚だしく完備するに至つた。かゝる團體は、公私一切のことから、對外問題までも處理し、其の範圍は商工各方面に互り、その活動は各専門に關したことは勿論、教育、司法、警察、政治問題にまで及んでゐる。

【秘密結社】支那社會の特徴の一つとして秘密結社がある。秘密結社が支那に發達したのは、歴代政治に負ふところが多く、歴朝の専制と官吏の歴政に對しては、人民は秘密結社によるより他はなかつた。その上元來支那人は猜疑心強く、みだりに本心を明すことなく、秘密保持に都合よく出來て居り、家屋の構造も閉鎖的であり、家庭も亦閉鎖主義を取るため秘密の保持に便あり、警察制度も不完全なるため大規模の秘密組織の存在を可能ならしめる。中國共產黨が秘密結社であることは勿論であるが、その他にこの秘密結社は種々の方面に行き互り、時の政府に多少でも反抗的な行動を執るもの、或ひは官憲に知られて不利なるものは、凡て秘密

結社の組織を取つてをり、國民革命は實に孫文一派が中南支一帶に存する秘密結社と連合して之を動かしたものであり、今日の國民黨の母體たる中國同盟會それ自體が一種の秘密結社であつて、國民革命が成功して初めて表面的に政黨となつたものである。

之等秘密結社の種類を大別すると、宗教的なもの、利益團體的なもの、政治的なもの、三つがある。宗教的な秘密結社の代表的なものには、かの義和團事件を起した紅槍會であり、利益團體的な秘密結社の代表的なものには青帮（チンパン）、紅帮（ホンパン）がある。これらは元來南方から北京へ糧米を運ぶための運河の輸送に従事してゐたものであつたが、海運によつて糧米の輸送がなされるに至つて、今日では次第に匪賊的な生活をなすに至つてゐる。

【土匪】浮浪階級の中で一番問題になるのは土匪である。土匪は山東、河南及び江蘇安徽の北部を中心とし、是等の省に境した直隸北部、陝西、湖北に多く、其他四川は土匪の産地として一つ特別區域をなし、南方では雲南、貴州、廣西等が土匪の集窟となり、長江一帶は比較的土匪の害が少なかつたが、近年に至り土匪の範圍は益々擴がり、南は廣東から北は從來土匪の少かつた河北、山西にまで出沒し、長江一帶も亦土匪の跋扈を見るに至つた。土匪の目的の多くは掠奪による衣食であるが、彼等にも一つの標語があり、富を割いて貧に傾つといふ均産を標榜とし、以前は大土匪團は主として大財産家を襲ふたが、大資産家が安全な都市に去り、次で中産階級去り、小資産階級去るに至つて、土匪は無産階級をさへ掠奪するの慘狀を呈するに至つた。土匪は一の團體をなし、大なるものは時に數萬の衆を擁し、堂々と軍隊を蹴飛ばして都市を陥れ大掠奪を恣にするところがある。民國

B 民族運動

支那人は古くから民族的誇りの強い國民であるが、特に民族運動が熾烈となつたのは、世界大戰以後のことであつて、列國資本主義の侵入に對する反感並びに自覺の起ると共に、巴里會議並びにワシントン會議における不平等條約廢棄の主張が簡單には通らないのを見て、巴里會議頃から頻々として排外運動が起るに至り、一方、ロシア革命の成るを見、民族自決の聲を聽いて、被壓迫民族としての自覺は益々強まつたが、この運動に身を投ずるものは多くは若い學生である。この運動は、國民黨が一時共產黨と握手した頃、労働運動となり、組織的労働團體結成に力を借し與へたが、この民族運動は多くの場合、爲政者によつて政治的に利用される傾向を持つてゐる。尙、排日運動の特に甚だしきこ

と、多くの屈辱記念日を持つことなど、人々のよく知るところである。

C 階級運動

支那の社会構造は、今日尙資本主義的であるよりも、封建主義的なる要素多く、階級関係よりも寧ろ血縁、地縁に結ばれるもの多く、支那の商店及び手工業者に使はれる店員又は職工も、多くは店主の血縁者でなければ同郷人であるため、支那の労働運動者が支那の商店及び手工業者の間に労働組合を組織し、階級闘争を起さしめることは甚だ困難とされてゐる。一方又、支那の工業は未だ幼稚で、手工業を除いた新式工場は少く、労働組合に組織されるべき労働者の数は支那の人口に比して甚だ少く、共産黨の熱心な努力も、屢々多くの効果を齎らさなかつた。新式工場内でも、職工長は部下の職工には多く同郷人を招き、苦力帮の如きは全く同郷團體から成つてをり、又海員組合の内部分も各地方毎に別れてゐる。其中でも最も勢力があり且つ頑強に労働運動を續けて來たのは廣東東莞である。かくして労働組合の内部に各地方的結合があるため、時に労働組合内部の統制が亂れることがある。中國共産黨の労働運動者は、この同郷結合を打破して、階級的結合に代へんと努力してゐる。(中國ソヴェートに就いては最後の項及びカレント・トピクス篇を参照)。

D 労働

1. 労働組合 支那においては労働組合は名前こそ異つてゐるが、古くから存在してゐた。手工帮及び苦力帮これである。手工帮は手工業者の組合であつて純然たる労働組合ではなく、労働組合であると共に企業者の組合であつて、手工業者の親方によつて組織され、見習ひ工は

加はらない。しかるにギルドの崩壊と労働運動の影響は手工帮を壊して徒弟の間に組合の組織を促しつゝあり、従來の手工帮は資本家側に迫りつゝある有様である。苦力帮は不熟練労働者の組合であつて、純然たる労働組合であるが、組織として頭目を有つてゐると、普通同郷人から成つてゐるのを特色とする。

かうした従來からの組合の外に、國際環境の影響を受けて一九一九年頃から先づ廣東方面に労働組合が組織され、次で上海方面に波及し、更に全國に及んだ。労働組合の組織が割合に能く行はれるのは、支那人に團體組織の素地があつたからである。労働組合の初期は雜然たるものであつたが、共産黨が一九二三年頃から労働運動に手を染めるやうになつてから、組合に統一が出来て來た。共産黨は初め鐵道従業員及び海員組合の中に手を伸ばして來たが、一九二五年の五世事件を機として上海の労働界に覇を占め、次で各地方に組合の組織を進め、支那労働組合の大部を其の手に收めるに至つた。次で一九二六年からの北伐戦を利用して長江一帯に組合を組織し、廣東、北京の一部を除いて全く共産黨の手によつて労働組合を組織した。しかるに翌一九二七年に國民黨と共産黨が分裂し、國民黨は全國にある共産黨系組合を解散し、悉く國民黨系の組合に改組した。しかるに國民黨は其後資本家と結んで右傾するや階級闘争を否認し労働組合は單に形骸を留めるに至つた。今日支那に見られるやうな労働運動は、産業の資本主義化が餘程進んだ後に初めて現はれたものである。支那では資本主義が十分發達してゐない上に、勞資協調を信條とする舊式ギルドが社會の根柢となつてゐるから、一般に支那に労働運動など起る懼れなしとされたものであつた。元來支那の舊式ギルドでは、親方も職人も

體化し、政府の産業政策遂行の一要素としたので、その性質も大いに改まり、穩健なものとなつてゐる。

2. 労働争議

以上の如く工會の發達に伴つて労働者の勢力著しく増大し、従つて労働争議も頻發の傾向を生じ、一九一八年には同盟罷工数は二五回、一九二一年には之が倍加し、一九二五年には五世事件の影響で三八〇回、一九二六年まで九年間の合計一、二二二回に上る。その原因の主なるものは、經濟問題によるもの六〇〇回、労働條件によるもの二〇〇回、排日その他愛國運動によるもの一五〇回である。

3. 労働法規 支那においては、労働問題が特に政治的な色彩を濃厚に持つてゐる關係などから、その労働法規は他國に比して可成り發達してゐる。その主なるものは工會法と工廠法であり、前者は工會に勞資紛争の處理、労働法改廢に對する意見陳述等をなす權利を與へ、團體協約権を原則として認めてゐる。後者においては、八時間労働制、公休制度、工場福祉規定等、労働者に有利な保護規定を置いてゐる。特に工場會議なる制度を設け、工場主、労働者それぞれ同数の代表者を出して、工場經營に關する問題、労働條件に關する問題等を協議せしめることになつてゐる。

E 失業

支那における失業者は、他の諸國とは異つた形で存在する。即ち、土匪、軍隊、乞食、浮浪人これである。これらの数は今日數百萬乃至數千萬と云はれてゐる。

從來支那政府は、人民の失業に對して、何等の手段を講ぜず、たゞ人民から請求することだけを知らせてゐた。従つて人民は官憲に對して何等の期待を持たず、自ら生きる手段を講じなけ

同一の組合内に融和し、労働条件なども協同的に決定する習慣があつたから、萬一利害不一致などが起つても、互譲により直ちに片付くのを常とした。併し同業組合は共同の利益のために一致して他に當るといふ性質をも具へてゐるから、労働争議に類することも絶無ではなかつた。例へば光緒年間、支那鞋製造職人の組合が鞋商に對して、賃金問題に關する争議を起した事もある位だから、之が一轉すれば、ギルドの共同利益擁護の性質は、労働運動團體に受け継がれる可能性はあつたものといはなければならぬ。

世界大戦以來支那にも工場制生産組織が發達し、工場労働者の數も相當多くなつたので、労働問題發生の素地が出来たばかりでなく、世界的思潮の變動が支那知識階級に影響を及ぼして社會運動を試みるものも出来、殊に戦後戦線の後方で外國の労働運動を見聞した苦力が多數歸國したことなども加はつて、こゝに労働運動の進展が速かになつたのみならず、國民黨、共産黨などは、革命遂行の手段として、労働階級を操縦せんとし、未組織労働者に工會の組織を奨勵し、又舊式同業組合中の職人徒弟をして親方とは別個に工會を組織せしめる政策を取つたので、流石擬家族的結合を以つて勞資協調を誇つた舊式同業組合さへも大分裂を來すに至つた。工會運動の擴大は極めて迅速に進行し、一九一九年に排日運動を機會として作られた時には二十六個に過ぎなかつたが、一九二二年廣東に第一回全國工人大會の開催された時には、工會數二百、加盟人員三〇萬、一九二六年の第三回全國工人大會の時には一三四萬と稱せられてゐる。しかるに國民黨が共産黨を排除した後は、工會の闘争團體たる性質に掣肘を加へ、之を改組して政府の統制下に置き、勞資協調の交渉團

ればならない。しかるに人民には何等生きる正當な手段がないとすれば、一部のものは滿洲や南洋方面に移住し、或ひは大都市に職を求めものもあるであらうが、大部分は、乞食、土匪、軍隊に墮せざるを得ない。しかし其の結果は更に軍費の請求、土匪の掠奪となつて人民の生活を一層窮迫せしめ、加速度的に支那の浮浪階級を増大せしめることになる。

F 社會運動

支那における社會運動は、社會構造の項にて述べた如く、支那社會の特性から出たもので、種々の方面に向つてゐるが、最も顯著なもののは、大家族主義に對する反對、自由結婚離婚の主張、著妾廢止、婢女解放の運動などで、これらは若い人々によつてなされてゐることは勿論であり、これが必然的に労働運動、農民運動、引いて共産黨の運動と關聯を持つてゐる。

V 文化

A 宗教

1. 概説 支那の宗教は大別して六種、即ち、儒教、道教、佛教、喇嘛教、キリスト教、モハメット教を數へることが出来る。これ等のうち支那固有の宗教は儒教、道教であり、他の四宗教は渡來の宗教である。以上の六大宗教の他に、尙雜多の宗教があるが、その多くは一種の迷信團體で、總じて道教的な色彩を持つてゐる。白蓮教、天理教、薩滿教、在裏教などあり、その他にも、彌勒教、中洋教、上帝教、三祖教、黃天教、大成教、降福教、閻女不嫁教、世界宗教大會などがある。總じて支那人は迷信の多い國民とされてゐる。

2. 儒教 支那において儒教は二千餘年前

の古代から尊敬され、その祖孔子の生れた國でもあるので、支那の宗教といへば、直ちに儒教を考へる傾があるが、儒教の眞體は寧ろ日本に傳はり、支那にはその形骸のみが遺された感があり、これによつて安心立命を得るものは無い。儒教は元來五倫五常を教へ、現世に處する道德律を説いたもので、過去も未來もなく、一般民衆は現在のみで安心立命するは困難であり、儒教は爲政者及び識者の宗教で、萬民の宗教ではないとされてゐる。

孔子及び儒教は二千年来有識階級の中に尊敬されてゐたが、殊に世間の注意を引くに至つたのは前清の末年以來のことである。日清戦役後、政治や教育の上に革新が行はれ、それと同時に反動として國粹主義が勃興し、外來文化に對して支那固有の文化を維持し、進んではこれを擴張せんとする運動が起り、尊孔主義が高唱されるやうになつた。

しかしながら之も第一革命により清朝の退位となり、中華民國なる共和政體に變化すると、忠君尊王主義の儒教は、共和政體と相容れなくなり、又儒教のみを重んずることは五族共和の實にもとるところもあつて、幾多の變遷あり、民國二年(一九一三年)の憲法草案では孔子教を宗教とせず、民國の國教とも定めず、唯教育方面においてのみ孔子教に特別な待遇を與へることになつてゐた。これに對しては種々の反對あり幾多の波瀾があつたが、民國一二年(一九二三年)大總統曹錕によつて發布された民國憲法の第一二條には、「中華民國の人民は、孔子を尊崇し、及び宗教信仰の自由を有ち、法律に依るにあらざれば制限を受けず」と規定された。この國教問題に刺戟されて、一時は釋奠の如きも完全に復活して、毎年曲阜及び北京の文廟において盛んに行はれてゐた。しかしながら、國民政府と

發明されたが、これは日本の假名に類するもので、發音によつて容易に文字を綴り得ることゝなつてゐる。民國一三年の春、教育部は「字音統一會」を開いて注音字母三十九字を制定して之を各學校に配布などして、民衆教育に努力してゐる。

C 科學

1. 精神科學 支那思想は遠く唐虞三代に淵源す、周代の四書五經の作成はそれ以後の文化的古典として根本的典拠となる。孔子は「易經」「春秋」により歴史、思想、自然の法則を明かにし、老子は無の思想により、一方が現実的政治的倫理的科學とすれば、他は形而上學的な哲學を構成す。この二大派は儒教と孟子、荀子等、道家として揚子、列子、莊子等を生み、この外諸子百家として墨子、管子、申子、商子、韓非子等の社會倫理政治思想家を現はし、論理的な名家として惠施、公孫龍等、兵家として孫子、吳子等、全く精神、物質の諸部門に互る諸思想、諸科學の輩出を示す。秦始皇帝の出づるに及び、これ等の諸思想彈壓のため焚書坑儒の事實を示す。漢代には文藝復興行はれ、陸賈、賈誼、韓嬰、董仲舒、劉向、劉歆、司馬遷、揚雄、王充、馬融、鄭玄等の儒者出づ。

道家に淮南子があり、特に司馬遷の史記は歴史に對する本質的古典となる。後漢には佛教思想發達し、陶淵明、抱朴子等出で、六朝時代には清談徒として道家仙術盛んとなる。唐時代には詩文大いに優れ、王維、陸德明、孔穎達、韓愈、李翱等を數ふ。宋時代には特に思想淨化し、周濂溪、邵康節、二程子、朱子等を出し、陸象山は朱子學派と對立し、元の武力時代を経て明に入るや、王陽明により陸王學盛んとなり、清朝に到つて、程朱派に顧炎武、陸隴其等、陸王

派に黃宗羲、王夫之等、乾隆期には研究は愈々微に入り訓詁派、金石派、音韻派等出で、考證學流には公羊學を奉ずるもの出で易世革命論により清朝を亡ぼす政治思想を出す。中華民國以後は三民主義とアメリカの共和主義、及び胡適等のプラグマチズム、及びソヴェートの影響による共產思想、社會民主主義的科學思想を生む。

2. 醫學

紀元前三七〇〇年頃神農は百草を嘗めて始めて醫學を作る。黃帝は陰陽五行説を醫學の基礎理論となす。「素問」「靈樞」等は遺著とされるが後人の作である。東周には「難經」を著せる扁鵲、また漢時代には淳于意、張機等により醫學大いに發達す。宋時、隋煬帝は巢元方に命じて「病源候論」を作らしむ。唐朝には孫思邈の「千金方」「脈經」があり、王燾の「外臺秘要」は内外科醫學の集大成である。元朝には朱震亨の「格致餘論」「局方發揮」等がある。金の張從正、李杲、劉完素等が特に長ず。なほ元の羅天益の「衛生寶鑑」、王興の「無冤錄」等が著名。清朝に入つて張琬の「種痘新書」により種痘の術を唱へ、漸く西洋醫學が「博物新論」「西醫略論」「婦嬰新説」等によつて傳來す。支那本來の博物學としての本草學は長く支那の主流となり、今日その盛んなる復活が日本及び西洋によつて唱道、研究さるゝに到る。

D 藝術

1. 音樂 太古から諸種の樂器——鐘、磬、琴、瑟、箏、笙等を有し、周代には金、石、絲、竹、匏、土、革、木等の分類による種々なる樂器の分奏をなす。歌謡は各地に發達し、「詩經」はその周代の代表的集大成である。歌舞は「詩經」と舞とに分れ、禮樂を尙る古代には著しき複雑化をなす。音階には宮、商、角、徵、羽の五聲を有し、更に變徵、變宮の二聲を加ふ。なほ

十二律を完成し律管を規定す。秦に入りて西域より新しき樂器來り箏、瑟等が盛んとなり漢の武帝の時代には歌樂、戲曲等の發達を示す。後漢以來は印度の樂舞が佛教の傳來と共に入り東アジアの音樂的統一を完成す。「太平樂」「萬歲樂」「春鷹舞」等の樂曲を作成す。唐の玄宗には宮廷に舞臺を作り、戲曲の創作大いに起る。唐の世界音樂はその時代の衰頹と共に變化し宋代には國民音樂への轉化をなす。金時代には雜劇が起り連相詞が發達す。元時代にはそれ以前の舊形式を破つて胡弓、銅鈸等の蒙古樂が移入せられ元曲の創作出づ。今日の支那劇の直接の起源であり、明朝には再び古樂の復興による雅樂が行はる。こゝに雅俗混合の明樂となる。劇曲には異曲なるものがありて一代を風靡す。清朝に入るや音樂は大いに勃興し、康熙、乾隆の兩帝はこれを獎勵し古樂もまた復活す。劇曲には二黃、西皮等の享調があり、現代音樂は依然としてその繼續をなすものである。西洋音樂の輸入は既に康熙、乾隆の時代より始まり、その奏樂は次第に盛んとなり、特に中華民國以來は日本の教育制度による洋樂を學校に採用し洋式の唱歌、音樂と共に、更に新しきジャズ音樂は上海を中心として非常に隆盛を示す。

2. 美術工藝 支那の古代繪畫は遠く八卦の圖として金石文の中にも見る。周には多くの古銅器の創作を遺す。春秋戰國に入るや廟にはすべて壁畫を出し、著しき繪畫の發達を示す。秦始皇の統一は美術の裝飾的要素を著し大にす。漢代に入つて歴代の宮殿建築と共に佛像畫の製作を要求し、なほ宮門には壯美なる繪畫を描くに到る。なほ漢代の佛教の傳來は、白馬寺の壁畫、保福院の壁畫に佛教畫の嚆矢を見る。劉旦、楊魯、張猛等の畫人を出し三國時代には衛協、張墨、顧愷等の大家の畫風出づ。唐に

入るや吳道之、李思訓、王維等があり、南北兩宗の祖となり、中唐以後には、王洽、韓幹等が秀れ、宋代には技巧益々精微となり。趙昌、米芾、劉松年、李龍眠等があり、元の趙子昂、黃公望、王蒙等の天才を見る。明代の沈石田、文徵明、董其昌等の大家があり、清朝に入りては、王時敏、石濤、八大山人、等の超俗的畫風大いに振ふ。清朝以後には、未だ新しき繪畫起らず。

3. 建築

支那の建築時期は、夏までの石器時代(前二千年以前)、周の銅器時代(前二千年前)、漢時代の漢藝術の時代(前二五〇年より後二百年まで)、六朝時代の西域藝術の時代(二百年より六百年頃)、唐時代の文化極盛期(六百年より一千年頃)、宋元の退化期(一千年より一千年三百年頃)、明清の文藝復興時代(一千年三百年より二千年頃)。

秦始皇帝の萬里長城等を僅かに残すのみで、支那古代の建築は殆んどすべて壊滅して存在せず。陵墓、廟祠、城堡の廢墟によつて當時の形態を想像するのみ。

4. 文學 孔子の纂輯になると云はれる「詩經」は周代の生活、理想の詩的表現として最古のものであり、「楚辭」は南方楚屏原の作で支那詩の二大典拠となる。なほ四書五經はいづれも文學的要素頗る多く、「春秋」「國語」「戰國策」等を數ふ。漢代に入り司馬遷の「史記」「班固の「漢書」は後世史學の模範となる。梁の昭明太子の「文選」は六朝文學の精粹である。唐宋に入るや、古文復興となり、韓退之、柳宗元を首とし宋朝に曾鞏、王安石、蘇洵、蘇軾、蘇轍、歐陽修出でて唐宋八大家と稱せらる。なほ小説には漢代の作と思はれる「山海經」「神天子傳」等があり、六朝には「拾遺記」「搜神記」「異苑」「神仙傳」等の傑作を有す。なほ詩

賦には司馬相如、東方朔、揚雄、班固、張衡等が著名である。特に唐時代は詩が極盛となり李白、杜甫、王維を始め白居易、元稹、張籍、王勃、陳子昂、張九齡、孟浩然、高適、岑參、杜牧等の詩人を輩出す。小説には明の「聊齋志異」、清代に「燕山外史」等と共に元の「水滸傳」「演義三國志」明の「西遊記」なほ清の「紅樓夢」等の長大なる散文藝術を生む。宋の蘇東坡元の元好問、明の高青邱等は最高の詩人として著はる。なほ元となりて戲曲としての元曲が生ず。北曲とも稱され「漢宮秋」「元曲選」等があり、またこれに對し南方に「南曲」が生れ、「南柯夢」「邯鄲夢」等があり、清に入つて李笠翁の「十種曲」、洪昇の「長生殿」、孔尚仁の「桃花扇」等の戲曲の創作を見る。これに次ぐ清朝の滅亡後、西洋及び日本文化の影響の下に、文學の革命運動としての白話文學が生ず。民國四年以來、思想革命と共に主張され、胡適、陳獨秀を始め、魯迅、郭沫若、郁達夫等の新文學が大いに發達す。なほ白話は民國正統の文學として白話詩の創作も極めて盛んとなる。

5. 演劇

支那演劇の起源は遠く三千年前の黃帝時代の律呂に遡り得。夏の人形劇、春秋時代には各國は俳優を養ひ、秦始皇は大いに演劇を盛んとす。漢代には雅樂部の官制も出來、六朝は特に發達す。更に唐の玄宗は實に支那演劇の祖神とも稱さる。俳優を優待し、伶官を設け、華林戲なる戲曲を作る。宋代には支那劇は幾多の變化を示し、元に入るや北方の剛直なる藝風による北曲生じ、明代の典雅なる自由形式を有する南曲と對立す。南曲を傳奇と稱し湯の「牡丹亭傳奇」、阮の「燕子箋傳奇」、北曲の馬致遠の「岳陽樓」王實甫の「西廂記」等は特に著名である。明末には清人の新曲生じ清朝に入るや明の高腔劇盛んとなり、特に康熙帝はこれ

を喜び、洪昉思の「長生殿傳奇」、孔東塘の「桃花扇傳奇」等は大いに演出せらる。光緒帝時代には西太后は芝居を溺愛し、高位にまで俳優を高む。中華民國に入るや上海方面より女優劇が大いに盛んとなり、二黃、西皮、梆子、崑曲、新劇等の演劇が演出せられる。

舞臺には幕、幕間を殆んど有せず、脚本は詞句の韻律が嚴密に規定せられ、舞臺裝置は極めて簡略である。支那劇の脚本は「三國志」「東周列國誌」「西遊記」「水滸傳」等の小説より脚色す。

俳優の役柄は、生、旦、淨、丑、末の五に大別す。歌唱を主とするものを説白と云ひ、所作事を主とするものを做工と云ふ。支那劇の音樂は喧ましく、打樂器、彈樂等の多くを用ふ。なほ、文場は唱ふ場面であり、武場は立廻りのそれである。なほ支那の聽戲、看戲は大いに重要な生活部面であり、集團的の饗宴に近いが、近時、映畫、影戲の影響により著しくその風習、様式を變化す。

E 新聞

支那における新聞の最初のもは唐の玄宗時代代に首都長安で發行された「邸報」である。次いで明朝時代には「官門抄」あり、清朝時代まで續く。これ等はいづれも一種の官報にして、近代的新聞の形態と凡そ縁の遠いものである。この近代的新聞の最初のもは清末の咸豐四年(一八五五年)に至り香港に「香港中外新報」が發刊されたに始まり、引續いて上海に「字林新報」、廣東に「七日報」が發刊され、更に同治一年(一八七二年)上海で「申報」が發刊され、支那の近代的新聞の勃興を見る。斯くてこれが清末には全國において漢字新聞八〇數紙、英字新聞二〇紙、日本字新聞一二紙、その他、佛、

露、獨等の新聞も数紙づゝ發行を見、更に發展を遂げて現在に至る。

現在における支那の主要新聞を列擧すれば、上海に「申報」、「新聞報」、「民報」、「時事新報」、「時報」、「江南正報」等があり、うち「申報」が最も歴史古く、また「民報」は民國二年二月(一九三二年)に閉鎖された國民黨機關紙たりし「民國日報」に代つて發刊されたものである。南京では「國民政府公報」、「中央日報」、「民生報」等があり、すべて南京政府設立後の發刊にかゝり、政府の機關紙である。その他、北京には「華北日報」、「北平農報」、「民報」、天津には「大公報」、「益正報」(有名な排日紙)、「民報」、香港には「南華日報」、「循環日報」、廣東には「廣州民國日報」、福州には「閩報」(日本人經營)、漢口には「武漢日報」、青島には「青島日報」等が主なるものである。

また支那で發行される日本字新聞の主なるものは「上海日報」、「上海毎日新聞」、「上海日々新聞」、「北京新聞」、「天津日報」、「京津日々新聞」、「青島新聞」、「山東新聞」、「漢口日々新聞」等である。

その他、支那で發行されてゐる外國新聞で主要なものにはイギリス系英字新聞では上海のNorth China Daily News (字林西報)、North China Herald, Shanghai Times (泰晤士報)、Shanghai Evening Post and Mercury (文匯報)、天津のPeking and Tientsin Times (京津泰晤士報)、廣東のCanton Daily Sun等が數へることが出来る。またアメリカ系英字新聞では上海のChina Press (大陸報)あり、佛字新聞では上海のJournal de Shanghai, 北平のJournal de Pekin等が數へる。

F 風 俗

(8) 五嶺山地、(9) 沿海山地。

2. 高原・平野 以上の山地によつて平野を區劃してゐるが、その主要なるものを擧ぐれば次の如し。蒙古高原、西藏高原、青海高原、タリム盆地、ツンガリヤ盆地、黄河下流平野、西安盆地、揚子江流域の平野、四川盆地、湖廣平原、鄱陽湖平野、皖南平野、吳平野、西江流域の平野。

3. 水 系 アジアの大河は主として支那に發源してゐる。シベリアのオビ、イニシエ、兩大河は外蒙古に發し、印度の大河インダス、カンジス、ブラマプトラ三大河は西藏に發し、印度支那の大河メコン、サルウィン、イラワジの三大河は青海又は西藏に發してゐる。支那の水系を大別すると、直接若しくは間接に海洋に流注するものと、純然たる内陸水系とがあり、その主要なるものを擧ぐれば次の如し。黄河水系、白河水系及び灤河その他の諸水、淮河水系、揚子江水系、閩浙水系、嶺南水系、印度支那水系、内陸水系(蒙古、新疆、青海、甘肅、西藏などに多く)、塔里木河はその最大且つ著名なものである。

4. 湖 沼 支那の湖沼には淡水湖と鹹水湖とがあり、蒙古、新疆、西藏などには鹹水湖多く、支那本部のものは淡水湖を主として多少の鹹水湖もある。揚子江系には雲夢澤地の洞庭湖その他附近の諸湖、鄱陽湖及び之に連る諸湖、皖南平野の諸湖、吳平野の太湖其他の諸湖が無數に群をなしてゐるが、何れも揚子江の水の増減に伴つて消長し、沿岸の平野を連ねてゐる。その他、淮水系にも數多の湖沼あり、雲南地方にも滇池其他斷層谷に洪水せるものがあり、塔里木、ツンガリヤ兩盆地、蒙古沙漠内、西藏、青海地方にも湖沼があるが、大なるものは無い。西藏、青海の湖沼は海拔極めて高いもの多く、

支那の大なる自然と文化とは深く人心生活を規定してゐる。支那は日常性の現實を主とし、平年思想、自然主義は徹底的に浸透す、特に戦亂多く、社會的統制秩序の不足せるために、各人は自らに保守、自衛の個人主義と幸福主義による生活的風俗を有し、社交性による生活、貯蓄、宣傳の風習と共に他方大陸的な超俗的悠大性を含有す、支那の長き文化は人間生活に尙古と中華の思想を持たせ、他族、他國に對し尙により低俗なるものとする先入見は強く人心を支配す。

VI 自 然

A 自然的條件

中華民國はアジアの東部より中部に互り廣袤千萬方里を越ゆる大國で、北より西はソヴェート領のシベリア及び中央アジアに接し、南はインド及びインド支那に境し、東は黄海、東支那海及び南支那海に面し、北東は滿洲國に境す。その四極を擧ぐれば次の如し。

極東—東經 一二二度五十分 舟山列島
極西—東經 七三度〇〇分 新疆省
極南—北緯 一八度〇〇分 海南島
極北—北緯 五三度四〇分 外蒙古

而してこれは支那本部、蒙古、新疆、青海、西藏等の各地に別たれ、更に支那本部は揚子江を境にして北支那と南支那の二つに分けられ、或ひは又、黄河、揚子江、西江の三大川の流域に従つて北支那、中支那、南支那の三部に分けられる。

その地勢は極めて複雑であつて、邊疆部の西方及び南方には水河を戴く高峻なる山嶺連なり、北方には渺茫たる一草一木だにない氣候赤熱寒雨の沙漠地帯あり、地勢の高度は邊疆部何

五千米以上の湖面を有するものが少くない。

5. 沿岸線 東海岸の北部には山東半島が突出して渤海灣を圍み、同灣は更に直隸、遼東灣に分れる。山東半島以南の海岸は、半月形を畫いて突出し、臺灣海峡が約中央部に位し、以北は黄海と東海面に當り、以南は南支那海の領域に屬す。東海岸は小出入極めて多く、揚子江國と杭州灣とは喇叭狀に開口し、尙ほ福州灣、温州灣、三門灣など並び、前方に小島が羅列するが、之等は土地が一帶に沈降したため、其の頂部のみが水上に露出したもので、多くは花崗岩より成る。杭州灣頭の舟山列島の如きは其の著しいものである。南支那海岸は小出入多く、廣東灣東には香港島横はり、以東に海門灣、汕頭灣あり、廣東灣西に澳門島の他二三の島嶼を控へ、其の南西には支那第一の大島たる海南島あり西方の東京灣を擁してゐる。臺灣海峡面には興化灣と厦門灣とがある。

C 地 質

北支那には太古代に屬する片麻岩、原生代に屬する石灰岩、粘板岩、珪岩の變質岩、古生代古期特にカンブリア及びオルドヴィシヤの兩紀に屬する砂岩、石灰岩より成る地盤が廣大な地塊をなし、新期の石灰岩及び中生代三疊紀、ジュラ紀に屬する石灰岩層を夾在する諸層はオルドヴィシヤ紀石灰岩層の四所に堆積し、この地塊の上面及びその陥没した盆地或は低地を黄土層が被覆して緩慢波狀の廣茫たる平野を發達してゐる。陝西省を東西に走る秦嶺山脈以南の地盤は之と趣を異にする。こゝに廣く發達してゐる岩層は、北支那には殆んど見ないオルドヴィシヤ紀の次の地質時代即ちシルリヤ、デヴォン兩紀に屬する古生代中期の岩層で、主として石灰岩からなるデヴォン紀の岩層が廣大な雲南、貴

れも高く、東漸するに従つて減じ、支那本部の海岸地帯は概ね大河の下流に發達した豐饒な沖積平野をなしてゐる。

地域の廣大なため其の氣候も地方的に大に異なるが、概括すれば、北支那は大體から見て温帶性氣候に屬するが、乾燥大陸性氣候の特色あり、南支那は温潤亞熱帶性氣候の特色を持ち、中支那は兩者の中間性を示してゐる。

氣候的な特性は最もよく農産物に反映し、北支那には小麥、高粱、粟、玉蜀黍を多く産し、中支那・南支那では、温暖多濕の地方に適應する米、茶、綿、甘蔗、煙草、麻等を多く産する。殊に中支那は揚子江流域に平野が廣いので、米、綿の大産地となり、更に高温多濕な南支那は米、茶、甘蔗、果物に適する。養蠶は中支那・南支那に盛で、生絲の産が多い。氣候と相俟つて地形・地質等種々の自然的條件が加はり、農業の外に更に牧畜・林業等の上にも、それぞれ影響を與へてゐる。

支那各地における氣候的變化の烈しいのは、領土廣大にして緯度經度の差大なるにもよるが夏季と冬季における季節風による所が多い。

B 地 勢

- 1. 山 岳 支那の山系は主としてパミール高原を根幹として之から派出したもので、概説すれば次の如し。
(一) 西藏及び青海地方 (1) 崑崙山系、(2) カラコルム山脈、(3) トランス・ヒマラヤ、(4) ヒマラヤ山系。
(二) 新疆地方 (1) 天山山系、(2) 崑崙山系。
(三) 蒙古地方 (1) 阿爾泰山系、(2) 崑崙山系。
(四) 支那本部 (1) 北嶺山系、(2) 陰山系、(3) 山東の諸山脈、(4) 印度支那山系、(5) 大巴山山系、(6) 雲貴及び桂湘の諸山、(7) 贛西山地。

州の高原を構成し、その周辺の山地に延擧して恰も山東、山西におけるカンブリア、オルドヴィシヤ兩紀の石灰岩臺地と對立した感がある。南支那においてもまた古生代末期の石灰岩を挾む海成岩と、これに伴ふ夾炭層は安徽、江西、湖南、四川等の諸地方に頗る廣汎に存在するが、これを含む岩層は三疊紀以後の中生代に屬するもの多く、江西省萍鄉その他には古生代末期の二疊紀に屬するものを伴ふ。洪積世以後の新しい表面堆積物は、北支那一圓には蒙古及び中央アジアの方面から吹寄せせる沙漠の黄土を堆積するに反し、南支那には揚子江以南の諸支流流域及び西江流域に互つて熱帯固有の紅土(赭土)が表面に發達してゐる。

D 氣 候

支那の氣候は緯度及び經度共に大なる擴がりを持ち、加ふるに多種の變化に富む地形と、更に著しい差を示す土地の海拔高度とによつて、極めて複雑となつてゐるが、略々これを嶺南地帯、長江地帯、黄河地帯、高原地帯の四大地帯に區分することが出来る。(一) 嶺南地帯は南支那の大部分を含み、支那の南端から北緯二五度前後に至る地方で、大體熱帶若しくは亞熱帶的氣候に屬する。(二) 長江地帯は嶺南地帯以北、北緯三三度前後の地方で、略々中支那が之に相當し、氣候は中和であるが、海を離れ、寒暑の差が烈しい。(三) 黄河地帯は長江地帯以北北緯四一度前後に互る地域で、北支那諸省が略々これに相當し、この地帯の氣候は頗る大陸性で寒暑の差甚だしく、冬季は多くの河川に結氷を見られるほどであるが、夏季の炎熱もまた頗る烈しい。(四) 高原地帯は上記三帯を除去した地域で、西藏、青海、新疆、蒙古等の大部分が之に屬し、寒暑共に極端から極端に赴き、春秋の期間が甚

在外華僑

Table with 3 columns: 地別 (Location), 人 (Number), 數 (Count). Lists locations like 南洋, 北アメリカ洲, etc.

いが、一九三一年内政部にて發表せる人口は別表に示すが如く、總計四億一千三百萬に上る。その分布状態を見るに、揚子江、黄河、珠江の中下流地方から海岸附近に多く、四川盆地、渭水の盆地等にも稠密である。

紅軍が或る地點を占領すれば、共產黨は直に其の地の労働者、農民、勤勞大衆を糾合して、工農兵代表大會又はソヴェート大會を開き、同大會によつて選出されたソヴェート委員によつ

VII 中國ソヴェート

A 中央ソヴェート政府の組織

中央ソヴェート政府の組織

Organizational chart of the Central Soviet Government, listing various committees and their members.

ソヴェート政府の組織は、その政府の威令が行はれる地方が即ちソヴェート區域である。一九三一年一月七日、瑞金に成立した中華ソヴェート共和國臨時政府組織並に機能の大綱は、同時に宣布された共和憲法によつて規定されてゐる。

主要都市平均氣温表

Table showing average monthly temperatures for major cities like 香港, 重慶, 漢口, etc.

だ妙い。氣温の各地平均を見るに別表の如し。支那における氣候の相違は、夏季及び冬季における兩季節風による所が多い。北支那においては冬季の季節風の期間長く、八・九月頃から翌年の四・五月頃までが乾期に屬し、六・七月が雨期に屬する。従つて黄河の氾濫するものもこの期間が多い。南支那においては、冬の雨期と夏の雨期の二つがある冬の雨期は冬期季節風の齎らすもので、一・二月頃に雨が降る。但しこの期間には大雨はなく、陰鬱な天氣が續き、山地には時々雪が降る。夏の雨期は夏季季節風に基き、六・七月に雨多きも、廣東地方では三・四月頃に既に酷暑と共に雷雨を見ることしばしばある。雨量は臺灣海峡以南に最も多く、揚子江中流區域がこれに次ぐ。揚子江の増水期は夏の雨期七月乃至九月で、一二月乃至三月が減水期である。河水の増減は上流ほど激しく、巴蜀盆地の重慶で増水一〇〇尺に達することもある。洞庭湖、潘陽湖の満水するものもこの時期である。南支の廣東地方では、夏季季節風の終りに颱風の襲來を蒙ることがしばしばある。颱風はルソン附近或はヤップ島附近、グアム島附近

支那本部の雨量分布状態

Table showing monthly rainfall distribution in China, including columns for month and annual total.

近に發生し、北西方に向つてアンナンの海岸に至り、それより進路を北東に轉じて南支の海岸地方を襲ふもので、その餘勢はしばしば日本の南岸を襲ふことがある。又日本における梅雨期は、南支の夏の雨期の餘波である。一年における雨量によつて地域を大別すれば、(一)多雨帶(南支那と中支那)、(二)平雨帶(北支那)、(三)少雨帶(蒙古、新疆、西藏、西康)、(四)無雨帶(新疆、蒙古、西藏の一部)に分けることが出来る。

省別人口

Table showing population by province in China, listing provinces like 江蘇, 浙江, etc.

註 1930年内政部發表の數字に依る。

地域別面積

Table showing area by region in China, listing regions like 支那本部, 滿洲, etc.

註 China Year Book, 1920 年報に依る。

所在地瑞金は、南昌を去る三百餘支里、江西省の奥地二等縣城で、城の周圍は僅かに一哩餘り、人口は五千位の貧弱な都に過ぎなかつた。しかし嘗て武漢政府の時代に周佛海はかう言つてゐる「武漢は赤色の都であるが、併し、赤色の都としては瑞金には及ばない。蓋し瑞金は赤都として随一である」。

この要害地は古くから、化外の地として政客要人に利用され、幾多の亡命軍人、政客等が殘黨敗兵を率ゐてこゝにかくれ、再舉を計つた地であり、孫文もこゝに失意時代の三・四月を送つた歴史を有してゐる。

赤色の首都となつた瑞金は、忽ちその面目を一新し、道路は擴張され、建築は行はれ、人口増加して城外方面にも延長され、首都防衛の紅軍三・四萬によつて固められてゐると傳へられる。城内には政府諸機關の外、レーニン大學、レーニン中學、レーニン小學、労働學校、農民學校、軍官學校が設けられ、教育機關の數では江西省隨一である。

この瑞金は、臨時政府主席毛澤東、革命軍事委員會主席朱德の直轄に屬し、支那ソヴェート區域中、最強最大を誇る江西中央區の中心をなしてゐる。

B ソヴェート區

現在ソヴェート區域として傳へられるところは、共產黨及び南京政府側の發表には夫々かなり相違があるが、種々の情報綜合の結果、一九三二年春には次の如き廣大なる區域を保有してゐたと推定される。

一、江西・福建・廣東省境區 所謂中央區で、赤色首都瑞金を中心となす江西東南地域で、支那最大ソヴェート區である。その勢力は江西瑞金の建設、石城、雋都、會昌を包んで、尋鄔、

安遠、信豐、南康、贛州、零都、興國、樂安、臨川、黎川、福建の建寧、清流、連城、汀州、武平、上杭の各縣に及ぶ。朱德、林彪、羅炳輝各軍の遊撃區域である。

二、江西・湖南省境區 江西西南部地域で、江西の寧岡、遂川、上猶、崇義、湖南の汝城、桂東各縣を包含する彭德懷、李天桂軍の遊撃區域である。

三、江西東北區 江西の東北部地域で、江西、福建、安徽四省に跨がる。江西の橫峯、弋陽、上饒、貴溪、德興、餘江、萬年、樂平、玉山、鉛山、福建の崇安、浙江の常山、安徽の婺源を包含する。方去敏、邵式平、周建屏軍の遊撃區域である。

四、湖北・河南・安徽省境區 湖北東部地域（鄂東區）で、浙西中央區に次ぐ大ソヴェート區である。安徽の霍邱、六安、舒城、霍山、英山、城黃安、河南の羅山、光山、固始、商城一帯を含む。鄭繼助、徐向前軍の遊撃區域である。

五、湖北中部區 湖北中部地域（鄂中區）で、洪湖、沔陽、潛江、岳口、漢川、天門、京山、鍾祥、荊門、沙洋、監利を含む。賀龍、段德昌軍の遊撃區域。

六、湖北東南區 湖北東南部地域（鄂南區）で、陽新、通山、崇陽、通城、蒲寧、大沼地方を含む。孔荷龍軍の遊撃區域。

七、湖北西部區 湖北西部地域（鄂西區）で、巴東、建始、鶴峰、五峯、長陽地方を含む。王炳南軍の遊撃區域。

以上のソヴェート地區も、もとより固定的なものではなくして、國民政府は早くより共匪討伐を繼續的な事業の一として、連年大兵を派してこれが掃滅につとめてゐるのであつて、その勝敗の如何によつて遊撃地域は變化するのである。

C 各ソヴェート政府の組織

1. 概説 最小行政區域たる郷には郷ソヴェート代表大會及び執行委員會があり、郷一區一縣の順序で、各々同様の組織を有する。縣ソヴェートの多數存在する地方には省ソヴェート政府を置くわけであるが、これは共產黨勢力の歴史的に強い省に限るので、曾つて江西省東部に江西全省ソヴェート政府が、また福建省龍巖に閩西ソヴェート政府が置かれたことがある。この兩ソヴェート區域において實施されてゐた政治組織を略述すれば次の如くである。

2. 福建西部ソヴェート 先づ福建西部（閩西）のそれを見るに、閩西ソヴェート政府の下に、縣ソヴェート、區ソヴェート、郷ソヴェートがあり、各級ソヴェート政府においては、工農兵代表大會によつて選舉された代表によつて會議が開かれ、こゝにおいて労働大衆の一切の問題が決定され、こゝで選舉された委員が大會の決議を執行する。縣ソヴェート代表は、各郷ソヴェート代表の中から一定數だけ選舉され、更に複選の上大會に出席する。労働者は職業を、赤衛軍、赤衛隊は隊を、それぞれ單位とし、一定數の代表を選舉し、更に複選の上縣大會に出席する。閩西ソヴェート代表は、區縣二回の複選を経たる上閩西大會に出席する。閩西ソヴェート政府下の人民は、十六歳以上なれば、男女とも選舉權を有するが、過去における搾取階級及びその手先は何れも選舉權、被選舉權を剝奪された。現在各級政府の代表並びに委員は、いづれも窮苦の勞、農、兵及び革命的學生、小商人である。各級ソヴェート代表會は定期に選舉され、一切の問題を決定してゐる。もしも或る代表が、選舉地大衆の意見を代表し得ない場合には、大衆は自動的に大會を召集し、代表の資

格を取消し、別の委員を選舉する。

2. 江西西部ソヴェート 次に江西西部（贛西）ソヴェート政府組織を見るに、ソヴェート區域内の人民は、地主、豪紳、富農の外は十六歳以上いづれも選舉、被選舉權を有し、郷を基礎として、農民は五十人毎に代表一名、労働者は十人毎に代表一名、自由職業者農民を聯合し、小數の工場は直接に代表を選舉し、郷ソヴェートを組織し、三名を常務委員とし、それぞれ事務を分擔せず會議制を取つてゐる。區において、農民は百人毎に代表一名、労働者は二十人毎に代表一名、工場は直接代表を派遣し、區ソヴェートを組織し十三名の委員の中より七名を常務委員とし、その内が軍務、財政、社會保險、教育の四部に分れ、別に人民審判委員會があり、前述の四部と對抗し、主席一名を互選し、常務委員は各自一部又は一委員會の經常事務を兼任してゐる。地方ソヴェートはその地方の特殊事情に従つて、憲法大綱のかなり自由な適用を試みてゐる。更に今その一例として安徽省六安第六區の場合を見るに、ソヴェート條例六章十一條あり、それによれば、労働獨裁の原則により職業代表と地方代表の二方法によつて代表を選舉するもので、區域内の人民種族、男女、居住の長短に拘らず、次の六項に當るものは選舉權を有する、即ち、

- a、農工商業に雇はれたる労働者使用人
b、手工業者及び體力労働者
c、搾取をもつて目的とせざる自己労働農民
d、生産的及び有益なる労働事業によつて生計を維持しつゝある小學校教員、醫師、自由職業者
e、過去において無産階級革命に努力せる者
f、ソヴェートの各種軍隊及び兵卒

また次の八項に當るものは選舉權を有しない。即ち、

- a、土豪劣紳地主反動派
b、統治階級の警官憲徒卒に任じたるもの及び反革命者
c、經濟的搾取をなし及び財産を有し自ら労働せざるもの
d、一切の僧侶、道士、卜巫、占者、基督教信者及び迷信宣傳者
e、流氓、地痞、永久に生産を脱離して寄生蟲たるもの
f、自己の利益を増加するために労働者を雇はざるもの
g、選舉權及び被選舉權を有するものにして選舉期間において反革命行為ありし者
h、廢殘疾病より精神錯亂せるもの
i、代表人數の比例を見るに、労働者は四百人毎に一名、農民は五百人毎に一名、兵卒は五十人毎に一名、都市貧民は百人毎に一名の代表を夫々選舉し、各種代表には青年、婦女もこれに參加し得ることになつてゐる。選舉方法を見るに、労働者は市、鎮、工場、地方を單位とし、労働組合が、一鎮、一工場または一地方の全體會議を召集してこれを選舉し、農民は選舉區を單位とするが、六安は六區に分れて居り、農會において一區内の農民會議を召集してこれを選舉し、都市貧民は市鎮を單位として自由集會によつてこれを選舉し、手工業者、體力労働者、小學校教員、店員は労働組合の選舉に参加する。

更に代表選出の手續を窺ふに、出席選舉權者に選出すべき代表若干名を決定し、會場において有選舉權者二名によつて、五名を提議し、過半數の同意を得て正式代表とし、推舉法によつ

て推舉し、舉手によつてこれを表決する。選舉期日は準備會においてこれを決定し、期日前に各區團體に通知し、當日代表を派遣して選舉を監視指導する。代表としての資格は選舉權者はいづれもこれを有し、各處の選出代表にして其職に堪えず又は選舉條例に違反したるものあるときは、選舉人は隨時に之を撤回し更に代表を選出することを得、また大會審査委員會もその代表たる資格を剝奪するを得。

- 【行政組織】 次に行政機關の運用並に諸施設を、一例として湖北河南安徽省境區（一九三二年の討伐によつて破壊されたが）の實際について見るに、同區ではソヴェート政府の下に次の諸機關を置く。
a、外交委員會 外交問題を辦理し別に條例を定める。
b、軍事委員會 區の軍事指揮を統一するもので、その下に、軍司令部、總政治部、參謀部、秘書部、軍事訓練所、軍醫院を有し、各部には組織大綱と工作條例がある。各縣には軍區指揮部を設け、正指揮員一名、副指揮二名を置いて全縣の軍事指揮を統一する。軍區指揮部は軍事委員會に直屬する。
c、交通委員會 その下に赤色郵便局、電報局、交通局、交通站、驛站、水上交通處、運輸處あり。
d、財政經濟委員會 その管下に會計課、建設課、稅務課、工農銀行、經濟公社を置く。
e、政治保衛局
f、革命法庭 主席一名、副主席二名、委員二名を以つて革命法廷委員會を組織する。法庭の下に審判委員會（二十五名乃至二十九名）を設ける。これと並んで國家公訴處、申訴登記處、執法管理處があり、執法管理處の下に看守所、監獄、労働教習所がある。

共產軍兵力

軍指揮者	兵力	銃數
鄭繼助	90,000	40,000
賀龍	10,000	7,000
朱德	40,000	30,000
彭德懷	10,000	5,000
李明瑞	5,000	2,500
方志敏	6,000	3,000
孔荷雷		
計	151,000	87,000

共產軍の現勢

(1932年)

軍	指揮者	軍	指揮者
第一方面軍	總司令 朱德	第十三軍	軍長 趙博公
第一軍團	總指揮 林彪	第二方面軍	總司令 賀龍
第一軍	軍長 林彪	第二軍團	軍長 賀龍
第四軍	軍長 左權	第六軍	軍長 段德昌
第十五軍	軍長 羅朝輝	第四方面軍	總司令 鄧錫勳
第十二軍	軍長 鄧錫勳	新第四軍	軍長 鄧錫勳
第三軍團	總指揮 彭德懷	第二十五軍	軍長 徐向前
第五軍	軍長 彭德懷	獨立行動部隊	
第七軍	軍長 李明瑞(死亡?)	第十軍	軍長 方志敏(周建屏)
第三軍團	軍長 徐向前	第十六軍	軍長 孔荷雷
第五軍團	總指揮 董振堂		

F 財政

政府の財産は、豪紳地主の没收財産を基礎とし、主なる財源は、地租、營業稅、官業收入から成る。稅制については共和國臨時政府樹立の直後、一九三一年一月二八日に制定公布した「暫行稅則」に據つてゐる。

【暫行稅則】中華ソヴェート共和國中央執行委員會第一次會議の暫行稅則頒布に關する決議は次の如し。

一、國家の財政收入と支出は稅收を以つて主要財源となす。中央政府は憲法の規定に據り、國民黨軍閥の一切田賦、丁糧、苛捐、雜稅、釐金等を廢止し、統一累進稅を實行す。

二、統一累進稅は、いづれの方面に對しても、たゞ一種の稅を徵收するのである。徵收の原則は、納稅の負擔を剝奪し最貧下層民衆に對しては納稅の義務を免除する。

三、目前においては革命戰爭のため全國のソヴェート區は聯系一丸となす能はず、並びに幾多の特殊情況の下に在るを以つて、農業稅に對しては主要生産のみを標準とし、一切の副産物に對しては暫時徵收せず。

四、目前においてはソヴェート區域の經濟發展のため、商業輸出入稅と工業出廠稅は暫時免收とす。

五、本稅則は一九三一年一月二日より實施效力を發生す。

第一章 總則

第一條 統一累進稅を確立し、國民黨軍閥の一切田賦、丁糧、釐金、苛捐、雜稅等を免除す。

第二條 稅の種類は、商業稅、工業稅、農業稅の三種に分つ

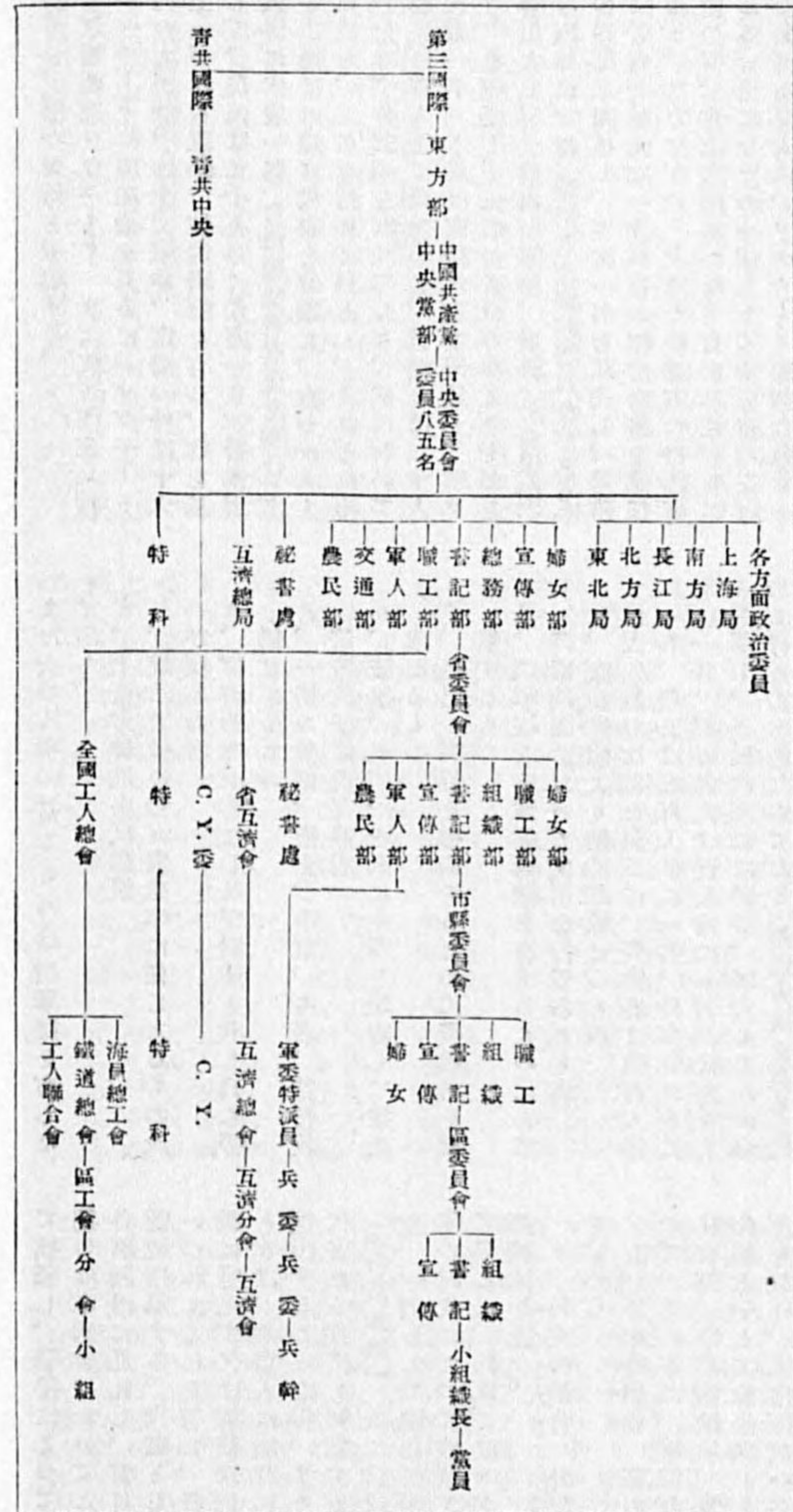
第二章 商業稅

第三條 稅率は暫時商業資本二百元より十萬元に至る十三等に分ち、等級に照して稅率及び其の資本營利の所得稅を規定し、資本十萬元以上の稅率は別に之を定む。次の如し。

等級	資本	本
第一等	二〇〇—三〇〇元	(稅率百分の二)
第二等	三〇一—五〇〇元	(稅率百分の二・五)
第三等	五〇一—七〇〇元	(稅率百分の三)
第四等	七〇一—一〇〇〇元	(稅率百分の三・五)
第五等	一〇〇一—一五〇〇元	(稅率百分の四)
第六等	一五〇一—三〇〇〇元	(稅率百分の五・五)
第七等	三〇〇一—五〇〇〇元	(稅率百分の六・五)
第八等	五〇〇一—一〇〇〇〇元	(稅率百分の八)
第九等	一〇〇〇一—二〇〇〇〇元	(稅率百分の九・五)
第一〇等	二〇〇〇一—三〇〇〇〇元	(稅率百分の一・五)
第一一等	三〇〇〇一—五〇〇〇〇元	(稅率百分の一・三・五)
第一二等	五〇〇〇一—一〇〇〇〇〇元	(稅率百分の一・八)
第一三等	一〇〇〇〇一—二〇〇〇〇〇元	(稅率百分の一・六)
第一四等	二〇〇〇〇一—五〇〇〇〇〇元	(稅率百分の一・五)
第一五等	五〇〇〇〇一—十〇〇〇〇〇元	(稅率百分の一・五)

第四條 徵收方法は、店面と政府機關より領收の營業證に依據し、其の資本の多寡を按

中國共產黨組織編成表



g、内務委員會、管下に婚姻登記處、戶口登記處、社會保險局、赤色民警局、衛生局がある。

h、土地委員會、その下に水利局沒收分配科(土地の調査、登記、土地使用證の登録及び土地の沒收分配に關する事項)、肥料科を置く。

i、糧食委員會、こゝには糧食貯藏所種子貯藏所、糧食調査統計科、糧食運輸科が配される。

j、文化教育委員會、學校教育科の外、社會文化科、國家出版科を置く。

k、勞工委員會、この管下には失業保險局、労働紹介所、労働保護局、労働検査所を置く。

右の外、一般大衆の糧食恐慌と紅軍戰鬥時における糧食とを保障し、ソヴェート區の需用に

D 黨組織

ソヴェート政府は、以上述べた如く、形式上では一般民衆によつて組織された民衆自身の政治機關となつてゐるわけであるが、實際上その發生は紅軍の武力と共產黨の政治工作によつて作られるもので、黨支部の政治化したものといふことが出来る。共產黨は各地ソヴェート政府

應じて配給するために糧食貯藏暫行條例を發布してゐる。稅務の方面では、國民黨政權の諸苛稅を全廢し、その代りに統一累進稅として商業累進稅を課してゐる。その内容は、營業稅、輸入累進稅、婚姻稅、酒稅、奢侈稅等であるがこれらの施設については後述する。

E 中國紅軍

中國共產軍及びソヴェート政府は、中國にとつての脅威であるのみでなく、世界にとつての脅威である。福建省から中支を包圍して外蒙、ソ聯に帶の如き共產區域が着々と出現せんとしてゐる形勢は、近年益々緊迫した状態にある。國民政府が討共に全力をあげ、時には局部的に勝利を得ることあるも、全體から見れば共區は擴大する一方である。(詳しくはカレント・トピックスを参照)。

瑞金には臨時政府が組織されたと云つても、支那の一部分のソヴェート化の中心政府に過ぎないのであるから、目的は全支のソヴェート化にあるのであるから、その赤化工作の參謀本部は謂ふまでもなく中國共產黨でなければならぬ。故に政府の成立は決して黨活動の重要性を減殺するものでなく、反對に益々その獨裁制の強化が要求されてゐるのである。共產黨自體の創立以來幾度も變遷してゐる。

じて税率を規定し、而して後、税率に照して所得税を徴収す

第五條 徵收時期は毎二期に分つ、但し季節的商業は其の商業終了後之を徴収す

第六條 免稅辦法(甲)凡そ政府頒布する所の組合條例に照して組織する消費組合にして、再び縣政府の批准登記を経たるものは、縣政府より各該省政府に報告し、許可を経たる後免稅することを得、(乙)肩挑販(擔いで賣歩く行商)及び農民の直接その餘剰生産品を賣出すものは一律に商業税を免除す、(丙)商人の災厄に遭ひ或ひは意外の損失を來すものは政府に報告し證明を経たる後免稅す、(丁)其の一種必須の日用品及び軍用品は政府の命令公布によつて隨時免除することを得

第三章 農業税

(註) 現在農村生産の物品は其値段極めて複雑であるため、一つの統一的徵收辦法を規定すること能はず、只農業税徵收の原則を規定し得るのみである、各省はこの原則に根據し該地の情況に照して適當の農業税を規定する外はない

第七條 農民は土地の分配を受けた後、一家毎年の主要收穫に照し、一家人口の平均を以つて各人毎年の收穫量と生活必需の支出を規定し、この標準に根據して各人への最低徵收額及び累進税を規定する

第八條 只主要生産(穀麥)のみ徵收し、副産物は暫時徵收せず

第九條 茶山、棉麻、果園は稻田麥地を分配するに當り、主要生産の資格ある時は之に徵收を加ふ

第一〇條 赤軍家族は赤軍優待條件に照して

免稅す

第一條 雇農及び田地を分得せる労働者も一律に免稅す

第二條 貧農の収入が、已に徵收標準に達しても、若し一家の生活を維持する能はざるものは、郷ソヴェート政府より減稅或ひは免稅することを得

第三條 過去の富農に對する徵稅は今後より増加することを得

第四條 火災、旱魃或ひは白匪の害を蒙る區域は、災情の輕重に照して減稅或ひは免稅することを得

第五條 種子の改良、耕作の改良によつて増加する農業収入は、その増加収入の部分に對して増稅せず

第六條 荒地の開墾によつて收穫する農産品に對しては三年の間免稅す、但し富農に對しては情況によつて減稅或ひは一年間免稅す

第七條 農業税の徵收辦法と時期は、農産品收穫後一ヶ月乃至二ヶ月を経て徵收し、收穫時は税率の規定に照し、各戸に向つて各人の納むべき稅額を徵收す

第八條 農業税徵收の現金及び農産品は農民の希望に従つて定む

附、江西省の農業税徵收辦法を示して各省の參考に資す。農業生産品平均各戸收穫量麥四石以上を以つて徵稅標準となす

Table with 4 columns: 徵收標準, 稅率, 徵收標準, 稅率. Rows show percentages for different crop yields.

第九條 道路及橋梁については、橋道委員會が設置され、各村に依つて管理される。公道の收入が橋梁道路等の修築に充てられるので、ソヴェート區内の橋梁と道路は比較的よく修築されてゐる

第十條 郵便については、赤色郵便局が設けられ、ソヴェート區内の信書はこの郵便局によつて管理されてゐる。赤色切手も發行され、封書は遠近の論なく二仙の切手で配達され、赤色兵士の信書は切手を要せず、政治部赤色戰士通訊處の印により無料で取扱はれてゐると云ふ。江西省東北區の葛源には、電話局が設立されてゐるが、これは國民軍の軍用電話を兩獲して出來たものである。無電も二ヶ所あつて利用することが出來、既に無電臺を設けられてゐると傳へらる。

K 社會施設

1. 概説 ソヴェート區域における施設狀況の全般を知ることは、ソヴェート共和國臨時政府の樹立を見た今日と雖も實際問題として殆んど不可能の事である。各地方にソヴェート政府と名乗るものは夥しい數に及んでゐるが、中には殆んど施設として何等見るべきものがない處も尠くない。またソヴェート施設として傳へられてゐるところも、固より過渡期のそれに過ぎないのであるから、外部からの壓迫と内部の政策の變更に伴つて、種々の變動を餘儀なくさる場合の多いことも勿論である。その上に各地方によつてその施設も相當の差異があり、また南京政府の討伐軍によつて捕虜となつた紅軍の將士が、ソヴェート區の施設として語る所に

富農に對しては二擔を以つて單位として百分の一、三擔には百分の二以上を徵し、之を以つて類推す

第四章 工業税 第一九條 生産組合は、縣政府の批准を経たるものは、縣政府へ報告したる後、免稅を許可することを得

第二〇條 目前においてはソヴェート區工業發展を促進するため、臨時工業品の出廠税を免す

第二一條 工業所得税は資本の大小に照して、税率は商業税より輕し

第五章 附則 第二二條 稅則は公布の日より效力を發生す

G 金融・貨幣

金融機關としては従来の錢舖、質屋、高利貸は禁止沒收され、債權は破棄されて、各地に平民銀行を置き、信用組合も設立されてゐる。江西省ソヴェートでは、一九二九年九月に資本金五・六萬元で、東固に平民銀行を設立し、後に紅軍より四千元の寄附を受け翌年には五千元の準備金を保有し、紙幣發行は二萬元に達したといふ。福建西部ソヴェートにおいては、龍巖に農工銀行を設け、二十萬元の紙幣を發行して區域内に流通せしめ、同時に現銀はこれを沒收してゐる。

H 産業

地方の主要産業は、殆んどソヴェート政府の直轄とした。江西省では、既に述べた竹林、森林の外に、鐵山、茶、油原料、栽培烟等はソヴェートの管理に屬し、その製品を一般に販賣してゐる。或る地方では産物を労働者に委ね、労働

よるも、その狀況にはかなりの相違が見られるが、概して早くからソヴェート區として固められてゐる區域においては、相當の成績を擧げてゐるものと推定し得るやうである。こゝには主として其の基礎の最も鞏固な模範的ソヴェートと稱せられた江西省東固の江西全省ソヴェート政府及び福建省龍巖の贛西ソヴェート政府の施設について述べるが、その各項において見られる如く極めて進歩したものがあつた、なほ、東固、龍巖は第三次討伐によつて南京政府に奪還されたものであるから、これ等の施設はそれ以前のものである。

2. 土地政策 現存するソヴェートは殆んどすべて農村ソヴェートと謂つても過言でない程ソヴェートは農民を主要な構成分子として成立してゐる。従つて土地問題は、農民政策の重點であると共に、ソヴェート施設の成否を決する鍵と云ひ得る重要性を有してゐる。

ソヴェートは原則として、地主階級の土地は一切之を沒收して、土地の無い又極めて僅少な土地のみを有する農民に分配してゐる。土地分配の方法には耕作能力を單位として、耕作能力あるもののみを分配する主義と、それと肥沃の程度、交通の發達程度、白色區域よりの遠近等の諸條件を考慮して決定されてゐる。

江西省においては、ソヴェート區域内の土地は、一切の所有權を擧げてソヴェート政府に移し、土地委員會がその管下の面積、地質及び人口を調査した上、これを一般農民に分配してゐる。分配の標準は、ソヴェート大會の決定により、人口を標準として分配する主義をとり、三歳以上は男女を問はず一單位として分配を受け、五歳以上は土地委員會の調査により、土地の沃度、廣狭に応じて分配した。孤兒、廢疾者寡婦、官吏、兵士には分配せず、それらの生活

I 貿易

對外貿易は、封鎖的な狀況の下にあつて、固より繁榮するわけはないが、江西省東北區における施設について見れば、一九三一年より三二年にかけて、對外貿易所を十六ヶ所に設け、ソヴェート區の物産を賣出すと共に、非ソヴェート區の貨物を買入れ、毎月の營業額は約二十萬元にして、一萬二千元から一萬八千元の利益を擧げ、嚴重なる經濟封鎖が行はれて以來も、對外貿易の工作は依然として適當なる方法の下に遂行され、特に食鹽の購入に對しては幾多の辦法が案出されたが、併し収入の方面は大いに減

J 交通・通信

少するに至つたと傳へられてゐる。

1. 交通 道路及橋梁については、橋道委員會が設置され、各村に依つて管理される。公道の收入が橋梁道路等の修築に充てられるので、ソヴェート區内の橋梁と道路は比較的よく修築されてゐる

は、在住郷ソヴェートで保護する。
 福建西部も土地の七割五分が地主の所有であつたために、土地没収は貧農の最大要求であつた。こゝも亦人口標準主義を採り、一般民衆に分配した残餘の土地は、これを郷ソヴェート政府の公田とし、その收穫によつて、郷村建設事業廢疾者又は失業者の救済事業に當て、公田の耕作は、農民の共同耕作によるが、或ひは農民に貸與してその收穫高の二割を徴収する。
 この地方の主要物産、木材と紙の原料たる山林については、一切の山林の所有權をソヴェート政府に歸し、從來から山林を業としてゐた者に分配して經營せしめ、之に土地税を課する。杉、竹等の有用材の森林は、田地と同様に分配し薪材等の新木材は分配せず、民衆の自由採伐とする。山林特に竹林は製紙技術者のみの共同經營として、數組に區分してこれを分配する。土地耕作は僅かに湖南省瀏陽及び平行地方に行はれてゐるが、未だ試験的範圍を出ない模様である。

3. 勞働政策 ソヴェート區域においては、原則として勞働保護法が實施され、八時間勞働制が實施されてゐるわけである。特に公營工場において比較的正確に行はれてゐるが、これは工會(勞働組合)の組織化とその統制の如何に俟つところが多い。一例として江西省の東北區における成績として報告されてゐるところを見るに次の如し。
 國營工業例へば兵工廠、被服廠、紙廠、煤廠等においては、均しく八時軍工作制が實施され、青年工は六時間である。毎日七時半より出勤して十一時半に休憩、十二時から一時までは晝食午睡の時間、午後一時半から就業し五時半退場する。工人には凡て寄宿舎があり、その宿舎はみな土豪劣紳より沒收したものである。被服、

食料は政府から工人家族に供給し、白色區より來る工人は臨時寄宿舎と來住することが出來、その家族の食費は毎日六仙で、米は國家より供給される。醫藥も亦國家で用意され寄宿舎には俱樂部が設けられ、壁新聞や樂器等が備へ附けられてゐる。
 手工業工人の大部分に對しても、都市においては八時間勞働制が適用されてゐる。即ち、裁縫師、大工等がこれであるが、農村の一部の地方では、特に青年工、幼年工、例へば徒弟牧童等の場合においては實行はなかな困難であるから、省總工會は變通辦法を考慮してゐる。なほ工人休憩所なるものが設立され、凡ゆる工人達は交替に其處で休憩する。凡ゆる工人には一年に二ヶ月の定休が與へられ、定休中も給料は支拂はれることになつてゐる。
 工人の給料は一律に増加され、兵工廠の工人達は前に述べた待遇を受ける外、毎月の給料は十二元より十六元に至る間である。この外一般的に革命前に比べると、一倍の給料が増加されてゐる。雇傭は毎シブンの給料十二元より十六元、女工も亦男工と同じ仕事をなすものは略々男工同様の給料を支給される外、特別の待遇を受け、産前産後には二ヶ月の休養が與へられ

經濟闘争即ち勞働争議はソヴェート區域内では比較的少い。といふのは、大部分は國營工業と合作社の性質をもつてゐるからである。農村中においても、主要なのは反富農闘争であつて、田地の紛争に關する罷業意業等は殆んど發生しない。失業工人には田地の分配が行はれ、一部の工人にして耕作の出來ないものは、別個の組織によりこれを解決する。請負勞働は工會の力によつて消滅されたが、然し必要な場合に職工が容易に集まらないといふ餘弊が生じてゐる。

4. 社會政策 「婦人問題」ソヴェート政府は、夙に男女同權を高調し、社會、政治、經濟、教育の上で男女の區別を撤廢した。ソヴェートの鞏固な地方では、婦人は婦人のソヴェート代表があり、委員に選出されて行政に參與してゐるものもある。また結婚離婚の自由の提唱は、舊來の風習に急激な變化を與へ、種々混亂の現象を生んだが、この方面の運動で成功したのは聘金制の廢止であると言はれてゐる。從來、支那の結婚は、無産者と雖も少くも二・三百元の結納金を相手の婦人の母に送らなければならなかつたので、大多數の青年は事實上結婚の不可能の状態にあつたから、この習慣の廢止は、青年を運動に誘引するに非常な効果があつたと傳へられてゐる。

進んだソヴェート區域においては、婦女生活改善委員會なるものが組織され、多數の婦女がこれに吸收されてソヴェート工作に參加してゐる。所によつて婦女工作はかなり活發で婦女委員は婦女大衆を一切闘争に參加せしむべく、舊來の封建的因襲の打破と、ソヴェート工作の普及にとめてゐる。紅軍に對する慰問隊と稱するものも婦人によつて組織されてゐるが、これらの大部分は強制的に組織され、公娼的な役割をその中心的な任務としてゐるとさえ云はれてゐる。
 【醫藥問題】公共醫藥機關としては、各地に病院醫藥所を設立してゐるが、この設備は教育機關に比して未だ遅れてゐる。贛西ソヴェート政府は、龍巖に公共病院を設けて無料診療をなし、各地に公共藥店を設けて極めて廉價に藥品を供給せしめてゐる。江西ソヴェート政府は、東固に、一病院と二療養所を有してゐる。しかしながら、醫師並びに藥品の一般の缺乏は民衆に對する醫藥運動の進展を遅れさせてゐる。

L 文化政策

1. 宗教問題 宗教に對しては、一九三〇年九月全國ソヴェート區域代表の大會の準備委員會全體會議によつて決議された共和國國家根本法大綱草案中に次の如く記してある。
 「宗教問題に對しては、絶對的に政教分離の原則を實行し、一切の公民の信教を自由とする。しかしながら如何なる宗教も、何等の國家保護及び經濟的支持を受けることは出來ない。蓋し一切の宗教服務者、例へば僧侶、道士、牧師等は、勞働大衆を迷はせる統治階級の道具だからである。故に當然彼等から選舉權及び、被選舉權を剝奪すべきものである」
 黨は右の趣旨によつて反宗教運動を起し、初期においては到る處で、教會、寺院、廟宇を破壊したが、その後においては寺院等の財産を沒收して、その建物は公共の用に供する方針を執つてゐる。

2. 教育政策 政府は一般的教育施設として、十五歳以下の兒童はすべてレニン小學校に入學せしめ、學費一切は政府の支辨としてゐる。無學の成年民衆に對しては所謂「識字運動」を起し、郷村を單位として十人一組として組長を教師とし、郷ソヴェートの指導の下に文字の普及に努めてゐる。又各部に俱樂部を設け、これを民衆の娛樂機關となすと共に、政治教育をなしてゐる。福建西部は最も教育機關の整備した區域にして、龍巖には聯合師範學校、高級中學を設け、また各縣にはレニン師範學校、レニン高級小學校を置き、區郷にはレニン初級小學校、婦女兒童學校を設けてゐる。なほ、更に農民子弟の教育のために、各地に成年補習夜學校を開いてゐる。
 江西省東北地方ソヴェート區における文化經

費は千五百元で、勞働小學が二百箇所に設けられ、兒童數は六千人に達する。赤色教員養成學校(師範學校)は一箇で三班に分かれ、一班が二十餘人である。その外、婦女職業學校が一箇所あつて、學生の大部分は紅軍兵士の妻女で、その他は勞働婦人である。
 識字運動に對しては、各村落に工農夜學校が設立され、過去一ヶ年に新聞を讀み得る民衆が二萬人増加したと云ふ。讀本は「赤色兒童工農讀本」と「革命常識」とが一種宛發行され、「工農讀本」は四種に及んでゐる。ソヴェート區内では最早封建的書籍を讀む者が殆んど見られなくなつた。尙ほ赤色新聞團が一組設けられ、團員約二十五名、各縣の農村を巡回公演して宣傳と娛樂とを與へてゐる。
 地方の軍事機關として、龍巖に軍政治學校東固附近の富田に紅軍學校を置いてゐる。(最近中國ソヴェートの變動に就いてはカレント・トピックス篇を参照)

VIII 年 誌 (自一九三三年一月一日) 一九三三年 (民國二十二年)

- 一 露支國交恢復に伴ひ駐支露大使にボゴモロフ任命さる
- 二 日支兩軍山海關で激戦。山海關事件につき支那側自己の有利に公式發表。山海關事件勃發と共に支那軍北寧線五城子鐵橋を爆發せるにより列國軍司令部會議開かる
- 三 日本軍牽制のため南京政府排日貨斷行を密令す
- 四 張學良在北京外國側に對し山海關事件の責任を日本に轉嫁する「回答」を發表す

- 五 張學良、日本側の警告にも拘らず秦皇島方面に續々兵力集中。南京政府對日抗議文並に山海關の日支衝突事件に關する英支兩文の聲明書を發表。廣東政務委員會抗日の點で南京政府に合流
- 六 蒙古、西藏南京政府へ自治請願書を提出
- 七 熱河省に張學良、湯玉麟軍集結し軍隊充満す。駐露支那大使に顧惠慶氏任命さる
- 八 南京政府北支の時局に鑑み長江流域の要塞整備を急ぐ。南京政府對日四箇條の要求抗議書を聯盟事務局に提出
- 九 南京政府團匪事件調印七ヶ國へ山海關事件に關する覺書を發送。秦皇島支那兵イタリ兵を狙撃す
- 一〇 中華ソヴェート政府、革命軍事委員會、蔣介石軍閥打倒を宣言す
- 一一 孫科氏立法院長に就任
- 一二 共産軍南昌に迫り南京政府狼狽す
- 一三 北平防空部新設され張煥相司令に就任。蔣介石氏の再三の要請により段祺瑞氏南京へ出發
- 一四 羅文幹内田外相の帝國議會に於ける演説に對し反駁聲明を發表
- 一五 滿洲國外交總長謝介石氏東亞民族結合の理想を以て支那國民に反省を要望す
- 一六 滿洲國政府張學良に熱河撤退を要求
- 一七 張學良全軍に前進命令を發す
- 一八 熱河侵入支那軍の關内撤退を要求する日本の最後の警告を南京政府拒絶す
- 一九 聯盟總會に支那代表熱河問題に言及し泣きつく

三月

- 一 日浦聯合軍熱河の支那軍に對し總攻撃を開始す
- 四 邊防軍總指揮張作相熱河に於ける大敗の責を負ひ張學良に辭表提出、學良系の國民政府外交部長羅文幹氏も辭表提出
- 八 北上した蔣介石、張學良と徹夜對策を協議す
- 九 南京軍北上を開始す。イギリス、日支に對する武器禁輸を斷念す
- 一〇 支那軍長城線より撤退せざれば關内に進出すべしと日本政府支那側へ重大警告を發す。張學良下野し北支の軍權政權共に何應欽氏引繼ぐ
- 一一 蔣介石北支の時局收拾につき閻錫山と會見
- 一八 長城の諸處で日支間に激戦あり
- 二二 南京で開催された中央政治會議に於て蔣介石を陸海空軍大元帥に推す案を可決
- 二三 汪兆銘氏辭表を提出す。上村領事排日テロが國民政府の指導下にあるを指摘し警告
- 二四 日本軍長城を越えて敵陣地を粉碎す。新彊省に於て共產軍の使喚する回教徒の暴動突發す
- 二六 西藏、青海兩軍の和平交渉突如決裂し西藏軍進軍を開始す
- 二九 蔣介石氏の獨裁案お流れとなる
- 四月 何柱國と日本軍との間に殘留部隊全部を無條件で撤退せしむるに付諒解成立。汎米航空會社、中國航空公司株の四割五分を買収し中國の航空權を獲

五月

- 一〇 得中央政治會議幣制の單位として「廢兩改元」を決定
- 八 上海の排日氣分頓に激化。喜峰口の日本軍を總攻撃し大空撃を受けて主力全滅す
- 一一 日本軍長城前面の敵陣に總攻撃を開始
- 一五 張學良外遊の途に上る
- 二〇 宗子文ワシントン豫備會議の代表を承諾す。馮玉祥を中心として廣東派、東北系、雜色系等反蔣的分子張家口に重要協議をなす
- 二 駐支英公使ランプトン北京より南京に赴く。西藏、新彊の兩省獨立容認に決す。戰區救濟委員會を瀋陽に設置し治安維持、復興、難民の救濟をはかる
- 三 北京に政務委員會を設置し黃郛を委員長に任命
- 六 日本軍の瀋陽再進出聲明に支那側狼狽し對策を協議
- 九 ワシントン會商の米支意見を交換す、支那側滿洲問題の審議を暗示したが經濟會議の範圍外にありとして拒絶さる。東支鐵道賣却につき國民政府、奉露協定に反する如何なる新協定も承認せずと反對聲明。一六日午前一時より凡ての輸入日貨に對し一九三一年の國定稅率を賦課すと聲明
- 一四 上海居留の外人團外國人協會を設立す
- 一五 日支互惠稅率協定滿期廢止となる。何應欽停職を申込み
- 一八 北支政務委員會停職方策を協議す

六月

- 一 北平首腦部日支直接交渉回避に意見一致
- 二〇 胡漢民一派停戰に反對
- 二二 支那軍遂に北平を放棄
- 二六 外交部長羅文幹辭職、後任は駐露大使顏惠慶に内定。北寧線の經營奉山鐵路局に委任さる
- 二七 馮玉祥抗日通電を各方面に發す。中華安國軍第一師第二師突如寶坻、香河に對して獨立宣言
- 二九 反蔣運動全國的に起る
- 三一 南京政府シヤムの親日策を妨害するためシヤム現政府を倒壊せんとす。日支停戰協定成立す。日本政府禁壓的關係に對して南京政府へ引下げ交渉
- 二 「河北戰區處理委員會」組織に決定
- 四 南京政府九・一八事件以來の抗日政策を捨て對外平和主義、國內の統一産業開發に全力を注ぐ旨聲明
- 五 日本軍撤退地接收に特別保安隊を派遣
- 六 排日中止命令、共產黨の排撃、反動分子の掃蕩等國內政策に専念す。新關稅率實施に對し日本政府五月三十一日附を以て嚴重なる抗議を提起せるも支那側拒絶せるため再抗議を行ふに決定す
- 八 蔣介石排日運動取締を嚴命す
- 九 南京政府日本に對する不當關稅改訂を表明
- 一〇 滿洲國郵便物を北支で承認
- 一一 天津方面の日貨取引復活す
- 一二 西部除長城線に引揚ぐ。華僑が中心で日本を盟主とする大アジア聯盟結成の運動起る

七月

- 一五 西南派の結束破れ反蔣運動鎮靜す
- 一七 日支間親善の爲め抗日團體參謀本部となつてゐた國民黨の勢力を北支より一掃
- 一九 四川、陝西省境の共產軍川陝ソヴェト政府を組織
- 二 北寧鐵道開通
- 四 奉山、北寧の兩線山海關で連絡運行に決定す
- 五 日支停戰の善後處置圓滿に解決し大連會議幕を閉す
- 七 新彊省の政權をめぐつてソヴェトと支那側との關係尖鋭化す。國民政府日本海底電信權回收を策す
- 八 青海、西藏との間に屈辱的停戰をなし、國民政府は西藏に對する名義上の支配權をも完全に失ふ
- 一〇 日本品に對する關稅引上を目的とした海關新稅率の實施を二ヶ月延期
- 一一 米カーチス會社戰機を支那に發送
- 一二 ロンドン滞在の宋子文五百萬ポンドの對英借款に成功
- 一三 馮玉祥チャハル省にソヴェト支區を設置。國民政府ダンピング稅徵收を非公式に發表
- 一九 南京政府南支那海の九島嶼取得問題につきフランスに抗議
- 二〇 廬山會議國難打開の大綱を協議。國際聯盟對支「技術的」協力統制機關としてライヒマンを派遣
- 二一 ソルター、宋子文との交渉まとまり國民政府の公式招聘に應じて經濟狀態調査のため渡支に決定
- 二五 廬山會議空軍大擴張案を滿場一致で可

八月

- 二九 湯玉麟、馮玉祥討伐の準備に着手
- 四 支那航空援助を目的とする米支秘密協定締結されたとの日本紙の報道に關しアメリカ之を否認す
- 五 チャハル省問題解決し馮玉祥直に軍事行動を終結して省政權を中央に返還を表明
- 八 日本長城以内に進出してゐた關東軍全部を長城線に撤收
- 九 アジア青年聯盟結成の決議及び綱領が日滿青年大會席上で可決さる
- 一四 廬山會議向ふ三年間抗日を緩和し對内建設を計る
- 一六 中國銀行總裁張公權續續到着訪日
- 一八 政府外交部長更迭によつて外交方針に變更なしと聲明
- 一九 太平洋會議に於て支那代表滿洲への移民權を要求
- 二二 西南派領袖資本金百五十萬元を以て一大航空會社を設立に決したと發表
- 二八 共產軍迫り福州危險に類したれば日本軍艦を急行せしむ
- 二九 アメリカも福州へ軍艦派遣。五ヶ月振りに歸國した宋子文上海に於て經濟的國力の發展を以て中國の根本政策となす旨聲明
- 三二 黃郛の對日策に對し宋子文諒承の旨言明。共產軍の猛威に廈門方面も危險
- 九 共產軍の進出に極度に狼狽し艦隊を編建へ出動せしむ
- 三 カドガン駐支英公使に任命さる
- 六 宋子文を迎へ第三次廬山會議開かる

七月

- 三 第三次廬山會議は宋子文が第二次廬山會議の根本方針に同意せるため二日間を終了し、北支問題は黃郛支持、棉麥借款は建設事業及び掃蕩軍備に充當、全國經濟委員會組織を擴大して國營事業統轄、蔣介石は陸海空軍大元帥に、汪兆銘は政府首席に、黃郛は外交部長に、宋子文は經濟部長に夫々就任等に決定
- 九 北支財政不足額は中央で辦法を講じ支出に決す
- 一二 行政院會議、駐露大使顧惠慶、駐佛公使顧維均、駐英公使郭泰祺を國際聯盟總會代表に決定
- 一八 中國銀行總裁張公權五千萬元借款米棉の賣込を日本へ正式申込み
- 一九 棉麥借款中より三千萬元を支出し江蘇省で棉花栽培の大計畫案可決さる
- 二二 湯玉麟、方振武、劉桂堂、吉鴻昌將聯合軍を組織して北平へ進撃
- 二四 二日關東軍、方振武軍の懷柔侵入を停戰協定違反なりとして撤退を要求したが方軍より回答あり日本側の傍觀を要求
- 二六 國民政府外國米に輸入稅を賦課するに決定。方振武軍中央軍第二十五師と衝突激戦
- 二七 中央軍吉鴻昌軍と交戦。方振武軍遂に屈服、日本軍及び何應欽へ諒解運動に狂奔。財政部、抗日會の海關事務干渉を嚴禁
- 二九 顧維均、聯盟總會で日支問題を蒸返し「日本の對支行動は聯盟規約不戰條約蹂躪だ」と述べ
- 一〇 月

- 二 國際聯盟から技術合作のため特派されたライヒマン上海到着直に活動を開始す
- 四 全國經濟委員會成立し第一次常務委員會議を開く
- 一六 駐日公使蔣作賓横濱入港歸任
- 一八 北支政務整理委員會第三回全體會議開かる
- 一九 蔣介石共産軍討伐のため全軍に總攻撃命令を發す
- 二四 馬仲英青海甘肅兩省の回教徒を率ゐて獨立を宣言
- 二七 財政難のため宋子文辭表を提出
- 二八 財政部長後任に孔祥熙決定
- 二〇 福建人民政府成る、政府首席李濟、政治委員會首席陳銘福、軍事委員會主席蔡廷楷、財政委員會主席許崇清、教育委員會主席章伯鈞、外交委員會主席陳友仁にして政綱は平等條約破棄、人民の罷工、信仰自由、休戰國有等内蒙の自治確立す、1.二區に分ち兩區に自治區政府を置く、3.區政府府は共に國民政府行政院直屬、4.經費は中央から支給等決定
- 二二 福建人民政府、人民革命大同盟なる組織を設け今後の民衆運動及び文化運動を指導せんとす
- 二九 親滿のため派遣された北支政權代表李澤一、殷桐兩氏新京着
- 二二 駐支公使ランブソン氏新任國ニシブト

- 一六 駐支公使ウイリントン氏賜暇歸國
- 一七 西南元老派胡漢民に指導を要請
- 二七 福建空爆に氣勢を擧げた中央軍愈々總攻撃にうつる
- 一九三四年(民國二十三年)
- 一月
- 八 張學良上海歸着
- 一二 福建政府の潰滅近きを見越し中央政府、陳儀を福建政府首席に任命
- 一三 福建革命政府遂に壊滅
- 一六 顧維鈞、國際仲裁々判所判事に決定
- 一七 國民政府中央政治會議で蒙古自治辦法を通過させ内蒙古民族に自治を許可
- 二〇 第四次中央執監全體會議開かれ滿洲國不承認の態度をつゞく。新駐支英公使にカドガン氏任命さる
- 二七 南京政府英米に對し既に期限満了の通商條約改定を提議。全國經濟委員會第三回常務委員會大空軍建設のため五千萬元を棉麥借款より支出に決定
- 三〇 蔣介石と日本武官鈴木美通中將、滿洲事變以來初めて會見す
- 二月
- 三 英支間無電試驗通信を完了し直接通信業務開始式舉行。全國航空建設會に全國航空協會を合併し航空事業整備さる
- 五 舊十九路軍政權瓦解後二旬無政府状態にあつたが陳儀を主席とする福建省政府正式成立
- 九七 張學良を三省剿匪副司令に任命
- 政府と上海銀行團との間にイタリーの團匪賠償金を擔保として四千四百萬元

- 二 借款成立
- 二 共産軍九江に迫り日本砲艦急行。英兵雲南に侵入せりと報道により英政府に撤退を要求
- 三月
- 五 宋子文系の全國航空協會と王正廷等の中國航協會合併の上組織擴大
- 六 南京政府西蔵軍の進撃に實力を以て解決するの途なく和平解決を申込む
- 八 獨支合辦飛行機製作所設立契約調印さる
- 一四 張學良蔣介石の諒解を得て舊東北軍を南方漢口一帶に移駐せしむ
- 一七 新疆省に於ける英露の抗爭爆發し馬仲英軍カシュガルの英領事館を襲撃し館員數名を殺害
- 一八 南昌に端を發した「新生活運動」北京に擴大し蔣介石の獨裁的傾向強化さる
- 二一 馬仲英軍の領事館殺害にイギリス嚴重に抗議し國民政府の回答如何で英露の勢力關係重大化せんとす
- 二五 韓復榘國民軍の北上を拒む
- 二六 南京に於て第一回全國經濟委員會開會され棉麥借款を以て幣制金融制度の改良、民間航空事業の發展、農村復興、其他諸建設をなすことを決議
- 四月
- 三 雲南に侵入したイギリス兵更に北上を開始し國民政府再び抗議す
- 六 銀の海外流出阻止のため銀輸出に對し二・五%の輸出税を課す
- 八 蔣介石の軍事顧問として招聘されたドイツ軍政の大家フォン・ゼークト上海到着

- 一〇 有吉公使に歸朝命令
- 一一 政府蘇州の日本租界回收を提議に決定
- 一二 雲南國境で英支軍激戦す
- 一六 上海でも滿洲國承認の意味を有する地圖其他印刷物の輸入禁止
- 二〇 廣東、北京間新航空路五月一日より開航に決定。宋子文列國の對支投資の媒介機關として銀公司設立を宣明
- 二五 有吉公使、黃郛、汪兆銘、孔祥熙の諸要路と會見の後歸國の途につく
- 二九 濠洲外相レーサム南京到着
- 五月
- 三 國民政府、通郵、通車問題は地方的に解決し其他の懸案は中央で日支直接交渉を開始しても差支ないと聲明
- 一六 ソウチート聯邦との間に内蒙古の交通通信密約が成立したと傳へらる
- 一八 外人水先案内權回收問題につき日本不法行為なりとして正式抗議
- 一九 宋子文、銀公司の設立資本は全部支那資本であるが將來は外資を輸入すと聲明
- 二二 中國航空公司香港に於て英帝國航空会社の香港シンガポール線と航空路を接続せしむ、列國資本の航空路による極東方面への進出として注目さる
- 六月
- 二 中國銀公司正式に成立す、本店上海、年限三十年、資本金一千万元全額拂込、事業は諸事業への投資、事務管理、信託なり
- 四 北平、奉天間直通列車來る一六日より運轉に決す
- 一三 南京總領事館書記生藏本英明、失踪以

- 一七 來六日目に生存せること判明し憂慮された事件解消
- 一七 黄河河口沖で海賊團イギリス船を襲ひ人質を拉致す
- 二〇 突如停戦協定廢棄を日本へ要求
- 二六 有吉公使事變後初て蔣介石と會見
- 二九 輸入關稅の新稅率立法院會議を通過し三〇日公布七月一日より實施に決定
- 七月
- 一一 察哈爾の蒙古族十二旗獨立を宣言し中央政府及び省政府より離脱す。スウェーデンの世界的探検家ヘーデン博士新羅で土匪に捕へらる
- 二四 北支懸案解決の大連會議開かる
- 二七 立法院長孫科ハワイに於てルーズヴェルト大統領と私的會見
- 八月
- 四 共産軍の進撃により一時危機を傳へられた福州政府軍の盛返しにより平穩に歸す
- 一〇 蔣介石、汪兆銘、黃郛三巨頭の廬山會議開かれ北支問題に關する限り黃郛の權限を擴大し未解決問題を速かに整理せしむ
- 一四 政府外國銀貨の輸入を禁止發令
- 一七 愈々長城線に支那側の税關を設置す
- 二四 蔣介石藍衣社の事業一時中止を命ず
- 九月
- 一 額惠慶駐露大使を辭任、後任は王正廷に内定
- 四 山西省で貿易特許制を採用
- 五 滿洲事變以來中絶の駐日海軍武官を復活、劉甲甫赴任の途につく
- 八 西南派近く招集される五全大會につき排日反蔣の態度を中央に通電す

九 政府財政部標金並に外國爲替の投機買賣取締に關する命令を發布

一〇 突如の標金並に外國爲替管理令發布のため上海標金市場立會中止となりたれば、政府、現在建玉決定完了迄管理令實施延期

二三 北支視察を終へた佐藤尙武大使汪兆銘以下外交部要人と懇談のため上海に上陸

二六 駐支伊公使館大使館に昇格決定

二八 米の銀政策により大量の銀流出に悩み中國政府米國務省に嚴重抗議す

18 西蔵 中華外領 英・獨 Tibet, 佛 Tibet

I 歷史 西蔵に遊牧民の出來たのは紀元五世紀頃からである。その後東からは支那文化が、南からは印度文化が渡來して此の國の文化を形成し、佛教は喇嘛教となつて發展し、國內には喇嘛教僧侶の權力が次第に擴大し、俗界の王侯との久しい闘争の後、僧侶は政治上の實權をも握ることとなり、從來の遊牧的生活は次第に定住的集團生活と變り、紀元一五・六世紀の頃には喇嘛教の首長たるダライ・ラマ(達賴喇嘛) Dalai Lama が同時に國家の元首となつた。このダライ・ラマの主權の背後には支那人があり、俗界の王族は蒙古人の援助を求めて一時これを征服したが、一七二〇年支那軍隊によつて平定され、爾來支那の服屬國となつた。しかるに一九世紀の後半に至つて、この地に對するイ

ギリス、ロシア、支那の利害の對立が強化する
と共に、西藏内部にも民族解放運動が起つて、
次第に支那から離脱し初め、この間に西蔵をめぐ
つて英露對立は激化した。一九一一年の支那
革命に際して西蔵は民族的獨立を標榜して叛亂
を起し、一九一二年獨立を宣言し、ギリスの
支援による一九一七—一八年の對支戰爭によつ
て支那を完全に敗退せしめ、事實上全く支那か
ら獨立して今日に至つてゐる。

政治 西蔵は名義上支那の領土で、嘗
つては駐藏大臣を置いてこれを統治せしめてゐ
たが、一九一七—一八年の對支戰爭に敗退して
以後は駐藏大臣も去り、事實上國家體制は封建
的神政國家であり、喇嘛教の首長ダライ・ラマ
(達賴喇嘛) Dalai Lama が同時に國の元首であ
る。教會及び俗界の全支配權は封建的僧侶貴族
の手に集中し、國家の事實上の支配者は四個の
大僧院の最高幹部であつて、これが數千の小僧
院の僧侶を支柱として支配してゐる。
ダライ・ラマの後継者は、喇嘛教の教義に従
つてダライ・ラマの死後、その中に宿つてゐた
佛陀が、その死後四九日間に、神託によつて指
示された地方に生れた乳兒の中の特に選ばれた
ものゝ中に復活されるとなし、事實上はダライ・
ラマの臨終に指示した方向に、その臨終の日に
生れた男子の一人を迎へて後継者となし、これ
が一八歳に達するまでは攝政が置かれる。政務
はダライ・ラマの一名の常設的代理者が五名の
大臣の輔佐によつて行ふ。

首府—ラサ(拉薩) Lhasa, Lhasa
【對外關係】 今日この地に最も利害關係の深
いのはギリスとソヴェートであるが、英露支
三國對立關係の激化したのは一九世紀の後半か
らであつて、同時に西藏内部にも民族解放運動
起り、これに乗じてギリスは西藏侵略を開始

し、一九〇三年ロシアが日本と紛糾を起してゐ
る際に、ロシアの抗議を無視して西藏を占領し、
ダライ・ラマは蒙古に逃亡、一九〇四年強制的
にギリスに有利な條約を調印させたが、この
英露條約によれば、西蔵はギリスの同意を経
ずして其の領土を外國に賣渡すこと、貸與する
こと、並に擔保となすことを得ず、如何なる外
國たりとも西蔵の政治又は行政に關係するこ
とを許さず、官吏たると非官吏たるとを問はず
之を西蔵に派遣することを得ず、西蔵の公務を
指導援助するために外人をして西蔵政府に奉職
せしむ可らず、道路を開き鐵道を通じ電信を敷
設し鐵道を發掘することを許さず等の條項あり、一
九〇六年にこの條約を支那は餘儀なく承認せし
められ、續いて一九〇七年には英露の間に同
様な協約が結ばれ、西蔵の内政に對する不干渉
が約束され、事實上の權能はこの時からギリス
に握られた事となつた。下つて一九一一年の支
那革命に際して西蔵は翌一二年獨立を宣言する
に至つたが、これが又ギリス帝國主義の利用
するところとなり、ギリス軍は支那軍の西蔵
侵入を妨害し、一九一三—一四年の英支會議の
結果、西蔵は外西蔵と内西蔵に分たれ、内西蔵
は完全にギリスの勢力範圍となり、ギリス
は西蔵軍隊を養成し、一九一七—一八年の藏支
戰爭には西蔵は完全な勝利を得て事實上の獨
立をなし、一九一九年に行はれたギリス、フ
ランス、日本の秘密協約によつて、ギリスは
東洋における勢力範圍として西蔵における完全
な行動の自由を獲得し、西蔵内部に起つてゐ
る大西蔵主義の運動に乗じて、西蔵の國境を青
海、甘肅、内蒙古までも擴大せんとしつゝ、あ
るが、アフガニスタンを對する政策的失敗、ソ
ヴェート聯邦の強化等によつて、今日では武力

水城たりし跡をとめ、ブラマブトラ、インダ
ス、ガンジスの印度三大河が此處に源を發して
ゐる。氣候は著しく大陸的であると同時に大部
分が海拔一萬五千尺を超える高地にあるために
甚だ高原的氣候を有するも地城廣大なため地方
によつて種々異なるが、一般には冬寒特に甚だし
く、空氣乾燥して雨量少なく、河湖も悉く氷結
する。夏季の日は気温著しく高いが、夜は寒
氣膚をさし、時には降雪を見る程である。面積
は支那年鑑(China Year Book)は四六三、三二
〇平方哩と記し、人口推算六五〇萬人と記し、そ

的な西蔵併呑の手を多少ゆるめて經濟的併呑へ
と向つてゐる。
經濟 國民の經濟的基礎は原始的な農
業及び牧畜であり、政府の歲入歳出は約一三萬
ポンドと稱されてゐる。通貨は一般に印度のル
ピー(Rupee)が行はれ、又西蔵のチンガ(Ten-
ge)と稱する銀貨が用ひられてゐる。
【産業】 農業は主として南部の河川流域に行
はれ、小麥、大麥、青稞(チンコー)、豆類を産
し、住民はこれらを常食とする。畜産は馬、牛、
羊、山羊、駱駝などを主とし、遊牧を行ひ、尙
特殊なものとして犛牛(Chiu)があり、運輪、
肉用乃至皮毛用として養はれる。尙野獸も多く
狩獵が行はれる。林業も多少は行はれ、別に藥
草の豊富なることによつて知られてゐる。鐵産
も豊富だと稱されてゐるが未だ大規模な發掘は
されず、工業と稱せられる程のものはないが、
毛織物、皮革製品、陶器などを主とし、西蔵の
線香は藏香と呼ばれて著名である。
【商業】 遠地との商業は陸路によつて行は
れ、貿易は支那及び印度を主とし、支那との貿
易にあつては支那への輸出品は毛織物、綫通、
麝香、金、鹽、大黃、鹿角、琥珀、狐皮、羊皮、
犛牛皮、佛具、線香等、支那からの輸入品は
茶、特に磚茶を主とし、綿布、雜貨、時計、紙
捲煙草等である。印度との貿易では輸出品は家
畜、羊毛、麝香、鹽、寶石、硃砂等、輸入品は
綠茶、綿布、絹織物、砂糖、雜貨等である。
【交通】 未だ鐵道は無く、河川の交通も僅か
に雅魯藏布江(Yarlungpo Chiu)の一部に皮船
(牛皮を縫ひ合せて舟としたもの)を通じて得る
のみで、その他は總て陸路により、主として牛
馬の背によつて行はれ、西蔵特有の犛牛が用ひ
られる。電信は一四四哩あり、首府拉薩と江孜
(Gyantse)とを連結してゐる。

の他にも種々異説はあるが、これらは總べて紙
上の推算であつて信憑することは出来ない。尙
西蔵と稱せられる場合、その範圍も區々であり
國內にて主張されつゝある大西蔵を標準に取
り、西蔵本部、青海、西康をも合する場合がある。
その場合の總面積は七〇乃至百萬平方哩と稱せ
られてゐる。住民は大部分西蔵族であり、その
他に蒙古系、印度支那系、支那人、トルコ系、
外人人が多少ある。都市には首府の拉薩(Lha-
sa)を初め、日喀則(Shigatse)、江孜(Gyantse)
亞東(Yatung)、噶爾波(Gartok)等がある。

19 トランス・コーカシア聯邦共和國
Transcaucasian, 獨 Transkaukasien,
獨 Transcaucasie.

社會・文化 社會的構成は封建的地主
(僧侶及び俗人)、農民(小地主及び小牧畜者、
日傭農、僧院及び大地主の農奴)及び職人から
成り、近代資本主義はこゝにも及んで、封建的
關係の崩壊につれ、商業ブルジョアジー、國營
及び外國人經營事業に備はれるプロレタリアの
數が増大しつゝあり、英・露・支の對立中にあつ
て民族的自覺は可成りに強く、ソヴェートと國
境を接して階級的自覺も次第に目覺めつゝ、あ
るに民族解放運動の歴史は、西蔵獨立運動の歴
史であつて、一九一二年二月二十九日には外蒙
古のウルガ(庫倫)において、蒙古と西蔵との
間に、支那に對する民族解放運動に就いての協
約が成立し、兩國は支那から分離獨立すること
を宣言して今日に至つてゐるのであるが、現在
國民の二〇%までは喇嘛僧で、政治と商業とは
彼等の手に握られてゐる。
文化は甚だおくれ、たゞ隆盛をきわめるは此
の國の宗教たる喇嘛教のみで、その寺院には壯
大なものがある。住民は西蔵語を用ひ、不潔不
衛生にして無智、一般には怠惰の風あり、男子
は多く出家して喇嘛となり、奇習として一妻多
夫が行はれ、その夫たるものは一般には同兄弟
である。磚茶を酷愛する。
自然 中華民國の西部に横はり、北は
蒙古及び青海省に接し、東は支那本部の西康省
に接し、南はインド、ネパール、ブータン三國
に接する。全土高起して世界第一の高原をなす
が、南にヒマラヤ山系が一大障壁をなしてイン
ド境上を走り、西にはカラコラム山脈が蟠り、北
にはコンロン山系が東西に走つて新疆省との境
をなし、ヒマラヤ山系とコンロン山系との間に
はトランス・ヒマラヤ山脈が國內を東西に走り、
平均高度四、〇〇〇メートルに及ぶ大盆地を形
成する。國內には無数の鹹湖があつて嘗つて大

一、トランス・コーカシア聯邦大觀
1 歴史 トランス・コーカシア聯邦(Fed-
erative Transcaucasian Socialist Federal Soviet Republic)
の地は、もとその大部分がトルコに屬し、東部は
ペルシヤに屬してゐたが、ロシアのこの地への
侵入はピーター大帝の頃に初まり、先づ裏海の
西岸に位するデルベント地方を略し、次いでカ
タリナ二世はジョルジアの中部にあるゲルシャ
よりベルシア軍を撃退し、一七九二年にはティ
フリス地方をも保護國とし、一八二八年にはコ
ーカサスにあるペルシアの領土全部を併合し、
次いでトルコを破つて黒海沿岸の地を勢力範圍
に加へ、次第に侵略の手を延ばして遂にコーカ
サス全土を併合したが、この地の住民は頑強に
これに抗して屢々叛亂を起し、住民は社會民主

的傾向を持ち、遂に世界大戰に到つてロシア
が瓦解し、内亂の起るに乗じて、アゼルバイ
ジャン及びジョルジアの二國は聯合諸國に認め
られて獨立したが、爾後次第に左翼傾向を強め
て革命後のロシアと親しみ、アルメニアと聯合
してトランス・コーカシア聯邦を組織し、ソヴェ
ート聯邦の一部となつた。
政治 現在トランス・コーカシア聯邦
はアルメニア共和國(Armenian Socialist Soviet
Republic)、アゼルバイジャン共和國(Azerbai-
jan Socialist Soviet Republic)、ジョルジア共和
國(Georgian Socialist Soviet Republic)より成
つてゐる。元來トランス・コーカシアの地は一
〇月革命後ロシアより分離し、同時に内部は
ジョルジア(Georgia)、アルメニア(Armenia)、
アゼルバイジャン(Azerbaijan)の三共和國に分

れた。一九二〇年四月、アゼルバイジャンはソ
ヴェト共和国となり、次いで同年末にはアル
メニアもソヴェト共和国となり、一九二一年
にはソヴェト政府がジョルジアに建設された。
これら三共和国は一九二二年三月一二日條約を
締結してトランス・コーカシア聯邦を作り、か
くしてトランス・コーカシア社会主義聯邦ソ
ヴェト共和国 (Trans-Caucasian Socialist Fed
eral Soviet Republic) が形成された。

政治的には三共和国が聯邦を構成、ソヴェ
ト聯邦の一構成分子となつてゐる。行政機關に
ソヴェト大會及び中央執行委員會有り、執行
委員會の幹部會が直接行政の衙に當る。中央執
行委員會には議長が三名あり、次の如し。
【議長】ハムサハコフ、エフ・エマハラツ、
ア・アナニヤン。

【行政中心地】 ティフリリス (Tiflis)

Ⅲ 經濟 産業は農業、特に棉の栽培及び
鑛業が盛んである。一九三二年における棉の耕
作地二七〇、〇〇〇ヘクタール。一九三二年の聯
邦内全産業の生産高は一、三八六、二〇〇、〇
〇ルーブルと見積られてゐる。一九三〇年鐵道
全長は二、三〇〇キロメートル。幹線はパツ
ム (Batumi) よりティフリリス (Tiflis) を通過し
てバク (Baku) に至り、カスピ海に沿つてデ
ルバン (Derbent) を經由ロシア共和国に通
じてゐる。又ティフリリスからアルメニアに通ず
る線は延びてベルシアに至つてゐる。

Ⅳ 社會・文化 トランス・コーカシア地方
は民族的に極めて複雑な地方にして、嘗つてロ
シア支配民族の下に各種の原住、移住民族が植
民地的搾取下にあつたが、現在ではソ聯邦の一
員として、政治的にも、社會的にも、文化的にも
自由な地位を享有してゐる。

Ⅴ 自然 トランス・コーカシアの自然的

も五種類發刊されてゐる。
Ⅴ 自然 北はアゼルバイジャン、ジョルジ
アと境し、南西はトルコに、南東はベルシヤに
接し、舊アルメニアの北東部を占め、トルコと
の境にはアララット山より北西に走る山地横は
り、アラス河が西より東に貫流し、南東流して
ベルシヤとの境をなし、北東アゼルバイジャン
との境にも山地が横はり、土地一帯は盆地をな
してゐる。面積は三〇、九四八キロメートル(一
、九四五平方哩)、人口は一九三一年一月に一
、〇三二、七〇〇人あり、住民の割合は、アルメ
ニア人八四・七%、トルコ人一八・八%、
ロシア人二・二%、その他四・三%である。首府
エリヴァンの人口は一九二九年一月七五、〇〇
〇人と稱されてゐる。

三、アゼルバイジャン共和国
(Azerbaijan Socialist Soviet Republic)

Ⅰ 歴史 永くトルコの治下にあつたが、
一九一八年五月二八日韃靼の國民議會の主權を
握つてゐた國民黨 (Mussavef) がアゼルバイ
ジャンの獨立を宣言し、首府をガンヂヤ (Ganja)
に定め、後バク (Baku) に移した。その後一
九二〇年四月二八日ウラセヴィク黨 (Hun-
nists) はこの政府を倒し、一九二〇年九月三〇
日ロシアとの間に軍事及び經濟に關する條約結
ばれ、翌二一年ソヴェト共和国たることを宣
言し、一九二二年三月一二日以來トランス・コ
ーカシア聯邦の一共和国を形成してゐる。

Ⅱ 政治 行政的にはソヴェト聯邦の一
構成國たるトランス・コーカシア聯邦内の一
共和国をなし、行政機關としてはソヴェト大會
と執行委員會有り、執行委員會の幹部會が直
接行政の衙に當つてゐる。尙國內にはナヒチェ
ワン自治共和国 (Nakhichevan Socialist Soviet

領域を見れば、北はコーカサス山脈によつて北
部コーカシアと分たれ、西は黒海に面し、南は
山脈とステップ及び諸川によつてベルシヤと境
し、東はカスピ海に臨む。面積一八四、四九二
平方キロメートル(七一、二五五平方哩)、全ソ
ヴェト聯邦領土の〇・八%に當る。一九三一年
一月一日現在人口は六、四二六、七〇〇人、ち
ち、ジョルジア人三一%、トルコ人二八・八%、
五%、アルメニア人二三%、ロシア人五・八%、
その他一・七%の割合になつてゐる。

二、アルメニア共和国
(Armenian Socialist Soviet Republic)

Ⅰ 歴史 メソポタミア北部の山地は最も
古くゲチウムと呼ばれ、アッシリア諸王は屢々
この地を征服し、後インドゲルマン族が侵入し
て先住民を融合してアルメニア人を形成し、紀
元前五〇〇年頃にはベルシヤに征服され、その
後アレクサンドル大王の遠征あり、續いてロー
マとバルチア間の繫争の地となり、後ササン朝
ペルシヤ、ビザンチン帝國、セルジュクトルコ等
の支配を経て、一五一四年オスマントルコの有
に歸したが、一時はロシアに占領されたことも
あり、この地には紀元三〇〇年頃よりキリスト
教が入り、爾後アルメニア教會として獨立を續
け、民族的に合はぬトルコの支配下にあつて屢
々無謀なる虐殺に苦しみつゝ露領にあるアルメ
ニア人は遂に一九一七年のロシア革命後獨立自
由國となり、一九二一年四月二日ソヴェト
共和国たることを宣言し、一九二二年三月一二
日以來トランス・コーカシア聯邦の一となつて
ゐる。

Ⅱ 政治 アゼルバイジャン、ジョルジア
兩國と共にコーカシア聯邦を形成し、ソヴェ
ト聯邦の一員となつてゐる。行政機關としては

Republic) 及びカラバフ山脈自治州 (Nagorni
Karbakh Autonomous Region) がある。
【行政中心地】 バク (Baku)

Ⅲ 經濟 國民的經濟的基礎は主として農
業であり、これに次いで牧畜と鑛業がある。農
産物の主要なものは穀物、棉、葡萄、野菜、果
實などであり、その他に煙草、絹などがある。
山地の住民は牧畜を業とし、一九二九一三〇年
における耕作地面積は一、一〇〇、〇〇〇ヘクタ
ーに及び、一九一三年の九六一、〇〇〇ヘクタ
ーに比較すれば大なる進歩である。一九三二年に
棉の耕作地は二二九、〇〇〇ヘクタールであり、
一九三三年一月一日において農民所有地の五
一・三%までが集團農場化されてゐる。鑛業方面
で最も重大なのは石油で、特にバク地方に多
い。一九三二年の産出量は二、〇〇〇、〇〇〇
噸である。その他には銅、鹽あり、その他の産
業には織物業、漁業などがある。一九三二年の
全産業の總生産額は一、〇〇二、二七七、〇〇〇
ルーブルと見積られてゐる。

Ⅳ 社會・文化 永くトルコの治下にあつて
苦しんで来たが、現共和國設立以來初めて解放
された。共和国の主體をなす種族はトルコ、韃
靼人で、全人口の六三・三%を占め、住民の職
業は鑛業、農業、牧畜を主とする。殊に國內に
石油業が盛んなため、これに従事する労働者は
可成りに新しいアメリカ式な設備を持つてゐ
る。文化は一般には未だ進歩してゐないが、一
九三二年における小學校・中等學校生徒数は三
三五、〇〇〇人、高等教育機關一七校あり、學生
數二二、〇〇〇人以上。

Ⅴ 自然 北はコーカサス山脈を越えて一
部は内コーカサスに入り、北西はジョルジアに、
西はアルメニアに、南はベルシヤに接し、ア東方
一帯は裏海に面し、大コーカサス山脈がアプシ

其他の共和国と同じく、ソヴェト大會及び執
行委員會があり、執行委員會の幹部會が常設の
行政機關である。尙その上にコーカシア聯邦と
してソヴェト大會及び執行委員會有る。

Ⅲ 經濟 この國の經濟の中心となるもの
は農業である。一九三二年における集約耕作地
は四〇〇、〇〇〇ヘクタールに及び、そのうち三
〇、〇〇〇ヘクタール以上が棉の耕作地である。
アルメニア共和国成立以來灌漑工事は着々と行
はれ、約一二五、〇〇〇ヘクタールの地に水を供
給するに至つてゐるが、その大部分は棉の耕作
に用ひられてゐる。灌漑工事の建設されたもの
全長三五〇キロメートルに及ぶ。一九三二年に
おいて農民所有地の四〇%以上が集團化されて
ゐる。一九三二年の全産業の生産物は一五〇、〇
〇〇、〇〇〇ルーブルと見積られてゐる。

Ⅳ 社會・文化 アルメニア人の中には紀元
三〇〇年頃よりキリスト教がひろまり、爾後アル
メニア教會として獨立を續けて来たが、この
ため宗教的に異なるトルコの支配下にあつて不
當な壓政を受け、屢々ロシアとの間にはさまつて、
古今人類史上比類なしと稱せられる程の虐殺
事件が起され、民族的には極端なる被壓迫少數
民族として四分五裂して多年苦しめられて来た
が、ソヴェト聯邦内の一國としてのアルメニ
ア人は、今尙トルコの羈絆の下にある同族とは
異つて民族的に獨立した共和国として初めて
自由を獲得するに至つてゐる。民族的に理財に
長ずることユダヤ人に比肩すると稱され、文字
はアルメニア獨得のものを使用し、文化は一般
におかれてゐるが、小學校、中等學校生徒數は
一六二、〇〇〇人、高等教育の學校九校あり、技
術方面の學校六四校、労働者學校一〇校がある。
一九三二年讀書し得るもの七〇%に達し、新聞

エロン半島となつて裏海に突出する。コーカサ
ス山地の通過する部分には土地が高く二、〇〇〇
メートル以上出入する。河川はクラ河 (Kura)
を主とし、南方ベルシヤとの國境にはアラス河
(Arax) がある。氣候は一年を通じて温暖であ
る。面積八四、六七九平方キロメートル(三二、
六八六平方哩)、人口は一九三一年一月一日に
二、五一〇、八〇〇人、住民の割合は、トルコ、
韃靼人六三・三%、アルメニア人二・四%、ロ
シア人九・七%、その他一四・六%。全人口の七
七・六%は地方の住民である。首都バク (Baku)
(巴) の一九三三年の人口は七〇九、〇〇〇人。

四、ジョルジア共和国
(Georgian Socialist Soviet Republic)

Ⅰ 歴史 ローマ人にはイムリアなる名稱
で知られた地方にして、アレクサンダー大王に
征服されたが、大王の没後諸酋長が獨立し、紀
元三世紀以來ベルシヤ、ササ朝、東ローマ帝
國等の干渉を蒙りつゝ、諸王朝の興亡を見、一
八〇一年ロシア帝國の領有に歸したが、一九
一八年獨立を回復し、五月二六日ジョルジア社
會民主共和國としてティフリリス (Tiflis) に獨立
を宣言したが、一九二一年メンセヴィク黨主權
を握り、二月ソヴェト政府が設立され、翌一
九二二年三月一二日、他の二共和国と共にトラ
ンス・コーカシア聯邦を構成した。

Ⅱ 政治 行政的にはソヴェト聯邦を構
成するトランス・コーカシア聯邦内の一共和国
であり、行政機關としてはソヴェト大會及び
執行委員會有つて、執行委員會の幹部會が直
接行政の衙に當る。國內にはアブハシー共和
國 (Abkhassian Socialist Soviet Republic)、ア
ジャリスタン自治共和国 (Ajartian Autonomous
Soviet Republic) 及び南部自治州 (Autonomous

Region of Southern Ossetia) が含まれてゐる。

【行政中心地】ティフリス (Tiflis)
II 經濟 住民の經濟的基礎は、農業、林業、鑛業である。農業は主として人口灌漑によつて行はれるが、耕作地面積は九二〇、五〇〇ヘクタールあり、そのうち三五、〇〇〇ヘクタールは茶の栽培地である。一九三三年一月一日において農民所有地の三六・六%が集團農場化されてゐる。森林地面積も廣大で諸種の良材を産する。鑛業を最も主要な産業となし、特にマンガンの埋蔵量多く、国内二五〇、〇〇〇、〇〇〇噸と見積られてゐる、その他に石炭の埋蔵量も多い。国内全産業の一九三二年における産出額は一八八、二〇〇、〇〇〇ルーブルと見積られてゐる。水力電氣事業が盛んに行はれ、国内諸所に新しい發電所が設けられてゐる。鐵道は全長五七〇哩に及び、多く鑛業地を連結してゐる。

III 社會・文化
IV 自然
V 自然

以西の地は豊沃で農業に適する。トランスジョルダンの資源は農産物と牧羊である。又東方旅行者が、諸所の古跡を必須の訪問地と爲し、あるも資源といへよう。鑛産物としては燐酸、苛性加里がある。燐酸は試掘済であるが、未だ採掘には至らない。苛性加里は死海に産出する。其他南部方面に石油が存在するらしい。

カイロ・バグダッド間の航空路はトランスジョルダンを西から東へ横断して居る。アッマンにはイギリス空軍の格納庫があり、シリアには帝國航空會社の使用する着陸場がある。
III 社會・文化
IV 自然
V 自然

は山地をめぐらしてゐるが、黒海面には平野が横はる面積六九、九〇〇平方キロメートル、人口は一九三一年一月一日に二、八八三、二〇〇人で、その割合は、シリア人六七・七%、アルメニア人一・六%、トルコ・難民人五・二%、オセチヤ人(Ossetian)四・三%、ロシア人三・六%、その他七・六%である。首都ティフリス(Tiflis)の一九三三年の人口は四一四、〇〇〇人。

20
トランスジョルダン英委任
英 Transjordan
獨 Transjordanien
獨 Transjordanie

I 歴史
前には、オットマン帝國の一部であつた。一九二〇年イギリスの委任統治権が承認された。一九二三年四月民政長官サミュエルはトランスジョルダンを獨立せしむべき宣言をなした。一九二五年七月にはヘジャズ領のアカバ港及びマイン地方がトランスジョルダンに合併され、又同年一月、シリアを経てイラクに到る所謂「廊下」が併合された。一九二八年二月に締結されたイギリス政府とトランスジョルダン政府との條約は、トランスジョルダンの獨立を承認したが、事實上はイギリスの完全な支配を確立したのである。一九二八年五月、トランスジョルダン獨立政府は、憲法を發布し次いで選舉法を制定した。一九三八年六月、立法議會の選舉は條約反對運動の爲め不可能となり、一九二九年四月に初めて開會された。

數一六名の中僅か三名に過ぎなかつたので、同年六月五日に至り遂に條約は批准された。
II 政治
トランスジョルダンは、國王の下に、アラビア人の内閣(Arab Administration)によつて統治され、行政參事會(Executive Council)が之に參與して居る。トランスジョルダンはパレスティン委任統治の保護を受けて居るが、ユダヤ人の民族的郷土建設に關する條項は適用されない。一九二三年四月の宣言により、イギリス政府は、トランスジョルダンに國王の支配する獨立政府を承認し、憲法を制定せしめた。立法參事會は一九二九年四月初めて召集された。一九二八年にはパレスティン民政長官がトランスジョルダンの民政長官を兼ねることになつた。イギリス駐在官(British Resident)は民政長官の代理であり、イギリスを代表してトランスジョルダンの實権を掌握して居る。トランスジョルダンの軍隊は、九九〇人より或る一團のアラビア軍と、二枝隊のイギリス空軍と、イギリス士官の指揮するトランスジョルダン國境軍とである。
【國王】 アブドゥラー・イブン・フッセイイン (Abdullah Ibn Hussein) 先王フッセイイン (Ex-King Hussein of the Hejaz) の第二子、イラク故王フエイザルの兄、一八八二年メッカに生れ一九二一年四月即位。
【イギリス駐在官】 コックス (G. H. F. Cox)
【首府】 アムマン (Amman)
【經濟】 【財政】 一九三二—三三年のトランスジョルダンの豫算は、歳入三五三、二二七ポンド、歳出三五五、七〇〇ポンドである。この歳入の中には、イギリス政府の賠償金及び補助金一〇二、五六七ポンドを含む。
【産業】 トランスジョルダンの中、ヘジャズ鐵道以東の地は、大部分不毛の砂漠であるが、

て居る。
この地方の文化は、嘗ては可成り華やかな時代もあり、アッマン、ゼラジュ、ケラック、ベトラ等には、今も尙ほ當時を物語る有名な古跡があるが、現在は極めて文化的には遅れて居り、何等特記すべきものがない。一九三二—三三年の教育費豫算は二三、四〇〇パレスティン・ポンドに過ぎない。また學校は大抵の都市や村落に存在する。
V 自然
トランスジョルダンは、シリアダ

21
トルコ
英 Turkey, 獨 Türkei, 獨 Turquie
立憲共和國

I 歴史概観
一、オスマン・トルコの建國
トルコはもと東方蒙古方面からアジア民族が西へ西へと移動して小アジアに蟠居して出来た國であり、傳へによれば、一二二五年マラサン地方のトルコ族の會長スレイマンが、約五萬の遊牧民を率ひてアルメニアに移り、その子の時代セルジュク・トルコのサルタンに仕へ、小アジアに領地を得たと云はれてゐる。孫オスマン一世は一二九九年獨立して自らサルタンと號し、所謂オスマン・トルコを建設した。

ン河、死海の溪谷以東一帯の地域で、北はシリア、エジプトをも併せ、その後も次第に領土を増して朝を地中海に唱へたが、一五七一年レバントの戦で敗れた頃から次第に没落に傾き、常にヨーロッパ諸國の盛衰に影響され、次第に衰運に傾いた。
三、オスマン帝國の没落
これが十八世紀頃に至つては遂に其の領土も歐洲列強の爭奪の的となり、一八二九年のギリシアの獨立、續いてエジプトの反抗、クリミア戦争、露土戦争と次第に領土は縮少され、国内にはサルタンの威令行はれず、反亂相つぎ、青年トルコ黨の活躍となり、續いて第一、第二のバルカン戦争によつてヨーロッパ領土の残るもの僅かとなり、戰勝國の領土擴大とアルバニアの新設はセルビアに影響して遂に世界大戦は勃發した。トルコはドイツに味方して聯合國に宣戦したが財政的な困難などのために遂に休戦のやむなきに至つた。

ツの屈辱的講和條約(一八九九年)により、オーストリア、ロシア、ポーランド、ヴェネチア、ハンガリー、アゾフ、ボドリア、ペロポネス等の領土を失ひ、その後歐洲諸列強の土地分割の對象となり、極東外交の一難關を胎むに至つた。

その後、マームド一世(一七三〇—一七五四)オーストリア、ロシアと戦つてアゾフとダニウプ地方占取、ムスタファ三世(一七五七—一七七四)の時ロシアの侵入を受けワラキア、クリミア、モルダヴィア喪失、アブド・ハミッド一世(一七四一—一七九一)黒海北岸をロシアに割譲、セリム三世(一七八九—一八〇七)ヤッシー和約にて多少領地を回復した。

ニア二州の併合、ブルガリアのトルコよりの獨立、一九一一年に互る伊土戦争の敗北により、ローザンヌ會議にてトリポリ及びキレナイカの割譲あり、この機に乗じセルビア、ギリシア、ブルガリア、モンテネグロの四國同盟よりなるトルコへの宣戰(第一バルカン戰)の結果、トルコは到る所て惨敗し、東スレースを除く歐洲トルコの喪失、且つ領地分割に關する同盟國側の内輪争ひ(第二バルカン戰)の末、多少の土地を回復し得たといへ、一九一三年のブルガリア條約の結果、トルコの歐洲領土は東トラキヤ、アドリヤノール、コンスタンチノールに過ぎぬまで喪失するに至つた。

首府コンスタンチノール(Constantinople)は黒海とマルモラ海の間に位し、ボスフォラス海峡を扼し、船舶の出入りとして文化史的にいつても東西兩文明の接觸點にして史的な重要役割を有し、且つ二世紀に至つては經濟的にミッテル・ユーロップ(中歐政策)即ちE政策(エルベ河—ロープ(中歐政策)、B政策(ベルリン—バグダッド)の交叉點となり、政治的には汎ゲルマニズムと汎スラヴイズムの所謂「死十字策」の對象となり、政治、經濟的にも、軍事的にも世界列強の角逐の的となつた。

考へられてゐた。斯くの如き四圍の情勢のうちにあつてトルコは幾分自棄的運命に任せて、獨逸と共に聯合國へ挑戦したのである。その後、四ヶ年トルコは未曾有の苦戦を續け、開戦直後聯合軍のダーダネルス上陸を撃破したに留まり、その後敗戦相次ぎメソポタミヤ、シリアに破れ、サロニカ聯合軍は一九一八年九月に至りブルガリヤに屈服に成功し、こゝに先づブルガリアは休戦し、斯くてトルコと獨逸との連絡は遮断され、遂に一〇月二八日に至りムドロス沖における恥辱的休戦條約を以つてトルコは休戦に入るに至つた。

【セヴァール條約への反抗】 斯くて聯合國はパリイの講和會議において獨逸、奥、匈三國と平和條約を結んだが、トルコに對しては一九二〇年、所謂「セヴァール條約」と呼ばれる未曾有な屈辱的條約を強要した結果、こゝにトルコ民心は激昂猛烈な反抗運動を起し、斯くて一九一九年五月、ギリシア軍はスマイルナ地方を占領、翌三月英・佛・伊聯合軍はコンスタンチノールを占領するに至つた。而もセヴァール條約がトルコを完全にヨーロッパから驅逐し、僅かに小アジアの一角に屈從するを強要せるものであつた爲め、こゝにトルコ國民は一致團結して祖國の危機に奮起し、若き國民黨運動は勃然と全國に昂揚し、ギリシア、イギリスを敵に對して惡戰苦闘の結果、遂にトルコ軍は破竹の勢を以つて歐洲侵入軍を撃破し、遂に一九二三年夏、ローザンヌ會議が開かれ、こゝにトルコと聯合國との平和が確立された。會議はトルコにおける治外法權の撤廢、アラビヤ、シリア、メソポタミアの獨立、オットマン帝國の崩壊、東スレース、小アジアのトルコ領土たることを規定した。然るに係はらず國民黨不屈の蹶起とトルコ民衆の果敢なる決戰の結果、トルコ外交はこゝにセ

ヴァール條約にかへるにローザンヌ會議を以つて輝々たる勝利を確保し、こゝにトルコをして民族、人種、言語統一の下に新しき民族國家結成へと邁進せしめる基礎を作つた。

【ローザンヌ講和會議】 元來オットマン・トルコは七十有数の異人種から成立し、所謂少數民族問題は絶えずトルコ國內政治においての悩みの種となつて、國際政治においても重要な問題となつてゐた。従つて一九二三年ローザンヌ講和會議においてギリシア全權ヴェネゼロスの提案にかゝる民族交換規定が、小アジア、東スレースに住むギリシア系のトルコ人をギリシアに送り、ギリシア及び多島海に住む回教徒をトルコに移住させる方法によつて民族問題を解決しようとの意圖の下に成立した。即ちギリシアからトルコに移つた者四十萬人、トルコからギリシアに移つた者十五萬人、但しコンスタンチノールに現住する十數萬のギリシア人と西スレースに住む十數萬の回教徒とは交換しないことを規定してゐる。

アルメニア人はかつて黒海に沿つて百數十萬人を算してゐたが、世界大戰後青年トルコ黨確立以來、國內に反旗を翻し殺戮せらるる者多く、僅かに七、八萬のアルメニア人がコンスタンチノールに居住する者を除く以外、一部はシリヤの一部はアルメニア共和國に逃れた。またユダヤ人のコンスタンチノールに居住する者は約四萬人にして主として金融、商工業に従事してゐる。

價、コンスタンチノール居住のギリシア人、身分問題に關して一九三〇年七月解決を見、且つ兩國において何れか海軍擴張を行ふ場合には相互に六ヶ月の豫告を爲すべしとの條約を締結し、一先づ希土兩國の外交關係は一段落を告げた觀はる。

【列強との經濟關係】 トルコの經濟的復興、就中その工業化に盡力するケマル政權の前途に横はる難關はローザンヌ平和會議によつて課されたオットマン時代(舊トルコ)の負債の一部を、トルコ共和國が窮乏せる財政を以つて果さなければならぬ事情に依つて一層深められてゐる。そのほか少からぬ財産がトルコ國民經濟に投下された外國資本に對する配當の形式で國外へ持去られてゐる。

トルコ經濟へ投下された資本のうち第一位にあるものはフランス資本(諸外國總投資額の約三分の一)で、これに次ぐものはイギリス、ベルギーである。斯くの如く歐洲列強資本はローザンヌ會議後積極的にトルコへ侵入し、トルコ

とツヴェイト・ロシアとの親善なる關係を妨害せんとする態度が取られてゐる。斯くて一九三〇年の六月におけるフランス帝國主義はトルコを自己の反ツヴェイト活動の陣營へ引込めんと努めたが、この企圖は完全に失敗に終り、その反對にトルコ、ツヴェイトの親善關係は一層強化されるに至つた。

【對外強硬外交】 以上の如くトルコは絶えず列國の政治經濟的侵略の渦中にあるが、今やケマル政權の下に統一民族國家達成の希望は實現され、歐洲諸列強の相互牽制と回教の宗教的勢力によつてトルコの國際的地位の向上に目覺ましい進歩を見ることが出来る。

トルコはコンスタンチノールに於て以來五世紀、その間絶えずトルコ民族征服者として出征し、一切の公職はトルコ民族の占有する所であつたが、ユダヤ人、アルメニア人、ギリシア人等の國內に屈居する少數民族は擧つて商工業、金融事業等に身を投じ、トルコ人が身を賭して外敵に當つてゐる間、これ等異人種の商人階級は巨萬の富を占め、これに反しトルコ民族は國內革命、國際戰爭に絶えず悩まされ、經濟的に恵まれざる地位にあり、且つトルコ獨立戰爭に際してギリシア、アルメニア人等、トルコに居住する少數民族、トルコの敗北を希望するの態度等が見られたことは強くトルコ人の胸中にしみこみ、ケマル政權の強硬外交、國民外交の基調はこの邊に根差してゐるといつて過言ではない。

海軍は舊式戦艦二隻(三三、一〇〇トン)、A級巡洋艦一隻(七、二〇〇トン)、駆逐艦六隻(八、八六〇トン)、潜水艦四隻(二、九一〇トン)より成る。また最近に空軍に主力を注ぎ、エスキ、ゼールはその根拠地にして、佛士官主としてその訓練に當る。一九三三—三四年度の軍事費は三二、三八三、六四〇ポントに上る。

III 経 済

A 財政 最近のトルコ財政はケマル政府の財政改革が功を奏し、極めて健全となつてゐる。元來トルコ財政は帝國時代、殊に相續く戦亂によつて財政窮乏は極端にまで達し、その素亂甚しく外國資本に依存することが著しかったが、ケマル・パシアはその獨裁的權力を以つて改革に努力せる結果、改善の跡は目覚ましいものを見る事が出来る。別表に見られる如く最近五年間の歳入歳出額を見て、年々多少の剩餘を示してゐる。

最近の歳入歳出額 (單位トルコ・ポント)

Table with 3 columns: 年 度, 歳 入, 歳 出. Rows: 1930-31, 1931-32, 1932-33, 1933-34, 1934-35.

【主要歳入】その歳入の主要なるものは地租、財産税、所得税、収益税、關稅、消費税、家畜税、專賣收入等にして、主要專賣品は煙草、アルコール、マツチ、爆藥、藥莖、鹽などである。一九三三年六月一日より三四年五月三十一日に至る會計年度の豫算に見るに、間接税最も歳入總額に占める。

項目別歳出 (1933-34年度)

Table with 4 columns: 項目別, 豫算額, 項目別, 豫算額. Rows: 國會議員, 關稅及專賣, 土地登記所, 宗教事件統轄, 公債, 内務, 外交, 司法, 文部, 商業, 公共事業, 警察, 憲兵, 國防, 陸軍, 海軍, 空軍, 軍事工業, 農林, 計.

項目別歳入 (1933-34年度)

Table with 4 columns: 項目別, 豫算額, 項目別, 豫算額. Rows: 直接税, 間接税, 專賣, 國會議員, 諸會社(鐵道, 特許, 再保險, 中央銀行)收入の政府配當, 其他の收入, 廢止されたる諸税の延滞金, 臨時收入, 計.

註 會計年度は5月31日に終る。

露オットマン帝國外債の割當表

Table with 4 columns: 國 別, 1912年10月17日以前の外債, その後1924年11月1日に至る外債. Rows: トルコ, ギリシア, ユーゴスラヴィア, アルバニア, シリア, イラク, パレスティン, アラビア諸國.

註 パレスティンの割當は既に全額支拂済み。

商議が行はれ、一九三三年四月二日トルコ政府代表と債券所有者代表との間に新協定の調印が行はれた。この新協定によつて、九六二、六三六、〇〇〇フランの新債券が發行されることとなり、この債券は一口五〇〇フランで利息7%である。

B 銀行 一九一七年一月トルコ政府は新しい國立銀行に關する特許狀を發し、トルコ共和國中央銀行の名稱が與へられた。資本總額千萬トルコ・ポントで、全部公募され、今日までの拂込金七、三〇〇、〇〇〇ポント。この銀行の將來の地位に關する法律は、一九三〇年六月一日に議會を通過し、銀行は一九三一年一月三日より開かれることになつた。その他の重要な銀行のうち最も古いものに農業銀行(Banque Agricole)あり、(その拂込資本金は二七、〇〇〇、〇〇〇トルコ・ポント)がある。尙 Banque d'Affaires, Banque Industrielle et Miniere, Emiãk ve Eytam Bankasi (Credit Foncier), Esnaf Bankasi (Craftsmen's Bank)の諸銀行あり、外國銀行の主要なものとしてはオットマン銀行(Ottoman Bank)がある。

C 貨幣 一九一六年四月一七日通貨改革規則が發せられて、單位をピアスタ(Pistre)に取る金本位制が行はれるに至つたが、ピアスタは四〇バラ(par)に相當する。一、半、四分の一、八分の一ピアスタは全部ニッケルとし、銀貨には各々二、五、一〇、二〇ピアスタのものあり、金貨には二五、五〇、一〇〇、二五〇、五〇〇ピアスタの各種がある。一〇〇ピアスタを一トルコ・ポントと云ふ。銀貨は三〇〇ピアスタ、ニッケルは五〇ピアスタまでを法貨とした。一般に流通してゐる通貨には、一〇バラ、二〇バラのニッケル貨、一ピアスタ及び二五、五、

一〇、二五の各ピアスタ、及び大戦中に發行された紙幣がある。この紙幣は今日非常に下落してゐて、トルコ紙幣リラ(Lira)は、同額の金貨の九分の一の價値しかない。政府は一九二九年の初頭には、約一、〇三〇ピアスタに對して英貨一ドルに當るものと定めた。同じく一九三一年には、一リラに對して佛貨一、二〇六フランであつた。一九三四年二月一日における流通紙幣は一五九、八三〇、〇〇〇トルコ・ポント、金貨及び金塊一七、七三〇、〇〇〇トルコ・ポントである。

- D 度量衡 一八八八年穀物に關してはメートル法を用ふべき法令が發布され、更に一九一五年正式にメートル法が採用され、それが一九三四年一月一日以來強制施行せられるに至つた。舊トルコ度量衡は次の如し。
一 オケ(Oke)=四〇〇ドラム(Dram)=二、八二六ポント。
一 パントン(Bahman)=六オケ=一六、九五八ポント。三九、六三三オケ=一、八二二ポント。
一 ドウエイト(Dwt.)。
一 カンタル(Cantar)=四四オケ=一二四、三六ポント。
一 チキ(Chiki)=一九五オケ=五五五、一四八ポント。
一 キレ(Kirih)=〇、九一二〇フッシェル。
一 ムスカル(Miscal)=一、五ドラム=七四、一七一グレイン。
一 アルシン(Arshin)=二六、九六インチ(布尺度)。
一 エンダーズ(Endaze)=二五、五五五インチ。
一 アルシン=二九、八三三インチ(土地測定)。
一 デューナム(Dennun)=一〇九八、七六五平方ヤード=〇、二二七〇ヘクター。
一 ナエリヤン(Deah)]=一ヘクター=二、四七

最近の主要農産額

Table with 4 columns: 種 別, 1930, 1931, 1932. Rows: タバコ(噸), オリーブ油, 無花果, 乾葡萄, 綿(俵)1, 阿片(俵)2, ヴァロネア(Valonen).

註 1 一俵500ポント。 2 一俵75キログラム。

エーカー。
なほ一九二八年五月二四日、國民議會はヨーロッパ數字の採用を決議し、一九二九年六月一日以降之を實施すべきことを法律を以つて決定された。
【曆】なほ曆に就いては一九一七年三月一日以來、グレゴリア曆(Gregorian calendar)が採用され、(サハラ曆(Hegira calendar)と併用されるに至つたが、一九二六年一月一日より正式にグレゴリア曆のみの採用が最終的に決定されるに至つた。従つてトルコ紀元一三四二年は一九二六年に相當する。
E 生産【農業】原始的であるが、近來近代的方法が次第に採用されてゐる。一九二九年一〇〇〇、〇〇〇トルコ・ポントが灌漑工事のために投じられてゐる。一九二七年の人口調査によれば農業人口四、三六八、〇六一で、そのうち八一・六%は實際に働いてゐる。土地は

一般に肥沃である。主要産物は煙草、モヘーヤ、穀物、無花果、生絲、オリブ、オリブ油、乾果、胡桃、巴且杏、獸皮、毛皮、甘草の根、羊毛、ゴム、カナリアの餌、亞麻仁、胡麻、綿などである。阿片はコンヤ(Konya)及びアフyon・カラヒサル(Afyon Karahisar)が主要産物であり、煙草はヨローパ及びアジア兩トルコ共に産する。即ち、その主要産地はサムメン(Samsun)、バフラ(Bafra)、イズミット(Izmit)、カルシヤン(Charshamba)、イズミル(Izmir)にして、一九二九年煙草栽培者は七九、九六五、その耕作面積は一九、五二〇エーカーに上る。また生絲の主要中心地はブルサ(Bursa)。オリブ油の主要産地はアイジン(Aydin)州である。

【畜産業】一九三三年における主要家畜飼養数は羊一、〇七〇、〇〇〇頭、普通の山羊六、六七二、〇〇〇頭、モヘーヤ用山羊三、〇八〇、〇〇〇頭、牛五、一三三、〇〇〇頭、驢馬八九九、〇〇〇頭、馬五三三、〇〇〇頭、駱駝八五、〇〇〇頭、騾馬四五、〇〇〇頭、水牛五四一、〇〇〇頭に上る。而して一九三二年における刈込み羊毛は一、〇〇〇、〇〇〇メートル、モヘーヤは四、〇〇〇メートルに達する。

【林業】トルコの森林法はフランスの森林法に據つたものであるが、制限規定が無いために濫伐されてゐる。森林地域は八、八一六、二九九ヘクタールで、その八八%は政府所有、六%が私有、殘部は自治體及び慈善事業財團に屬する。【水産業】トルコの漁業も重要で、イスタンブール及び其の附屬地に対する水産物供給高は、一九二二―二三年において二、四〇〇、七七八・一五トルコ・ポンド、一九二二―二三年における水産物總量は二二、〇〇〇噸である。

主要産物

(單位メートル噸)

Table with 6 columns: 種別, 1931, 1932, 種別, 1931, 1932. Rows include 砂炭, 褐炭, 水銀, 硫磺, 海石, etc.

註 (1) 塊、(2) 袋とする。

多いと言はれてゐるが、未だ多くは採掘されてゐない。その主要の産物は別表に示すが如く、石炭、褐炭、セメント、亞鉛、クロム、鉛等である。【工業】トルコにおいては工業は比較的重きをなしてゐないが、一九二九年一月一日から實施された保護關稅によつて工業の發達は促進されてゐる。アジアン州が大戦前においては工業の中心であつた。政府はスミルナにおける工業

最近の輸入輸出額

(單位トルコ・ポンド)

Table with 3 columns: 年度, 輸入, 輸出. Rows for years 1928, 1929, 1930, 1931, 1932.

の復活をなさんとして相當の數にのぼる機械を輸入してゐる。絨氈織物業は戦前の約六〇になつてゐる。一般織物業は政府の後援によつて發達しつつあり、現存工場の上に向一個所以上の政府の工場を造らんとする計畫がなされてゐる。無花果の工場は減じた。綿織工場は復興し、一九二六年六月には豆糟工場がアダナ(Adana)に建ち、製糖工場も數ヶ所あり、その他、製材所、セメント工場あり、電氣事業も四八を數へ、一九二九年にはフォードの組立工場も建つた。一九二七年には工場數六五、二四五、使用人員二五六、八五五と言はれてゐるが、この數字も今日では可成り増加してゐる筈である。

【主要輸出物品】トルコの主要輸入品は綿製品、鐵及び鋼製品、機械等を大宗とし、その他、毛織物、石油及び石炭、砂糖、木綿絲、毛皮、紙及び紙製品、茶、ヒール、ゴム製品、化學製品、毛絲等である。またその輸出品は

主要輸出入品

(單位トルコ・ポンド)

Table with 6 columns: 輸入, 1931年, 1932年, 輸出, 1931年, 1932年. Rows include 綿製品, 鐵及び鋼製品, 機械, etc.

煙草を最大とし、乾葡萄、榛の實、棉花、乾無花果、オリブ油、大麥、卵、羊毛、モヘーヤ、石炭、絨氈、阿片などを主とする。以上の如く、トルコは主として農産物を輸出し、その代り列國より製造品を輸入する。

【主要國別貿易】トルコの輸入貿易において最も重要な位置を占めてゐるものはドイツを第一とし、伊、英、佛、ソ、日、米等が之に次ぐ。またその輸出貿易においてはイタリア、ドイツ、

主要國別輸出入額

(單位トルコ・ポンド)

Table with 5 columns: 國別, トルコの輸入, トルコの輸出. Rows for 1931 and 1932 for various countries.

社會

【社會構造】今日のトルコはオットマン帝國が崩壊してトルコ共和國として更生すると共に、各種の異人種を包含してゐたモザイク的社會組織が著しく單純化して、トルコ人の民族國家を形成し、サルタンの没落がブルジョア階級及び富農への權力の移行であつたにしても、兎に角ヨーロッパ列強の奴隸的狀態を離れて、獨立した平等な國家となつてゐる。サルタンの放逐と共に、従来の政權・教權を共に握る一回教主の下に統轄されてゐた宗教的

局にして、國內電報數は七、四〇七、四九一、國外電報數は一、〇二四、〇三三である。

社会組織は總べて崩壊し、ヨーロッパ文明は急激に流入し、今や完全に近代の国家社会組織を保持したとしてゐる。

B 民族運動 トルコ共和国の建設は一面から見れば又一つの民族運動であつた。トルコ人の獨立は、ひいては回教徒の獨立運動にまで及び、大統領ケマル・パシヤは常に「全回教徒の大團結」を口にしてゐる。有史以來常にヨーロッパ人の南下をさまたげて来た回教徒が、今やトルコに、ベルシアに、アフガニスタンに、モロツコに、それぞれ民族的に擡頭しつつあることは、正に世界の一つの問題である。

C 社会運動 トルコは今日舊文化を棄てて、ヨーロッパ近代文化の攝取に急であつて、言語に、服装に、教育に、宗教に、女性問題に、あらゆる方面に互つて社会的啓蒙運動が盛んに行はれてゐる。女性解放運動に就いて言へば、大統領ケマル・パシヤ自ら先づいてこれを行ひ、舊服装の如きは法律の力をもつて廢止せんとさせ、試み、今日舊來のヴェールを被つた婦人は殆んど街頭に見受けられず、女性の自由平等は兎に角認められて来た状態にあり、この運動の主體とも見るべきものは、イスタンブールにある女権擁護協會がある。

D 社会事業 最も著しいものは慈善事業であつて、これはケマル・パシヤの最も意を注いでゐるものゝ一つで、打ち續いた戦争のための幾萬とも知れぬ犠牲者を救済する一つの方策として、幾多の孤兒院や慈善病院が建設されてゐる。

E 衛生 トルコ國民の衛生思想は、その國民一般の知識の程度が幼稚なためと、下層民の間に普及してゐた宗教的な迷信のために、可成りに遅れてゐる。政府はこの衛生に關しても意を用ひ、内閣には保健省があつて相當な努力

が拂はれてゐる。海岸地方及び低地にはマラリア、リユーマチス流行し、特に赤痢はこの地方の一種の風土病となつてゐるが、一般には氣候が乾燥してゐる關係上、悪疫は左程に跋扈しない。

V 文化

A 宗教 トルコ民族は嘗つてキリスト教を排してアラビアから起つた回教を國教としてゐたが、一九二八年四月一日國民議會によりて回教の國教たることは廢止された。然しトルコ人の大部分は今尙回教徒である。回教に次ぐものはキリスト教にして、就中ギリシヤ正教最も勢力あり、アルメニア教、ローマン・カトリック教、プロテスタント之に次ぐ。その他、ユダヤ教はユダヤ人間に勢力を持つてゐる。

各宗教信徒數

(1927年10月28日の國勢調査)

Table with 2 columns: Religion and Number of Followers. Includes entries for Moslem, Roman Catholics, Protestant, Orthodox, Armenian, other Christians, Jews, and others.

B 教育

一九二七年一月二十八日の國勢調査によれば、アラビア文字の教育あるもの僅かに一、一、四九六に過ぎなかつた。初等教育は義務教育とされ、七歳から一九三一年一月六日の臨時法によれば、七歳から一六歳までの児童は官公私立何れかの學校で初等教

教育統計

(1931—32年度)

Table with 5 columns: School Type, Number of Schools, Number of Teachers (Male/Female), Number of Students (Male/Female). Includes elementary, secondary, and higher schools.

育を受け、家庭にあるものは一定の試験を受けなければならぬことになつてゐる。官立學校は文部省の直轄に屬し、小學校、中學校、豫備校(上級學校入學志願者のため)を含み、時には高等學校を併置することもある。又男女の師範學校あり、高等專門學校も數校あり、他にイスタンブール大學があるが(一九〇〇年創立、一九三三年改造された)一九三二年の學生數男生二、二六六名、女生五二二名。一九二五年の末法律學校がアンカラ(Antep)に創立された。イスタンブールにおける非回教徒達の自治體は彼等自身の學校を持つてゐるが、これ等の學校も他の私立學校と同じく文部省の監督下に置かれてゐる。

なほ一九三一年—三二年における教育費は二六、〇七九、〇三〇トルコ・ポンドである。

C 藝術【美術】トルコ美術はそれ自身幾多の歴史的發展を諸民族の更替の中に示してゐる。現代トルコオスマン・トルコ美術は、祖族なる西突厥の美術にその起源を見る。西突厥は唐代六七九年に亡び、外國文化の影響強く、特に漢代のそれが著しい。後、回教を奉ずると共に西遷してオスマン・トルコにまで及ぶ。

次にセルジュク・トルコ朝の美術は一世紀より一四世紀に互りベルシア、回教の影響の下に古典的色彩を濃厚に有す。アニの回教寺(一〇七二—一一一〇)は特に優秀なるものであつた。ビザンチン美術の傾向を著しく有す。次に一四世紀以後はオスマン・トルコ時代のありイスタンブールの回教寺にはその獨自なる様式を示す。アヤソフィア、スルタン・アเหมツドの寺院等が代表的である。近代に及んで次第に西洋建築に影響せられたヨーロッパとの折衷形式を表はす。

トルコの工藝はベルシアと共に繊細なるアラベスク様式を有し花鳥唐草模様を美しく應用す。特にトルコ絨氈は世界的に有名である。なほ陶磁器にはベルシアの直系を傳へて美觀を極む。

【博物館】

- 一、イスタンブール博物館—一八八九年開設
二、ギリシア パビロニヤ、アッソリア、エジプト、シリア等の遺物を豊富に有す。
三、ハリル・ベイが館長。西アジア古代文書の研究が行はれる。
四、トプ・カプ・博物館—イスタンブールの舊サタルン王城内に設けらる。古代トルコの史料豊富である。一九二五年開設。

三、エヴカフ博物館—トルコ全盛時代のカーベツト、寫本等の史料を有す。

四、陸軍博物館—トルコ民族の征伐の歴史的資料を所蔵す。

五、海軍博物館—これも陸軍博物館と同様の意義を有す。

その他、スミルナ、コニヤ、クダヒヤ、アンカラ、アダリア等の小博物館を各地に有す。【文學】中世紀までは契丹文學を用ひタタール語で語つた。最古の文學は一三世紀にオルホン・キタベリと稱する中央アジアにおいて死んだ首長の紀念碑文があり、次にゴダット・コビリックと云ふ聖徒の道徳的格言を記せるもの、第三にはヒパ・ベッル・ハカイクと云ふ古代トルコ物語を有す。その他文學及び公用語は多くベルシア語を用ふ。

第一四世紀にはアラビア文明を攝取し文學は回教一派の僧徒ルウイシユによつて傳へられ、多く神秘主義的なるものである。上流の文學は主としてベルシア文學であり、一は帝王(カシデ)の讚歌、二は美酒(メー)の讚美である。ナビ、セイガリレ、フーズーリ、等は著名なる文學者である。なほオルホン史を書いたアヘメッド・ベン・ヤハヤは史家として優れ、一五世紀にはバジャツツ二世時代史を書いたメウラー・ナ・イドリス等の文學書を有す。一六世紀には「歴史の極致」なる大書を書けるサード・ウツ・デーンは闘争歴史文學として卓越せるものである。第一六世紀には「ゾリマン大帝」を書けるカラ・チエレビ・ザデー、ケマル・パシヤ・ザデー等は著名である。第一七世紀にはモハメッド三世時代史を書けるセロニキ、ナイマの如き大傑作を残す。第一八世紀には東方列傳を著せるムスタフ・アブドラー、或はアヘメッド・シェヴァットの如き偉大な學者を出す。一九世紀

に入り「世界の鏡」は世界史の大傑作であるが作者は不明。特に一八四〇年の改革によりフランス文明の輸入著しく文學もまた積極的にフランス文學を模倣するに至る。近代の文學者として著名なるものは、ナムク・ケマル、エクレム・ベイ、ジャ・パシヤ、ヌリマン・ナヤフ、ベイ、アブドル・ハク・ハミッド・ベイ、アキフ・ベイ、エディブ・ハムム等である。D 新聞 トルコにおける新聞は殆んどすべて政府支持派にして、殊にその有力紙はすべて國民黨の機關紙である。その主要なるものは別表に見られる如く九紙を數へ、うち八紙まではイスタンブールに集中され、Hakimiyeti Milliye 紙のみが首府アンカラにおいて發行されてゐる。その他、月刊としては Bulletin de la Chambre

主要新聞紙

Table with 3 columns: Newspaper Name, Location, and Orientation. Lists newspapers like Aksbasin, Cumhuriyet, Milliyet, Resmi Gazete, etc.

de Commerce et d'Industrie d'Istanbul(経済誌) Levant Trade Review (イギリス経済誌) Revue Commerciale Française (フランス経済誌) 等あり、いずれもイスタンブールにおいて発行されてゐる。 尙、ニュース報導機関としては半官的な「アナトリアン・ニュース・エイゼンシイ」(Anatolian News Agency)と、政府公認の獨立せる「トルコ新聞聯合」(Turkish Press Association)とがある。

E 風俗 トルコの地は、西方蒙古から西へ西へと遠征したオスマン大帝が、小アジアを墳墓の地としてこゝに居を定めて起つた國であり、キリスト教を排してアラビアから起つた回教を奉じたため、東洋と西洋との分岐點に立ちながら、比較的ヨーロッパ風俗に染まず、アラビア、インド、ペルシアの三風俗を調節したトルコ獨特の風俗を持ち、かの一夫多妻、夫人のハレムの生活など特殊なものであつたが、共和國となりケマル・パシア大統領となつてからは、急激にヨーロッパ文化が取入れられ、服装、例へば従來のトルコ帽の如きさえ、法律をもつて禁じられる有様で、その舊慣の打破はおそろべきテンポをもつて行はれ、舊き習俗は今日盡く破れつゝある觀がある。

F 言語 トルコの言語はアラビア語から來たトルコ語であるが、一九二六年以來これにラテン語のアルファベットを用ひやうとする傾向が一般に現はれ、この問題を研究するための委員會が組織され、一九二八年一月一日國民議會はトルコにラテン文字を採用する法律を通させた。この法律によつて、各官廳を初め、各會社、團體、民間事務所の文書、新聞、シネマ、廣告には、一九二八年一月一日以降必ずラテン文字を用ふべきことが命ぜられた。アラビア

文字による書籍の出版は一九二九年一月一日より禁じられ、かくして新しいアルファベットの採用は一九三〇年にはトルコ全土を通じて一般的なものとなつた。トルコの新字體の讀み書き出來る人々の數は三、〇〇〇、〇〇〇と概算されてゐる。

この重大な改革に先立つて國民議會は又數字においても、ヨーロッパ各國の用ひてゐる數字を採用するといふ決議をなした。

VI 自然

A 地理 トルコ共和國はアジア洲の西部にある小アジアと、對岸の歐洲の小區域に亘る。小アジアは東はトランス・コーカシア聯邦とペルシアに接し、西はメソポタミア、シリア及び地中海に面し、ヨーロッパとトルコとの間にボスポロス海峡、マーマラ海及びダーダネルス海峡を挟み、ヨーロッパはブルガリア及びギリシアと境する。

小アジア半島の西部はアナトリア高原 (Anatolian Plateau) に、三の内地流域を有し、南にはタウルス山脈 (Taurus Mts) が連なり、東方のアルメニア地方も一帯に高原性で、その南部にはアルメニア・タウルス山脈 (Armenian Taurus Mts) があり、中央部にリンダウル山 (Ringsel Dag) が峙ち、東域に至つて最も高く、大アラット山がある。 ヨーロッパトルコは黒海沿岸に沿つてイストラット山脈 (Istranin Dag) が走り、多島海に沿つてカリー・ケウィ・クル山脈 (Kari Keui Kuru Dag) が東西に走り、その間にマリッツア河の支流エルゲネ河 (Ergene R.) が西に流れてゐる。 【河】 小アジア方面の河川は、一部は内地流域に屬し、エウフラト、ティグリスの兩河は上

流のみがこの國に屬し、海岸に注ぐものは黒海斜面にキシル・トルク河 (Kizil Irmak R.)、サカリヤ河 (Sakarya R.)、地中海に注ぐものにセイン河 (Seyhan R.)、とツフン (Jihun R.) がある。

【湖沼】 アルメニアの東境に近いヴァン湖 (Van) は海拔一七一八米の湖面を保つ高原湖で、アナトリア高原中にはタズ・チエウルヒ (Taz Cheulhi) 其他四、五の鹹湖がある。

B 氣候 東部山地は冬季白雪絶ゆることなく、西部地中海沿岸は氣候良好であるが、内地は寒暑共に烈しく雨量少ないためアナトリアには沙漠に近い地方もある。

C 面積 一九一一年—一九二二年の土伊戦争より一九一四年—一九一八年の世界大戦に至るまで、相次ぐ戦亂の結果、オットマン帝國は滅亡し、その領土の大部分はイタリア及びバルカン諸國が獲得し、或ひは又新しい國家又は委任統治國が出現した。一九二三年七月二日ローゼンヌにおいて聯合國とトルコとの間に調印された平和條約は、新興トルコとヨーロッパとの境界、並びにアジアの境界を定めた。右條約は一九二三年八月三日國民議會の批准を経て、一九二四年八月六日より效力を發生した。

その面積は約七六二、七三六平方千米或ひは二九四、四一六平方哩と概算され、この面積のうちには沼澤 (一、一七〇平方哩) 及び湖水 (八、四三四平方哩) は含まずである。

D 人口 最初の國勢調査は一九二七年一月二日に行はれたが、その調査によれば、共和國の全人口は一三、六四八、二七〇人、そのうち男六、五六三、八七九人 (四八・一%)、女七、〇八四、三九一 (五一・九%) である。

E 住民 一九二七年の國勢調査によれば、トルコ人以外の住民は、ドイツ人 (二、三〇六)、アルバニア人 (一、六五二)、イギリス人 (三、四一三)、オースリア人 (一、四三五人)、ベルギー人 (二五八)、ブルガリア人 (七、四四八)、フランス人 (三、四二七)、ギリシア人 (二六、四三二)、ハンガリア人 (一、八三〇)、イタ

主要都市

(1932年10月28日國勢調査)

Table with 4 columns: City Name, Population, City Name, Population. Lists major cities like Istanbul, Smyrna, Ankara, Adana, Bursa, Konya, Gaziantep, Caesarea, and Adrianople with their respective populations.

リヤ人 (一、五七三)、ポーランド人 (六一三)、ルーマニア人 (一、五三〇)、ロシア人 (一、二〇六)、セルビア人 (三、八八三) である。

F 都市 一九二七年一月二日八日の國勢調査によればトルコ最大の都市は別表の如くイスタンブールにして六十九萬を數へる。同市は舊名コンスタンチノープルと稱され、嘗つてのオットマン帝國の首府にして、現在トルコの文化的中心地である。第二の都市はスミルナにして、人口十五萬を數へ、首都アンカラは之に次ぎ、七萬を數へる。即ち別表に示すが如く、トルコ全土において十萬以上の都市はイスタンブールとスミルナの二市にして、十萬以下五萬以上の都市はアンカラ、アダナ、ブルサの三市、その他五萬以下二萬五千以上の都市は一三市を數へるに過ぎず、總人口千三百萬を有する現在においては概して大都市が少いのが特徴である。

VII 古代サラセン帝國

A 概説 サラセンとはギリシア、ローマの學者によつてシリア沙漠の周邊に住んでゐたアラビア人の一部落を呼んだ名稱である。それがアラビア人全體を指すものとなり、マホメットによつて統一形成せられた大帝國をまかく稱するに至つた。

B 歴史 【起源】 イスラム教祖マホメットは西紀六三〇年にメッカを服し、更にアラビア半島全部を平定す。かくて種族的分裂はこゝに國家的建設の時代に入つた。六三二年熱病のためマホメット中道に薨る。

【教父時代】 第一カリス・アブ・ベクル (六三二—六三四) はマホメットの遺志を繼いで國を統一し更に世界をマホメット教によつて征服するための兵を進めた。次はオマール (一六四四) が立ちベルシア、シリア、エジプト等を

征服し、アフリカ北岸から中央アジアにまで、廣大の領土を獲得、更にオスマン (一五六六) アリ (一六六一) が立つて内紛生じ、國力不振となる。この時長老がカリフに選舉されて教父時代と呼ばれる。

【オスマン朝】 六六一年モアアヤ (一六八〇) はアリを倒し、オスマン朝を建つ。後カリフは世襲的君主制となる。東はインドス、西はスペインに至り、七一年西ゴットを亡ぼす。オスマン朝はマホメットの正統でなきたために敵アッバスは正統派の名を與へなかつた。

【アッバス朝】 七五〇年アブールは自らカリフとなり、次第アブ・ジファールはバグダットに遷都す。前王朝の一族はスペインに奔りコルドウシツ王朝を建て東西に分裂す。ハルン・アル・ランド (七八六—八〇九) は黄金時代と稱されたが、後八六一年以後内亂起り一二五八年蒙古のためにバグダット占領さる。

D サラセン文化 マホメット教を中心とする帝國主義であり、「銀かコーランカ」の征服主義は極度の信仰力の發揮となる。しかも單に宗教は不合理性のみを信ぜず、天文、曆術、數學、哲學等の非常な發達を示し、また自然科學の基礎たる化學、鍊金術の發達となり、ギリシア古典の翻譯註解に努力し、この十分なる保存をなす。かくて十字軍との關係により東洋の發達せるサラセン文化は始めてヨーロッパに移入する。この多くの學者はサラセン文化を傳へ、ペルシア人が主となり、なほアラビヤ人は遠く廣東方面にまで進出し、イスラム文化を移植傳播す。このサラセンの科學文化によつて始めて近代の歐洲文明はその基礎を與へられたのであつた。また壯大なアラビアの「一千一夜物語」等によつてヨーロッパ文學はその眞の散文藝術の本質を理解し得たのであつた。

【哲學】サラセン文化哲學の特徴はギリシアの古典哲學を註釋、翻譯して、その湮滅を救つて近代歐洲に傳承せしめたことである。アラビヤ哲學の起源は、その回教の信仰を哲學に基礎づけんとする要求のためにギリシア哲學の研究に進んだ。コーランの原理はかくて新プラトニズムによつて合理化し、更にアリストテレスの哲學によつて體系化せんとした。かくてマホメット教はスコラ哲學の起源をなすものである。先きにアレキサンドリアに盛んであつたギリシアの哲學は再びサラセンによつて復興するに至つた。六世紀初ネストリウス派が東ローマにて研究せるアリストテレスの學說をシリアに傳へし以來、アラビヤにアリストテレス哲學の研究は非常に盛んとなつた。九世紀から一世紀にかけてアラビヤ哲學は全盛期となり、占星術、鍊金術、文學、詩、形而上學の體系化を企てんとす。アルケンディ、アルファラ

ビ、アウイケンナの如き東方の哲學者を出す。更にスペインにおいてはサラセン文化の中に一二世紀頃は哲學運動盛んとなり、アウエンバーク、アブバケル、アウエロエス等の巨大なる博學家、哲學者を輩出す。アウエロエスにおいてギリシア哲學は新しきアラビヤ形而上學にまで體系化された。

【科學】エジプトに創められた鍊金術は、八世紀の頃アラビヤに傳へられ、ジャビール・ブン・ハイカン・エス・サフィ(Djabir ben Hayyan)なるアルケミストの大家出て、今日の物理化學の基礎的研究をなす。またこれと共に礦物學、植物學、星學、等にも非常に優秀なる學者を輩出し、近代の自然科學は全くサラセンの科學にその母胎を有してゐる。特にギリシア古典の註釋及び組織的翻譯が廣く現され、古代の知識の復活すると同時に東方インドの智慧もまた體系化され、これ等の綜合的完成がアラビヤ科學の體系化となつた。

【美術】彫刻は建築の壁面裝飾として發達し、アルハンブラの如く幾何文様が石膏浮彫で裝飾化されてゐる。繪畫はミニアチュールとして最初發達した。最古のものは一二、三世紀に作品として残る。十三世紀の「ハリリの會議」「自然の驚異」「コーラン」の如き華麗なるものを作る。一四、五世紀には聖書や史書が繪畫化された。一六世紀初には名匠ベリザデが出て、精巧細密たる色彩畫を作る。またインドのデリーに行つたベルミア・サラセン畫家はインド・ペルシア式のミニアチュールを描き、なほトルコにはこの形式が甚だ愛好された。更にエジプトにはアラベスクが發達し聖典がこれによつて圖案化された。

【工藝】サラセン藝術は精緻なる工藝にその特色を表現した。ムーシャラビニーとは幾何文様による、モスクの内部に設けられた格子である。またクルンといつて聖典の見臺に精巧なるものが作り出された。石彫の寺院の用具にも多くの工藝美が發揮され、ミンパール(説教壇)にも傑作がある。ラゼン、燭臺、武器等にも鍍金の象嵌が巧みに附せられてゐる。またイヤ、カンボ・サントにある青銅のグリフ・フィンヤ、コルトヴァの馬はその藝術美の極致である。陶器は金屬的な光澤をなす釉藥を施すところに特色がある。大理石にも美しいモザイクを施し、

硝瓦は非常に技術的に發達す。アルハンブラの大壺は一四世紀のものでその代表的のものである。またサラセン文化の特徴としてのアラベスクは幾何文様の典型化であり、理性と幻想の綜合美であり、裝飾工藝極限をなすものと云はれる。

【建築】イスラム建築又は回教建築とも云ふ。マホメッド一世の回教と共に發生し、粘土または石をもつて半球蓋狀の建築を作る。出入口には尖頭持を有し、熱帯地方のために開口部を少なくす。なほ壁面裝飾には唐草模様その他の文案を美しく發達せしむ。サラセン式のドームは楕圓形のものであり、後代にはインド・サラセンとなつて玉葱狀となる。なほベルシヤ・サラセンは色調美しいアラベスク風の裝飾を壁面に浮彫す。回教寺院はモスク(Masque)と云ひ、特殊の形式を有し、ナット(Mihrab, Minar, Mihrab)が尖て聳立してゐる。なほ墳墓にも壯大なるものを有し、宮殿、オケラ(市場)、バザール(商場)、浴場等の種々なる形式を有す。その時代別は、(イ)先サラセン建築、(ロ)シクアのサラセン建築、(ハ)エルサレムのエル・アクサ回教寺院、(ニ)エジプト・カイロ市のイブン・ツルン、スルタン・ハサン回教寺、(ニ)スペイン、グラナダのアルハンブラ、トレドのフェルタ・デル・ソル、(ホ)ベルシヤ、イスパファン回教寺等。モガール式(一五二六以後)サラセンのインド的に洗練されたものでアグラのターシ・マハール廟が著名である。支那では清真寺と云ふ。

【文學】古代アラビヤ文學は五〇〇年頃からマホメッドの出現までを英雄時代と呼ぶ。詩が中心で「オード」(Qusida)なる六十行から百行ほどの詩を作る。古詩を誦ひ傳ふる詩人があり長詩も發達し、最初の詩集はアラカアト(Muallafat)として六世紀に出づ。

アバヌ朝時代に入つて文學は黄金時代に入る。八世紀から一世紀に亘る。バクダッドが中心で、四世紀にギリシア古典哲學、文學、科學の翻譯移入により、またイラン文化の展開があり七、八世紀には「一千一夜物語」のハルン・アラシッド王が出づ。文學の研究盛んとなる。「アラビヤ物語」こそ近世ヨーロッパ文學の基礎をなす大文學であり、その幻想的な細密豪華な構想は常に人類のロマンティシズムの無限の源泉となつてゐる。一方シユウビヤ運動としてアラビヤの國民文學の運動が展開した。「ビドバイ」印度詞華集が残されてゐる。史學が甚だ發達し、アル・マダイニの權威的歴史がある。アブル・アタヒヤはサラセン宗教詩人の父である。また九世紀にはアラビヤ哲學者としてのアルキンティが形而上學の文學を創作す。なほ「アラビヤナイト」が結集されたのは一二世紀になつてペルシア本として作られアル・ムタナビイがその詩人とされてゐる。

22 **ネパール** 專制君主國 帝制・時 Nepal

I 歴史 第一世紀頃にはネパールはアリアン系の住民と蒙古系の住民とが住居し、國內にはヒンズスタン諸侯が割據してゐた。然るに第九世紀に至り、古くからネパール盆地に定着し、漸く實力を有するに至つた蒙古族に屬するネワール族(Nepal)が次第に擡頭し、遂に同國を統一し王國を立て長い間覇權を握つて來た。その後第一五世紀に至り同朝は三派に分裂し、

内亂時代に這入つた。第一八世紀に至り、ネパールの西部地方に蟠居してゐたグルカ族(Gurkas)の王アリシ・ナヤンは内亂に乗じてネパール族を征服して、自らネパール王位に就いた。彼はこの勢に乗じて支那の西藏に侵入した。こゝにおいて清の高宗は乾隆五十七年(一七九一年) 將福康安に命じて廓爾喀(グルカ)に即ちネパールを征伐せしめ、グルカ軍を大いに破つて國都に迫つた。斯くしてグルカ族は朝貢を約して和を乞ふうて名義上支那に隸屬するに至つた。

また一方ではグルカ族は屢々南方インド國境を侵した爲め、一八一四年、イギリスは遂にネパールに對し宣戰を布告し、數度の戰爭の後ネパール軍を完全に破り、その結果、ネパールの南部をイギリスに割讓せしめ、且つイギリスの代表者及びインド兵を首都に駐在せしめるに成功した。これが即ちサガリー條約(Treaty of Sagauli)である。爾來一八四九年までの約三十年間、イギリス政府とグルカの政府との間に紛糾が絶えなかつたが、名宰相ジュン・バハダーラナ出て、同國の實權を把握するに及んで、自ら渡英して對英關係の改善に努力した結果、イギリスとの友好關係はこゝに新しく確立された。一方一八五四年、宰相バハダーラは西藏を破り、五六年條約を締結して、西藏政府は年々ネパールに對し一萬ルピーを支拂ふことを約定す。その名目は一には兩國貿易關係を促進するため、二つには、西藏首府ラサにネパール領事館を駐在せしめるといふことであつた。その結果、兩國の通商關係は著しく増進せられ、一八八三年まで西藏政府はネパールに對し償金を支拂つてゐた。更に一八五七年のインドの内亂に、イギリス政府を援助して功あり、その報酬として一八四四年の戰爭以來占領されてゐたテライの領土

はネパールに返還された。爾來、兩國政府の關係は極めて良好で、支那との名目上の藩屬關係も支那帝政の崩壊と共に自然消滅するに至つた。また大戦中、ネパールは忠實にイギリスに味方して、そのために努力を惜まなかつた。下つて一九一九年のアフガン戦争の際にも、ネパール政府は二千のゲルカ軍を送つてイギリスを援助した。その結果、一九二三年一月二二日、新條約が締結され、既存の條約、協定、約定等はすべてこれに新しく再確認され、ネパールの完全なる獨立がイギリス政府によつて正式に認められるに至り、今日に至る。

【政治】ネパールは國王を最高主権者とする王國なるも、實際の政治上の實権はすべて世襲の宰相一人に屬する。即ち、ネパールの政治組織は一言にして盡せば、軍閥寡頭政治 (Military Oligarchy) である。

一八四六年、ラナ家 (Rana) の首長ジュン・バハダー・ラナは、貴族の勢力を背景として、時の國王シェンドラ・ヤクラム・サー (Surenchandra Bikram Shah) から世襲の宰相たるの權利を附與せられた。その後ラナ家の一族のものが代々宰相の地位に就く。従つて爾來ネパール王は空位を擁するのみで、政治上の實権は完全に宰相に移つて了つた。また宰相は同様に國軍總司令官を兼ねてゐる。宰相の下に、王族、軍人、高官を以つて組織せられたる會議があり、重要な政務を議することとなつてゐる。この會議は同時にネパールの最高裁判所でもある。

サカリ條約によつてイギリス及びネパールの兩國の代表者は相互に首府に駐在することとなつた。従つて現在、イギリス公使 (British Envoy) は少數のインド兵の守備の下に首府カトマンツに駐在してゐる。同公使はネパールの内政に關しては何等干渉をしない。然しネパール

王國は現在政治上或は經濟上、全くイギリスの影響下にある。

現國王—Maharajadhiraja Tribhuvana Bir Bikram—一九〇六年六月三〇日誕生、一九一一年一月一日、父王の後を繼承。

現宰相—Joodha Shum Shere Jung Bahadur Rana、一八七五年誕生、一九三二年九月一日就任。宰相はイギリス陸軍の大將たる地位を贈與されてゐる。

首府—カトマンツ (Kathmandu)、同國の中央部、インド國境から七五哩の地點にあり、人口約八萬、附近の村落には人口約三十萬を有す。

【國防】ネパールの支配民族たるゲルカ族は短小頑健、敏捷にして戦ひを非常に好む人民である。従つて割合に強い陸軍を持ち、殆んどすべてゲルカ族より編成される。陸軍の勢力は約四萬五千、うち二萬が正規軍である。武器は連發銃—一五、〇〇〇、ライフル銃—三〇三、マルティニ・ヘンリー・ライフル銃—二五、〇〇〇、機關銃—一〇〇、新式銃—三〇、準新式銃—一二、舊式銃—二四〇を算する。

【經濟】【産業】國民は農業を以つて生業としてゐる。米、玉蜀黍、大麥、裸麥、棉、甘蔗、茶、煙草、麻、菜種等が主要農産物である。南部には有用なる森林も多い。家畜には牛、馬、羴牛、山羊、羊等が多く飼養され、皮革の産も少くない。鑛山も多い見込だが、未だ充分發掘に至らない。

貿易は主としてインドと盛に爲され、西藏とも行はる。主要輸出品は牛、皮革、阿片、その他麻酔劑、ゴム、樹脂、黄麻、小麥、豆類、バター、菜種、材木、硝石、等々で、また主要輸入品は羊、山羊、鹽、砂糖、石油、眞鍮、銀、銅線、綿絲及び綿製品、及び毛織物等である。【交通】首府と南方國境の町バーガンザ

強に當る。

ネパールの北西部國境には世界の最高峰八、八四〇米のエヴェレスト山 (Everest) 及び七、一四三米のゴリサンカル山 (Gaurisankar)、東部國境に八、五八〇米のカンチャンジャンガ山 (Kanchenjanga)、中央部に八、一八〇米のダウラギリ山 (Dhaulagiri) 等の峻峰名山が白雪を戴いて屹立してゐる。國內の大部分は高峻な山脈の延長で、數多の河川が穀谷又は横谷をなして山地を切り開き、ヒマラヤ主山脈とその前山嶺との間に東西に延びてゐる。山間平野を形成してゐる。この地帯がカンガスの支流を養ふと共に、ネパール唯一の生産地帯をなし、地味豊饒にして雨量多く、その南方は樹木繁茂せる密林地帯に富む。

パレスタイン

英・佛 Palestine 獨 Palestina 英 委 任

一世紀頃ヨーロッパの各地に起つた十字軍は、「聖地解放」のスコロガンを掲げてパレスタインの地を目指して殺到し、約一世紀に亘る遠征の結果、シエルサレムを占領して、此處にシエルサレム王國 (一〇九九—一八七〇年) を建設した。併し乍らやがてエジプトに征服され、一五七一年以來一九一八年迄はトルコが領有してゐた。一九一七—一八八年に、イギリス軍が此地を占領し、イギリスの委任統治領となつたが、一九二〇年にはイギリスの委任統治領と

なり、斯くてユダヤ人の「民族的郷土」がイギリスの援助の下に建設されるに至つた。

II 政治

A 政治機構 一九二二年九月一日發布の憲法によると、民政長官 (High Commissioner)、軍司令官 (Commander-in-Chief) 及び行政會議 (Executive Council) の任命が規定されてゐる。而して立法參事會 (Legislative Council) は、顧問會議 (Advisory Council) に代つて、平和、秩序及びパレスタインに適應する政府にとつて必要な法令を通過する權能を有つて居る。顧問會

(Bhagan) との間に電話が敷設されてゐる。一九二七年二月ネパール最初の鐵道 (軌間一メートル) が、ベンガル州のラクサウル (Raxaul) よりアムレクガンザ (Amlekhganj) に至る二五哩の間に開通した。また、このアムレクガンザよりデュールシンガ (Dhursing) に至る約二七哩の間の道路は自動車交通に適してゐる。空中索道は同時にデュールシンガからビムベディ (Bhimphedi) を越えて首府カトマンツまでの最後の一四哩が開通され、荷物の運搬にあつてゐる。

【貨幣】ネパールの貨幣單位はモハール (Mohan) である。一モハール銀貨はインド貨幣の六アナ (anna) ・八パイ (pie) に相當する。一モハールに對して五〇の割合にて銅貨が鑄造されてゐる。インドのルピー貨は全ネパールで流通する。

【社會・文化】ネパールには蒙古系、西藏系、アリアン系各種の人類が住んでゐる。その最も勢力あり、現在ネパールの支配權を握つてゐるのはアリアン系に屬するゲルカ人である。頑健、敏捷、好戦の種族である。蒙古系に屬するネパール人は、嘗つてこの地の支配者であつたが、ゲルカ族に國を奪はれ、主として農耕に従事してゐる。性質極めて溫和で手藝に長じてゐる。その他、マガール、グルンガ、ボチャ等の種族も住居してゐる。ネパールは勿論地理的にヒマラヤ山脈のうちにあり、交通不便にして、文明的恩恵を蒙ることが極めて少い。従つて文化的には極めて遅れ、古い制度、慣習が現在に至るも未だ行はれ、社會及び文化の發達を妨げる一因を爲してゐる。

【宗教】ゲルカ人は古いヒンズー教を信仰する。然し最近佛教に歸依するもの多くなつて來た。他の諸民族の間でも宗教は著しい勢力を持

議は一九二三年のパレスタイン條令 (Palestine Order in Council) に基き、民政長官が任命したるものであり、政府の主要局 (Principal Government Departments) 長官及び三地方委員 (District Commissioners) より成る。

然し新憲法に規定した立法參事會は、現在大多數のアラビア人の棄權により、未だ成立するに至つてない。而して顧問會議は、立法參事會の選舉がある迄延期されて居る。法令は總て公開の顧問會議に提出され、法案として官報に公表され、少なくとも一ヶ月を置いて公布されるのであるが、未だ前述の事情で實施されるに至つてゐない。

尚パレスタインの官用語は、英語、アラビア語、ヘブライ語の三つである。

【民政長官兼軍司令官】アーサー・グレンフェル・ウォーテロープ (Lieut-General Sir Arthur Grenfell Wauchop)。一九三一年一月一二日任命。

【首府】シエルサレム (Jerusalem)

B ユダヤ人自治機關 一九一七年—一八八年にイギリス軍が占領してより、パレスタインは軍政の下に統治されてゐたが、一九二〇年に至り、サン・レモ會議の結果イギリスの委任統治領となり、民政が布かれることになつた。

一九二二年七月二四日國際聯盟委員會は、パレスタインに於けるイギリスの委任統治を承認し、一九二三年九月二九日より是が實施を見た。之に依り一九一八年時の外相バルフォアの宣言 (Balfour Declaration) が具體化されたのである。即ちバルフォア宣言の趣旨は、パレスタインに於ける非ユダヤ人團體の市民的、宗教的權利を毀損せず、又他國に於けるユダヤ人の之等の諸權利及び政治的地位を毀損せずといふ條件で、イギリス政府がパレスタインの地にユダ

ヤ人の「民族的郷土」を建設することに賛助するといふのである。

一九二七年に、民政長官はパレスタインのユダヤ人を一つの宗教的自治體として組織することを許し、且つ本國政府をして承認せしめた。之に依つてユダヤ人は内部的、宗教的、文化的、及び自治的な諸事に關する自治を獲得し、又各團體員に對する租税賦課權を有するに至つた。同自治體は「ラビ」の首長 (Chief Rabbi-mate) の下に選舉による議會、總參事會 (General Council) が置かる。この總參事會は議會に依つて選舉され、本國政府との交渉には自治團を代表する。尙その他に「ラビ」の地方官吏及び地方委員會がある。

イギリス政府とパレスタイン統治府 (Palestine Administration) はユダヤの「民族的郷土」の建設に關する凡ゆる事項に就きシオニスト (Zionist) 即チユダヤ民族主義者及び非シオニストの兩者より成るユダヤ人代表機關 (Jewish Agency) を承認してゐる。而してこの交渉にはパレスタイン、ユダヤ人代表機關 (Palestine Jewish Agency) が参与してゐる。

C 司法 パレスタインに於ける裁判所は市民裁判所 (Civil Court) と宗教裁判所の二つである。市民裁判所は身分及び慈善的寄附財産を除く凡ゆる地方的問題及び凡ゆる外國問題に對し管轄權を有する。各小地方には地方長官の法廷 (Magistrate Court) があり、比較的大きい都會にはこれが二つある。

地方裁判所 (District Court) はイギリス人の裁判長と二人のパレスタインの判事より成り、管轄區域を巡回する。その所在地はシュエルサレム、ヤッファ、ハイファ、ナブルスの四箇所である。死刑犯の審理は刑事巡回裁判所 (Court of Criminal Assize) によつて爲される。刑事巡

回裁判所は地方裁判所の裁判長か又は地方裁判所と併置する、高等法院の上席イギリス判事によつて構成される。

パレスタインの最高裁判所は高等法院 (Supreme Court) である。高等法院はイギリス人の裁判長と二人のイギリス判事と四人のパレスタイン判事とを以て構成される。高等法院は其中に控訴院 (Court of Appeal) と高等裁判所 (High Court of Justice) を含み、前者は通常三人の判事より成り、後者は判事二人より成ることもある。何れの場合にもイギリス判事が裁判長となる。

モハメット教徒に關する凡ゆる身分事件はシヤリア裁判所 (Sharia Court) の管轄に屬する。モハメット教徒の控訴院になされる。

ユダヤ人の宗教裁判所 (Jewish Religious Court) は、パレスタイン及び東方ユダヤ人の一定の身分事件に關し專屬的管轄權を有する。宗教裁判所の判決に對する控訴は法博士會議 (Rabbinical Council) に歸屬する。

市民裁判所と宗教裁判所との間の管轄權問題は特別裁判所 (Special Tribunal) に依つて決定される。特別裁判所の構成は高等法院のイギリス判事二名と關係宗教團體の最高裁判所長とである。

尙一九三三年に至り、イギリス刑法に基づくパレスタイン刑法典が施行されて、オットマン法典は廢止された。

D 國防 パレスタインはイギリス空軍の支配下にある。二箇中隊の飛行機と四個小隊の装甲車が駐屯して居り、之はパレスタインとトランスヨルダンの双方に使用し得る。諸所の中心地には二箇大隊の歩兵が散在して居る。トランスヨルダン國境軍は其本營をトランス

ヨルダンのゼルカ (Zarka) に置き、ベイサン (Beisan) のサヤク (Samakh) 及びパレスタインの他の數屯營に枝隊を置くてゐる。國境軍の費用はイギリス大蔵省 (Imperial Treasury) 及びパレスタイン政府が負擔する。一九三二年一月三日現在の兵力は(一四九人の豫備下士官を除いて) 士官五八八(イギリス士官三一人) 及び下士官八〇九人である。その軍隊は一部が機械軍、一部が騎馬軍及び駱駝軍である。

III 經濟

A 財政

近年財政は幾分の膨脹を示し、一九三〇年、一九三一年の如きは歳出の超過を見た。財政は不健全とならず、殊に一九三二―三三年度(この年より會計年度は四月一日に始まる)に於ては歳入三、〇一五、九一七パレスタイン・ポンドに對し、歳出二、五一六、三九四パ・ポンドと、約五〇〇パ・ポンドの歳入超過となり、順調であつた。一九三三年―三四年度は歳入二、八五九、七四五パ・ポンド、歳出二、八四八、四一八パ・ポンドで、歳入超過であるが、其額は僅かに約一萬一千パ・ポンドに過ぎない。一九三二―三三年度に於ける歳入の主要項目を挙げれば、關稅一、二八六、九四五パ・ポンド、裁判所又は官廳手数料及び其他三三三、四八九パ・ポンド、郵便、電信料二二九、八一九パ・ポンド、國庫補助金一二七、七八八パ・ポンド、諸利息八三、七七五パ・ポンド、雜收入七九、九三八パ・ポンド等である。

B 金融

銀行として主なるものはパルクレー銀行 (Barclay's Bank) の支店、英巴銀行 (Anglo-Palestine) の本店、支店、ローマ銀行及びオットマン銀行の支店等、重要な都市に配置されて居る。この外尙ほ多數の小銀行や金融的、協同的施設がある。

C 貨幣 一九二七年一月一日以來、標準通貨は、ポンド・スターリングと等價のパレスタイン・ポンドである。これは千ミル(mil)に分たれる。パレスタインの紙幣は〇・五、一、五、一〇、五〇、一〇〇パレスタイン・ポンド紙幣で、法律上無制限に通用力を有つ。銀貨は一〇〇ミル、五〇ミルの二種あり、純分七二〇で、重量は一八〇グレインと九〇グレインとである。其他二〇ミル、一〇ミル、五ミルの白銅貨、ニミル、一ミルの銅貨が使用されて居る。金貨は目下の所發行されてゐない。

【度量衡】 政府及び地方當局はメートル制度を使用して居るが、地方的な度量衡は未だ廣く一般に使用されてゐる。

D 産業 パレスタインは農業國である。一九三一年トラスヨルダンを除くイギリス統治領域内の生産物は小麦、七九、六五〇噸、大麥四一、二〇〇噸、蜀黍一六、八六二噸、オリウツ三三、九〇六噸、扁豆三、七五八噸であり、其他煙草の收穫は、同年に於て、五〇四、二〇二担に上つた。一九三〇年に於ける同國の家畜數、牛一四六、三九七頭、羊二五二、七七三頭、山羊四四〇、一三二頭、駱駝二五、三二一頭、馬一三、八二五頭、驢馬七六、八五八頭、水牛五、二四七頭であつた。

礦産物では、石灰石は到る處に在り、砂岩は海岸に豊富に産し、良質の石膏はウズドゥム山 (Mount Usdum) 及びメルハント (Mehanna) の近傍ツブシア山 (Mount Gipsa) に發見される。岩鹽はヨルダン溪谷及び死海の岸に多量に産する。死海の岸では赤硫黄が採れる。死海からは其他食鹽、白油鹽、臭化物が採れる。以上の礦物採掘は一九二九年に許可された。

貿易上重要な産業は、葡萄酒製造、石鹼製造、オリウツ油製造、セメント製造等である。

一九三一年度主要國別貿易 (單位パレスタイン・ポンド)

國名	輸入	輸出
イギリス本國	1,553,073	1,342,031
エジプト	1,165,607	128,734
シリア	813,213	229,903
フランス	775,074	332,723
ベルギー	339,888	35,333
イタリア	179,679	4,574
アメリカ合衆國	292,396	13,217
ルーマニア	520,466	18,632
イギリス領	518,619	54,069
チェコスロバキア	217,446	80,129
日本	179,788	—
トルコ	176,187	—
其他の國	201,875	—
共計	1,038,479	142,146

最近の歳入歳出額 (單位パレスタイン・ポンド)

年度	歳入	歳出
1929	2,323,572	3,140,032
1930	2,389,546	2,536,505
1931	2,333,895	2,374,867
1932-33	3,015,917	2,516,394
1933-34	3,859,745	2,848,418

註:1923年に年度が四月一日に變向する

各國別に見たる貿易の状況では、別表の如く、イギリスとの關係が最も密接であることが判る。即ち一九三一年に於けるイギリスとの貿易額は、二、八九四、一〇四パ・ポンドにして、貿易總額八、一六九、〇五三パ・ポンドに對し、三五%強を占めて居る。イギリスに次ぐのはエジプトの貿易が重要で、總貿易額の約一六%に當る。

一九三二年に於ける主要輸入品は次の如く、米一五〇、一九七パ・ポンド、小麦一八二、六五六パ・ポンド、麥粉一九〇、三三〇パ・ポンド、砂糖一三二、七一〇パ・ポンド、鐵管一一八、九七七パ・ポンド、毛織物一五二、八〇七パ・ポンド、絹織物一七四、八七七パ・ポンド、家畜一六二、五一四パ・ポンド、オレンヂ箱用材一七六、七三二パ・ポンド、ペンチン一八三、三二四パ・ポンド、自動車一六四、三四七パ・ポンド等である。この外、輸入品では、政府の在庫品が三三五、九二五パ・ポンド、軍需在庫品が二一三、四八〇パ・ポンド、イラク石油會社の在庫品が六七一、一五五

パ・ボンドの額に達する。主要輸出品はオレン...

近代的なハイファ港は一九三三年に開港した。パレスティナの港に通ずる定期旅客航路は...

ガザ(Gaza)には帝國航空會社(Imperial Airways, Ltd.)の飛行場があつて、其處から毎週一回...

G 通信 一九三二年に運送した通信数は、手紙一二、三八九、四〇〇、葉書九一八、七...

アラビヤ人の學校、は一九三二年、政府の維持による三〇五校であり、其うち、中等學校が...

ユダヤ人の學校はユダヤ人機關(Jewish Agency)の統轄するものと他の團體の統轄するものとに分れる。前者は二七二校、後者は一...

マホメット教徒の私立學校は一三七校あり、大體地方委員により維持されて居る。この中二校は中等學校である。

V 自然

パレスティナは地中海の東岸、シリアの南方に在る面積約一萬平方哩の地である。その地勢は略々南北に走る四つの地帯より成る。西部は...

四八ある。

III 社會文化

パレスティナはその昔華やかなる文化の榮へたイスラエルの地である。ユダヤ人は此地にメシヤの出現を待つこと二千年、今日も未だメシヤは生れて来ない。シオニズムはかゝるメシヤの出生を待たず、直接進んで神の國をパレスティナの地に建設せんとするのである。ロシア、フランス等のユダヤ人迫害に刺戟され、シオニズムは益々煽揚された。即ち一八八二年にはシオニズムの基礎確立し、一八九七年の第一回大會に於てはシオニスト協會はその目的を明にしてユダヤ人の郷土創建を期した。然し乍ら當時は未だ列國はユダヤ人に味方しようとしなかつた。世界大戦に至りイギリスはユダヤ人の援助を必要として遂に一九一七年のバルフォア宣言となつた。バルフォア宣言はイギリスがユダヤ人の民族的郷土をパレスティナに建設することを約束するものであるが、パレスティナの人口の大部分を占むる回教徒アラビヤ人は斷じて之を承認しない。茲にアラビヤ人とユダヤ人との激烈なる闘争が展開されることになつた。一九二二年の新憲法に規定された立法議會は、ユダヤ人に味方する故に、アラビヤ人の反對に遭つて今日も未だ開會されない。一九二五年にはアラビヤ人のバルフォア綱領事件があり、一九二九年には「嘆きの唄」問題でユダヤ人とアラビヤ人との間に正面衝突が演ぜられ、之は全國的に擴大した。この外小さい衝突は數知れず、ユダヤ人及びアラビヤ人の民族運動は益々猛烈になり、何時果つべしとも見當がつかない。兩民族運動の中に介在して困窮するのはイギリスである。ユダヤ人にはバルフォア宣言の責を負はされ、パレスティナの回教徒アラビヤ人を壓迫

普通の水より六の分一で、二四%の鹽分を含んで居る。ジョルダン溪谷の東、第四の地帯は急に高くなり、其上は臺地を作り、アラビヤ砂漠に接する。

【人口】一九三二年六月三〇日に於ける概算人口は、遊牧民六六、五五三人及びイギリス軍二、五〇七人を含めて、一〇五五、三八九人である。この中、遊牧民及びイギリス軍を除けば、マホメット教徒七〇四、六二四人、ユダヤ人一八〇、七九三人、キリスト教徒九〇、六三一人及び其他一〇、二八一人となる。また一九三一年七月一日より三二年六月三〇日に至る死亡は二一、九五八人、出生は四三、五三八人にして、幼児死亡率は千人の中一五三・二に上る。

【主要都市】首府ジェルサレムは、一二四四年以來マホメット教徒の手中に歸して居たが、一五二二年以來はトルコの支配下に屬し、一九一七年一月九日トルコの手より離れることになつた。一九三二年に於けるその人口は九〇、五〇二人である。一九三一年に於けるその他の主要都市の人口は次の如し。ヤッファ一五、三六六人。テル・アヴィヴ一四、六一六人。ハイファ一五、五三三人。ガザ一七、〇六九人。ナブルス一七、一七一人。ヘブロン一七、五三二人。リダ(Lydda)一一、二四九人。

VI ユダヤ王國

A 概説 【起源】 舊約聖書によつてユダヤ、イスラエルの政治的宗教的發展を知るこゝとが出来る。遊牧のユダヤ人は凡そ紀元前十世紀頃に、ヘブライ王ソロモンによつて國內は統一せられ、最も繁榮を極めた黄金時代を現出した。前九七八年王没し、ヘブライは南北に分裂し、イスラヘル及びユダヤの二王國となる。ユダヤにはヘブライ十二族中、ユダ及びシメオ

すれば、インドを始め世界の回教徒が納まらず、今やイギリスはその進退に窮してゐる。従つてこれが解決策としてイギリスは調査に名を籍つて徒らに問題を遷延してゐる。

要するに今やパレスティナの地はユダヤの國ではない。彼等は郷土を棄て、世界放浪の旅に上つて以來既に二千年、現在パレスティナの總人口一〇五萬のうち、回教徒たるアラビヤ人七〇萬、ユダヤ人一八萬、キリスト教徒九萬、その他は遊牧民及びイギリス軍隊で構成されてゐるといふ事實を見ても、實質的にはパレスティナは完全にアラビヤ人の郷土になつてゐる。にも拘らずイギリスはユダヤ人の國際的勢力と妥協してパレスティナにユダヤ人の「民族的郷土」を建設せんとする。こゝにパレスティナの複雑な社會問題が胚胎し政治的にも、經濟的にも、社會的にも、文化的にもパレスティナを現在の如き混亂に陥れてゐる。(この問題に就いては詳しくは最後の項、「ユダヤ王國」を参照)。

【宗教】 ジェルサレムには非常に多くの管長(Priate)と宗教團體とが居る。オールドドックス、ラテン及びアルメニア派の三クリスト教の管長が居り、又アングリカン僧正(Anglican Bishop) 其外ジャコバイト僧正(Jacobite Bishop)及びコプト僧正(Coptic Bishop)が居る。マホメット教徒には、ジェルサレムのマフティイ(Mufti) 法典説明官)が居る。マフティイはマホメット教最高會議の議長である。而してユダヤ人は二人の大博士(Chief Rabbis)を有つて居り、一人はセファルティム(Sephardim)の大博士、他はアシケナザム(Ashkenazim)の大博士である。ナブルスにはサマリヤ人の高僧(Manichean High Bishop)が居る。【教育】 學校はアラビヤ人、ユダヤ人、キリスト教徒に従つて各々異なる。

ン、ベンヤーン族の一部が住し、他はイスラヘルに歸屬す。ユダヤ建國は前九七五年或は九七二年と云はれる。前六世紀までに諸王相繼ぎ、イザア、ミカ、エレミヤ等の豫言者出づ。特にヨシア王は前六二二年に宗教革命を行ふ。前五八六年バビロニアの侵入のために滅亡。國民はバビロンに大部分敵囚となる。前五三六年ベルシア王キロスのバビロニアを倒すや四萬餘のユダヤ人はパレスチナに歸り新國家を建設す。

【モーゼの法典】 前五一六年イエルサレムに神殿が再建せられ、エズラ、ネヘミヤ等の力によつて國力恢復す。前四四四年「モーゼの法典」が新國家の憲法となる。前三三一年アレキサンダーに亡ぼされ、後シリアに歸屬す。一時前二世紀にユダヤの革命によつて獨立したが再び前六三年ローマの將ポンペイウスに平定さる。

【滅亡】 前三七―三四年ローマの力によつてヘロデ王によつて支配されたが壓制甚しく、國人遂に反亂を起し、かくてキリスト出現して國人の悲惨なる生活の救ひのために身を捧げ、被壓迫階級のための犠牲となる。七〇年にローマ軍はこの反亂を鎮定し、以來イエルサレムはローマの占領するところとなつて神殿は破壊され、遂に今日に至るまで國家形態を再興するを得ず。さまよへるユダヤ人の悲劇的運命を蒙るに至つた。

B ユダヤ教 廣義のユダヤ教はイスラヘルに在る宗教と呼ばれる。狭義のものはバビロニアの捕虜後の宗教をユダヤ教と云ふ。豫言者のメシヤ思想の繼承である。前五三八年バビロニアからユダヤ人は歸國し神殿を復興し「モーゼの律法」を制定して神と法とに國人は隷屬す。かくてユダヤ教の歴史が始まる。この俘虜及び悲惨なる生活は國人に非常に深刻なる人生觀と、また祖先傳來の神の選民としての不撓の自負とは、

國粹的民族的信念を益々強固にし、キリスト出現の頃にはバライサイ派とサドカイ派との烈しき對立となり「新約聖書」の中に反映してゐる。七〇年ユダヤ人はローマ人のために追放せられ、以後四散し彷徨するユダヤ人は母國を再建することを得ず、その民族の間にユダヤの宗教は愈々内的に深刻化するに至つた。

ユダヤ教の本質は、唯一なる神エホバに對する絶對的歸依で、メシアの實現を確信す。またモーゼの律法を基礎とする嚴格なる儀式的法則を強制し、また神の命令による選民としての意識はいかなる困窮にも忍ぶ得る信仰を與へ、また神政的王国の建設のもとに全世界を統一すべきもの、神の國を地上に來らすべき、メシアの實現を信する終末觀に歸依してゐる。

シナゴグなる會堂において禮拜したディアスポラスなる放浪的民族的信仰はその心情深く強烈なる宗教的信念を秘め、他日必ずそのメシア實現の日の來らんことを確信して今日までその民族的壓迫に耐へてゐる。

C ユダヤ人問題 「人種」 全世界に散在するユダヤ人は大別してアシシケナイサムとセファルディムに分たれる。前者はロシア、中部ヨーロッパ、イギリスに住み、後者は主としてスペイン、ポルトガル、小アジア、エジプト、アラビア等のものを云ふ。兩者はパレスチナからディアスポラなる四散民によつて、この居住する自然及び人種に影響、接近しつゝも、なほ依然その純粹なる種族性を保有してゐる。これはその民族信仰が他民族との混血を極度に拒否したことによる。併し二千年に亘る世界彷徨と風土化は、ユダヤの他民族とのかなりの同化を結果し、北方は北方種族化し、南方は南方民族化して、今は多くの人種の混血状態を示してゐる。而もなほ一般他民族とは明確なる對立を示

し、民族的差別感に本來的に濃厚である。これはそれ自らの有する信仰により、また特殊なる風俗習慣を固持せるため、他から異端視されたためである。

「ユダヤ人の壓迫」 ユダヤ人はその建國以來常に他民族より侵略、征服を蒙り、その生活状態は極度に悲劇的であり、その人生觀は單に現實を否定するのみならず只管に彼岸に望をかける信仰を有す。一三五年ローマのために征せられて以來、世界追放の全く寄る邊なき漂泊の運命を強られた。現在人口は約一千六百萬、彼等は七種族なるためにヨーロッパ族と異ること、またキリスト教と敵對すること、キリスト教がユダヤ人の迫害によつて死せること、なほ國力なき放浪性は功利心の極端なる發達を示し、利財の術が強度の經濟力を有すること等、が他民族より排撃せられる原因をなしてゐる。かくて歴史上排ユダヤ的運動 ユダヤ人彈壓は數ふことを得ざる程の大なる數に上つてゐる。十八世紀中葉ドイツのユダヤ人、モセス・メンデルソールンがユダヤ人の向上を示し、ユダヤ人解放の思想を強くな。アメリカ合衆國の獨立、フランス革命はこの解放運動を濃厚にした。イギリスは一八三二年改革法によつてユダヤ人に被選挙權を與ふ。ドイツは一八七一年、スイスは

一八七四年、オーストリアは一八七八年にユダヤ人に平等解放の制を許す。一八七九年ベルリン條約にてルーミアニアのユダヤ人は解放さる。併しロシア人のユダヤ人壓迫は益々烈しく一七六九年カタリナ二世はユダヤ人の居住を制限し、一八八二年に村落居住者には農業従事者禁止、アレキサンデル三世は先帝の暗殺がユダヤ人關係のために原因したと考へ、又政府は十九世紀のロシア社會革命運動がユダヤ人運動と關聯あるものと考へ、不斷のユダヤ人虐殺が行はる。ソ

ビアの「ヴェニス商人」のシャイロククの如く執拗であり神の選民としての自信が絶對的なるためである。オランダの近世資本主義の勃興期にユダヤ人の活躍は極めて大であり、哲學者スピノーザもユダヤ人である。なほ封建制を破つたユダヤ人ジユスの存在、ナポレオンをウオーターリに破つたフランスのロートシルドの秘められた經濟力は、やがて近代金融經濟の發達と共に大となり、ロスチャイルド家はハリ、ロンドン、フランクフルト・アム・マイン(一九〇〇年頃廢)、ヴィーン、ナポリ(一八六一年絶)の五分家となり國際金融の獨裁的王者となる。この外にロンドンのユダヤ人財閥にはモンテリグ、ラファエル、ステルン等、パリにはカモン、フアール、ベルリンにはグライヒ、メンデル、メンデルズゾーン等、ロシアにはギンツベルグ等、アメリカにはセリグマン、ラザール兄弟等が相互に共同戦線をもつて世界經濟を掌握せんとしてゐる。

最近のナチスの反ユダヤもその財閥に對しては却つて無力を暴露せんとしてゐる。最近の大戦前後にあつてドイツの大統領ヘルマン・フンダー、哲人的政治家ラーテナウ、カウツキー、ベルンシュタイン、等を始め内閣政府機關の重要なものをユダヤ人は殆んど占めてゐた。かくて前藏相エルツベルグと改造大臣のラーテナウ等々の暗殺は反ユダヤ運動の現はれである。

なほまた歴史的に見てマルクスの出現、詩人ハイネ、モーゼス・メンデルズゾーン、更に哲學者コーヘン、フッセル、ジンメル、及び評論家グロンドルフ、更に詩人シュテファン・ゲオルグ、或は戯曲家シュニツラー、精神分析學のジグムンド・フロイド、等がある。なほフランスにはベルグソン、文豪マルセル・ブルウスト、

グエート政府の建設さるゝやユダヤ人解放がなされたが併しロシア人との對立は去らずユダヤ人は極東の一方に壓迫されるに至る。マルクス主義運動はマルクス、トロッキー、ジノヴィエフ、カメネフ、ラデック等がユダヤ人なりしたためにユダヤ人の世界革命運動なりとして反ユダヤ主義が盛んとなる。またヒットラーのナチスは公然と反ユダヤ主義を掲げ、その獨裁權獲得後にはあらゆる方面よりユダヤ人排斥を斷行し、特に文學、科學、思想の方面には極端なる放逐が實行さる。かくてドイツのアカデミー、大學、藝術界よりはユダヤ人は全く排撃されるに至つた。

「ユダヤ人解放運動」 ユダヤの故郷シエルサレムの山にシオンがある。このパレスチナの聖土にユダヤ民族國家を再建せんとする運動をシオニズム運動(Sionist movement)と呼ぶ。近年ロシアのユダヤ人虐殺とフランスのドレフユース事件により一八九七年バーゼルに第一回のシオニスト大會を開く。パレスチナに公法によつて保護された國土を再建せんとす。爾來隔年一回大會を開く。一九一七年一月、大戰の最中ユダヤ人の參戰要求のため英外相バルフォアはユダヤ人の富豪ロスチャイルドにパレスチナにユダヤ人の國家を建設すべき運動を援助す

或はデンマークのキエルケゴール、ゲオルグ、ブランドス、英のチャールズ・キングスレー等がある。

なほロイテル通信のロイテル、支那研究家のスタイン、北極探検のナンセンのユダヤ人、及び遠くコロンブスも母にユダヤ人を持つ。またフランスの名女優サラ・ベルナル、天才ワグネル、最近のジンバリストもそれである。なほ醫學者にはワッセルマン、ロムプロツ、ニスベラント語のザメンホフ、等を見る。政治家には英のビーコンスフィールド、ドイツのラサール、イタリーのマジョー、ガリバルディー、またベルギーの國際聯盟議長イーマンス、更にロシアのリトヴィノフ、等は著名なるものである。

かくして近代の國際問題にはユダヤ人の活躍はそれが果して如何なる活躍を示しつゝあるかはかなり重大なる研究すべき現象であるに相違ない。

ることを言明す。かくて二〇年四月サン・レモの聯合國會議、二二年七月の國際聯盟理事會によりパレスチナはトルコから英國の委任統治に移され、バルフォア宣言を再認し、シオニスト團體をユダヤ人の代表機關と認めユダヤ國家建設の運動をパレスチナ行政府と會議する權限を與ふ。併し英國がエジプトに對する政策、パレスチナ内部のユダヤ人の内訌、パレスチナ全人口の約一七%なるユダヤ人と七十五萬のアラビア人との對立等は難問題に外ならない。かくて一八六〇年のパリのユダヤ人解放の世界イスラエル人協會のイスライズムの運動、或はフリー・メイソンの展開等は、今日の排ユダヤ主義によつて益々潜行化し、深刻化して行く傾向を示してゐる。なほユダヤ人のパレスチナ歸還は十五年間に僅か二千五百萬と云はれ、一九一七年以降七千萬圓がパレスチナ移民投資になされ、個人寄附等合計一億圓が費されたが、なほ成績は至つて悪い。これはユダヤ人の本來的なる功利心から到底荒蕪せるパレスチナの如き邊土に歸ることを欲せず、また彼等が都會人種たることに起因してゐる。かくて今日「ユダヤ禍」の問題は社會、政治、經濟界のユダヤ人の大勢力及び思想、學藝等の文化方面におけるユダヤの天才輩出等によつてかなり重大なる將來の問題となつてゐる。

E ユダヤ人の社會的發展 ユダヤ人の商才利財力は全く天才的のものであり、プリズベーンは「地球上人口の百分の一にも足らざるユダヤ人が世界商業利得の百分の五十を獲得する」と云ひ、ボヘドノスチュエフに「ロシアにおけるユダヤ人の三分の一が死滅し、三分の一を追放し三分の一を改宗せしめてロシア人と同化せしめざる限り問題は解決しない」と叫ばしめたことは彼等がいかに團結心に強くまたシエークス

24

バーレン諸島 英領
Bahrein Islands
Bahrain-Inseln
佛 Les Bahrein

I 歴史・政治 バーレン諸島を統治する Al Khalifa 家は始めクワイト(Kuwait)附近に住んでゐたが、一七八二年に、それ迄ベルシアの領土であつたバーレンを占領した。現在の會長 Shaikh Hamad bin Isa al Khalifa は一九三二年一月九日、この群島の統治者となつた。會長はインド政府と條約を締結して居り、インド政府の代表として理事官(Political Agent)が派遣されてゐる。

【政務駐在官】(ケルシヤ灣)ノマウル (Hem-
Lieut.-Col. F. C. W. Fowle)
【ケレン理事官】 ロッチ (Lieut.-Col. Gor-
don Loch)
【ケレン政府財政顧問】 ヘルグレイヴ (G.
Dalrymple Belgrave)

【首府】 マナマ (Manama)

II 經濟 【貨幣】 現在使用されて居る主
要貨幣はインドのルビーであるが、又オースト
リア・ドル (Austrian dollars) (一シリング一
ペンスに當る) 及びトルコのリラ (約一八シ
リング) が流通して居る。尺度は dhann (一九イ
ンチに當る) を用ひ、重量としては rola (四ポ
ンドに當る) manad (五六ポンドに當る) 及び
rifla (五六〇ポンドに當る) が用ひられてゐ
る。

【産業】 パーレンはペルシヤ灣に於ける有名
な眞珠採取業の中心地である。夏季の四ヶ月中
に、パーレンからは五百隻のボートと一萬五千
人の潜水夫が眞珠の採取に出かける。眞珠採取
期には多数のアラビヤ人やヨーロッパからの眞
珠商がパーレンにやつて来る。一九三二年、ア
メリカの一會社はパーレンで石油を發見し、酋
長から免許を受けた。この免許を有するパーレ
ン石油會社はニュー・ヨークのスタンダード石
油會社の支店である。その他の産業としては、
ボート建造、帆布及び蘆葦の製造、美麗な白驢
馬の飼育等である。

【外國貿易】 ネジド (Najid) 國及びハサ國の
貿易は大部分パーレンを中繼とする。パーレン
國の收入財源は一般商品に課する五%の税金
と、絨緞、自動車、電氣器具、自動車、靴類、
タバコ等を含む一定の贅澤品に賦課する一〇%
乃至一五%の税金とである。
一九三二—三三年に於ける貿易額は、輸入九、

七七二、三六〇ルビー、輸出六、〇九四、二一〇
ルビーである。主要輸入品は米一、七三三、五三
〇ルビー、砂糖四四九、九三〇ルビー、棒砂糖
二〇八、三二〇ルビー、コーヒー四一四、九六〇
ルビー、茶一六五、七〇〇ルビー、半酪油一〇
〇、四四〇ルビー、太物二、一二二、五四〇ルビ
ー等が数えられる。主要輸出品は米六九八、九
六〇ルビー、小麦九、四八〇ルビー、小麦粉二
二、〇八〇ルビー、砂糖二九一、二〇〇ルビー、
棒砂糖一三八、八一〇ルビー、コーヒー二五六、
一九〇ルビー、茶一一六、三四〇ルビー、半酪
油一五、六三〇ルビー、眞珠五三七、五六〇ルビ
ー、太物八六五、八三〇ルビー等とする。

【交通】 マナマの街には廣い道路が縦横に通
じて居る。マナマやムハラックの都市と田舎と
を繋ぐ道路は凡そ一〇〇ばかりあり、自動車の
交通もある。マナマとムハラックの間はモータ
ー・ランチによつて連絡される。モーター・ラン
チは又アラビヤ半島との間を往復する。

III 社會・文化 首府マナマには病院が二つ
と學校が幾つかある。マナマとムハラックの兩
都市の水は掘抜井戸を以て供給する。パーレン
諸島には凡そ二〇〇の湧水があつて、灌漑に
使用されて居る。マナマには發電所があり、ムハ

25

フィリッピン

英・佛 Philippines, 獨 Philippine

I 歴史的概観

一、フィリッピン發見 一五二二年世界一週

ラックに送電する。パーレン島の中央には圓錐
形の古墳が無数にあるが、其起源は今日も尙ほ
明白でない。

IV 自然 パーレン諸島はペルシヤ灣中の
群島で、アラビヤ海岸のアル・ハサ (al Hasa) から
二〇哩沖に在る。パーレン島 (Bahran) は群
島中最大のもので長さ二七哩、幅一〇哩あ
る。その他の島は、ムハラック島 (Muharrag)
がパーレンの北東に在つて、長さ四哩幅二分の
一哩あり、東方に在るシトラ (Sitra) 島は長さ
三哩幅一哩、ネビイ・サルヒ (Nabi Salih) 島
は周圍約二哩ある。その外無人の小島が數島あ
る。パーレンの諸島は一般に土地が低く、パー
レン島の中心にある最高の山でも四百フィート
を出でない。

パーレン群島の總人口は約一二萬人あり、そ
の中の四分の三は、群島土着の住民で、シア
派 (Shia sect) か又はスンニ派 (Sunnis) に屬
する。スンニ派の人は主としてマナマ (Man-
ama) 及びムハラックの都市に住んで居る。マナ
マには、ペルシヤ人の富豪や多数のインド商人が
居る。

主要都市はマナマとムハラックであり、人口
兩者とも約二五、〇〇〇人である。

(後のスペイン皇帝フィリップ二世) の名を取つ
てフィリッピンと命名され、漸次スペイン人の渡
來するものが多くなつた。

二、スペインの征服 斯くてフィリッピンは
一五六九年に至り全島スペイン人によつて征服
され、爾來スペインの統治下に置かれ、それは
一九世紀の終りまで続いた。その間、スペイン
統治は本國本位の政策を強行し、苛斂誅求をこ
とゝしたため、土民の間に漸次反抗運動が增大
し、一九世紀後半に至つて土人の暴動を起すも
の絶ゆることがなかつた。

三、アメリカの占領 フィリッピン統治が斯
かる状態に置かれてゐた時、一八九八年に至り
米西戦争が勃發し、フィリッピンは直ちに米艦
隊の占領するところとなつた。斯くて西米戦争
は遂にスペインの敗北に終り、同年一月一〇
日のパリ條約によつて兩國の和議成り、フィリッ
ピン群島は二千萬弗の代償を以つてアメリカ合
衆國に讓渡され、合衆國領有時代に進入した。

四、獨立運動 これより先き米西戦争勃發の
當初、同年六月二〇日に早くもアギナルド將軍
を盟主とするフィリッピン革命軍は共和國宣言
を發し、米軍と協力してスペイン守備軍の攻撃
に努力し、米軍のマニラ占領に多大の貢獻を爲
した。従つて米西戦争の結果、アメリカ合衆國
より獨立の承認を與へられることゝ期待してゐ
たが、戦後この希望は全く裏切られ、再轉して
アメリカの支配下に置かれるを知つた時、フィ
リッピン革命軍はアギナルド將軍指導の下に再
び米軍に反旗を翻し、強固に抵抗を續けた。一
九〇一年三月に至りアギナルド將軍が米軍に捕
へられるに及んで漸く鎮靜に歸し、同年七月、
始めて民政が布かれ、合衆國のフィリッピン總督
が任命され、その統治するところとなる。

五、經濟的・文化的發展 然しその後に至る

も全島民は相變らずアメリカ合衆國の治下に立
つことを欲せず、獨立要求の聲は益々旺盛とな
つて行つたがため、合衆國政府は一九一六年に
至りフィリッピン自治に關する「ジョンス法案」
を發布し、「比島に完全な政府が出來次第、ア
メリカ合衆國はその獨立を承認する」といふ獨
立を豫約するに至つた。この間、フィリッピン
にはアメリカの資本が盛んに輸入され、産業が急
テンポを以つて開發され、教育は急速に進み、
文化程度は一段と躍進した。斯くて今日南洋諸
島において最も文化の發達したところとなつて
ゐる。

六、比島獨立法案通過 その後、合衆國の輿
論は國內の經濟事情と關連してフィリッピン獨
立に賛成するに至り、一九三三年、所謂「ホース
・カッティング法案」と謂はれてゐる比島獨立法
案を大統領の拒否に拘らず採擇するに至つた。

然るにフィリッピン議會はより完全なる獨立を
求めて同年七月、この獨立法案を否定し去つた。
斯くて米比兩政府の協議の結果、「マゲダフィ
・タイディングス法案」が採擇せられ、一九三四年
三月一九日合衆國下院を、同二二日合衆國上院
を大多數を以つて通過し、同二四日遂にルーズ
ヴェルト大統領は之に署名した。これに對しフィ
リッピン議會は同年五月一日直ちに該法案を承
認可決したため、永年紛糾に紛糾を重ねた同島
の獨立問題はこゝに終了した。その結果、フィ
リッピンには一九三五年八月一日を以つてい
よいよ共和國政府が正式に成立することゝな
り、一〇年乃至一二年以内のその完全なる獨立
が達成せらるゝことになつた。

II 政治

A 政治機構 一九一六年制度のフィリッピ
ン自治に關する「ジョンス法案」によつて自治制

度が確立されてゐる。即ち、フィリッピンの政治
組織は合衆國任命の總督の下に、行政・立法・司
法の三部が設けられ、内閣に西敵すべき「國務
議會」(Council of State) は總監、上院議長、下
院議長、兩院における大政黨の領袖、及び内務、
社會、教育、財政、法務、農務、商務の六行政
部長官を以つて組織される。尙、これ等の六行
政部長官はフィリッピン上院の同意を得て總督
の任命によるものにして職權上より社會教育長
官たる副總督を除いてすべてフィリッピン人で
なければならぬ。

B 總督 フィリッピン總督 (Governor-Ge-
neral) は合衆國上院の承認を得て大統領がこれ
を任命する。總督はそして立法部可決の歳出入
豫算案を拒否することが出来るも、再決議され
た場合にはその最後の決定權は合衆國大統領の
權限に屬する。

また總督の下に副總督 (Vice-Governor) が置
かれてゐる。副總督は大統領によつて任命さ
れ、一般民政を總監する。また副總督は職權上
からして社會教育長官をも兼ねる。

【總督】 フランク・マッフィー (Frank McF-
arthy) 一九三三年六月一日任命。
【副總督】 ジョセフ・アル・ヘイデン (Joseph
R. Hayden) 一九三三年一月三日任命。

【首府】 マニラ (Manila)
C 立法 ฟิลリッピンの立法部は二院制
度である。即ち上院 (Senate) は二四名の議員、
下院 (House of Representatives) は九六名の議
員を以つて構成する。任期は上院議員が六年、
下院議員が三年にしていづれも人民の一般投票
によつて選出せられるが、但し特定區域を代表
する九名の下院議員と二名の上院議員とは總督
の任命にかゝる。

參政權は二一歳以上の男子にして、西貨五百

ペン以上の財産を有し、スペイン語、英語、又は土語のいづれかを讀書し得るものに與へらる。また一弗の頭税の支拂が必要である。二一歳以上の女子には一九三三年一月の法案によつて、一九三五年一月一日より選挙権が與へられることとなつてゐる。この法案によれば女子には人頭税が免除せられる筈である。一九三一年における選挙者名簿に登録せる人員は、四八九、六九三名に上る。

D 司法 裁判制度は高等法院がマニラに設けられ、その他、區裁判所が三十一ヶ所に置かれてゐる。マニラ高等法院はフィリッピン人の院長一名、判事一〇名(うちフィリッピン人四名)を以つて構成する。區裁判所のうち一九ヶ所には各々判事一名、一ヶ所には各々判事二名が配属されてゐる。マニラ區裁判所のみは判事七名、及び豫審判事一九名を以つて構成する。その他、市及び地方には治安判事(Judice of Peace)が任命され、地方の司法行政に當つてゐる。またマニラには特別に三名の判事より成る市裁判所が置かれてゐる。

E 地方行政 地方行政州又は市の政府は行政局(Executive Bureau)及び非キリスト教土族局(Bureau of Non-Christian Tribes)を通じて内務省(Department of the Interior)に監督せられる。各州には州知事(Provincial Governor)と州委員会(Provincial Board)があつて、人民の一般投票によつて選出せられる。町又は市には四名乃至八名より成る市會又は町會が設けられてゐる。それは特定の場合を除いては人民の一般投票によつて選出せらる。その議長(President)は市又は町の行政上の最高権限を持つ。一九三一年一月三日現在において、官吏總數はアメリカ人四四六名、フィリッピン人二一、七二〇名である。

F 國防 アメリカ合衆國の正規軍は、一九三三年六月三日現在において、二一、四四〇名の兵力をフィリッピンに駐屯せしめてゐる。その他、フィリッピン人軍六聯隊、約六千七百の兵力を有してゐる。また、一九一七年三月、一八歳より四五歳に至る島内の壯丁を以つて民兵を組織する制度が確立され、戦時の防備の完壁が期せられてゐる。

またアメリカ政府は極東における自國海軍の根據地としてマニラ灣の閘門を要するカウイテ軍港(Cavite)に大規模の防備を施して來た。今日はワシントン條約によつてフィリッピンの要塞施設増築は禁止せられてゐるが、カウイテ軍港の如きは既に完全なる防備が施され、樂にアメリカ全艦隊を收容することが出来、東洋のアメリカ全艦隊の稱がある。また同地の北西約三〇哩の地點にあるスビック灣のオロガンボー要港も各種の防備施設が完備され、カウイテ軍港と共にその堅強を誇つてゐる。

その他、同島の治安維持にあたる目的のために、普通の都市警察の外に、特殊の軍隊組織の警察隊が設置されてゐる。フィリッピン警察隊(Philippine Constabulary)これである。それは將校四〇一名(うちアメリカ人將校一五名、隊員五、六一七名)によつて編成され、全群島内に一三二の駐屯所に分れて配置されてゐる。それに要する經費は、一九三一年度において、二、五九五、二五四ドルに上る。

G 政治の動勢 フィリッピン獨立問題は過去既に三〇年間に亘つて政治的に幾多の紛糾を極めて來た問題である。更に一九二九年に勃發せる未曾有の經濟恐慌、その後の止むことを知らない深刻化は、合衆國の農業を不況のどん底に落し込んだ。この時にあたりフィリッピンの農業生産物は合衆國內において一段と進

III 經濟

A 財政 フィリッピン中央政府の財政状態は、二、三年悪い方へ向つてゐる。一九二九年に至るまでは歳入額が歳出より多く、毎年數百萬ドルの國庫の剩餘を出してゐる。然るに一九二九年に勃發したアメリカ經濟恐慌の深刻化と同時に世界恐慌が世界的に擴大して行つたため、原料供給料料供給

最近の政財

(單位ドル)

Table with 4 columns: Year, Income, Expenditure, Balance. Data for years 1927-28 to 1931-32.

註 以上はフィリッピン中央政府の歳出入表にして 1931-32年度は豫算とする。

フィリッピンも恐慌の波に襲はれ、財政状態も近年にない赤字へと陥落した。【國債】一九三二年六月三〇日現在におけるフィリッピンの國債總額は八一、八三三、五〇〇ドルに上る(州及び都市の公債をも含む)。また同年における減債基金に充てられた金額は二六、二一九、七六七ドルにして、全國債の三分の一に近す。

B 金融 フィリッピン群島内において營業しつゝある銀行は一〇行あり。外國銀行は四行である。即ち、ナショナル・シティ銀行(National City Bank of New York)、香港上海銀行

(Hong-Kong and Shanghai Banking Corporation)、印度支那特許銀行(Chartered Bank of India, Australia, and China)及び橫濱正金銀行である。一九三二年六月末日現在フィリッピンにおける全銀行の財源總額は二二、三三、四、〇〇〇ドル、同じく資本金及び剩餘金は一六、六七六、〇〇〇ドルに上る。

フィリッピン國立銀行(Philippine National Bank)は一九一六年五月二日のフィリッピン議會によつて特許せられた同島の中央銀行である。一九三二年末現在において、同行は資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ、剩餘金六、一三七、七四四ペソ、準備金八、一五九、四三九ペソ、預金五六、二〇七、〇六六ペソ(この預金に對する準備額五一、〇八一、五八〇ペソ)を持つてゐる。今日既に政府は個人の所有に屬してゐた同島の株式を殆んど全部買収し終り、同行發行の證券類に對しては保證を與へてゐる。一九一六年七月一日以來、同行は唯一の政府の預金機關となつた。この銀行と、一八五二年に設立されたフィリッピン群島銀行(Bank of The Philippine Islands)のみが、紙幣發行の特權を與へられてゐる。

また、この外に金融機關として郵便貯金制度が設けられてゐる。一九三二年一月一日現在において、郵便貯金銀行(Postal Savings Bank)フィリッピン全島には九八六ヶ所に設けられ、預金數二二三、六二三口、預金額八、五二九、九五九四ペソに上つてゐる。

C 貨幣 フィリッピンでは一九二二年金本位基金條令(Gold Standard Act)が制定され、金本位制が採用されるに至つた。然し本國たる合衆國は一九三三年三月六日に金本位を停止し、金の輸出並に兌換の禁止を斷行し、翌年一月三十一日には四割一分のドル價切下げを行つ

出し、斯くて一層の進出的競争を恐れたアメリカ農業ブルジョアは從來の態度を急に變更してその獨立に賛成し、以つてフィリッピン農業生産物に對して禁止的關稅を設けんとした。殊に砂糖の過剰生産、在荷壓迫に苦しんでゐる糖業資本の活潑なる暗躍は極めて著しかった。斯くて成立せるのが一九三三年一月十七日、フーアー前大統領の拒否にも拘らず上下兩院の再議決による所謂「ホース・カッティング」フィリッピン獨立法案である。然し同法案は名目だけの獨立を許可せるに過ぎなかつた爲め、フィリッピン議會の受諾するところとならず、その拒否の結果、滿一ヶ年経過せる三四年一月十七日を以て解消するに至つた。こゝにおいてフィリッピン議會の代表者たる上院議長マヌエル・ケソンはワシントンにおいてルーズヴェルト大統領と種々接衝を遂げ、ホース・カッティング法案を修正せるマクダグフ・タイディングス獨立法案が成立し、同法案は三四年三月十九日下院を無投票で通過し、更に同二日上院を六八對八の絶對多數を以つて通過し、更に同四日ルーズヴェルト大統領の署名裁可を得て公表されたに對して、フィリッピン議會は絶對多數を以つて受諾を決議した。この受諾の結果フィリッピンは半獨立國として取扱はれ、三四年五月二日より移民制限を受け、年々五〇名に限られるに至つた。同法案の大綱は次の如し。

- 一、合衆國政府はフィリッピンに對し一〇年乃至一二年以内に獨立を許與す。
二、フィリッピン獨立後においては合衆國政府は直に同島におけるその陸軍根據地を放棄す。
三、海軍根據地は獨立後においても放棄せざるも、この問題に就いては獨立二年後において兩國政府の交渉によるものとする。

た。この二の通貨法案は當然フィリッピンにも有効で、現在本國と同様に金本位停止中である。フィリッピン・ペソ貨(Philippine peso)は合衆國の貨幣に換算する時、五〇セントと等價である。金を以つてペソ貨幣の法定平價(parity)を維持するために、一九二二年六月一日日金本位基金條令(Gold Standard Fund Act of June 13, 1922)が制定せられてゐる。一ペソ銀貨は純度八〇〇の銀二〇グラムである。フィリッピン群島において使用せられてゐる貨幣の種類は次の如し。銀貨一ペソ、半ペソ、セセタ(1 peseta = 20 centavos)、ニメヤア・セセタ(1 media peseta = 10 centavos)、白銅貨一五セセタ(1 Centavo)、銅貨一セセタ、また大藏證券(Treasury Certificates)及び紙幣(Bank notes)には、一ペソ、二ペソ、五ペソ、一〇ペソ、二〇ペソ、五〇ペソ、百ペソ、二百ペソ、五百ペソの九種類が發行されてゐる。フィリッピンの貨幣はすべてマニラの造幣局において鑄造せらる。合衆國金貨は特定の契約が爲されてゐない限り法貨として流通する。

D 生産 産業大觀】フィリッピンは豊富なる天然の資源に恵まれてゐる原料生産國である。従つてその産業は農業を根幹として、その他、工業原料及び食糧を供給する畜産業、林業、鑛業などを主要なものとする。製造工業は僅かに製糖業及び製麻業に見るべきものもある。他の多くは未だ家内工業の域を脱してゐない。また水産業も割合に盛んであつて、多く日本人の手によつて行はる。一九三二年度における各種産業の生産價額は、一〇八二、八六六、〇八〇ペソと概算せらる。内譯、工業製品三九三、九五七、六五〇ペソ、農産物三〇一、一六四、九三〇ペソ、水産物二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ、木材一五〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ、家畜類一九、

二九三、八〇〇ベソである。【農業】可耕地面積は三九、六五七、六〇〇エーカーに上り、全面積の五四パーセントを占めてゐる。一九三一年の調査によれば、これ等の可耕地面積の二三・五パーセント、即ち九、三一八、〇〇〇エーカーのみが耕作されてゐるに過ぎない。即ちこの耕地面積は僅かに全面積の一・五パーセントである。従つて未開墾地は約三千萬エーカーに上り、全面積の七分の三を占めてゐる状態であるから、フィリッピン島の農業の完全なる發達は將來のことに屬する。

農産物は種類多であるが、その主要なるものは米、麻、椰子、甘藷、玉蜀黍、煙草、龍舌蘭等に指を屈することが出来る。米は日本人と同様に島民の主要食料品で、政府でも米の植付を極力奨励し、目下自給自足の域にまで達せしめやうと努力中である。一九三一年の米作耕地面積は約五百萬エーカーに達し、その精米産額は一、四二七、二〇〇メートル噸である。

甘蔗の栽培地は主としてネグロス、ルボン、バナイ、ミンドロの各島で、その中心地四十四ヶ所の合計産出高は、一九三二―三三年には約一、〇五〇、〇〇〇噸、一九三三―三四年には一、四八六、八七一噸である。最近の世界糖價の暴落に對する對策として一九三三年一月に採擇せられた法案によつて、一九三二―三三年度より向ふ三ヶ年間に、年糖産額を粗糖一、四〇〇、〇〇〇噸、精製糖八〇、〇〇〇噸に制限すべきことが規定されてゐる。これ等のフィリッピンの砂糖は大部分はアメリカ合衆國に輸出せられ、その額は、一九三二年には一、〇一六、三〇七メートル噸の巨額に上る。その他、粗糖は日本及び支那に多く輸出される。その植付面積は約

百四十萬エーカーに上り、主要産地はレイテ、ダバオ、アルバイ、ソルソゴン、サマールの諸州である。煙草は世界に名高いマニラ煙草である。その大半は葉巻として海外に輸出され、その年産額は五〇百萬キロに上る。

コブラと椰子油においては、フィリッピンは世界有数の産地にして、一九三二年度において、二一三、〇八九メートル噸のコブラ、及び一四、六七〇噸の椰子油が輸出されてゐる。ゴムの栽培は年々益々盛となりつゝある。特にゴム園の増加は南方諸州において著しい。その年産額は未だ約三百噸に過ぎないが、將來の發展性は大である。

その他、果實類の栽培も盛である。その大宗はバナナであるが、他にコンゴ、パイア、パイナップル、柑橘類及びその他の熱帯果實類が豊富に産する。

【畜産業】島内にとりて牧草が繁茂し、草原地帯は全面積の二〇パーセント近くを占め、畜産業に對する自然的條件に恵まれ、肉類の需要性並びに家畜の使用も逐年盛となつて行く傾向があるにも拘はらず、その割合に畜産業が遅々として發達を見ないのは、リンドー、ペストや炭疽病等が流行し、家畜の斃死するものが絶えなかつた爲めである。その對策として比島政府當局は多年鋭意これが撲滅に努力した結果、比島畜産界も次第に勃興の氣運に向ひ、堅實な發展への道を歩いてゐる。

フィリッピンにおける最も重要な畜畜は、稻田の耕作に必要な肥料の出來ない水牛である。水牛の数は一九二五年末には一、七〇六、〇〇〇頭であつたのが、一九三一年末には二、〇七六、四四〇頭に増加してゐる。また一九三一年末における主要な家畜の頭数は次の如し。牛

一、二五七、九七〇頭、馬及び驢馬三四四、四四八頭、豚二、九七一、二六七頭。その他、山羊は約百四十萬頭、羊は約三〇萬頭を數へることが出来る。

【林業】農業に次ぐフィリッピン群島の主要産業の一つであつて、近年製材業の盛になると同時にその伐採高も漸増の傾向にある。森林地帯は全面積の五〇パーセント以上を占め、約四千萬エーカーに上り、殆んどすべてが千古斧を加へない森林である。このうち約九七パーセント以上が官有林に屬する。これ等の森林は南部においては赤道型密林であつて、主として建築材及び家具材の堅木類を産し、その他、竹、タン皮規那皮の染料及び染料木等を産し、尚ゴム、樹脂、植物性油、並にセルチュア護膜等を産出する。一九三一年度の木材輸出額は、幅四吋乃至六吋、厚一吋半乃至二吋半の材木において、七一、三三三、七六〇噸に達する。

【水産業】水産業は自然的條件に恵まれ、魚族が非常に豊富なるにも拘らず、土人の漁撈法は幼稚極まる状態であつて少しも進歩の跡が見えない。従つて年々四百萬ベソの魚貝類を海外より輸入してゐる現状である。現在フィリッピンの漁業に従事せるものは日本人が最も多く、特にダバオ灣の如きは日本人漁夫は三百名以上を算し、盛に活動してゐる。水産物は蟹、真珠、海藻、及び介類を主とし、一九三二年度の全水産物価格は約二億萬ベソに上つてゐる。

【鑛業】鑛産物の埋蔵量は甚だ多い、金、銀、銅、鐵、白金、クロム及び石油を主要なものとするも、未だ充分その開發が行はれてない。その他、非金屬性の鑛産物に大理石、石膏、粘土等が産出する。一九三二年における鑛産物総額は千八百五十萬ベソに上る。鑛産物の大宗は金であつて、主としてバグイ

最近の輸出入額

(單位ドル)

Table with 4 columns: Year, Imports, Exports, Balance. Rows for 1928, 1929, 1930, 1931, 1932.

卷及び巻煙草工場一七を數へる。E 外國貿易 フィリッピンの外國貿易は一九二九年アメリカ合衆國の經濟恐慌を契機として、非常に衰退の傾向を辿つてゐるも、輸出超

オ地方(Batavia)に産する。その一九三二年における年産額は二二九、七二八オンス、三、七六二、四三四ドルに上る。同年における銀の産出は一四九、一三一オンスである。白金は多く金鑛精鍊過程において採取せられる。最近、ザムバル(Zambales)及びパウガヤン(Pangasinan)にクロム鐵山が發見せられた。比島における二つのセメント工場の年製造高は約六十萬噸である。

【工業】製造工業は餘り盛んでなく、製糖、製麻、製油、洋灰、煙草、コーヒー、製網、貝釦製造等が行はれてゐる。その多くは家内工業の域を脱せず、或は極く小規模の工場で爲され

主要輸入品

(單位フィリッピン・ペソ)

Table with 3 columns: Item, 1930, 1931. Lists various goods like sugar, oil, etc.

註 1 フィリッピン・ペソは米貨50セント即ち1/2ドルにあたる。

【主要輸出品】またその輸出品は殆んどすべてが農産物にして、砂糖は他の輸出品に抽んで第一位にある。その他、主要な輸出品は椰子油、マニラ麻、コブラ、マニラ煙草、刺繡品、椰子、木村、帽子類、マンゴー等である。【主要國別貿易】本國たるアメリカ合衆國とフィリッピンとの輸出入には自由貿易主義が採用され、双方無税であるが、外國品の輸入に對しては合衆國議會の規定せる約二〇%の輸入税が課せられてゐる。従つてフィリッピンの對外貿易はアメリカ合衆國を大宗とし、總額の七割を占めてゐる。日本は第二位にあるも合衆國に較

主要輸出品

(單位フィリッピン・ペソ)

Table with 3 columns: Item, 1930, 1931. Lists goods like sugar, oil, etc.

べる時、日本からの輸入においてその約二〇%、日本への輸出においてその約四〇%にしか當らない。その他、その輸入貿易においては前述の米日を第一として、支那、ドイツ、イギリス、蘭領東インド諸島、英領東インド、オーストラリア、ベルギー、フランス等を主要なものとする。またその輸出入貿易においてはアメリカ合衆國に次いで重要なのはスペイン、イギリスにして、日本は第四位である。その他、支那、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、英領東インド等之に次ぐ。尚、一九三四年一月二日のフィリッピン獨立法案はルーズヴェルト大統領の裁可を得、更にフィリッピン議會の受諾の結果、合衆國によりフィリッピンは半獨立國としての待遇を受けるに至り、五月二日より移民制限を受け、それと同時に兩國間の無關稅自由貿易は廢されて、關稅障壁が設けられた結果今後フィリッピンの外國貿易におけるアメリカの位置は著しく下落するものと豫想されてゐる。

一九三一年度主要國別輸出入 (単位: フイリツピン・ペソ)

國 別	輸 入	輸 出
アメリカ合衆國	111,568,125	190,666,593
ハ ワ イ	425,972	691,878
日 本	20,542,791	8,109,002
イギリス及び アイスランド	6,684,575	9,234,182
支 那	9,559,568	3,805,053
ド イ ツ	7,387,503	3,421,716
ス ペ イ ン	1,044,203	9,590,446
蘭 領 東 イ ン ド	6,263,129	464,150
英 領 東 イ ン ド	4,838,086	1,103,789
フ ラ ン ス	2,112,549	3,209,835
ベ ル ギ ー	2,455,898	1,274,936
イ タ リ ア	387,978	2,753,325
ス イ ス	1,802,094	17,115
オ ラ ン ダ	1,112,762	1,394,581
佛 領 東 イ ン ド	1,131,024	66,091
オーストラリア	2,574,623	247,661
臺 灣	1,707,255	54,971
香 港	220,626	972,444
カ ナ ダ	419,767	436,744

註 フイリツピンの貿易年度(會計年度も同じ)は毎年7月1日に始まり、翌年6月31日に終る。即ち、1931年度は1930年7月1日に始まり、1931年6月31日に終る。

F 交通

【道路】スペイン領有時代から當局者は道路の開発に努力して来たが、合衆國の領有以來、一段の努力を以て銳意その開設改善を圖つたがため、道路網が都市を中心として各地に設けられ、一九三一年末には道路の全延長實に八、九〇五哩に達した。そのうち、一等道路は全道路の半ば以上、即ち四、七八五哩に達し、二等道路は二、五〇一哩、他は三等道路である。その他、歩行道路及び車道は二、七二七哩を算してゐる。一九三二年一月一日における自動車数は、乗用二三、三七三臺、トラック一四、一三一臺である。

【船舶】一九二八年、アメリカ合衆國がフイリツピンの統治を引継いだ當時はマニラ・ダグバン間に狭軌單線の鐵道が通じて居り、その全長約一二〇哩に過ぎなかつたが、一九三一年末現在においては、鐵道の全延長は約八三七哩に達してゐる。が然し、鐵道の發達は極めて遅れて居り、僅かにルソン、セブ島の兩島に主として敷設せられてゐるに過ぎない。即ちマニラを中心とするマニラ鐵道會社(Mania Railroad Co.)はルソン島に七五〇哩の鐵道を有し、フイリツピン鐵道會社(Philippine Railroad Co.)はパナイ及びセブ島の兩島に一三二哩の鐵道を有してゐる。現在マニラ鐵道會社は政府の直營に移されてゐる。

【船船】フイリツピン群島の海外貿易は主として日・英・米の船舶を以て行はれてゐる。イギリスが第一位にして、アメリカが之に亞ぎ、日本は第三位である。一九三二年度におけるフイリツピンの外國貿易に従事せる日・英・米の船舶数は次の通りである。即ち、アメリカ船、二三五隻、一、二八六、三四七噸、イギリス船、三三三隻、一、五五一、九七四噸、日本船、二六隻、八七〇、五七六噸である。

G 通信

現在フイリツピンはアメリカ帝國主義の植民地的搾取を受けてゐる。一九三四年三月一九日に至りアメリカ合衆國議會は前述の如く合衆國における經濟的事情とフイリツピンにおける民族的反抗運動のために遂にフイリツピンの放棄を決定せる獨立法案を可決し、同二四日、ルーズヴェルト大統領はこれを裁可し、その結果、フイリツピンは今後一〇年乃至一二年のうちに合衆國の支配を離れ、獨立することゝなつた。然し現在のフイリツピンにおける合衆國の支配は經濟的に見て歴史的にして、この優勢なる地歩はフイリツピンの獨立後も依然として繼續すべく、結果獨立を許しても實質的支配は依然としてアメリカ合衆國の手に殘されてゐると見らるべきである。

H 社會

フイリツピンを人種的に見れば、その先住民族たるネグリティ族を驅逐して南方より侵入せるインドネシア族と、一六世紀以來新しく侵入して支配民族の位置を占めたスペイン人ととの混血種族たるフイリツピン人が歴史的多数にして千二百萬に上るフイリツピン全人口の約九割に

上を占めてゐる。これに對してアメリカ人は極めて少く、多く官吏、軍人、アメリカ投資團の代理者等より成り、その上層支配階級を構成してゐる。またその他のヨーロッパ人のうちにおいてはスペイン人僧侶がフイリツピンの社會において極めて勢力ある地歩を占めてゐることは特に注目する事實である。

【民族運動】一九二一年マニラによるフイリツピン發見後、スペイン人の侵入を受け、一五四三年にはスペインの領有に歸し、その後スペイン人と南方より移住せるインドネシア人ととの混血種族が形成され、住民の九割以上を占めるに至る。斯くてこれ等のフイリツピン人は漸次スペインの飽くことのない植民地的搾取に目覺めつゝ、遂に一九二八年の米西戰爭勃發を機として、アギナルドを首領とする革命軍は合衆國の支援の下にスペインの支配を打破し、全群島を席捲するに至り、新共和政權の確立が期待された。然るにその後合衆國は一度スペインよりフイリツピンの讓渡を受けるや、その態度を一變して革命軍の武装解除と完全なる服屬とを要求した爲め、こゝに内亂が再び勃發し、爾來三ヶ年間兩軍の間に激烈なる戦闘が續けられたが、革命軍も強力な合衆國の武力的彈壓に抗する術なく、一九〇一年革命軍の首領アギナルドの逮捕により革命軍は殆んど全滅し、この内亂は完全に鎮壓されるに至つた。

【衛生】アメリカ合衆國の領有以來、特に衛生行政に留意してその改善に努力せられて来たがため、今日のフイリツピンの衛生状態は嘗てのスペイン領有時代に比較する時、大いに改善せられ、隔世の感がある。然し今日においても未だ赤痢、腸チフスの如き傳染病の流行は絶滅してはゐないが、嘗ての如き天然痘、コレラ、ペスト等の悪性流行病は最近においては殆んど跡を絶つに至つたと云つてもいい位である。

V 文 化

A 宗 教 スペインはフイリツピン統治政策においてキリスト教の布教に努力して来た結果、全島の土人は九割までキリスト教を信奉してゐる。そのうちでも今日最も優勢なる宗派はローマン・カトリック教にして、その信者の總

教師はアメリカ人二六〇名、フィリピン人二八、二〇九名である。一九三一年度の公學校教育に要する経費は一七、〇二七、三七八ドルに上る。(但し、この数字には地方政廳の支出する教育費は含まれていない。)

その他、幾多の特殊學校が設けられてゐる。即ち、フィリピン師範學校(Philippine Normal School)、地方師範學校八校、フィリピン商業學校(Philippine School of Arts and Trades)、地方商業學校二六校、中央ルソン農業學校(Central Luzon Agricultural School)、地方農學校二九校、農業實習學校二八三校。

高等教育のためには各種大學及び専門學校が設けられてゐる。中でもフィリピン國立大學(State-supported University of The Philippines)が最も設備規模大にして、フィリピン人の學問の中心を成してゐる。一九三二年の同大學の教授は四九九名、學生は七、五九七名である。その他、私立の認定せられてゐる専門及び大學の教育機關は三五校を算してゐる。中でもセント・トマス大學(University of Sto. Tomas)の如きは、一六一一年創立の古き歴史を有する大學で、最も有名である。その他すべての各種學校を合算する時、政府公認の私立學校は三六三校に上り、一九三一年におけるこれ等の私立學校の學生生徒の總数は十萬を越え、その教員数は約三、七四九名に上る。

C 風俗 フィリピンは本國アメリカ合衆國と同じく女尊男卑の國である。婦人の社會上並に家庭上における地位は他の東洋諸民族の男尊女卑の傾向に反して一段と高い。婦人の服装は、スペイン人と混血が非常に多いため、等しく洋風化せられ、日本の袴やうす薄い上衣に、下はスカート風のものを着してゐる。鶏の蹄に残忍な闘鶏は公然と許されてゐる。鶏の蹄に

長二寸位の鋭利な刃物を付けて、眼を隠し、互に蹴合はせ、怒らせた後、眼を閉じて闘はす方法を取つてゐる。この残忍な血を見て喜ぶ風習は、スペイン闘牛の弊風の變化したものである。

VI 自然

A 位置 アジアの南東部に位置するマレー群島の一部を占め、北はバシ海峽を隔て、臺灣に對し、西は南支那海を挟んで南支那及び佛領インド支那に對し、南はスラール海を隔て、英領北部ボルネオ島に對し、南はセレベス海を隔て、蘭領セレベス島に對し、東は暹羅か太平洋を隔て、遠く中米を望んでゐる。その間南北凡そ千五百哩餘、東西約五百九十哩に亘つて散在し、大小七千の島嶼より成る。その四極は次の如し。東端—東經一二六度四分、バumas島東端。西端—東經一一七度、バラバツク島西端。北端—北緯二一度〇七分、北バumas島南端。南端—北緯四度四分、シバツ島南端。

B 地勢 臺灣に發し全群島を貫いて蘭領モルッカ諸島に走つてゐるフィリピン火山帯は、その火山の數及び活動の頻繁さにおいて世界屈指の火山帯である。従つてその縱走するフィリピン群島は著しく火山に富む。即ち、フィリピン火山帯に屬するバンドラ火山帯及びサンギー火山帯はそれぞれ蘭領モルッカ諸島及びセレベス島より並行してフィリピン群島に向ひ、そこに至つてミンダナオ火山帯となり、サンギー島、ミンダナオ島のアボ火山、カミング島を経て南部ルソン火山帯のレイテ島のダナン、カシボイの諸火山、ルソン島のブルザン、マヨンの諸火山に續き、更に北上してパプアニューギニアの諸火山に接し、日本の臺灣に至る。また別にスー

ル火山帯があつてスラール群島を通つて、ネグロス島のネグロス火山帯に續き、南ルソン火山帯に合する。以上の如くフィリピン群島は殆んど火山帯に屬し、従つて全島火山岩が著しく發達し、山岳重疊し、千古斧鉞を加へない密林が非常に多く、殆んど全土の五〇パーセント以上を占めてゐる。然し河川は島嶼が小なるため概して大なるものなく、ルソン島のカガヤン河(Cagayan)を主とし、またその中央山地に發して反對に北流するバムバンガ河(Bambanga)がある。その他、ミンダナオ島には北にプアラン河(Pulungan)があり、南にプラングア(Pulangua)がある。

これ等の河川を中心として、諸所に地味豊かな沃野が開けてゐるが、概して大なるものに乏しい。僅かに北部ルソンのカガヤン平野、中部ルソンのダラツク平野、ミンダナオ島のコタバト平野、ネグロス島のネグロス平野等がその主要なものである。

C 地質 フィリピン群島は地質構造上第三紀の褶曲山脈より成り、アジア大陸のプラットフォームの微曲端と見做すことが出来る。この褶曲群島の東方に大海溝が横たはる。即ち、太平洋の最深部の一つがミンダナオより東方約五十哩のところにある。従つてフィリピン群島は一部水中に没した山脈の高處が水面上に現はれたものに過ぎないのであつて、島の或る部分は第三紀の沈澱物を包含する褶曲にして、他の一部分は火山の頂上部である。これ等の褶曲山脈は第三紀以前において既に幾分か形成され、中新世の末期に至つて大いに隆起し、更に第四期に至つて上昇したものと見られてゐる。その地質が第三紀以前の水成岩によつて被はれてゐるところは、水成岩のところもすべて第三紀のそれにして、他の大部分は第三紀の

火成岩によつて占められてゐるといふ事實を見ても明かである。然し殆んどすべての高山は深成岩又は噴出岩より成つてゐるといふことは注目する。

D 氣候 フィリピン群島は北緯五度—二度に亘る熱帯圈内に屬するため、高温にして一年を通じて気温の差は大きくないのは當然であるが、アジア氣節風及び貿易風の勢力下にあるため、四時海風に和げられて気温は概して凌ぎ易い。首都マニラの如きは、年平均気温は二六・八度、最低は一月の二四・五度であり、最高は五月の二八・四度にして、その較差は僅かに三・九度に過ぎない熱帯性氣候である。

またフィリピンの氣候は乾濕の二季に分けられてゐる。即ち、西岸においては毎年六月より九月末まで、南西季節風が多量の雨を降らし、北東岸においては十月より翌年五月まで、北東貿易風が降雨を齎らし、雨期である。その降水量は、首都マニラ市においては、年平均一九六一耗に上る。

また南支那海及び支那海の有名な颱風の多くはフィリピン群島の東方において北緯八度乃至一五度の間に生ずる。これ等の颱風は七月乃至十一月に最も多く、一、二、三月には殆んど稀である。

E 面積 フィリピン群島は七、〇八三の大小の島嶼より成り、その全面積は一一四、四〇〇平方哩に達する。而してこれ等の七千餘の島嶼のうち居住に耐え得るものは僅かにその三分の一に當る二千四百餘に過ぎず、他は殆んど無用の珊瑚礁に過ぎない。殊に一平方哩以上の面積を有するものに至つては僅かに四六六島を數ふるのみである。

これ等の島嶼のうち主要なるものは次掲の一島であつて、これ等の總面積はフィリピン

主要島別面積

(單位平方哩)

島名	面積
ルソン Luzon	40,814
ミンダナオ Mindanao	36,906
サマール Samar	5,124
ネグロス Negros	4,903
パラワン Palawan	4,500
パナイ Pannay	4,448
ミンドロ Mindoro	3,794
レイテ Leyte	2,799
セブ Cebu	1,695
ボホール Bohol	1,534
マスバテ Masbate	1,255
その他	6,528
計	114,400

群島全面積の九割以上を占め、一〇七、七七二平方哩に及ぶ。

F 人口 フィリピン群島の全人口は一九三一年には一、二、四二〇、九二七人、一九三二年には一、二、五九〇、三六九人、即ち一平方哩の密度は一・〇人に上る。これを一九一八年に行はれた國勢調査に見ると、全人口は一〇、三二四、三二〇人であつて、約十年間に二割を増加してゐる。また首都マニラの人口は、一九三二年六月における概算數によれば、三、四一、〇三四名に上る。

G 住民 フィリピンの先住民はネグリートと稱する短軀な黒人であつたが、南方から移住して來たインドネシア族に次第に驅逐せられ、現在は山間地方に追はれて餘りその姿を見せない。その後、スペインの領有するところとなり、スペイン人とインドネシア族との間に混血行はれ、今日のフィリピン人を生み出してゐる。然し彼等の血のうちには、古くより渡來してゐた支那人の血統も混合され、一概にフィリピン人と呼ぶも幾多の種族に分れてゐる譯である。即ち、タガログ、ビサヤ、イロカノ、ビニール、バムバンガ、パンガシナン等の比較的文化的程度の高い種族から、モロー、バ

コボ、イゴロテ、イフガオ、ネグリート等の未開種族がある。

これ等のインドネシア族に屬する所謂フィリピン人は全人口の殆んど九一%を占めてゐる。そしてそれ等の多くは人種的に見てマレーに類似してゐる。そのうちタカロク人はマニラを中心として南ルソン一部の地に分布し、ビサヤ人は中部のビサヤ諸島に居住し、イロカノ人はルソンの北西部に、ビニール人はルソンの南西半島及び附近の島嶼に、バムバンガ人はルソン島中部のバムバンガ地方に分布してゐる。以上の文化程度の高い五部族が所謂フィリピン人の大部を占め、約九割に達してゐる。

外國人にしてフィリピンに居住せるものは數十萬に達し、そのうち支那人が七割近くを占め、その他スペイン人、アメリカ合衆國人、日本人、イギリス人等が多い。

【在留日本人】 フィリピン島に在留せる日本人は、一九三二年現在において、一九、五二八名にして、そのうち七、〇三六名がルソン島に居住し、残りの二、四九二名がミンダナオ島のダバオ州にゐるのである。即ち、總數の七割までがダバオに集つてゐる譯である。

H 移民政策 フィリピンには支那人労働者の入國は禁止されてゐる。然し日本人は自由に入國して産業上活躍することが許されてゐる。但し農業移民は一九一九年制定の現行公有地法によつて可成り窮屈な制約を受けてゐる。第一に私有地においては、舊公有地法によつて拂下を受けた土地は、現行公有地法の下に拂下を受ける権利のないものに擔保、讓渡を許さないといふ制限はあるが、拂下地以外の土地に對しては内外人とも差別なく自由に所有、讓受、擔保の目的物とすることが出来る。次にそれが公有地となると、内外人によつて著しく待遇が

異る。即ち、現行公有地法による農業地拂下は、一、フィリッピン人及びアメリカ合衆國人に對しては一人百ヘクタール以下、二、同じくその法人に對しては、その株式の六割一分以上が同國人の手にあり、營業を公許されたものに限り、一會社千二十四ヘクタール以下、三、フィリッピン人に對し官物拂下の權を認めらるる國の人民に對しては、フィリッピン議會の協賛を経て一人百ヘクタール以下、の三規定に依る。

また農業地租借においては、前記の(一)及び(二)は千二十四ヘクタール以下、(三)及び前記以外の法人に對しても議會の協賛がある限り千二十四ヘクタール以下、と規定されてゐる。そして住宅及び工業用地拂下並びに租借は個人、法人共にすべて十ヘクタール以下である。

以上の如く、今日において外國人がフィリッピンにおいて農園を經營せんとする場合には、嘗ての如く外國人のみを以つてフィリッピン法人を作り、官有地の拂下或は租借をすることが出来なくなり、個人の私有地を買入れるか或は外國人所有にかゝる開墾地において事業に取掛るより外に方法がない。

26

ブータン 専制君主國

英 Bhutan, 獨 Bhutan
佛 Bhoutan.

I 歴史 嘗つてはブータンは主としてテフス族 (Tepus) が住居してゐたが、一七世紀に入り、テク・パス族 (Tuk-pas) が西藏より侵入して来て、これ等の先住民を征服して新國家を建設した。その後、彼等は屢々南下してイ

ンドのアッサム地方に侵入掠奪を行つてゐたが爲め、イギリスの干渉の口實を與へ、一八六五年イギリスは武力を以つてブータンを威嚇強制し、一條約を結んで、ベンゴール及びアッサムのドアルス地方をイギリスに割讓せしめ、且つ「ブータン國は爾後イギリスに對し惡結果を及ぼすが如き行動をなさざること」を條件として、イギリスは年々五萬ルビの補助金をブータンに與へることとなつた。

の代表者としてのダルマ・ラヂヤ (Dharma Raj) と俗人の代表者としてのデブ・ラヂヤ (Deb Raj) によつて支配せられる二頭政治であつた。然るに前述の如く一八七〇年、デブ・ラヂヤ (同時にダルマ・ラヂヤを兼ねてゐた) はその地位から退き、代つてトンクサの領主たるウギエン・ウアンチュクは選ばれてブータンのマハラヂヤ (Maharaja) の地位に就いた。現在、ブータンは世襲の君主に支配せられる王國にして、内政は外國の干渉を受けざるも、外交においてはイギリスが發言權を持つてゐる。

ぐれたものが多い。服装は極めて原始的にして、四時雪を戴く高山に圍まれてゐるため、獸皮毛を重ねて作られた防寒用の衣服を着す。女は長袖の着物に、日本婦人のやうに帯を締めてゐる。そしてチベット人と同様、ブータン人は非常に入浴を嫌ひ、不潔を極めてゐる。水害多きため、家は山腹に立てられ、その建築は極めて美しい。またその特異な風習として、死體は丸太棒に縛つて高山の崖上に捨て、兀鷹の餌食とする。

より南に走り、山脈と山脈との間は深い溪谷を成してゐる。同國は地理的に見て三地方に分けらる。第一の地方はインド平野より聳え立つて南方に傾斜せる山地で、同國の最も低い地方を形成し、冬期南西の貿易風を受けるため、年雨量二百乃至三百インチに達し、草木鬱蒼として繁茂し、熱帶的氣候を持つてゐる。

世の政權確立後、フランス政府は著しく帝國主義的となり、従つてその植民政策において安南と不和を生じ、遂に一八五九年兩軍干戈を交へ、その結果安南軍の大敗に終り、越えて一八六二年に至り兩國の間にサイゴン條約が締結され、フランスは交趾支那の割讓を受け、同時に安南に對する支配權確立の端緒を得た。翌年、フランスは更にカムボジアをその保護下に置いた。この一において安南は自ら安ぜずフランス軍と戦端を開き、またもや敗北して一八八四年に至りフランス軍に降服、東京地方をフランスの支配下に譲り、自らはその保護下に立つに至つた。更にその後、一八九三年、フランスは西部邊境のラオス國の保護權をシアンムより讓渡せしめ、續いて一九〇四年、メコン西岸のルアンパラー地方を正式に佛領と認めしめ、同時にマルアレ及びバルザク地方をフランスに割讓せしめた。越えて一九〇七年、フランスはシアンムよりバタムボン、シエム、ラップ、シンフォム地方の割讓を受け、クラット港一帯の海岸地方をシアンムに返却し、現國境の確認となり、今日に至る。

27

佛領インド支那

英・獨 Indo-China, 佛 Indochine

I 歴史 概観

佛領印度支那は嘗ての安南國で、紀元前二百年代より紀元後七百年代まで支那の版圖であつたが、紀元一千年頃よりその外藩に列し、爾來王朝の興廢多く國の治まるを知らなかつた。フランスが安南に確乎たる勢力を扶植するに至つた

のは一七八七年にフランスと安南との間に親交條約が結ばれた以後のことである。その後一八〇二年に至り、現安南王朝の始祖、阮福映はフランスの援助の下に當時混亂の安南國を平定し、國王の地位に就いた。斯くてフランスは安南において確乎たる地歩を占めるに成功した。その後、一九世紀の中葉に至りナポレオン三

II 政治

A 政治機構 佛領印度支那は交趾支那 (Cochin-China)、トンキン (Tonking)、安南 (Annam)、カムボジア (Cambodia)、ラオス (Laos) の五地方より成り、政治的には印度支那聯邦 (Union Indo-Chinoise) と呼ばれる。これ等のうち

前二者は植民地にして、後の三者は保護領でフランス政府任命の印度支那總督によつて統治せられてゐる。また政治上、支那よりの租借地たる廣州灣も亦印度支那總督の管轄下に置かる。總督 (Gouverneur Général) はフランス大統領によつて任命され、印度支那の全統治権を握る。總督の下に政務長官 (Conseil supérieur) が置かれ、總督を助けて政務を總括する。また交趾支那、トンキン、の植民地には知事 (Lieutenants-Gouverneurs)、他の三保護領には駐劄長官 (Résidents-Gouverneurs) が置かれ、總督の指揮下にそれぞれの政務を執行する。

また印度支那全般に就いて政務會議 (Gouvernement Council) と經濟問題全國會議 (Grand Council for Economic Affairs) が設けられてゐる。その他、交趾支那には植民地會議 (Colonial Council)、各保護領には保護國會議 (Protectorate Council) 及び經濟問題會議 (Council for Economic Affairs) が置かれ、政務遂行の圓滑を計る。

【總督】 ルネ・ロビン (René Robin) 一九三四年二月二七日任命。
【政務長官】 エム・グラッファイユ (M. Grattiau) 一九二八年一月四日任命。
【首府】 ハノイ (Hanoi)、トンキン地方の中部、ソンコイ河の流域にあり、トンキン地方政廳の所在であると同時に、一九〇二年一月一日以來、サイゴンに代り佛領印度支那の總督府の所在地となる。人口一二七、四〇四人 (一九三三年)。

B 司法 直接植民地たる交趾支那においてはヨーロッパ人及び植民地人に對する裁判はすべてフランス判事によつて執行せらる。然し各保護國においては土着人口に關する事件は土着人民の裁判所によつて爲される。フランス法

及び二十分の一のアストル白銅貨、百分の一のアストル青銅貨がある。またその他、紙幣は印度支那銀行によつて發行されてゐる。
D 生産 佛領印度支那は經濟的に見て次の三大産業區域に分けられる。即ち、(一)はサイゴン地方 (Saigon) で、交趾支那、カムボジア、南ラオス、ヴァレラ岬、安南南部を含み、海岸及び内湖には多少の漁業行はれるも、殆んど全部農業を行ひ、世界最大の米産地の一つである。(二)はハイホン地方 (Haiphong)、トンキン及び安南の北部三州を含み、農業、鑛業、及び製造工業が盛に行はれてゐる。(三)は中央安南 (Central Annam) で、安南港以南、ヴァレラ岬以北の、トゥーラ (Tourane) をその主港とする地方にして、農業を主要産とするも、大米作區域に屬せず、輸出向の肉桂、砂糖、及び茶を主産物とする。

印度支那の主要鑛産は石炭 (一九三一年度の産額一、七二六、〇〇〇噸)、燐礦 (一一、八七一噸)、亜鉛 (一八、七二五噸)、錫 (一、六八八噸)、クロム (二、七八〇噸)、等にして、その他、黒鉛、鉛、金、銀、アンチモニー等を産する。林産は造船材、建築材となるチークの外、唐木たる紫檀、黒檀、カリン等の産が多い。(産業に就いて詳しくは後説の各地方別の項参照)。

E 外國貿易 一八八七年、安南、トンキン、交趾支那、カムボジアを含む佛領印度支那諸邦は關稅同盟 (Customs Union) を組織し、關稅の統一を計つた。一九三二年度における輸入總額は九七〇、〇〇〇、〇〇〇フラン、その輸出總額は一、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇フランにして、出超額は五千萬フランに上る。
主要なる輸出品は米にして、一九三二年度は一、一九一、六四九噸 (前年度は九六一、二〇六噸) に上る。その他、ゴム、魚類、石炭、胡椒、牛及び、皮革、穀物、亞鉛、及び錫鐵等を多く輸出する。また主要なる輸入品は綿織物、絹織物、金屬器具、石油、自動車である。

III 社會・文化

延はヨーロッパ人及び支那人に關する事項を取扱ふ。また土着人民の裁判所からサイゴン及びハノイにある控訴院に上告することが可能である。これ等の控訴院においては、フランス人裁判官は安南人官吏の補佐を受ける。

C 國防 陸軍は二師團と一獨立旅團とより成る。一九三二年七月一日現在におけるその勢力は將校八四四名、下士卒二二、一六六名 (うち一八、〇七三名は土着人) に及ぶ。また一九三一年末における海軍力は三スループ型軍艦、三砲艦、二潜水艦、三通報艦より成つてゐる。

D 統治政策 フランスの印度支那における統治方針は、イギリス及びオランダのそれと異り、徹頭徹尾壓制干渉の政治である。元來、佛領印度支那一帯の地はアジアの南部において最も天然の資源に恵まれた地方であつて、フランスの最大の賣場と云つても過言でない。従つてフランス政府はこの地方の開発に就いて多大の關心を有し、自國人の保護に専心してゐる。即ち、全然鎖國主義を取り、領内に外國勢力の侵入するを極端に嫌惡し、土人の利益を無視してまで、外國資本及び製品をあくまで排撃する政策を固執してゐる。

然し法律上、外國人が印度支那で各種の企業を試みるも、何等禁止條項はないが、事實問題としては種々の困難に遭遇する。殊に日本人は佛領印度支那が日佛通商條約に含まれてないから、通商上何等の保證なく、また日本製品は關稅上最劣等の待遇を受け、企業に就いても不利不安定の地位に置かれてゐる。たゞ昭和二年八月、巴里において調印された日本國及び印度支那間における居住及び航海の制度を定むる議定書) によつて、日本人並にその法人の居住、または日本船舶に關してのみ條約關係が出来てゐる。

F 交通 一九三一年二月末日現在、植民地道路は五、二五二哩、地方道路は一〇、二二二哩に上る。また主要なる鐵道はサイゴン・ミト一哩 (四五・五哩)、ハノイ・ナシヤム間 (一一哩)、ハノイ・トラン間 (四九七哩)、サイゴン・カンホア間 (二六四哩)、ハイホン・ユナソフ (五三四哩)、トリーヤム・ダラ間 (三八・五哩) である。佛領印度支那における鐵道の全長は一、四九〇哩にして、印度支那政廳經營の三分の二に上る。

以上の如く、佛領印度支那における鐵道はその面積の廣大なる割合に發達は不充分である。従つて内地は主として自動車、或は河川によつて交通してゐる。殊に二大河と呼ばれるメコン河、ソンコイ河を始め、多くの河川あり、内地交通に多大の便を與へてゐる。またトンキン地方には運河が相當發達し、舟運を助けてゐる。これ等の河川又は沿岸航路には全部フランス汽船會社の船舶が獨占的に就航してゐる。

G 通信 一九三一年度における主要郵便局は全土で四二二局、地方郵便は七百以上に上る。佛領印度支那における電話線は、一九三一年には、六、四四三軒、その電線延長は三七、二七三軒に上る。その呼出回数は一一、七五七、〇〇〇回、その加入者は七、五九九名である。またサイゴン及びフナム・パン (Phnom Penh) とローバとの間に無線電話が開通してゐる。一九三一年度における電信数は一九、〇〇〇軒にして、内國電報数は一、〇九、〇〇〇通に上る。

III 經濟

A 財政 印度支那を一括する豫算案と、各邦別の豫算案と二つが作成せられる。また直轄植民地たる交趾支那は州毎に、また市毎にそれぞれ豫算を持つ。總豫算は關稅、政府專賣、間接徵稅、郵便、電信、全印度支那鐵道の收入によつて支持され、軍事費、裁判費、公共事業及び他の全地方に關聯せる事項に費出する。一九三三年度の歳出入豫算は七八、四五七、四九〇ピアストルである。一九三一年一月一日の佛領印度支那の未済負債額は一、四三六、二二八、〇〇〇フラン、その他一一、〇二〇、〇〇〇ピアストルに上る。

B 金融 印度支那銀行 (Bank of Indo-China) は印度支那の主要なる銀行にして、兌換券發行權を獨占してゐる。この特權は一九二〇年満期となつたが、一九三一年三月のフランス議會通過の法律案によつて、二十五ヶ年間の延長が許可された。同銀行の資本金は一億二千萬フランである。一九三二年一月末日現在の同銀行發行の流通紙幣は九八、一五六、九五六ピアストルに上る。その他、主要なる銀行に佛支銀行 (Franco-Chinese Bank) がある。

C 貨幣 佛領印度支那においては銀本位制が採用され、銀貨一ピアストル (Pastre) を本位貨としてゐるが、一九三〇年五月三十一日の法令により、ピアストル貨は法律上金貨本位に基礎付けられることとなつた。即ち、その換算率は一〇フラン一ピアストルにして、新しく、鑄造せらるべき金貨一ピアストルは純度九〇〇の金六五五ミリグラム、即ち一〇・〇三〇八グラムを含有することとなつた。

また現在行はれてゐる通貨としては一、二分の一、五分の一、及び十分の一ピアストル銀貨、

A 民族運動 佛領印度支那における最も圓結心の強い民族は安南人である。一九世紀の始めより着々として扶植して行つたフランスの勢力は一八八四年に至り安南の宗主權を奪つて、全土をその支配下に置いた。斯くて安南の領有に成功したフランスは安南人に對して極端な壓制方針を取つた。その刑罰は極度に重く、その課稅は苛酷にして、過去長い間、越南國として獨立の誇りを持つて來た安南人には耐え難いものがあつた。或は五十里以上の國內旅行を禁じて國民の外部の空氣に觸れるを禁じ、或は陰に陽に國民をして精神的に去勢せしむる政策を取つて來た。この種のフランスの壓制政策に反抗して、安南人の安南を獲得せんと企つるに至つたのが、即ち安南獨立運動である。

一九世紀末葉より二〇世紀初頭にかけて、日本民族の勃興、及び支那、フィリピン、インド、エジプト等の革命運動、獨立運動の勃發は、安南の獨立運動に大なる刺激を與へた。一九〇三年安南國民黨は結成され、獨立運動の端緒を作つた。その後、再三再四の彈壓に屈せず、一九一四年歐洲大戰を機會に安南獨立黨は叛亂を起したが失敗に終つた。然し大戰後民族自決の世界的風潮の波に乗つて、安南獨立運動は國民の間で擴がつて行つた。一九三〇年二月以來、その勢は可成り強く現れ、フランス官憲を惱ましてゐる。

現在、安南獨立運動のうちには次の三つの分派がある、即ち、(一)王黨派たる越南國民革命黨、(二)共和派たるフランス留學の青年學徒を中心とする安南獨立黨、(三)共產主義を奉ずる越南共產黨の三つである。

B 衛生 佛領印度支那の地はすべて熱帯に屬せるため、暑熱甚だしく、氣候概して不良のため、流行病は毎年猖獗を極めてゐる。その上、